

令和５年度 第２回富山県道路メンテナンス会議 資料

１． 富山県道路メンテナンス会議_規約＋名簿	・・・ １ 頁～
２． R5活動報告・R6活動計画(案)	・・・ ５ 頁～
３． 広報活動事例（国土交通省富山河川国道事務所）	・・・ ７ 頁～
４． 点検DBのR6登録ID申請の流れ	・・・ ８ 頁～
５． 道路メンテナンス年報〔北陸版〕	・・・ １１ 頁～

(１ ３ １ 頁)

富山県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「富山県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、富山県内の道路管理者が道路施設の点検や補修・更新等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、協力して老朽化対策の強化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有に関すること。
- (4) 道路施設の老朽化対策の理解促進に関すること。
- (5) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、富山県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

2. 会議には、会長及び副会長を2名置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長、副会長は富山県土木部道路課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会議の構成は、「別表－1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。
6. 会議には、「幹事会」を置くものとし、構成は「別表－2」のとおりとする。

(幹事会)

第5条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整。
- (2) 会議における協議議題の調整。
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整。
- (4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、富山県土木部及び中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月27日から施行する。

平成27年 6月 5日 一部改正

平成28年 7月22日 一部改正

令和 2年 8月 4日 一部改正

令和 3年 8月 4日 一部改正

令和 4年 3月23日 一部改正

令和 4年 7月28日 一部改正

富山県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所長
副会長	富山県土木部	道路課長
副会長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山高速道路事務所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路調整官
	国土交通省北陸地方整備局	道路保全企画官
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課長
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所長
	富山県道路公社	事務局長
	富山市	建設部長
	高岡市	都市創造部長
	射水市	都市整備部長
	魚津市	産業建設部長
	氷見市	建設部長
	滑川市	建設課長
	黒部市	都市創造部長
	砺波市	建設水道部長
	小矢部市	産業建設部長
	南砺市	ふるさと整備部長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	事務局長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 富山高速道路事務所	

富山県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省北陸地方整備局	富山河川国道事務所 総括保全対策官
副幹事長	富山県土木部	道路課長補佐
副幹事長	中日本高速道路株式会社金沢支社	富山高速道路事務所 工務担当課長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長補佐
	国土交通省北陸地方整備局	道路部 道路構造保全官
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所 副所長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター 工務担当課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括課 課長代理
	東日本高速道路株式会社新潟支社	上越管理事務所 副所長
	富山県道路公社	工務課長
	富山市	道路河川管理課長
	富山市	道路構造保全対策課長
	高岡市	土木維持課長
	射水市	道路課長
	魚津市	建設課長
	氷見市	道路課長
	滑川市	建設課長
	黒部市	道路河川課長
	砺波市	土木課長
	小矢部市	都市建設課長
	南砺市	建設維持課長
	舟橋村	生活環境課長
	上市町	建設課長
	立山町	建設課長
	入善町	建設課長
	朝日町	建設課長
	公益財団法人富山県建設技術センター	技術課長
事務局	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所	
	富山県土木部	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 富山高速道路事務所	

日程	会議名称	主な内容	出席者
R5. 8. 3	第1回道路メンテナンス会議	○2021年度点検結果の概要 等	本会議
R5. 3. 22	第2回道路メンテナンス会議	○道路メンテナンス年報〔北陸版〕 公表前の確認	本会議 (書面開催)
R5. 3. ●	道路鉄道連絡部会	○跨線橋の点検・修繕予定、状況	部会 (書面開催)

令和6年度 富山県道路メンテナンス会議 活動計画(案)

日程	会議名称	主な内容	出席者
R6. 7～8月頃	第 1 回道路メンテナンス会議	○2023年度点検結果の概要 等	本会議
R6. 10月頃	事務局意見交換会	○道路メンテナンスに係わる実務担当者間での 意見交換	事務局
R6. 11月頃	道路メンテナンス技術実務者 現地講習会	○新技術を用いた橋梁点検現地講習 ※会場未定	自治体職員 参加希望者
R6. 2月頃	第 2 回道路メンテナンス会議	○道路メンテナンス年報〔北陸版〕公表前の確認	本会議
R6. 2月頃	道路鉄道連絡部会	○跨線橋の点検・修繕予定、状況	部会
R6. 2月頃	跨道橋連絡部会	○跨道橋の点検・修繕予定、状況	部会

※活動時期および内容等は、現時点の予定であり、変更となる場合があります

○道路メンテナンスの取り組みを広く紹介し理解を得るため、道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物等）の定期点検の実施状況について動画を作成し、Instagramや X（旧：Twitter）、YouTube、富山河川国道事務所の1階ロビーで公開をした。

実施(予定)日	イベント名	開催場所	内容等
R5.10.19～	道路の「維持管理」紹介動画	- 富山河川国道事務所 公式SNS（Instagram、X、YouTube） - 富山河川国道事務所 1階ロビー	道路点検

Instagramの投稿状況



X(旧: Twitter)の投稿状況



YouTubeの投稿状況



全国道路施設点検データベース R6年度登録ID申請の流れについて

【全国道路施設点検データベース】R6年度登録ID申請の流れ

①全国道路施設点検データベースのHPへ (URL: [全国道路施設点検データベース\(日本みち研究所\)](#))

②申請フォーム(Excelシート)のダウンロード

» 道路管理者のデータ登録申請関連

項 目	説 明
 データ登録の流れ (道路管理者用)	道路管理者がデータ登録する際の 手続きの流れ図です。
 データ登録申請フォーム (道路管 理者用) お問い合わせ前にこちらのFAQ集を ご覧ください。 ※登録申請は "road_structures_db★rirs.or.jp"へ ※「★」を「@」に置き換えてください。	道路管理者がデータを登録するた めのデータ登録申請フォームで す。 フォーム1およびフォーム2があ ります。詳細情報の登録 (有料) がある場合はフォーム2 もご入力 ください。無料分のみの場合はフ ォーム1のみで結構です。 * ファイル名は、【R6登録申請_団体コード_ 団体名】としてください。 * 拡張子は.xlsxのまま添付して下さい。
令和6年度登録用ID利用受付フ ォーム (道路管理者用) 送付先 : road_structures_db★rirs.or.jp ※「★」を「@」に置き換えてください。	既に登録用IDをお持ちの道路管理 者が、令和6年度登録用IDを利用 する為の申請フォームです。 ・ ※印の項目は必ずご入力くださいますようお 願い申し上げます。 ・ ファイル名は【団体コード_団体名】として ください。 ・ 拡張子は.xlsxのまま添付してください。

③申請フォーム(Excelシート)の入力

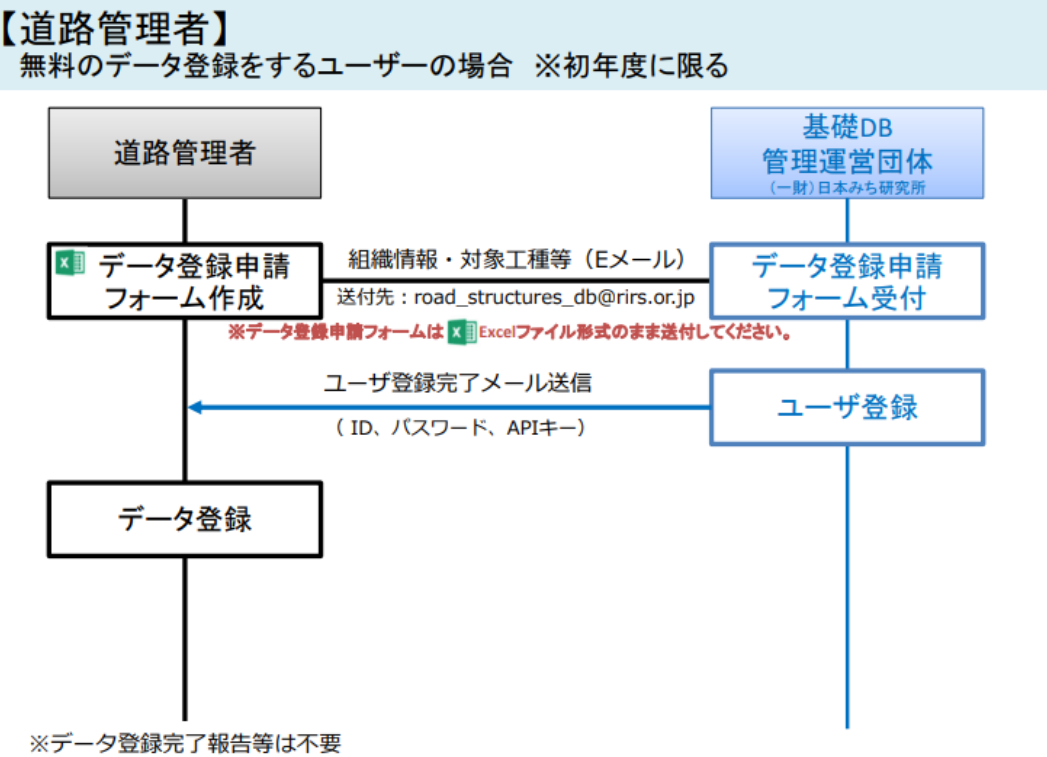
更新申請フォーム (道路管理者用)

※更新年度		R6年度	備考
担当者情報の変更の有無	※	○ 担当者情報の変更なし ○ 担当者情報の変更有り	
※ 必須項目です。担当者情報の変更が無い場合も必ずご入力願います。			
担当者の入力			備考
法人・団体名	※	種別 区分1 区分2	
組織コード	※	注1	注1 現在お持ちのID【組織コードの下1 ～2桁がアルファベット】の方は記載されて いるアルファベットを入力してください。
部署名	※		
郵便番号		(ハイフンなし、半角)	
住所 (丁目まで)			
住所 (上記以降)			
申請者氏名 (漢字)	※	姓 名	
申請者氏名 (フリガナ)	※	セイ メイ	
メールアドレス	※	@	
電話番号	※	- - (半角)	

※箇所を入力願います。
「組織コード」のみ入力不要ですが、ファイル名に組織コードを入力してください。
(例) R6登録申請_組織コード_団体名 (必要に応じて部署名も追加)

【全国道路施設点検データベース】R6年度登録ID申請の流れ

④申請後の流れ



申請フォームを以下へ送付してください。
送付先:road_structures_db@rirs.or.jp
※IDおよびパスワードについては、R5年度に利用のものを引き続き使用。
(破棄した場合は、「日本みち研究所」へ連絡)
※申請の無い場合は、登録用IDは2024年4月30日(火)で利用停止。

※お問い合わせ先

パラメーター一覧 (道路橋)	各DBのデータ登録用APIのパラメーター一覧です。
パラメーター一覧 (トンネル)	
パラメーター一覧 (舗装)	
パラメーター一覧 (道路附属物)	
パラメーター一覧 (土工)	

» お問い合わせ先
※「★」を「@」に置き換えてお問い合わせください。

内 容	問い合わせ先
・基礎DB、道路附属物DBに関すること ・各種申請等の事務手続きに関すること	一般財団法人 日本みち研究所 調査部 みちメンテグループ E-mail: road_structures_db★rirs.or.jp
・道路橋DBに関すること	一般財団法人 橋梁調査会 橋梁データ管理室 E-mail: bridge_db_desk★jbec.or.jp
・トンネルDBに関すること	一般社団法人 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 研究第一部 E-mail:tunneldb_info★cmi.or.jp
・舗装DBに関すること	一般財団法人 国土技術研究センター 道路政策グループ E-mail:pavementdb★jice.or.jp (https://www.jice.or.jp/pavement_db)
・土工DBに関すること	一般財団法人 土木研究センター E-mail: earthwork_db_desk★pwrc.or.jp

申請手続きの
問い合わせ先

点検DB個別の
問い合わせ先

道路メンテナンス年報 北陸版(新潟県、富山県、石川県)

■連絡事項

- 本編を3月29日(金)に以下、北陸地方整備局HPに公表を予定しています。
ホームページURL: [道路メンテナンス年報 北陸版 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)

■お願い事項

- 本編をご確認いただき、以下期日までに修正箇所等ございましたらメンテナンス会議の窓口を通じてご連絡お願いいたします。
期限: 令和6年3月27日(水)まで ※修正等なければ報告は不要です。

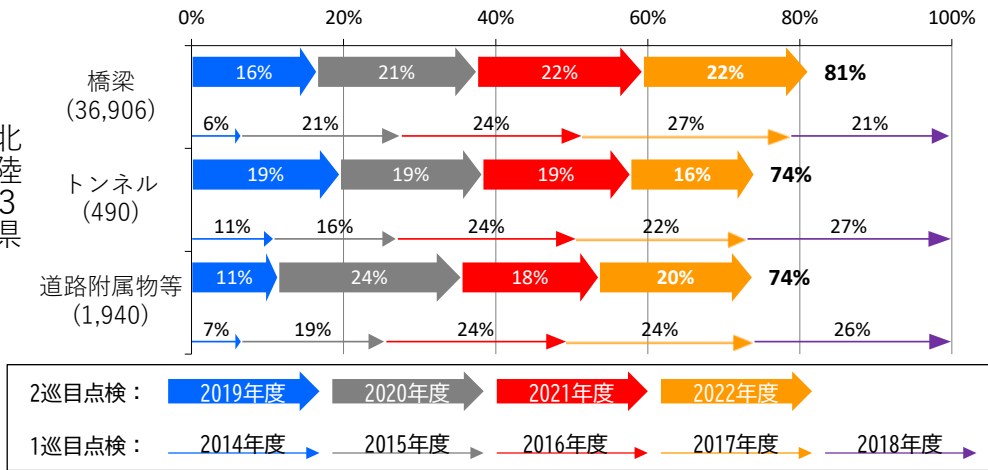
【概要】道路メンテナンス年報 北陸版（新潟県、富山県、石川県）

2巡目(2019～2022年度)の点検実施状況・判定区分結果

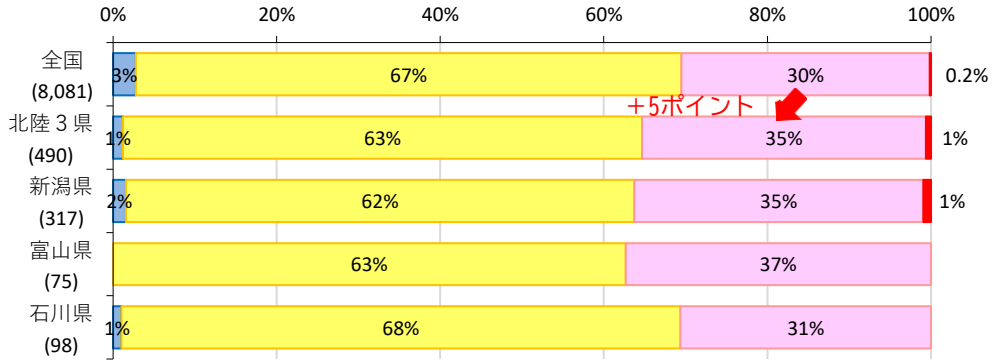
- 2巡目点検（2019～2022年度）の北陸3県における全道路管理者の点検実施状況は、橋梁81%、トンネル74%、道路附属物等※74%であり、1巡目点検の進捗を上回る状況
- 2巡目(2019～2022年度)の点検では、判定区分Ⅲ（早期措置段階）の割合は橋梁12%、トンネル35%、道路附属物等26%で全国平均を4～14ポイント多い状況、判定区分Ⅳ（緊急措置段階）も全国平均より多い、もしくは同等な状況
- 3巡目点検では、更なる点検計画の平準化が必要となる（年間：平均20%）

○2巡目(2019～2022年度)の点検実施状況

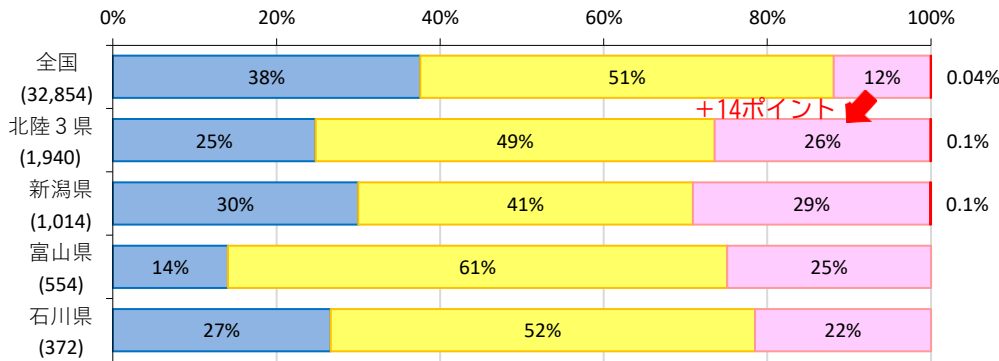
※道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等



②トンネル

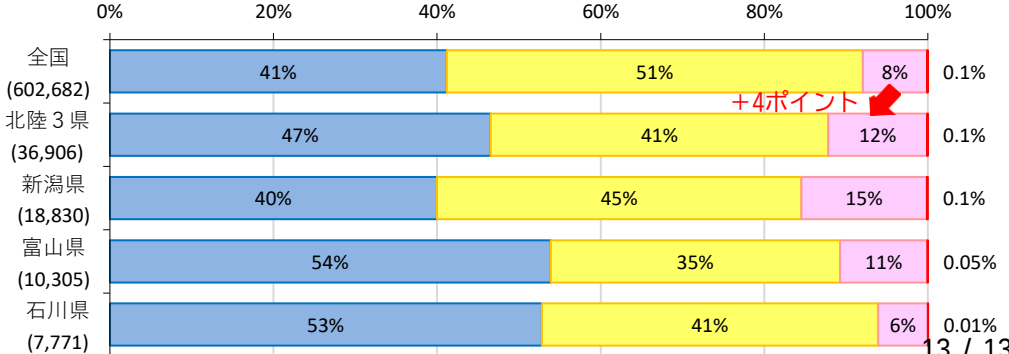


③道路附属物等



○2巡目(2019～2022年度)の点検結果

①橋梁



区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

早期・緊急措置段階にある橋梁・トンネルの修繕等措置の実施状況

- 北陸3県の1巡目(2014～2018年度)点検で、判定区分Ⅲ（早期措置段階）・Ⅳ（緊急措置段階）とされた施設の2022年度末までに修繕措置に着手した割合は、橋梁は国土交通省:99%、高速道路会社100%、地方公共団体50%、トンネルは国土交通省100%、高速道路会社100%、地方公共団体89%で、全道路管理者の合計で全国より橋梁で25ポイント低い状況
- 各道路管理者が管理する橋梁で修繕等措置に着手した割合を比較すると、地方公共団体の着手率が低い状況
- 措置に着手できていない施設については、早期に措置を講じる必要がある

○橋梁 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況

	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B	うち完了済の施設数 C※2	: 措置着手率(B/A) : 措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%					
全国	国土交通省	3,359	3,337	2,344	70% 99%				
	高速道路会社	2,533	2,402	1,905	75% 95%				
	地方公共団体	61,466	46,043	34,357	56% 75%				
	都道府県・政令市等	20,071	17,770	12,974	65% 89%				
	市区町村	41,395	28,273	21,383	52% 68%				
	合計	67,358	51,782	38,606	57% 77%				
北陸3県	国土交通省	134	133	100	75% 99%				
	高速道路会社	210	209	174	83% 100%				
	地方公共団体	6,251	3,099	2,091	33% 50%				
	都道府県・政令市等	2,706	1,905	1,249	46% 70%				
	市町村	3,545	1,194	842	24% 34%				
	合計	6,595	3,441	2,365	36% 52%				

-25ポイント

措置完了率 修繕工事を完了した割合 措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1: 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。
※2: 2 巡目点検で再度区分Ⅲ、Ⅳと判定された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

○トンネル 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況

	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B	うち完了済の施設数 C※2	: 措置着手率(B/A) : 措置完了率(C/A) 20% 40% 60% 80% 100%					
全国	国土交通省	507	503	467	92% 99%				
	高速道路会社	692	687	644	93% 99%				
	地方公共団体	3,151	2,880	2,402	76% 91%				
	都道府県・政令市等	2,326	2,284	2,005	86% 98%				
	市区町村	825	596	397	48% 72%				
	合計	4,350	4,070	3,513	81% 94%				
北陸3県	国土交通省	58	58	57	98% 100%				
	高速道路会社	57	57	57	100% 100%				
	地方公共団体	311	277	227	73% 89%				
	都道府県・政令市等	253	243	207	82% 96%				
	市町村	58	34	20	34% 59%				
	合計	426	392	341	80% 92%				

-2ポイント

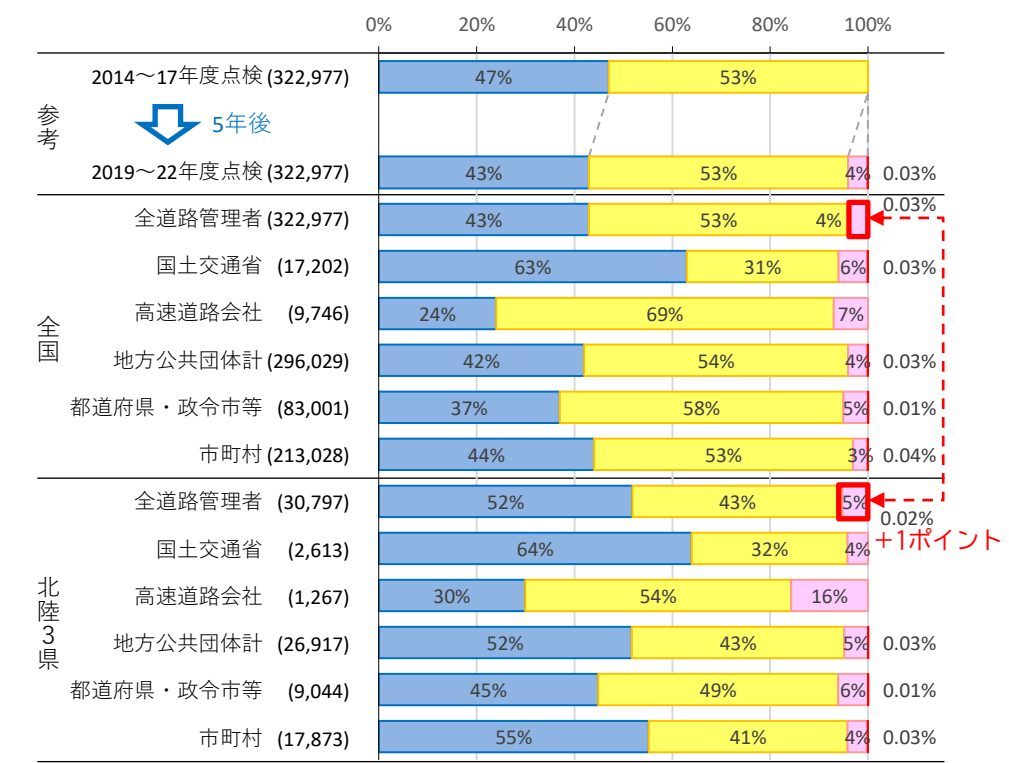
措置完了率 修繕工事を完了した割合 措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1: 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。
※2: 2 巡目点検で再度区分Ⅲ、Ⅳと判定された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

橋梁点検結果の遷移状況(5年後に修繕などの措置が必要となった割合)

- 1巡目（2014～2017年度）点検で判定区分Ⅰ（健全）、判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断された橋梁のうち、修繕などをしないまま5年経過したものが、判定区分Ⅲ・Ⅳへ移り変わった北陸3県の割合（全道路管理者）は、橋梁で5%、全国平均を1ポイント多い、トンネルで21%、全国平均を3ポイント多い状況
- Ⅱ判定（予防保全段階）へ着手するべく、Ⅲ・Ⅳ判定の早期着手が必要である

○道路管理者別の遷移状況（橋梁）

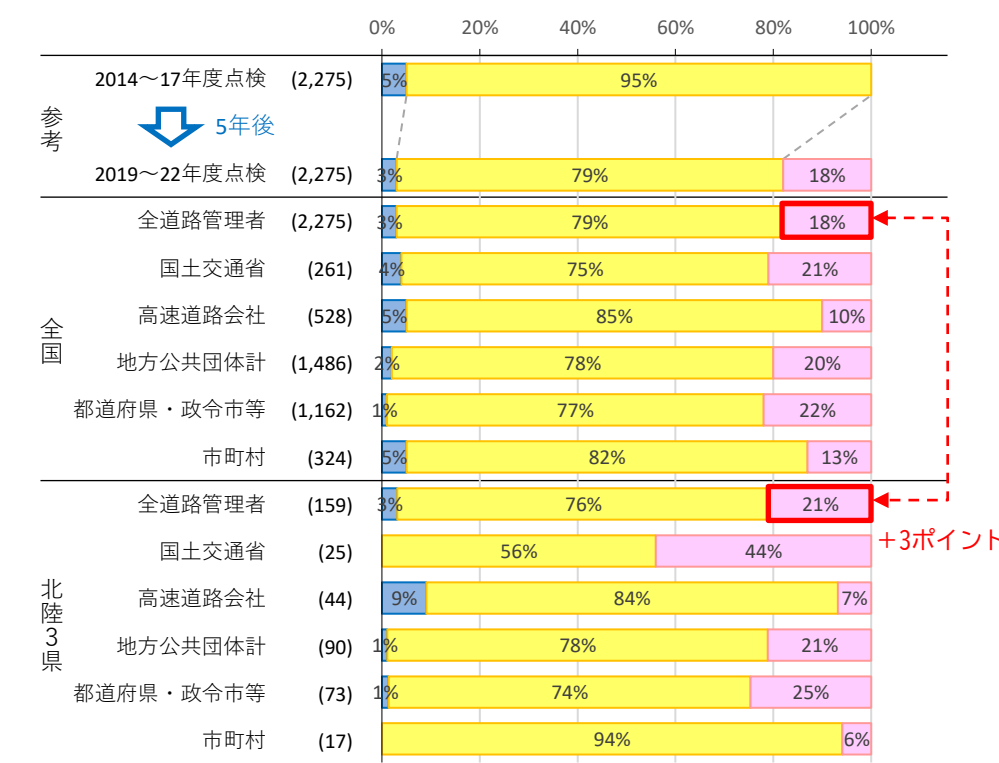


■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※（ ）内は、1巡目（2014年度～2016年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2021年度に点検を実施した橋梁の合計。

※ 四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

○道路管理者別の遷移状況（トンネル）



■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

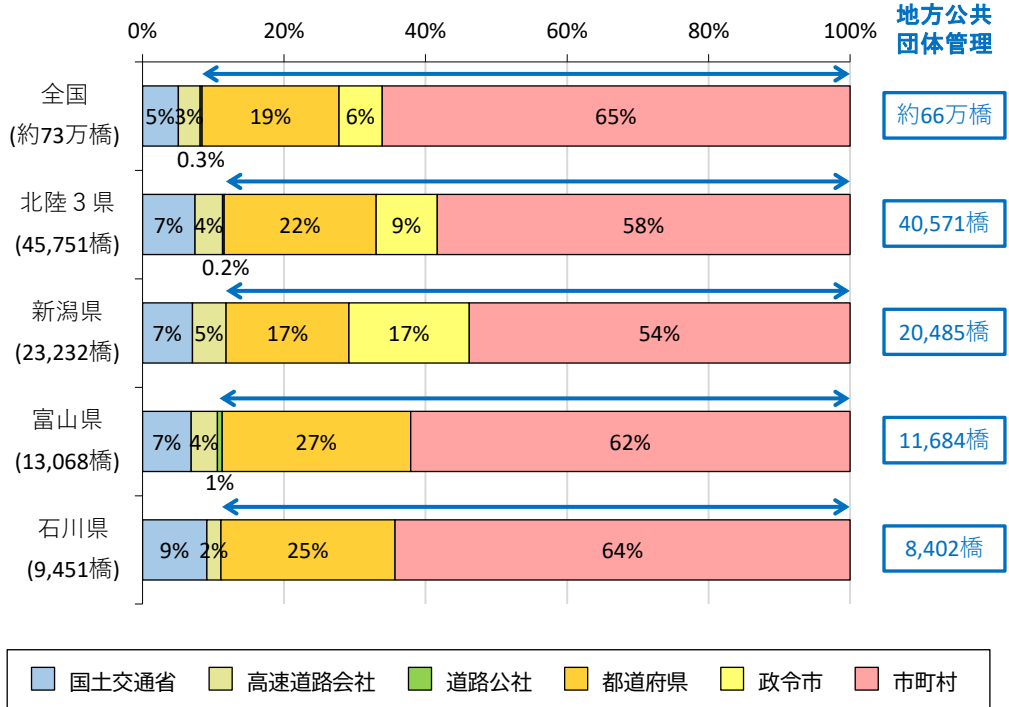
※（ ）内は、1巡目（2014年度～2016年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2021年度に点検を実施した橋梁の合計。

※ 四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

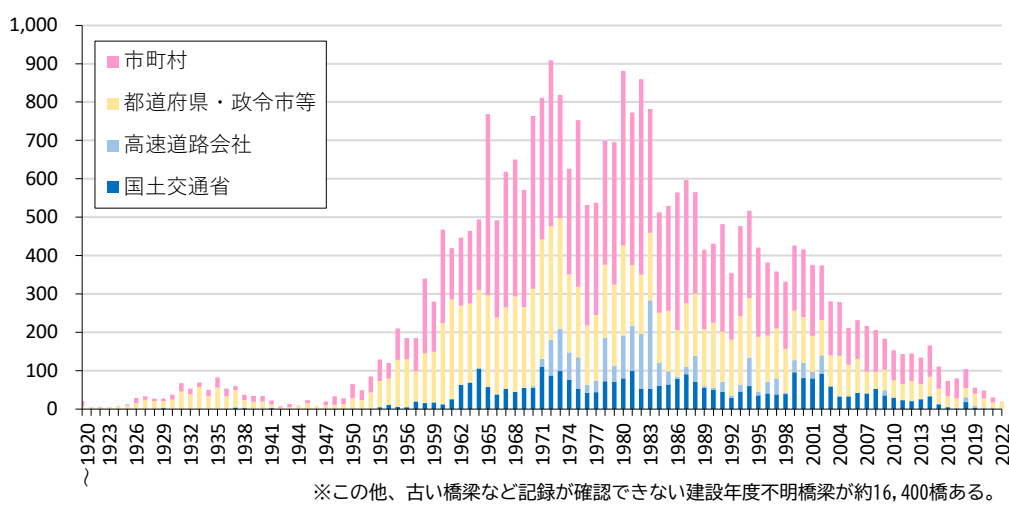
【参考資料】北陸3県の管理者別橋梁数と建設年度別橋梁数

- 北陸3県の橋梁数は45,751橋あり、そのうち約9割（40,571橋）を地方公共団体が管理
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在約38%に対し、10年後には約62%に急増するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況
- 今後は修繕だけでなく、架替または集約・撤去を考えていく必要がある

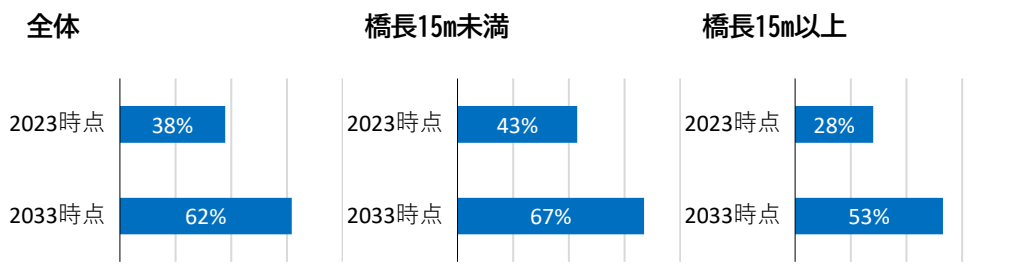
○管理者別橋梁数



○北陸3県建設年度別橋梁数



○建設後50年を経過した橋梁の割合



道路メンテナンス年報

北陸版（新潟県・富山県・石川県）

新潟県道路メンテナンス会議
富山県道路メンテナンス会議
石川県道路メンテナンス会議

2024年3月

目 次

1. 道路メンテナンス年報について	1
(1) 概要	1
(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	1
2. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果	2
(1) 2巡目（2019～22年度）の点検結果	2
(2) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況	20
(3) 過年度の点検（2014～22年度）の実施施設の判定区分毎の施設数と割合	26
(4) 過年度の点検（2014～22年度）の点検結果	29
3. 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況	53
(1) 1巡目点検（2014～18年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況	53
(2) 2巡目点検（2019～22年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況	56
(3) 過年度の点検（2014～22年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況	59
(4) 各都道府県における道路管理者毎の老朽化対策状況	62
(5) 全国道路施設点検データベース（損傷マップ）	62
(6) 判定区分Ⅳの施設の措置状況	63
4. 地方公共団体の修繕等措置状況	64
(1) 1巡目点検（2014～18年度）の実施施設における地方公共団体の修繕等措置の着手状況	64
(2) 2022年度末時点での修繕等措置が完了した地方公共団体数	65
5. 橋梁トンネルシェッドの現状	66
(1) 橋梁の現状	66
(2) トンネルの現状	73
(3) シェッドの現状	77
6. 地方公共団体におけるメンテナンスに向けた取り組み	81
(1) 道路メンテナンス会議の開催	81
(2) 地域一括発注の状況	82
(3) 直轄診断・修繕代行	83
(4) 研修の実施状況	84
(5) 個別施設計画の策定状況（2022年度末時点）	85
(6) 道路メンテナンス事業補助の活用状況	87
(7) 新技術活用事例及び集約撤去事例集	88
※巻末資料	89
(1) 道路附属物等の点検実施状況と点検結果の内訳	89
(2) 緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果の内訳	99
(3) 橋梁・トンネル・道路附属物等の判定区分Ⅳの施設リスト（2014～2022年度）	109

1. 道路メンテナンス年報について

(1) 概要

- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等※1については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
 - 国土交通省及び地方公共団体が管理する橋梁・トンネル・道路附属物等の
 - ・ 2巡目（2019～2022年度）及び過年度（2014～2022年度）の点検結果※2
 - ・ 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2022年度）、過年度の点検（2014～2022年度）における修繕等措置状況
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html
- また、道路インフラの老朽化対策状況の更なる見える化を図るため、
 - ・ 橋梁・トンネル・道路附属物等の諸元や点検結果、措置状況等を地図上で閲覧できる「全国道路施設点検データベース（損傷マップ）」を以下に公開しています。
URL：<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>
 - ・ より詳細な点検データ等については、「全国道路施設点検データベース」において有料で公開しております。
URL：<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか
→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。
→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。

※1 道路附属物等：シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計

(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

2. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

(1) 2 巡目 (2019～22年度) の点検結果

1) 全道路管理者

- 2巡目 (2019～2022年度) の累積点検実施率は、橋梁 81%、トンネル 74%、道路附属物等 74%と着実に進捗しています。
- 判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 47%、Ⅱ 41%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 63%、Ⅲ 35%、Ⅳ 1%、道路附属物等：Ⅰ 25%、Ⅱ 49%、Ⅲ 26%、Ⅳ 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある (次頁以降も同様)。

※道路附属物等の内訳は巻末資料 (1) を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料 (2) を参照。

①－1 2 巡目 (2019～2022年度) の点検実施率 (全道路管理者合計)

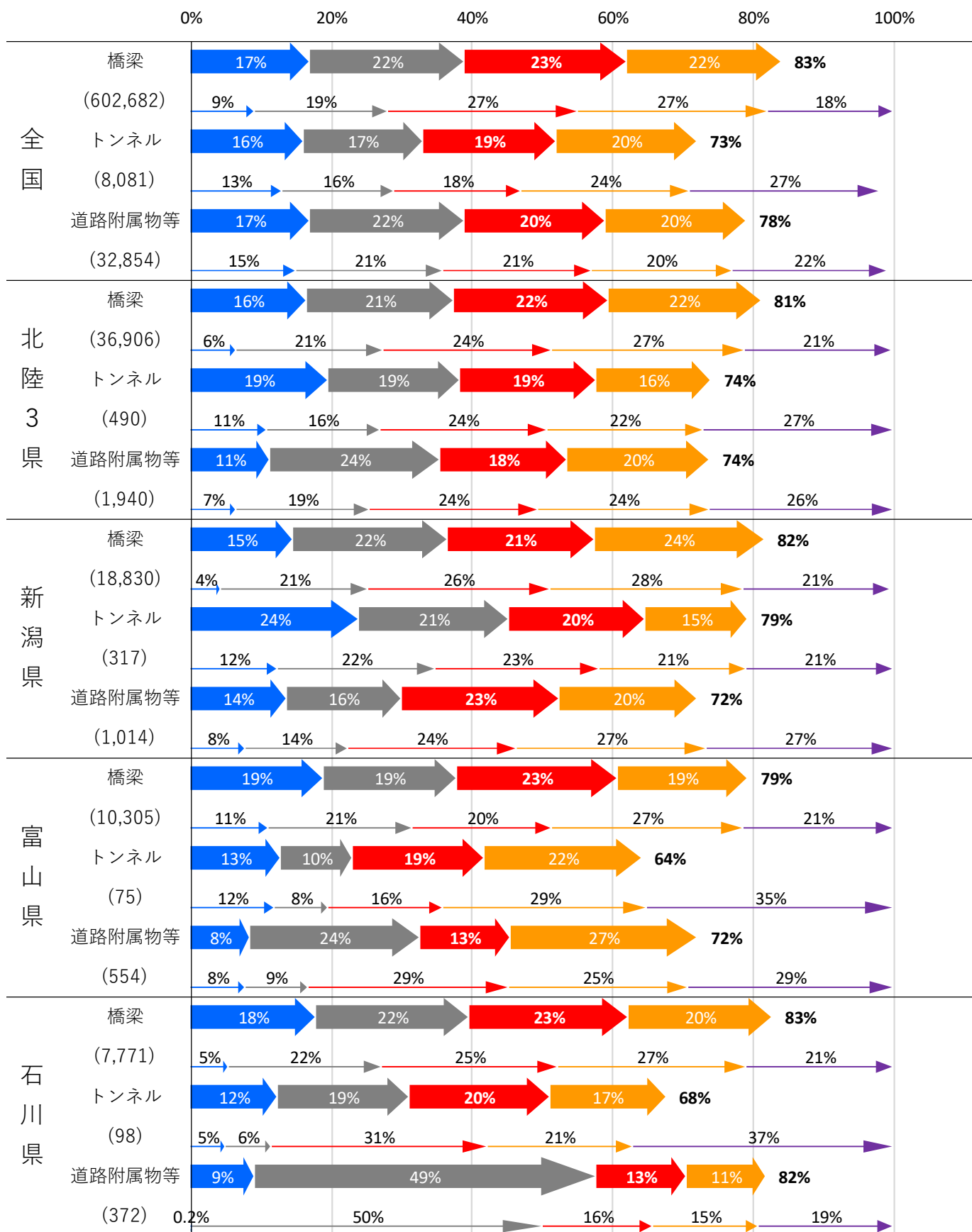
		管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
全国	橋梁	729,159	724,272	602,682	83% (82%)
	トンネル	11,558	11,138	8,081	73% (72%)
	道路附属物等	42,892	41,932	32,854	78% (77%)
北陸 3 県	橋梁	45,751	45,488	36,906	81% (51%)
	トンネル	671	662	490	74% (51%)
	道路附属物等	2,644	2,629	1,940	74% (49%)
新潟県	橋梁	23,232	23,083	18,830	82% (51%)
	トンネル	407	400	317	79% (58%)
	道路附属物等	1,415	1,406	1,014	72% (46%)
富山県	橋梁	13,068	13,007	10,305	79% (51%)
	トンネル	117	117	75	64% (36%)
	道路附属物等	773	768	554	72% (45%)
石川県	橋梁	9,451	9,398	7,771	83% (52%)
	トンネル	147	145	98	68% (42%)
	道路附属物等	456	455	372	82% (66%)

2023.3 末時点

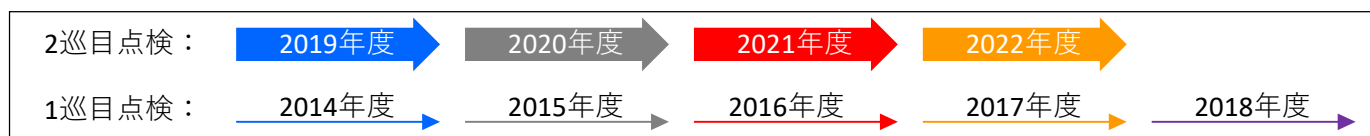
※1：2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1 巡目 (2014～2017年度) における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

①－2 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（全道路管理者合計）



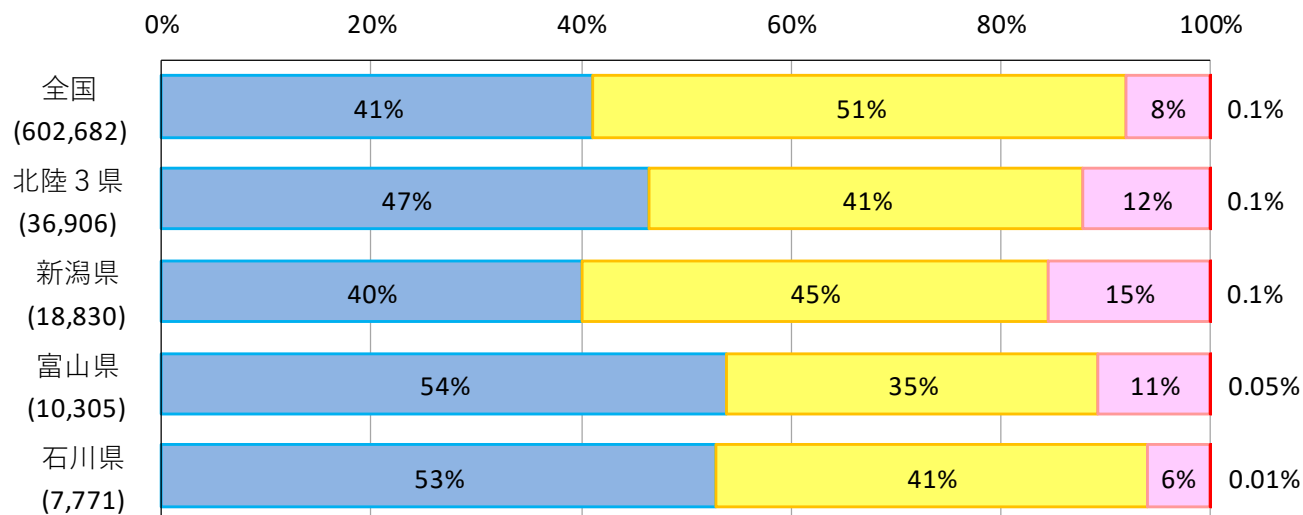
2023.3 末時点



※()内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

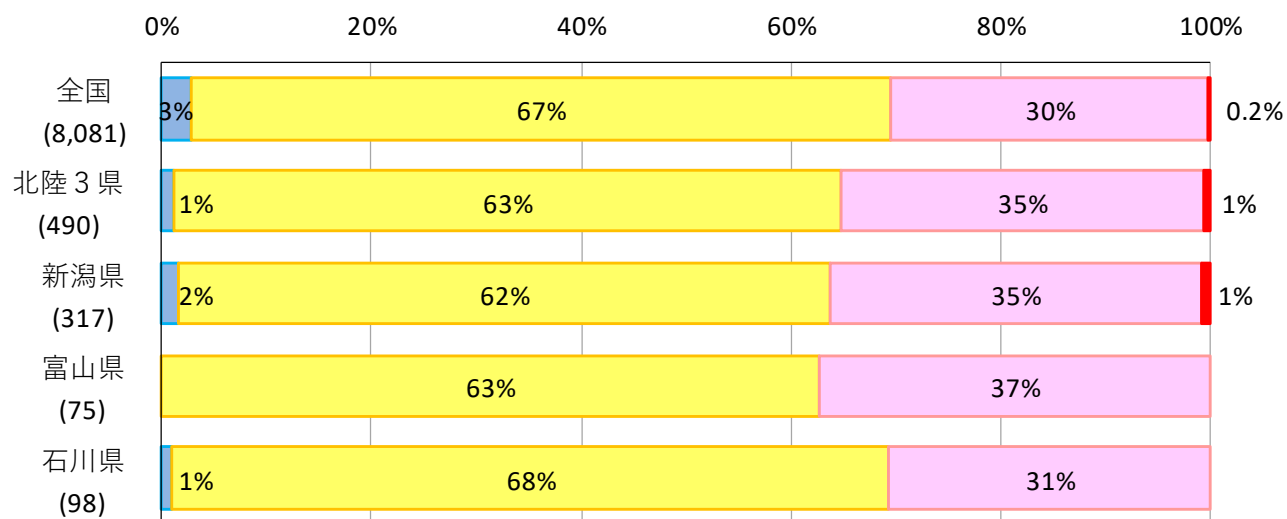
② 橋梁の判定区分の割合（全道路管理者合計）

2 巡目点検



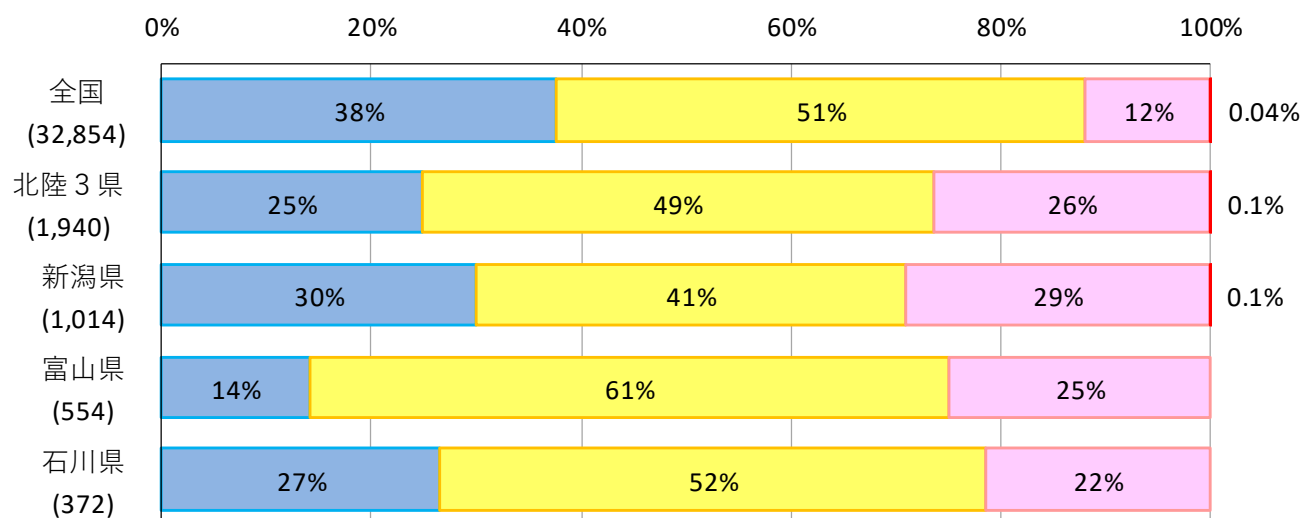
③ トンネルの判定区分の割合（全道路管理者合計）

2 巡目点検



④ 道路附属物等の判定区分の割合（全道路管理者合計）

2 巡目点検



2023.3 末時点

I : 健全 II : 予防保全段階 III : 早期措置段階 IV : 緊急措置段階

※ （ ）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

2) 国土交通省

- 2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、橋梁 82%、トンネル 83%、道路附属物等 70%と着実に進捗しています。
- 判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 63%、Ⅱ 31%、Ⅲ 6%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 57%、Ⅲ 42%、道路附属物等：Ⅰ 10%、Ⅱ 49%、Ⅲ 41%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

①－1 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（国土交通省）

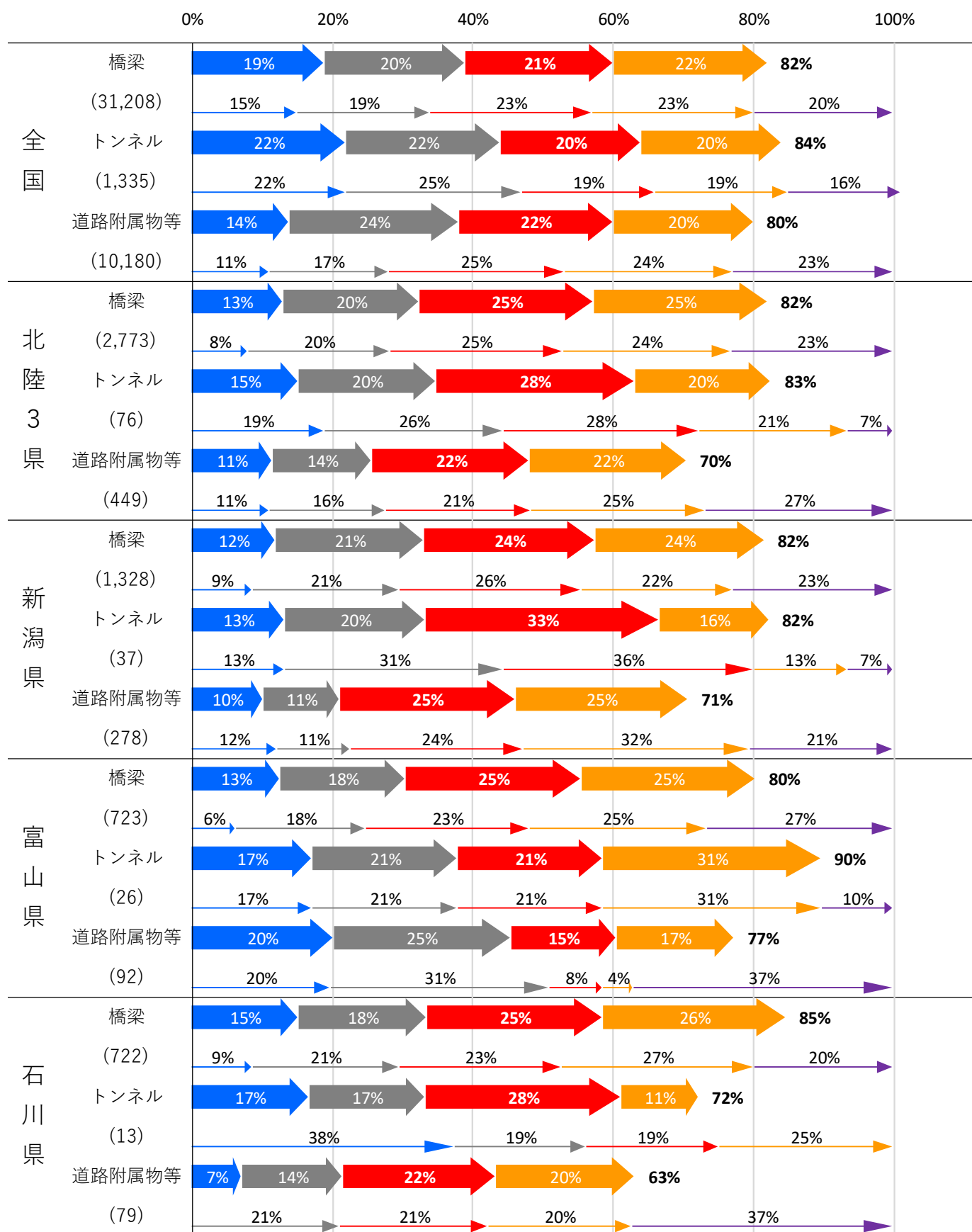
		管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
全国	橋梁	39,118	38,212	31,208	82% (80%)
	トンネル	1,754	1,588	1,335	84% (84%)
	道路附属物等	13,065	12,782	10,180	80% (77%)
北陸3県	橋梁	3,402	3,381	2,773	82% (53%)
	トンネル	95	92	76	83% (72%)
	道路附属物等	639	637	449	70% (48%)
新潟県	橋梁	1,641	1,628	1,328	82% (55%)
	トンネル	47	45	37	82% (80%)
	道路附属物等	395	393	278	71% (47%)
富山県	橋梁	901	900	723	80% (48%)
	トンネル	29	29	26	90% (59%)
	道路附属物等	119	119	92	77% (59%)
石川県	橋梁	860	853	722	85% (53%)
	トンネル	19	18	13	72% (75%)
	道路附属物等	125	125	79	63% (42%)

2023.3 末時点

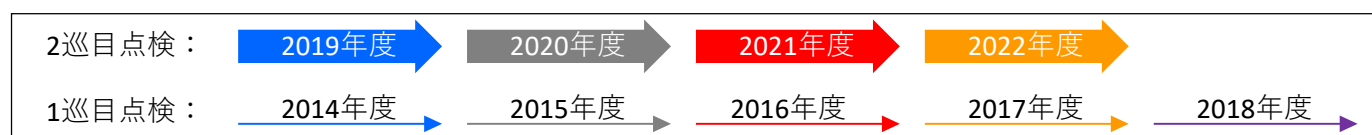
※1：2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

①－2 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（国土交通省）



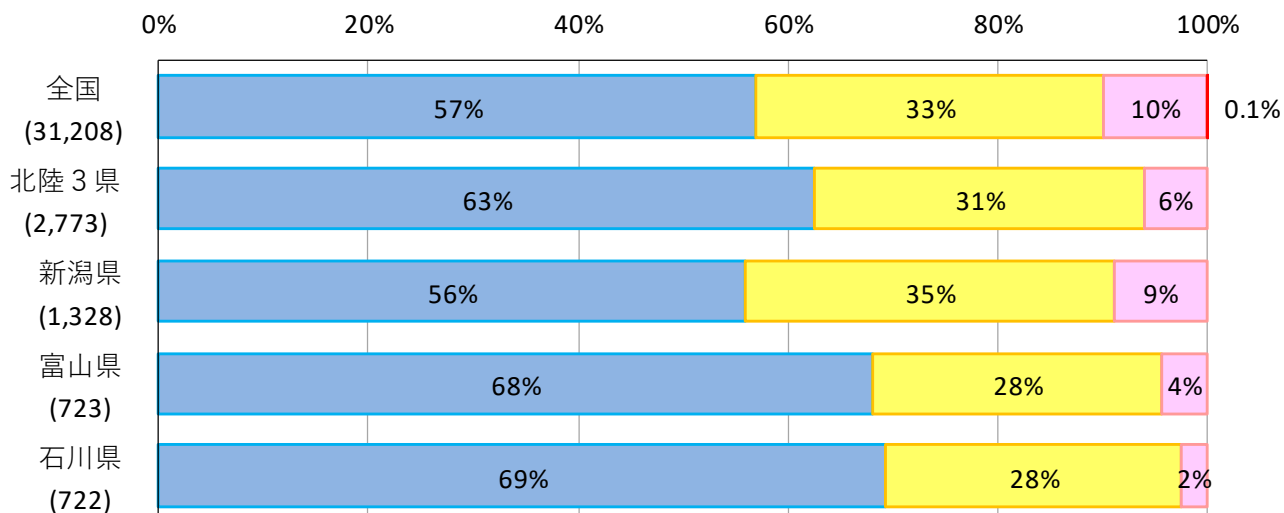
2023.3 末時点



※()内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

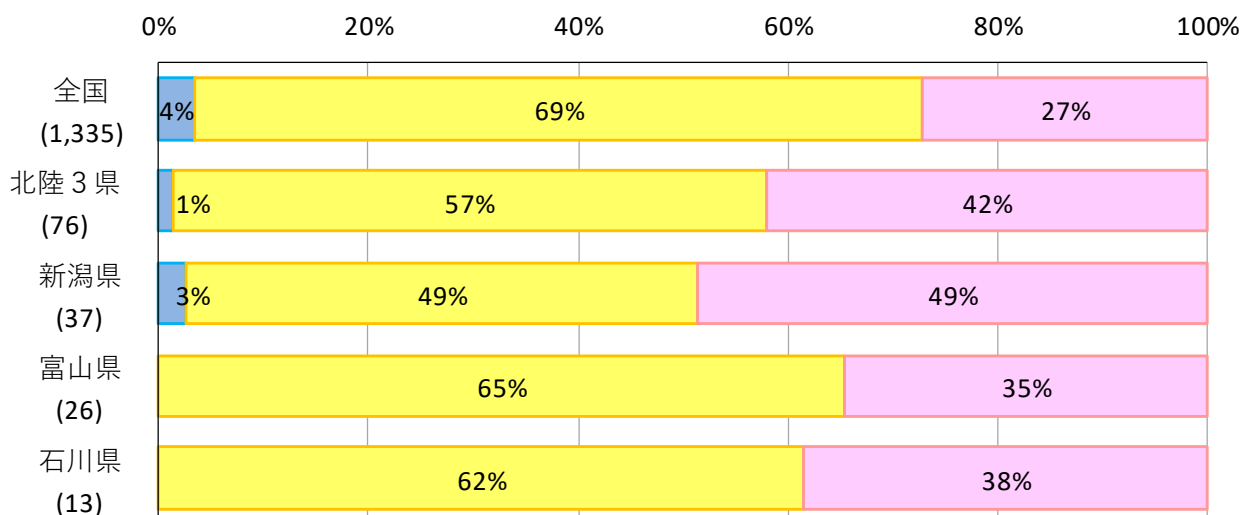
② 橋梁の判定区分の割合（国土交通省）

2 巡目点検



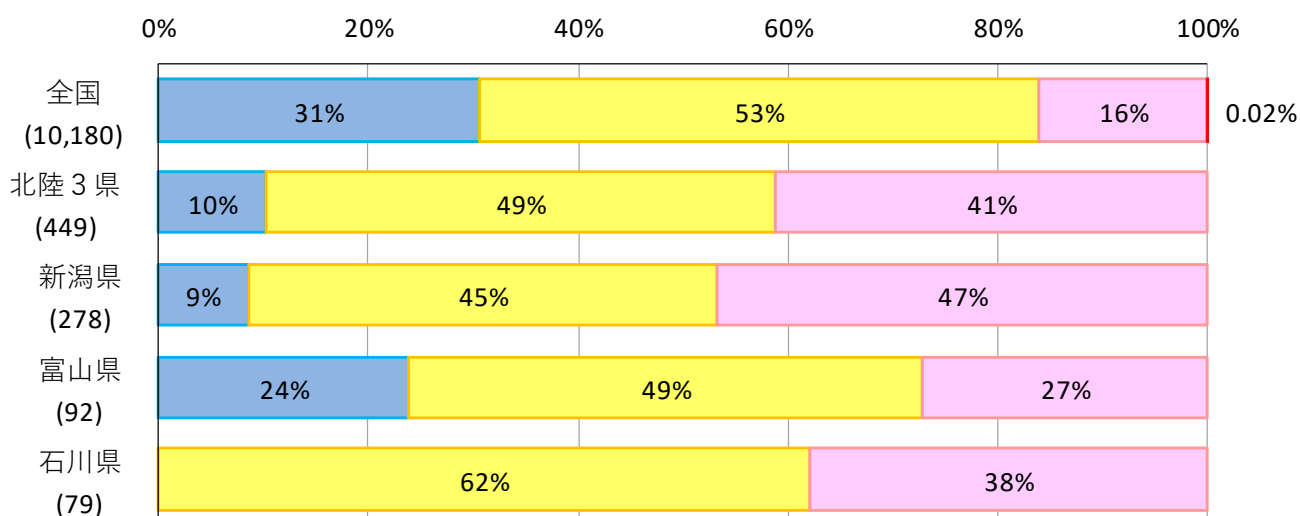
③ トンネルの判定区分の割合（国土交通省）

2 巡目点検



④ 道路附属物等の判定区分の割合（国土交通省）

2 巡目点検



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

※ () 内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

3) 高速道路会社

- 2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、橋梁 81%、トンネル 89%、道路附属物等 84%と着実に進捗しています。
- 判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 27%、Ⅱ 54%、Ⅲ 19%、トンネル：Ⅰ 4%、Ⅱ 91%、Ⅲ 5%、道路附属物等：Ⅰ 63%、Ⅱ 31%、Ⅲ 6%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

①－12巡目（2019～2022年度）の点検実施率（高速道路会社）

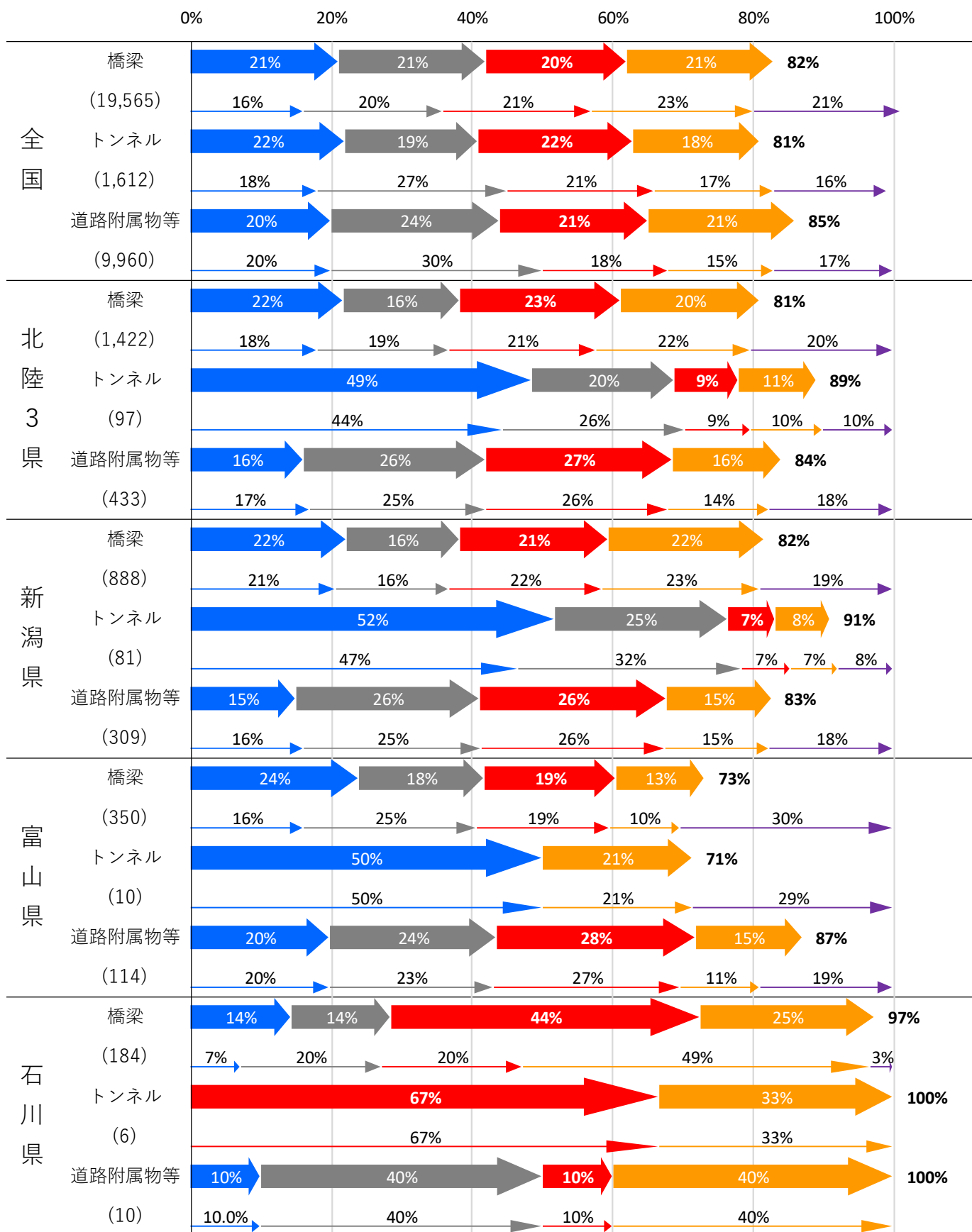
		管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
全国	橋梁	24,239	23,720	19,565	82% (79%)
	トンネル	2,064	1,981	1,612	81% (84%)
	道路附属物等	12,176	11,656	9,960	85% (83%)
北陸3県	橋梁	1,778	1,754	1,422	81% (58%)
	トンネル	111	109	97	89% (80%)
	道路附属物等	521	515	433	84% (68%)
新潟県	橋梁	1,106	1,087	888	82% (58%)
	トンネル	91	89	81	91% (85%)
	道路附属物等	377	374	309	83% (67%)
富山県	橋梁	483	478	350	73% (60%)
	トンネル	14	14	10	71% (50%)
	道路附属物等	134	131	114	87% (70%)
石川県	橋梁	189	189	184	97% (47%)
	トンネル	6	6	6	100% (67%)
	道路附属物等	10	10	10	100% (60%)

2023.3 末時点

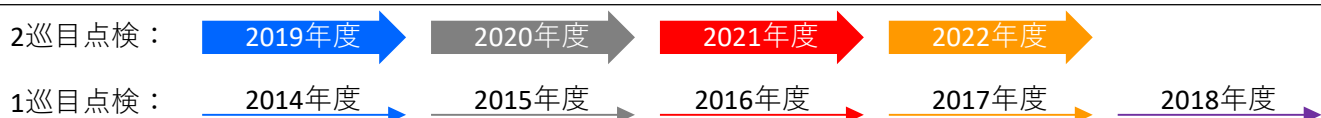
※1：2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

①－ 2 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（高速道路会社）



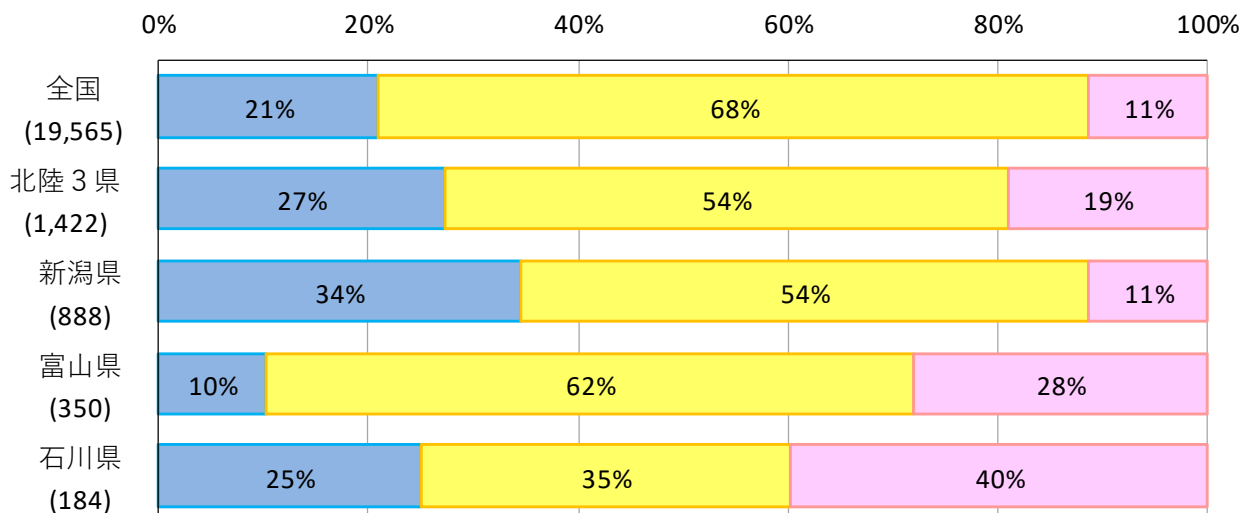
2023.3 末時点



※()内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

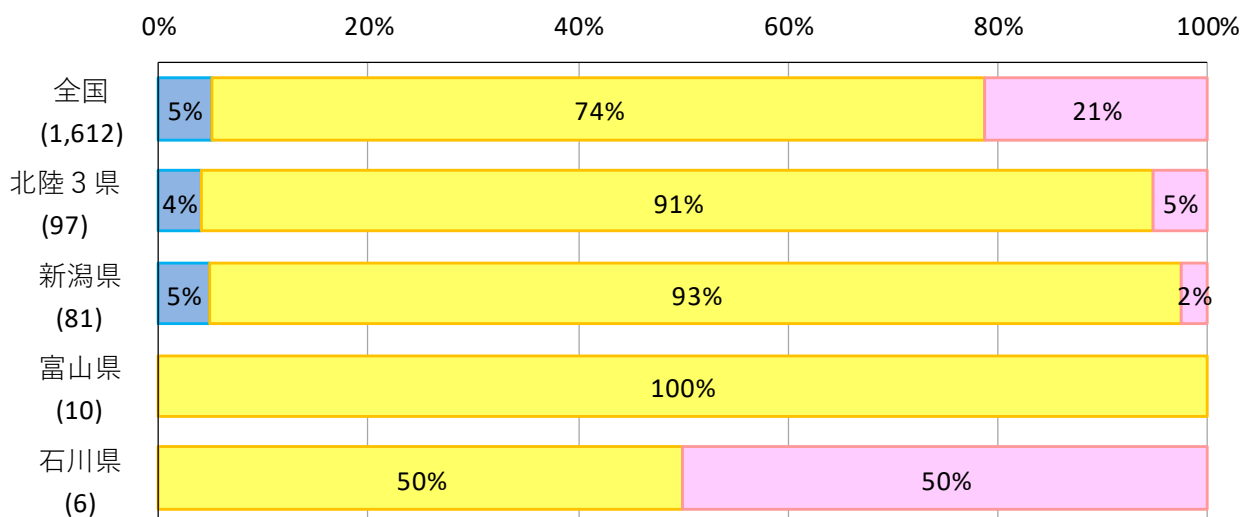
② 橋梁の判定区分の割合（高速道路会社）

2 巡目点検



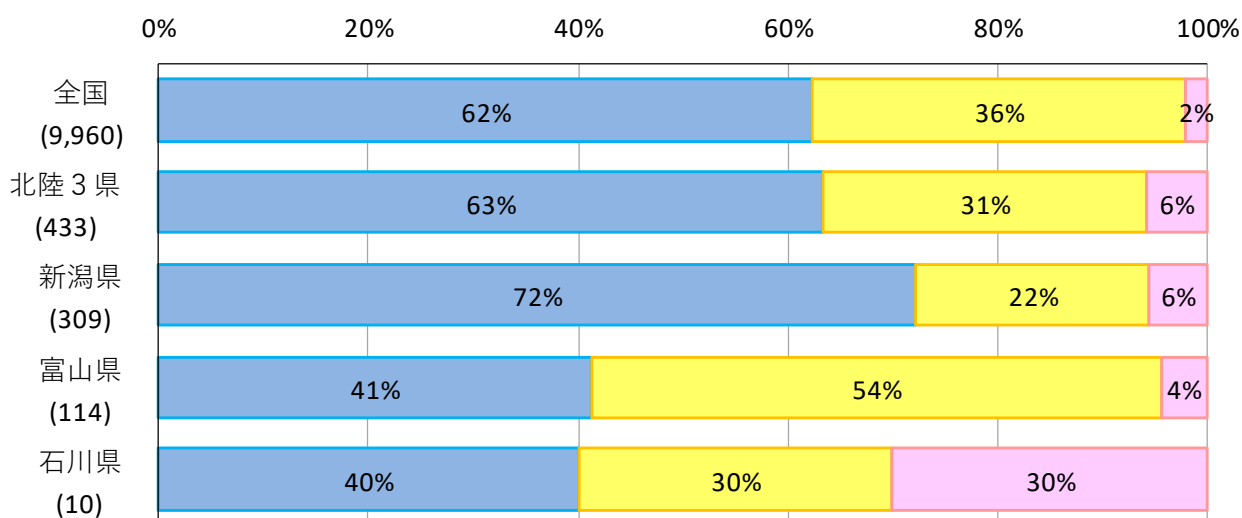
③ トンネルの判定区分の割合（高速道路会社）

2 巡目点検



④ 道路附属物等の判定区分の割合（高速道路会社）

2 巡目点検



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

※（ ）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

4) 地方公共団体

- 2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、橋梁 81%、トンネル 69%、道路附属物等 72%と着実に進捗しています。
- 判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 46%、Ⅱ 42%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0.3%、Ⅱ 57%、Ⅲ 42%、Ⅳ 1%、道路附属物等：Ⅰ 15%、Ⅱ 56%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0.1%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

①－12巡目（2019～2022年度）の点検実施率（地方公共団体）

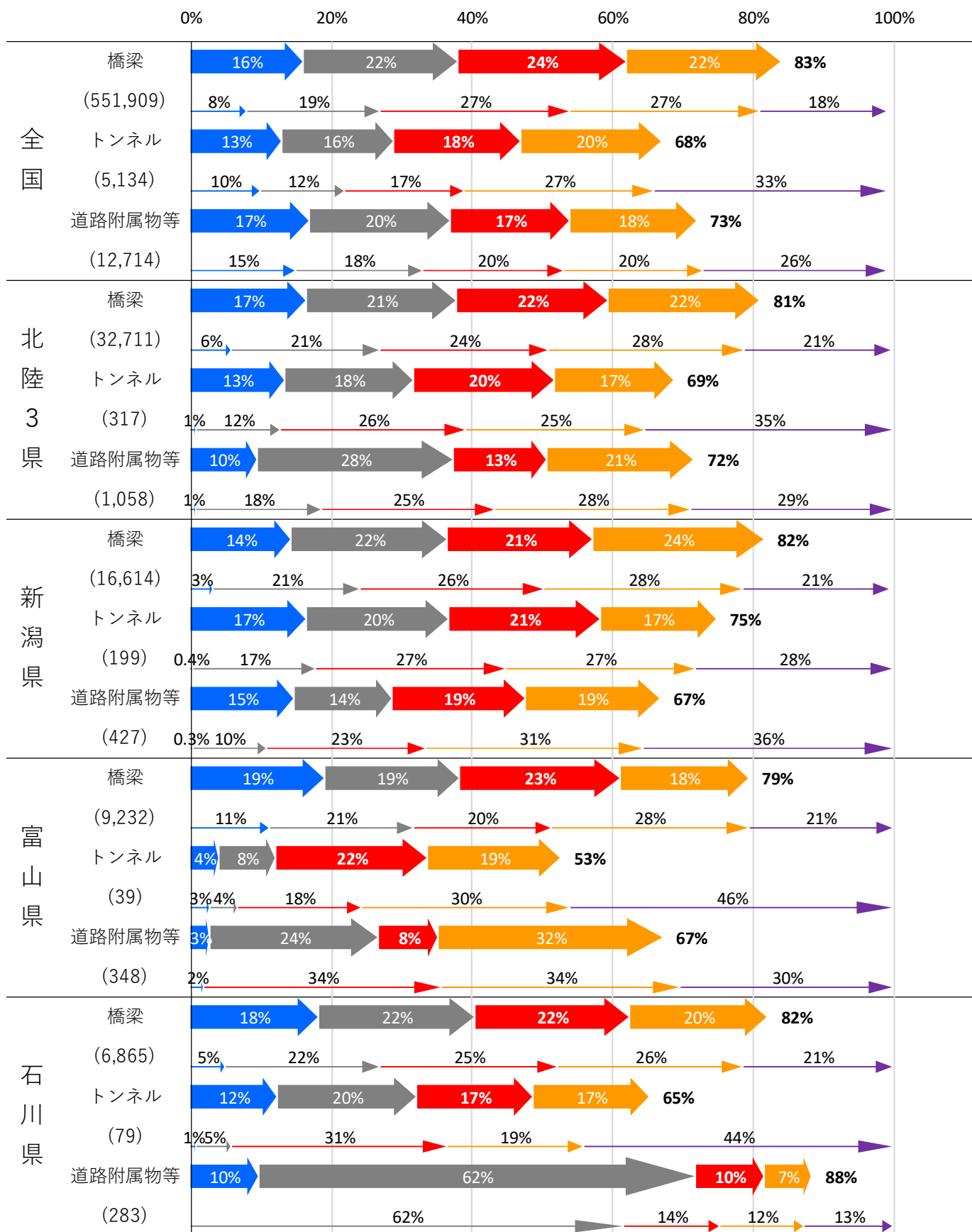
		管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
全国	橋梁	665,802	662,340	551,909	83% (82%)
	トンネル	7,740	7,569	5,134	68% (67%)
	道路附属物等	17,651	17,494	12,714	73% (74%)
北陸3県	橋梁	40,571	40,353	32,711	81% (51%)
	トンネル	465	461	317	69% (39%)
	道路附属物等	1,484	1,477	1,058	72% (43%)
新潟県	橋梁	20,485	20,368	16,614	82% (50%)
	トンネル	269	266	199	75% (45%)
	道路附属物等	643	639	427	67% (34%)
富山県	橋梁	11,684	11,629	9,232	79% (51%)
	トンネル	74	74	39	53% (24%)
	道路附属物等	520	518	348	67% (36%)
石川県	橋梁	8,402	8,356	6,865	82% (52%)
	トンネル	122	121	79	65% (36%)
	道路附属物等	321	320	283	88% (75%)

2023.3 末時点

※1：2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

①－2 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（地方公共団体）



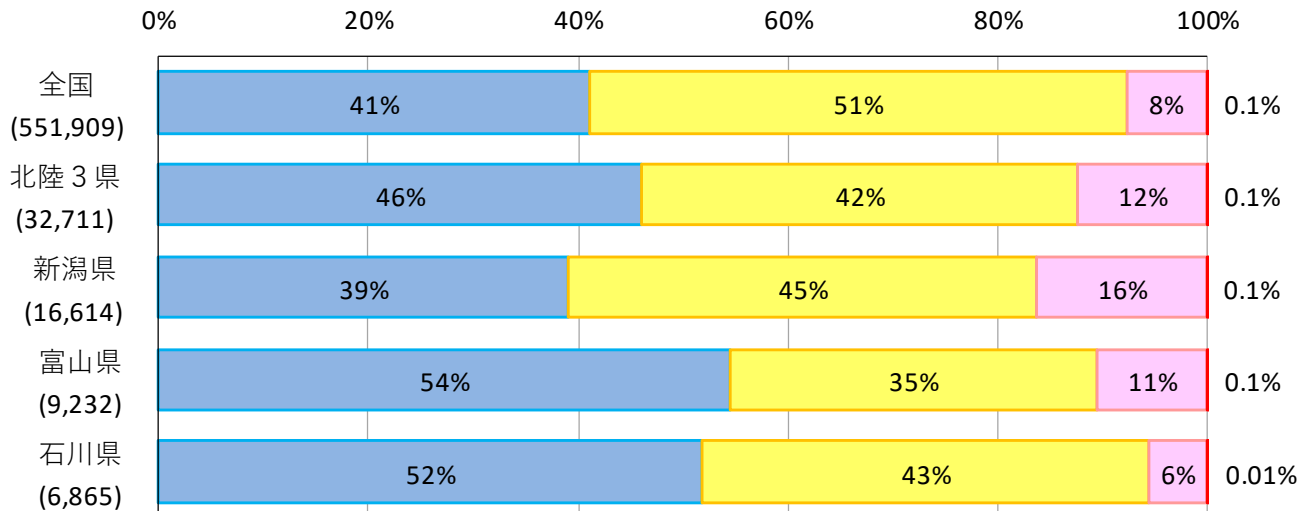
2023.3 末時点



※()内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

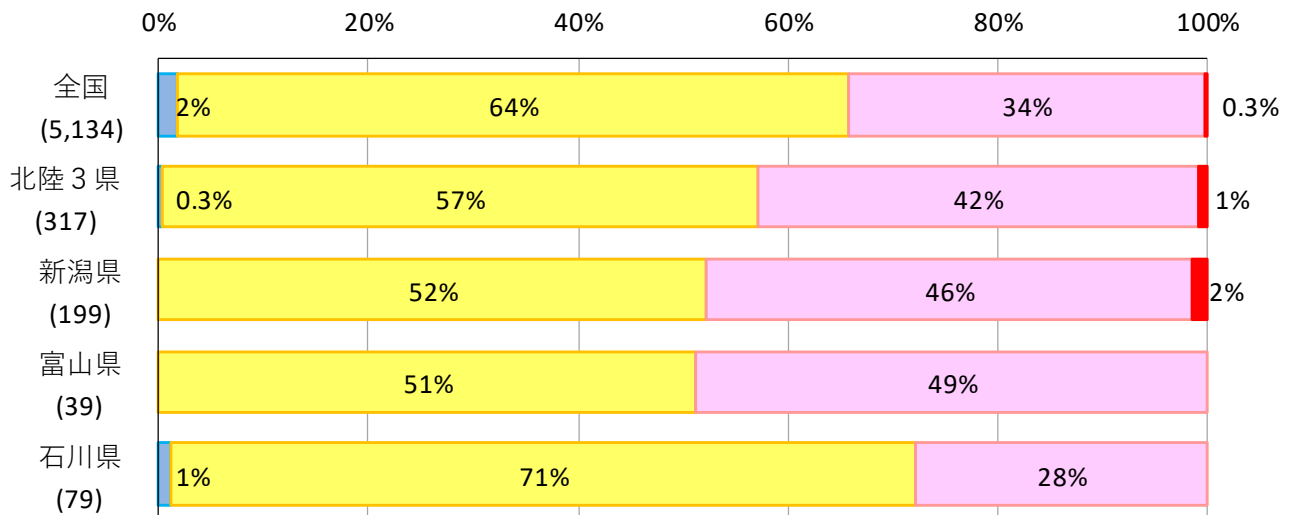
② 橋梁の判定区分の割合（地方公共団体）

2 巡目点検



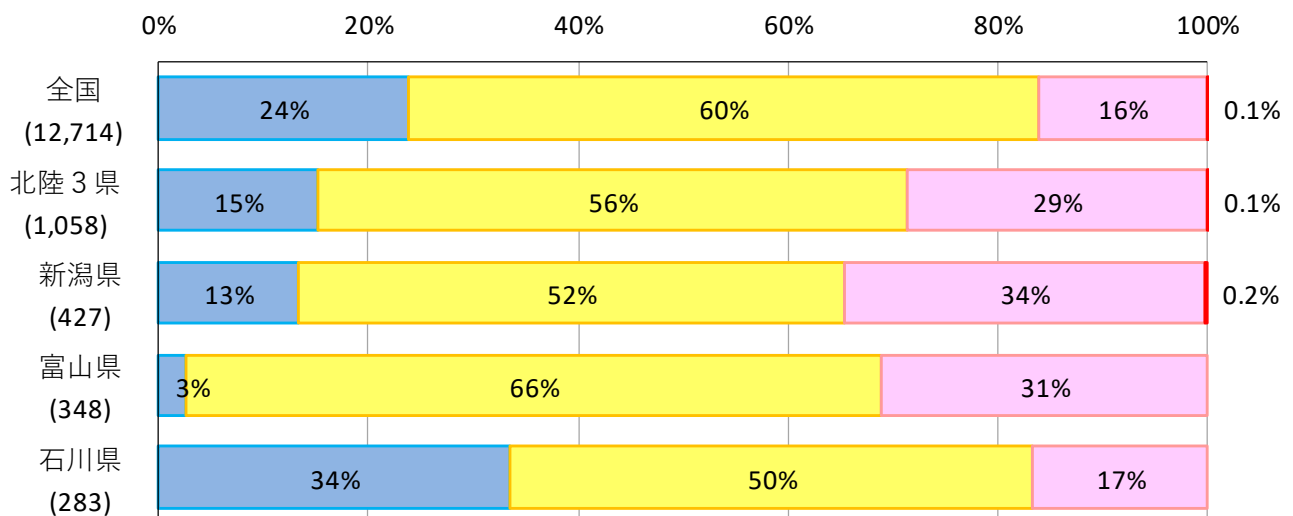
③ トンネルの判定区分の割合（地方公共団体）

2 巡目点検



④ 道路附属物等の判定区分の割合（地方公共団体）

2 巡目点検



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

※ （ ） 内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

5) 都道府県・政令市等

- 2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、橋梁 84%、トンネル 78%、道路附属物等 74%と着実に進捗しています。
- 判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 39%、Ⅱ 47%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0.01%、トンネル：Ⅰ 0.4%、Ⅱ 57%、Ⅲ 43%、道路附属物等：Ⅰ 16%、Ⅱ 55%、Ⅲ 29%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

※都道府県・政令市等は、都道府県、政令市、道路公社。

①－12巡目（2019～2022年度）の点検実施率（都道府県・政令市等）

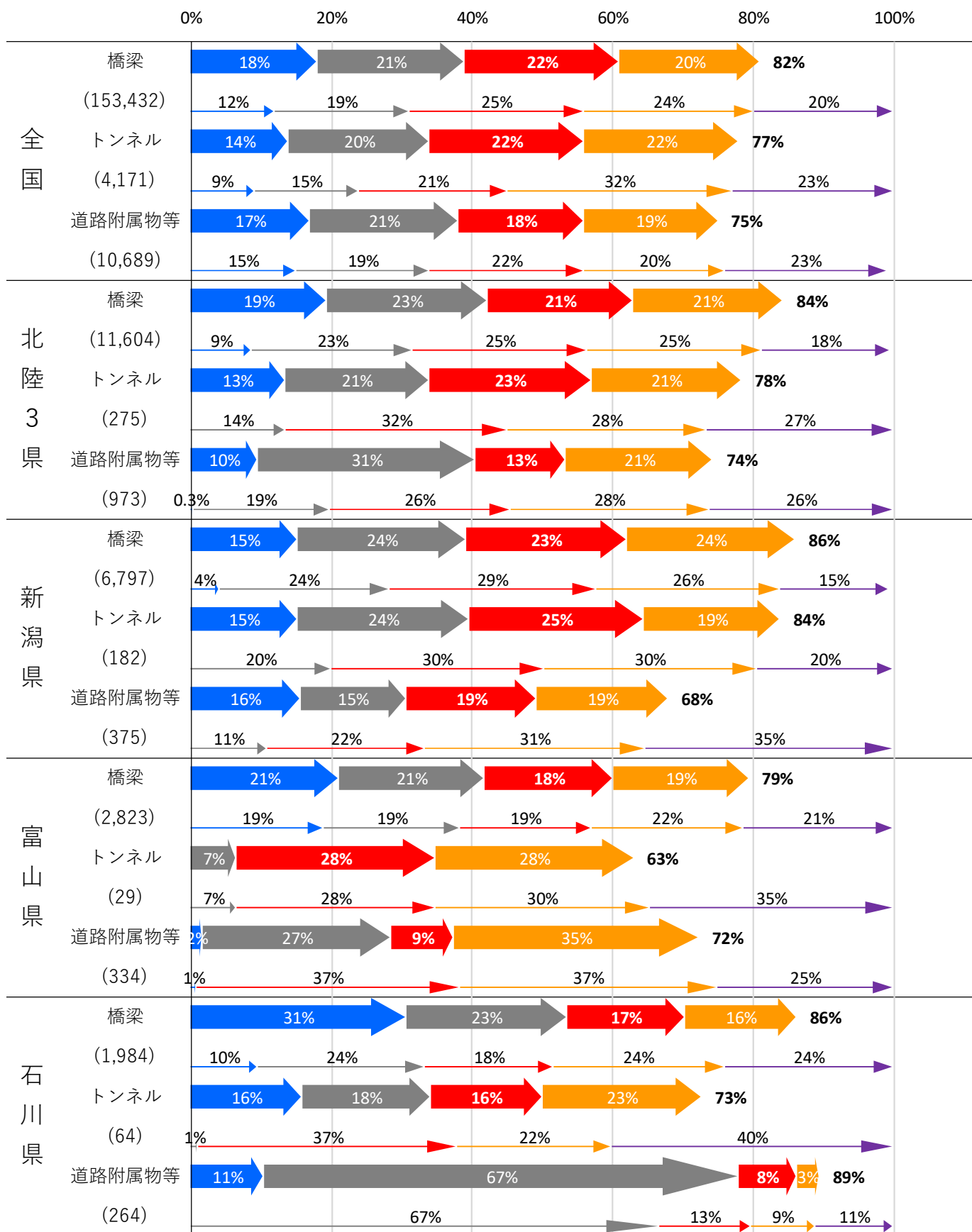
		管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
全国	橋梁	188,646	187,450	153,432	82% (80%)
	トンネル	5,556	5,405	4,171	77% (77%)
	道路附属物等	14,434	14,341	10,689	75% (76%)
北陸3県	橋梁	13,872	13,759	11,604	84% (56%)
	トンネル	355	351	275	78% (45%)
	道路附属物等	1,314	1,309	973	74% (45%)
新潟県	橋梁	7,976	7,901	6,797	86% (58%)
	トンネル	220	217	182	84% (50%)
	道路附属物等	554	552	375	68% (33%)
富山県	橋梁	3,571	3,557	2,823	79% (57%)
	トンネル	46	46	29	63% (35%)
	道路附属物等	464	462	334	72% (38%)
石川県	橋梁	2,325	2,301	1,984	86% (52%)
	トンネル	89	88	64	73% (38%)
	道路附属物等	296	295	264	89% (80%)

2023.3 末時点

※1：2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

①－ 2 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（都道府県・政令市等）



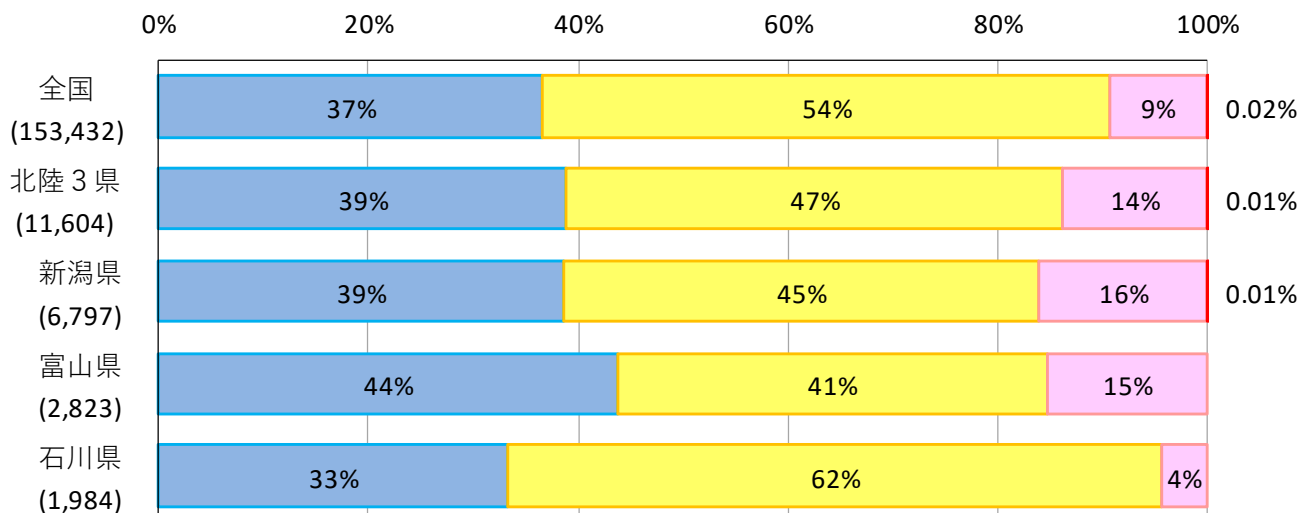
2023.3 末時点



※()内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

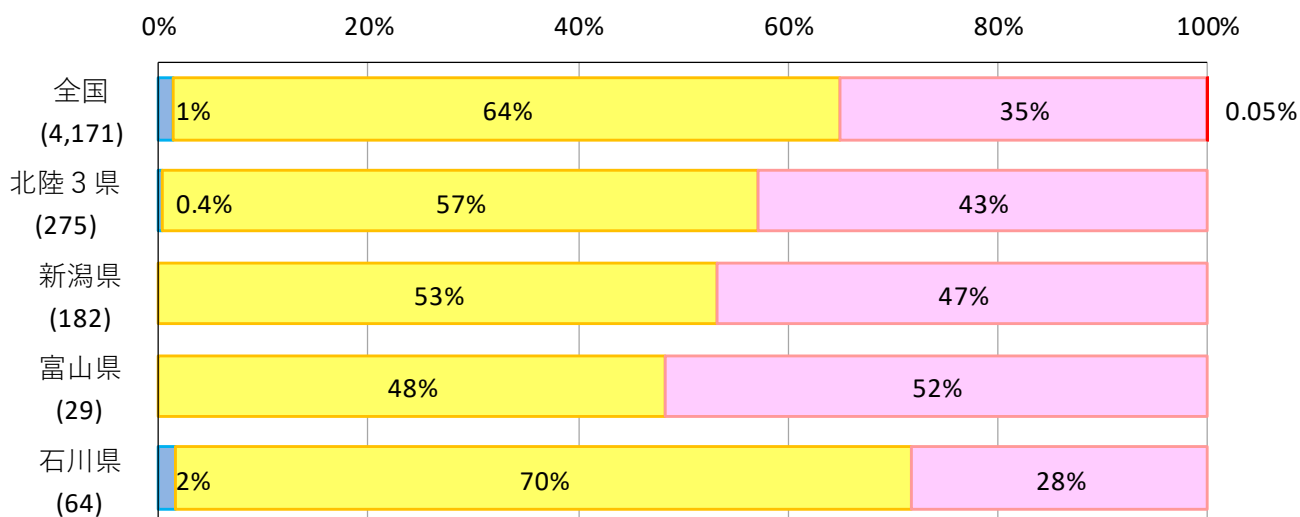
② 橋梁の判定区分の割合（都道府県・政令市等）

2 巡目点検



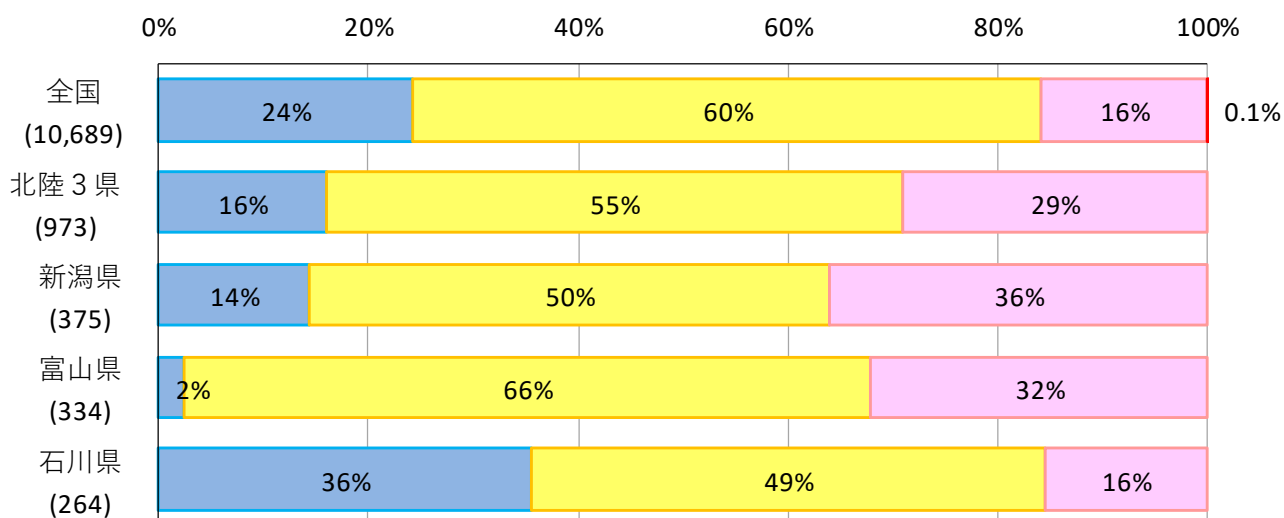
③ トンネルの判定区分の割合（都道府県・政令市等）

2 巡目点検



④ 道路附属物等の判定区分の割合（都道府県・政令市等）

2 巡目点検



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

※ （ ）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

6) 市町村

- 2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、橋梁 79%、トンネル 38%、道路附属物等 51%と着実に進捗しています。
- 判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 50%、Ⅱ 38%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅱ 57%、Ⅲ 36%、Ⅳ 7%、道路附属物等：Ⅰ 6%、Ⅱ 71%、Ⅲ 22%、Ⅳ 1%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

①－ 1 2 巡目（2019～2022年度）の点検実施率（市町村）

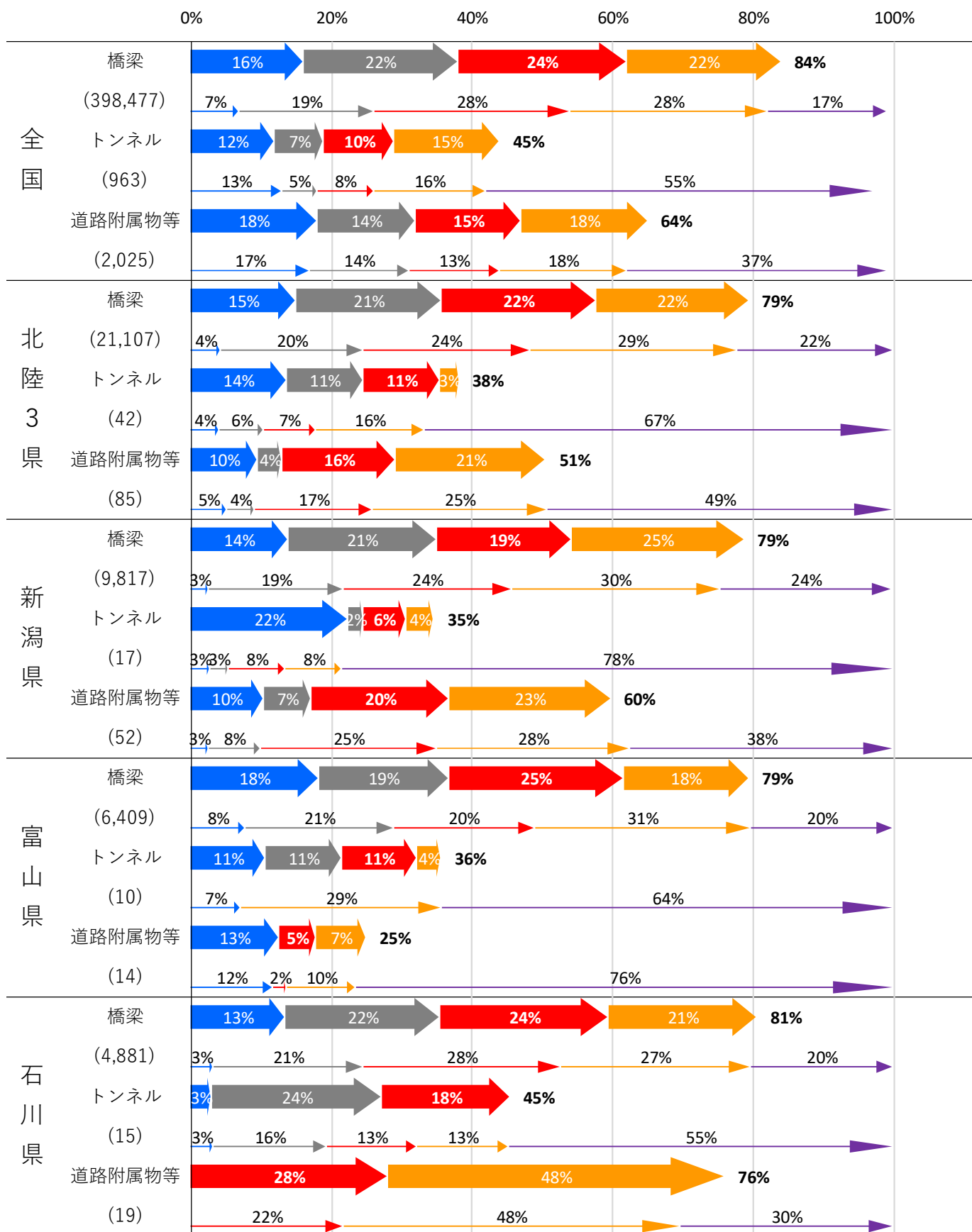
		管理施設数	うち点検対象 施設数※1	点検実施数	点検実施率 ※2
全国	橋梁	477,156	474,890	398,477	84% (83%)
	トンネル	2,184	2,164	963	45% (43%)
	道路附属物等	3,217	3,153	2,025	64% (61%)
北陸 3 県	橋梁	26,699	26,594	21,107	79% (48%)
	トンネル	110	110	42	38% (18%)
	道路附属物等	170	168	85	51% (26%)
新潟県	橋梁	12,509	12,467	9,817	79% (46%)
	トンネル	49	49	17	35% (14%)
	道路附属物等	89	87	52	60% (35%)
富山県	橋梁	8,113	8,072	6,409	79% (49%)
	トンネル	28	28	10	36% (7%)
	道路附属物等	56	56	14	25% (14%)
石川県	橋梁	6,077	6,055	4,881	81% (53%)
	トンネル	33	33	15	45% (32%)
	道路附属物等	25	25	19	76% (22%)

2023.3 末時点

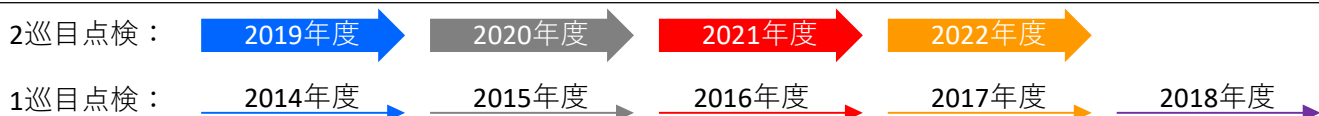
※1：2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

①－2 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（市町村）



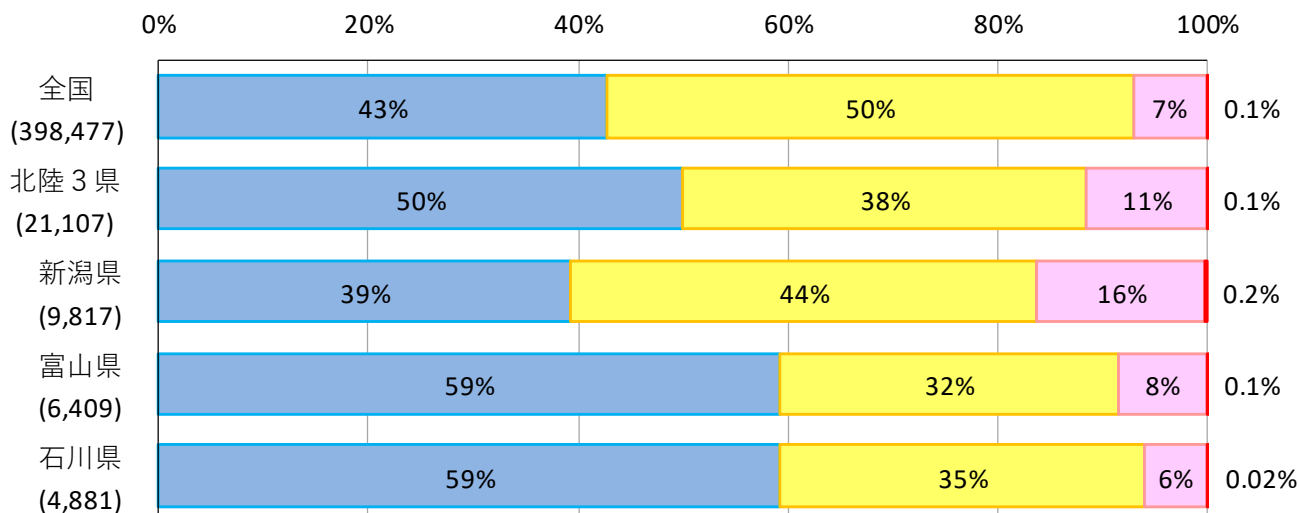
2023.3 末時点



※()内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

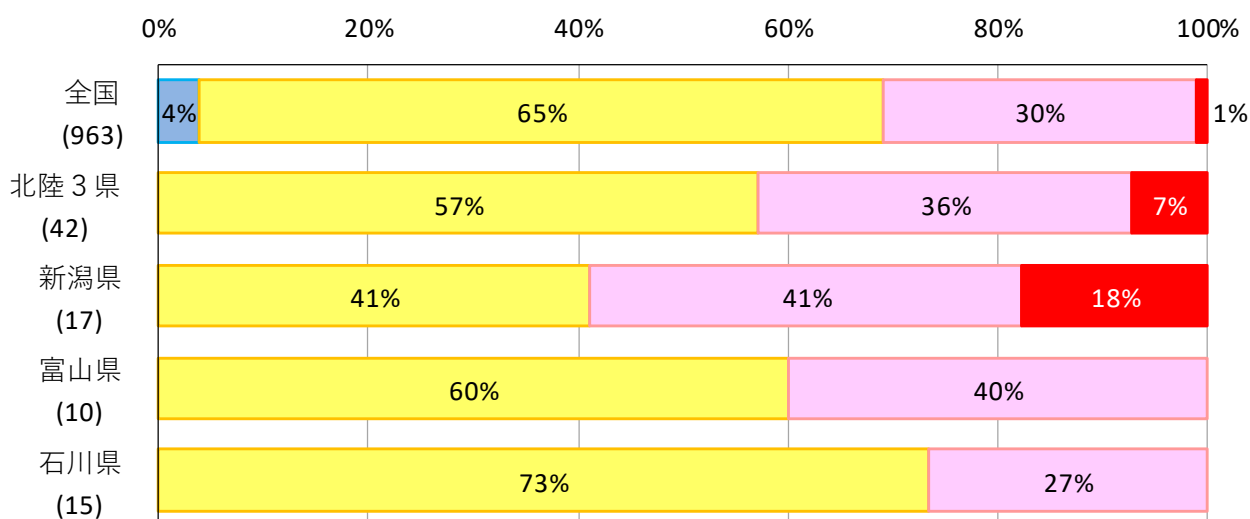
② 橋梁の判定区分の割合（市町村）

2 巡目点検



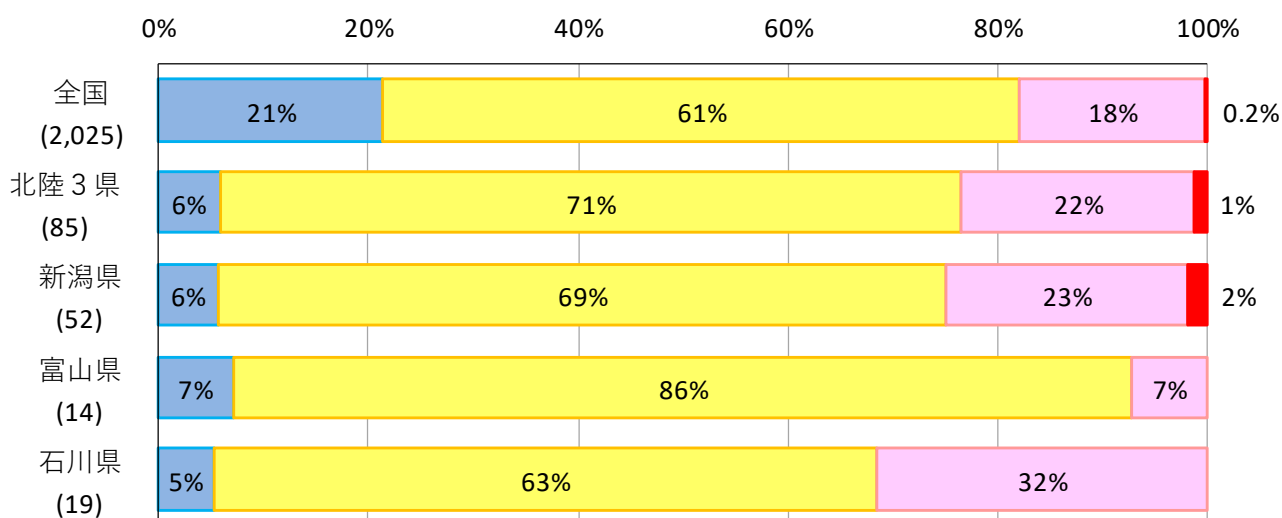
③ トンネルの判定区分の割合（市町村）

2 巡目点検



④ 道路附属物等の判定区分の割合（市町村）

2 巡目点検



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

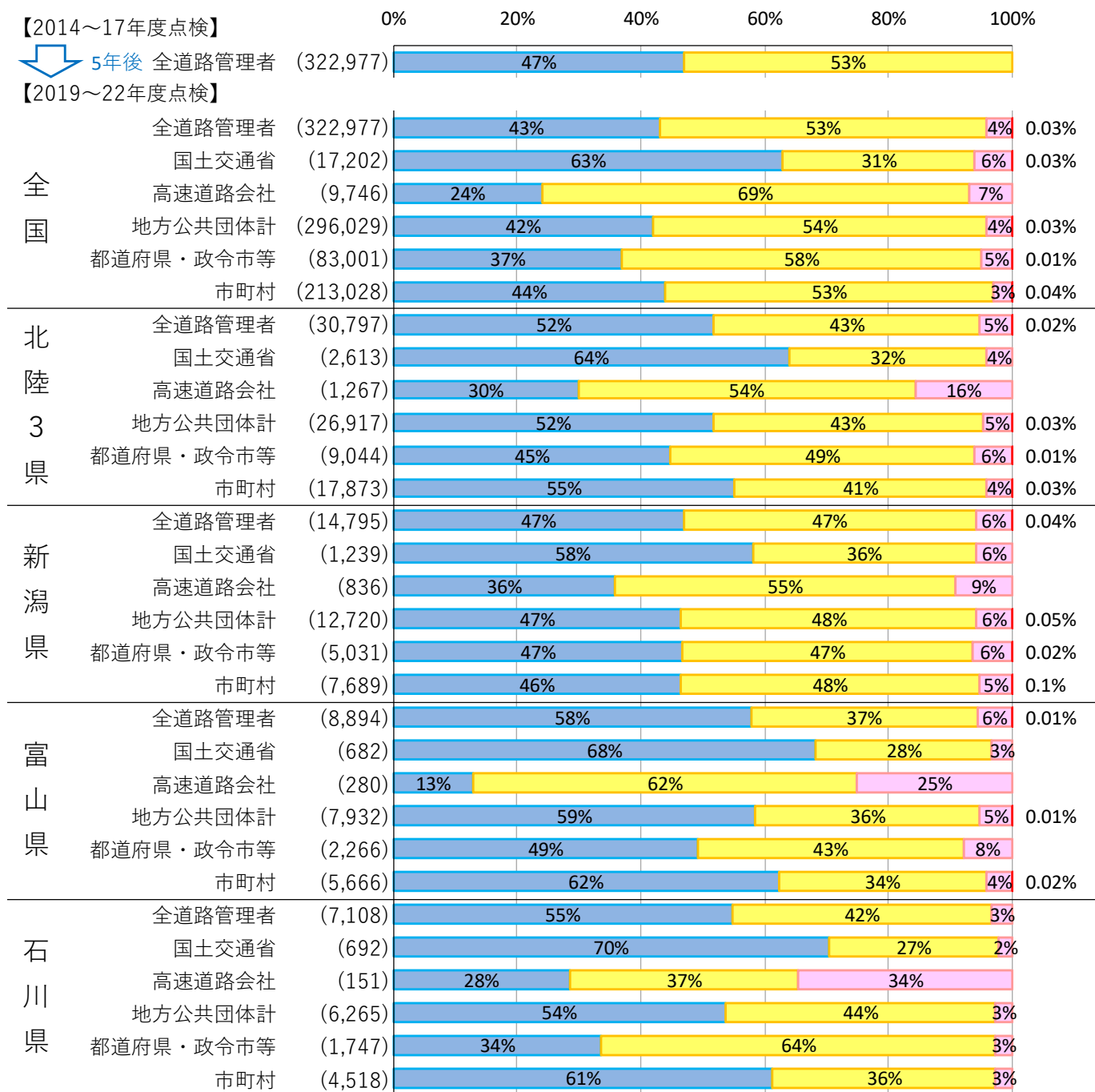
※ （ ）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

(2) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

1) 橋梁

- 1巡目の2014年度～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（区分Ⅰ・Ⅱ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した橋梁の割合は全道路管理者合計で5%です。
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

① 管理者別の判定区分の遷移状況【橋梁】

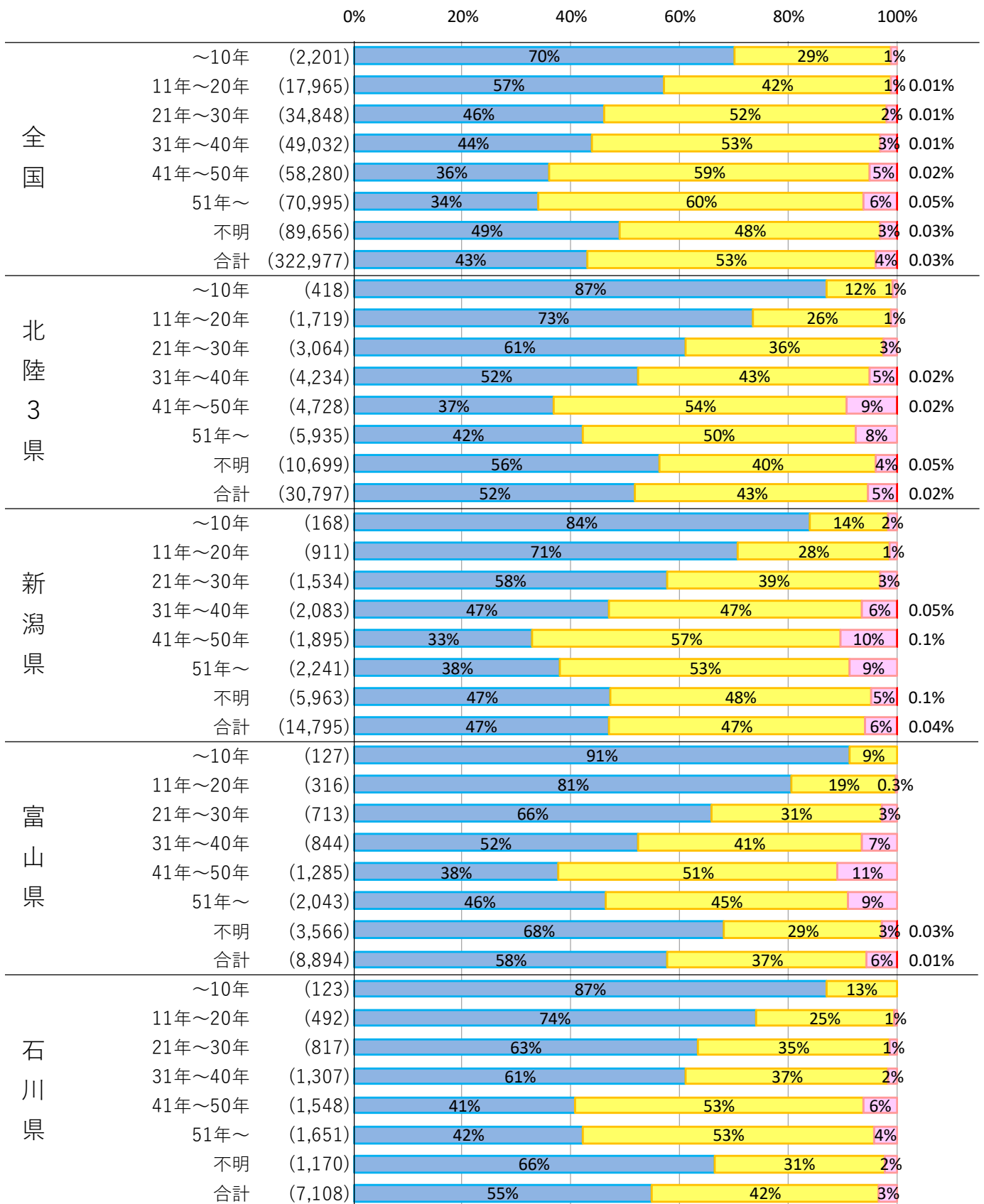


■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※ () 内は、1巡目（2014年度～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

② 建設後経過年数別の遷移状況（全道路管理者合計）【橋梁】



■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

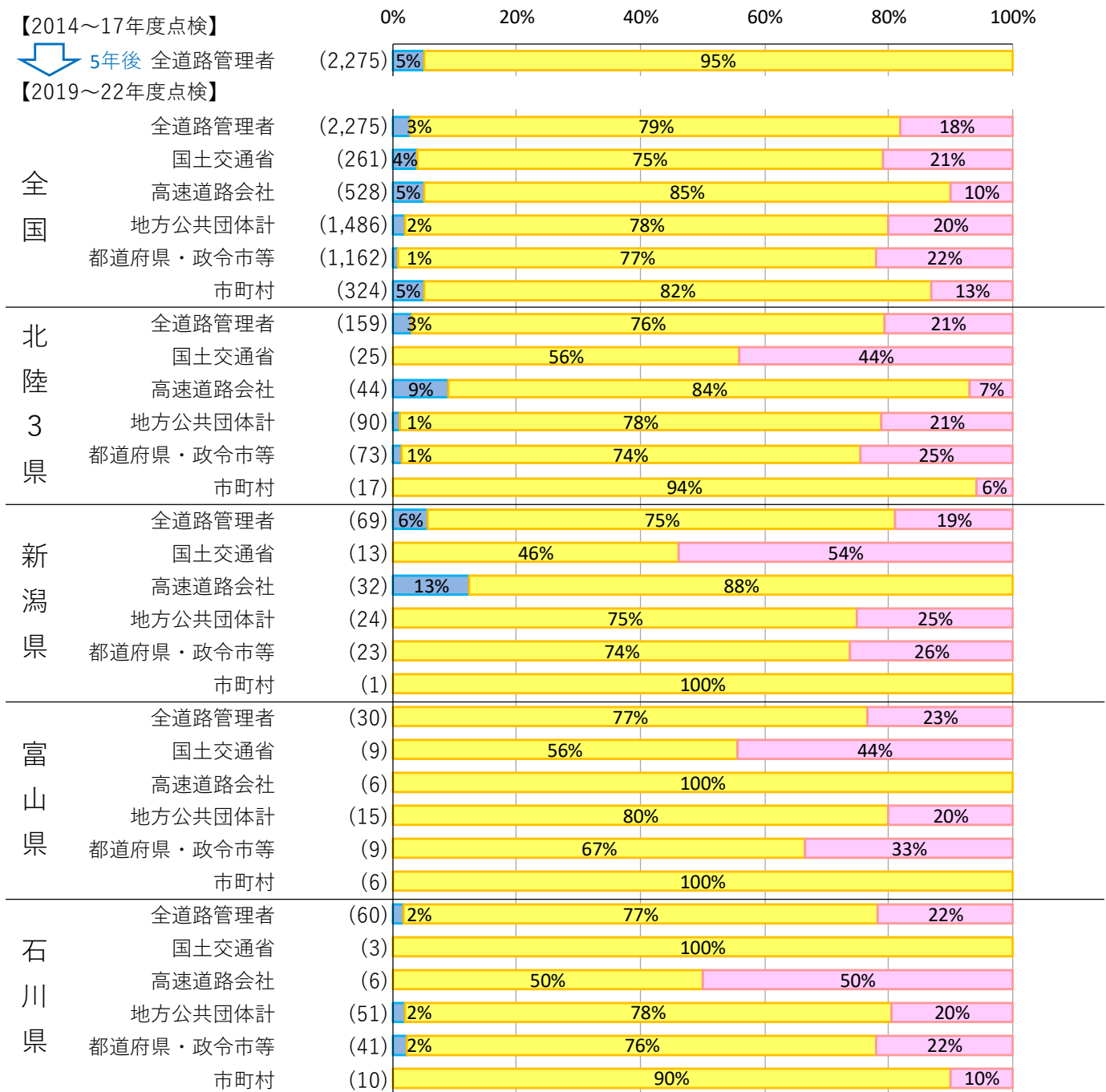
※（）内は、1巡目（2014年度～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2) トンネル

- 1巡目の2014年度～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（区分Ⅰ・Ⅱ）に判定されたトンネルのうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移したトンネルの割合は全道路管理者合計で21%です。
- 建設後経過年数が21年以上となるトンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

① 管理者別の判定区分の遷移状況【トンネル】

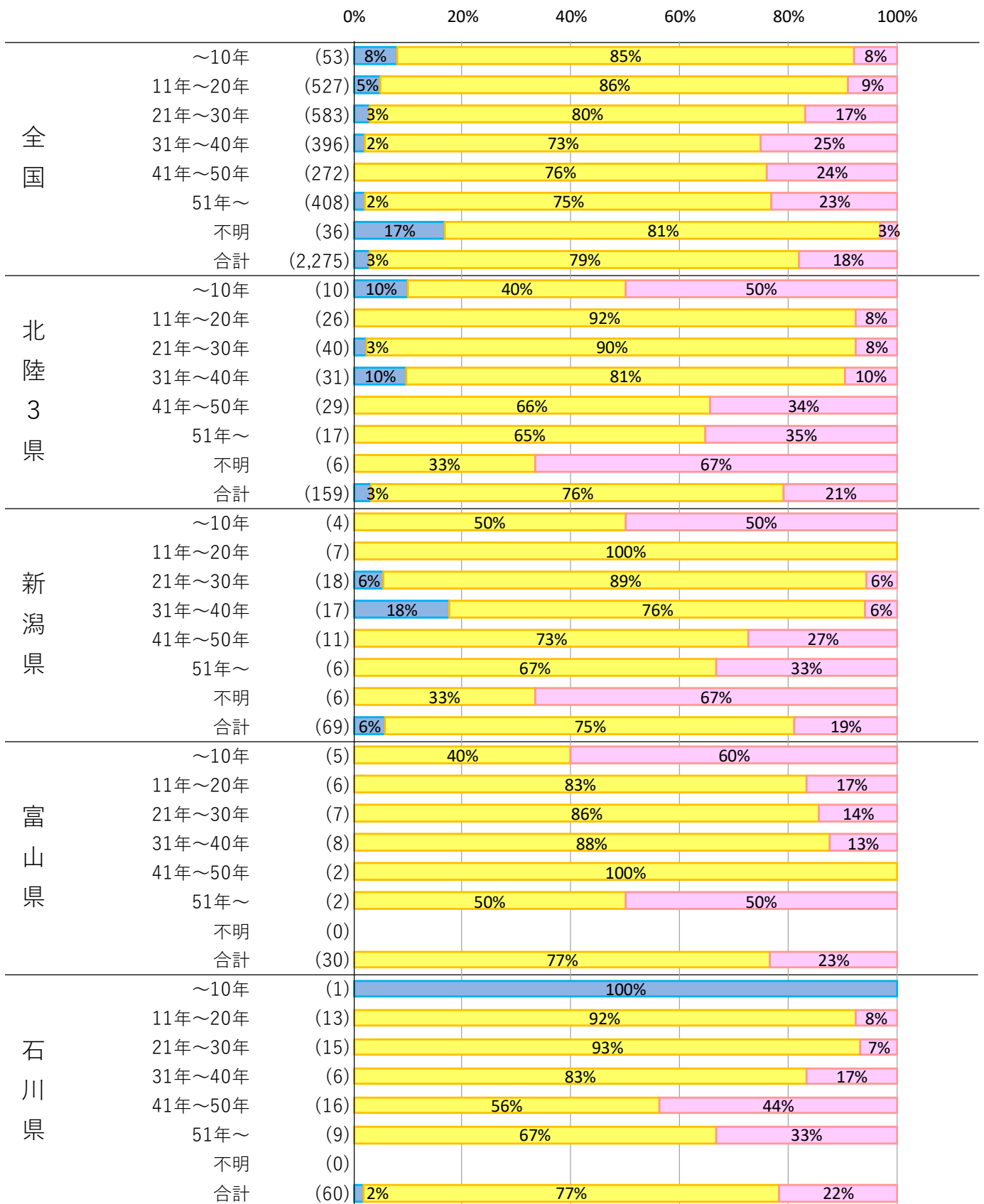


■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※（）内は、1巡目（2014年度～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなったトンネル数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2022年度に点検を実施したトンネルの合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

② 建設後経過年数別の遷移状況（全道路管理者合計）【トンネル】



■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

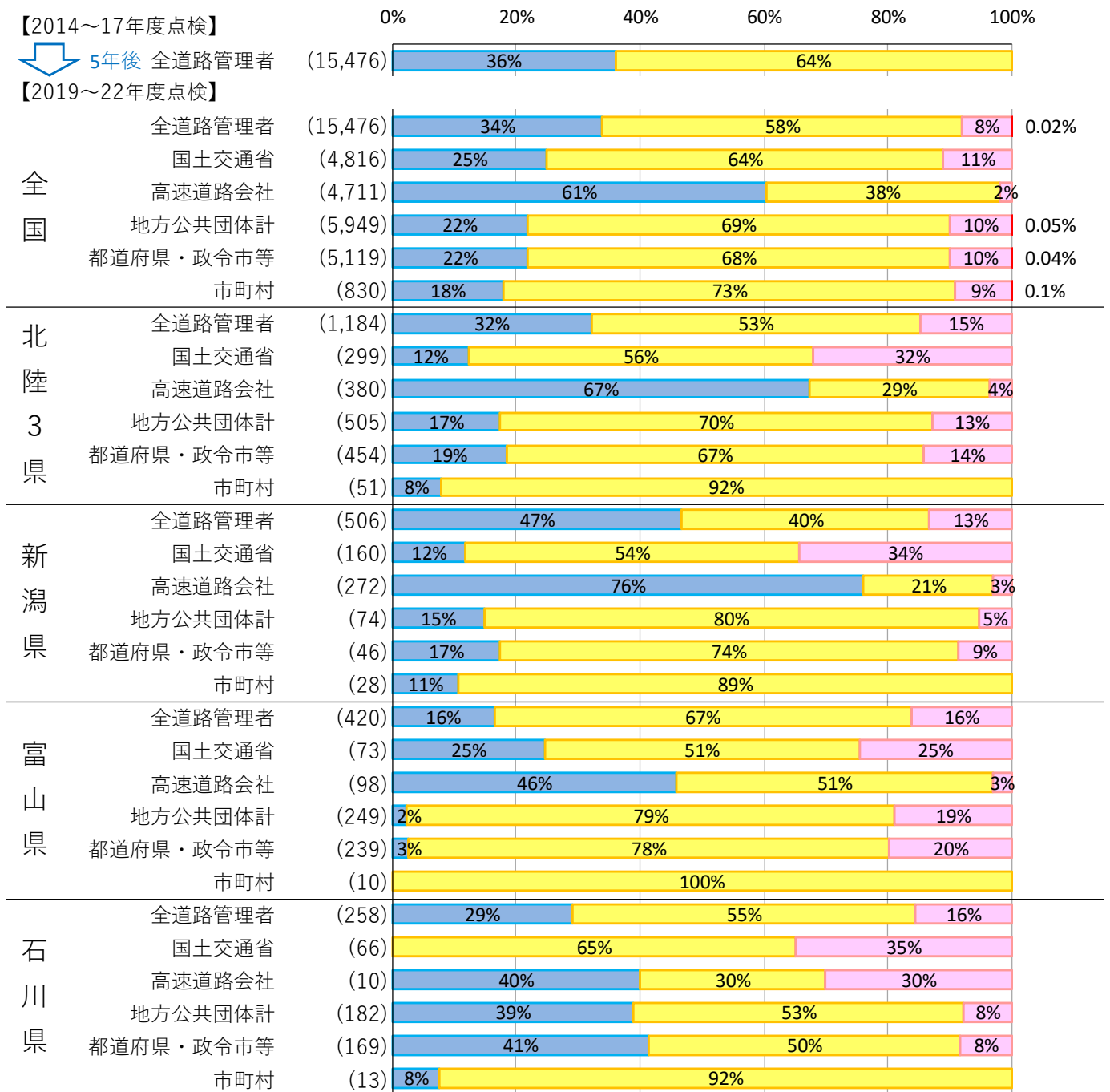
※（ ）内は、1巡目（2014年度～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなったトンネル数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2022年度に点検を実施したトンネルの合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3) 道路附属物等

- 1巡目の2014年度～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（区分Ⅰ・Ⅱ）に判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した道路附属物等の割合は全道路管理者合計で15%です。
- 建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

① 管理者別の判定区分の遷移状況【道路附属物等】

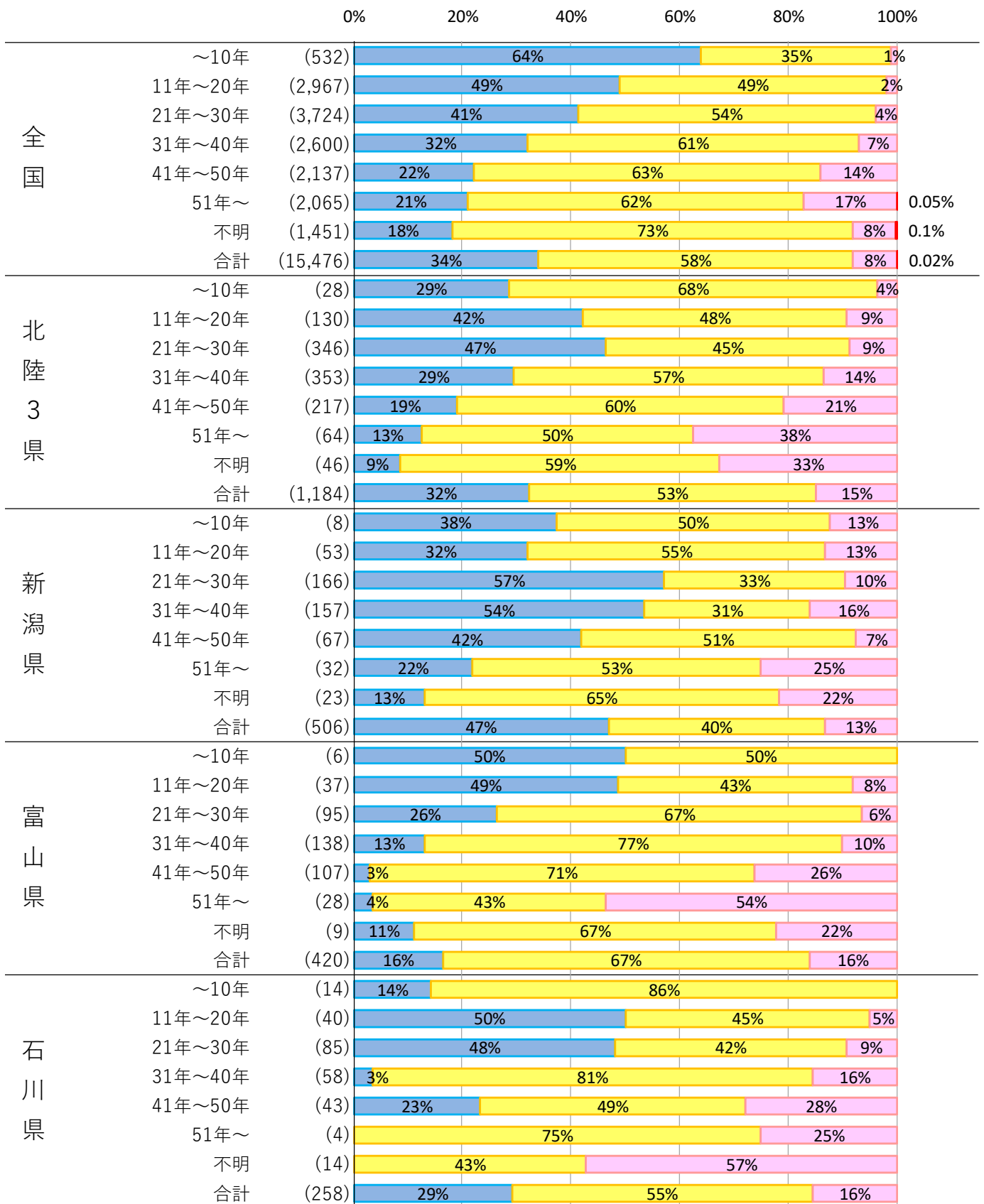


■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※（）内は、1巡目（2014年度～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった道路附属物等の施設数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2022年度に点検を実施した道路附属物等の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

② 建設後経過年数別の遷移状況（全道路管理者合計）【道路附属物等】



■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

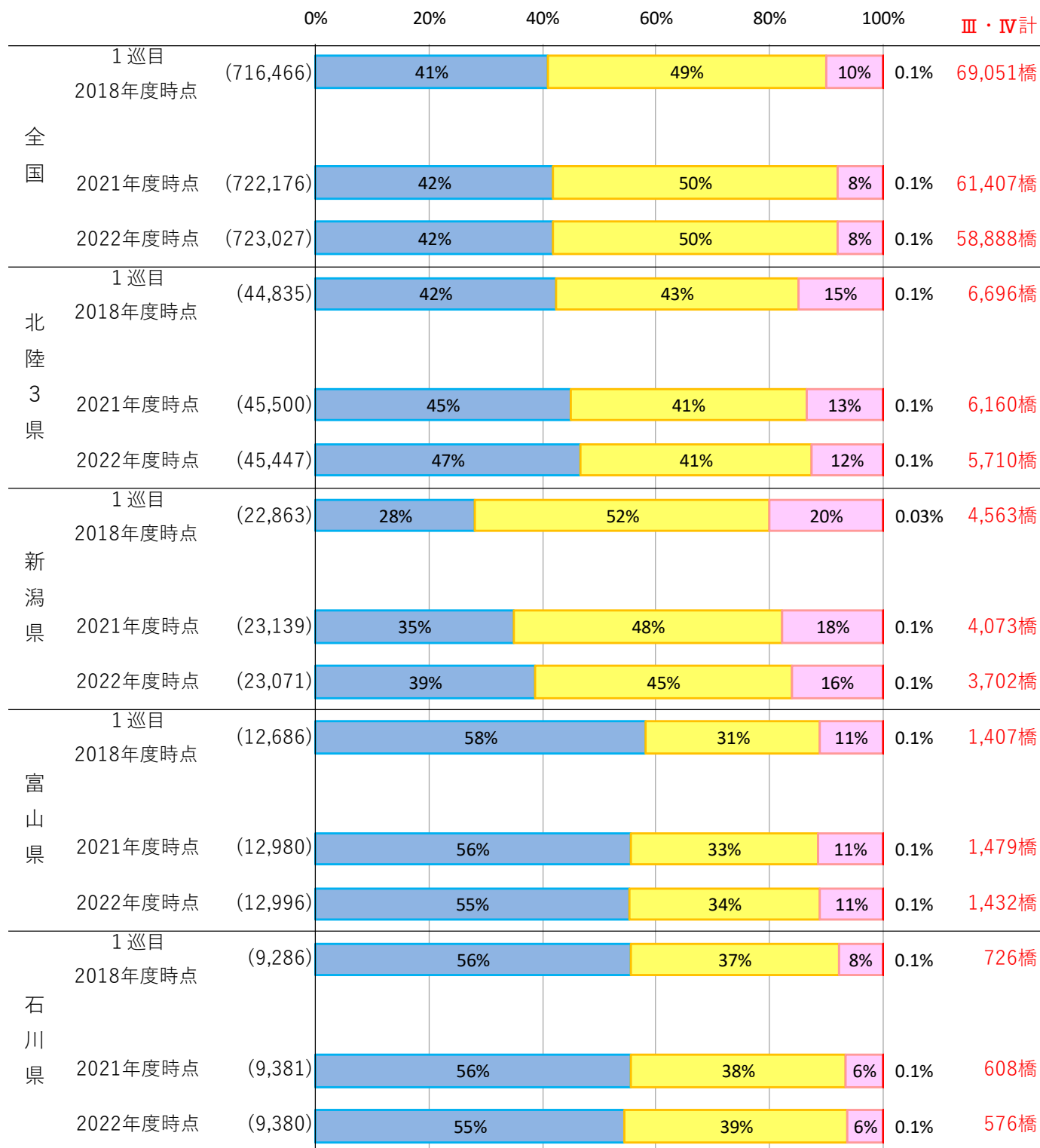
※（ ）内は、1巡目（2014年度～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった道路附属物等の施設数のうち、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019年度～2022年度に点検を実施した道路附属物等の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(3) 過年度の点検（2014～22年度）の実施施設の判定区分毎の施設数と割合

1) 橋梁

- 過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 41%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は5,710橋であった。
- 1巡目点検結果から推移をみると、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁数は着実に減少している。

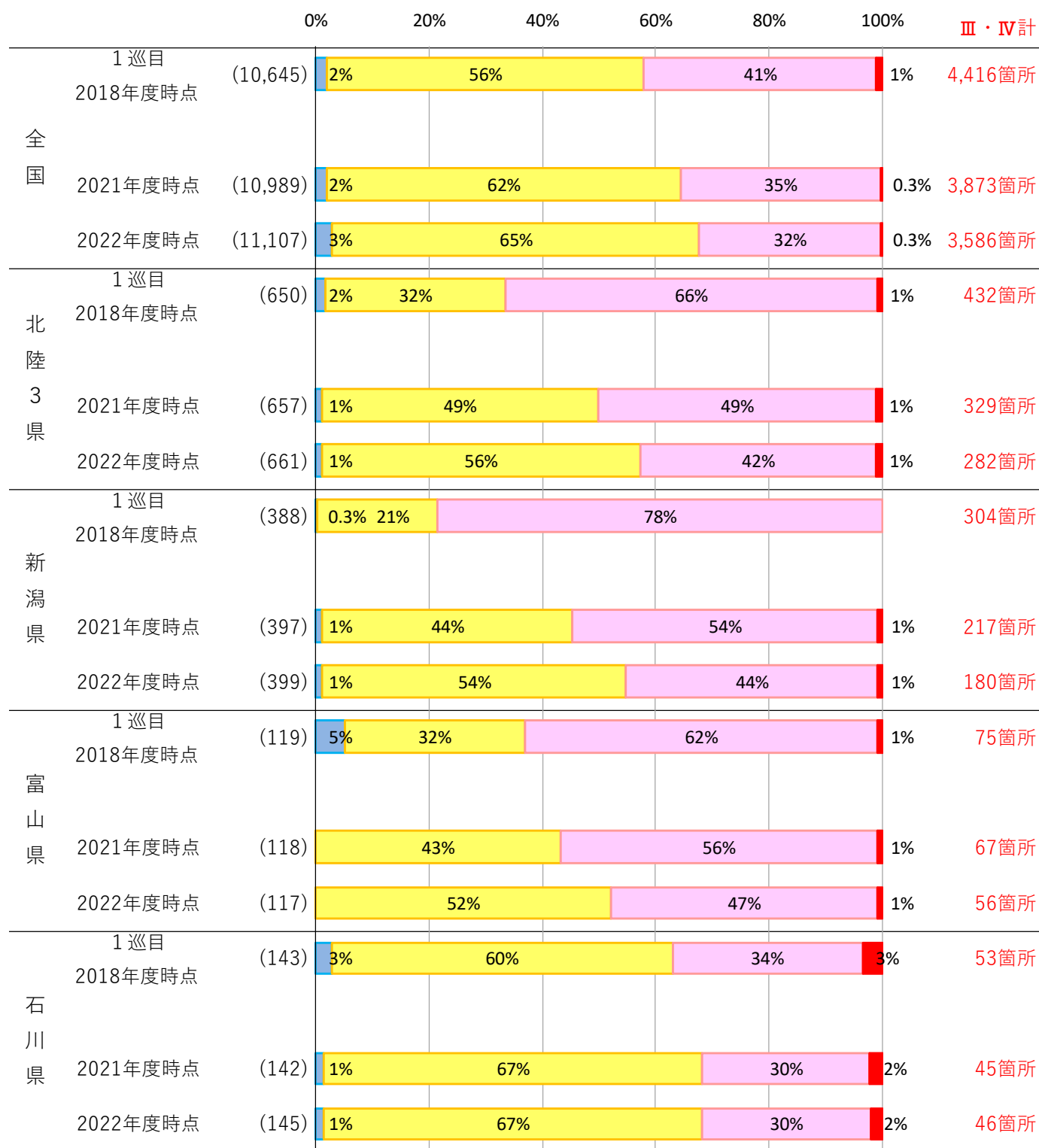


■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

2) トンネル

- 過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 56%、Ⅲ 42%、Ⅳ 1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは282箇所であった。
- 1 巡目点検結果から推移をみると、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネル数は着実に減少している。

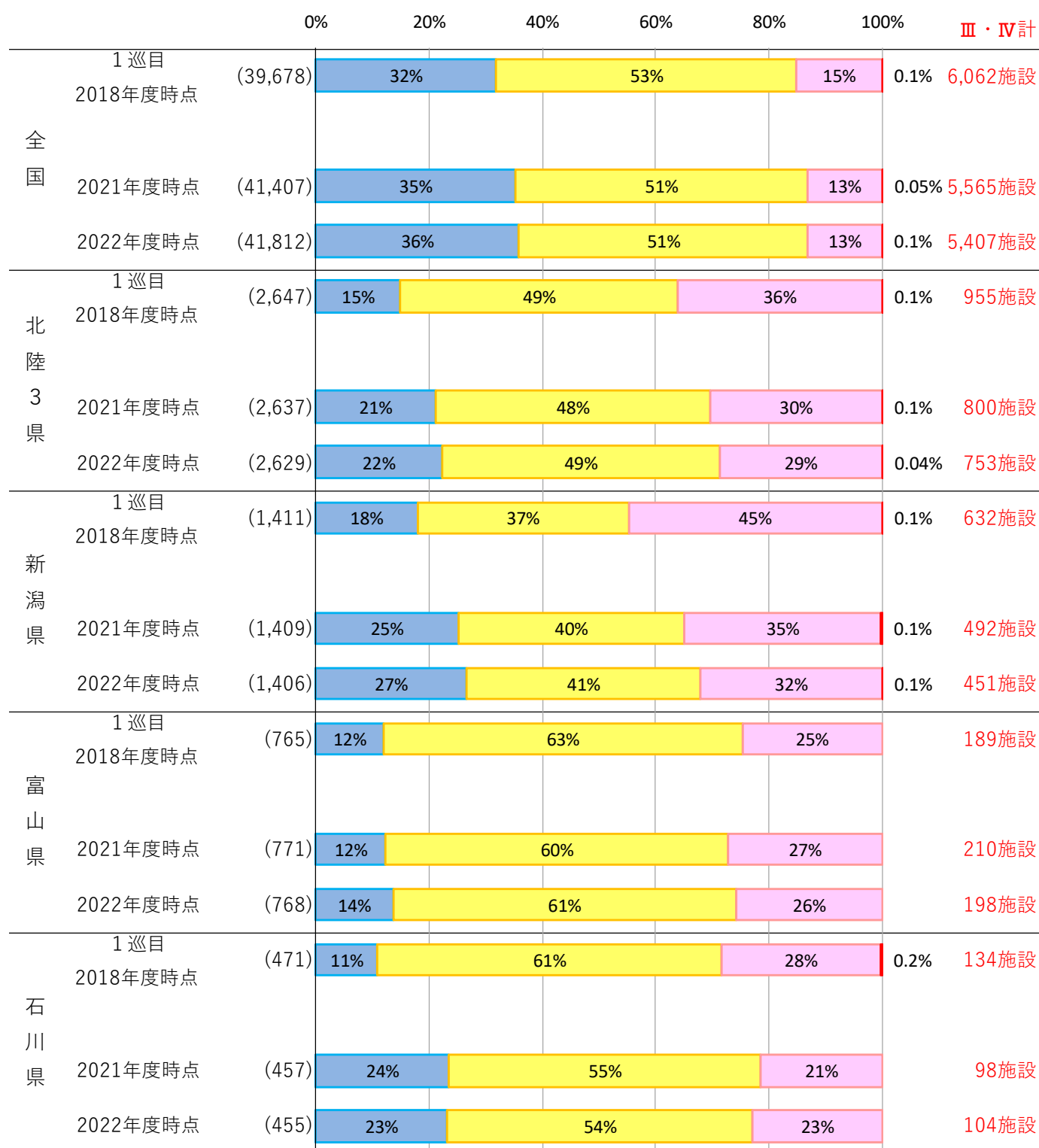


■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

3) 道路附属物等

- 過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 22%、Ⅱ 49%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0.04%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は753施設であった。
- 1巡目点検結果から推移をみると、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等数は着実に減少している。



■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(4) 過年度の点検（2014～22年度）の点検結果

1) 全道路管理者

2022年度末時点

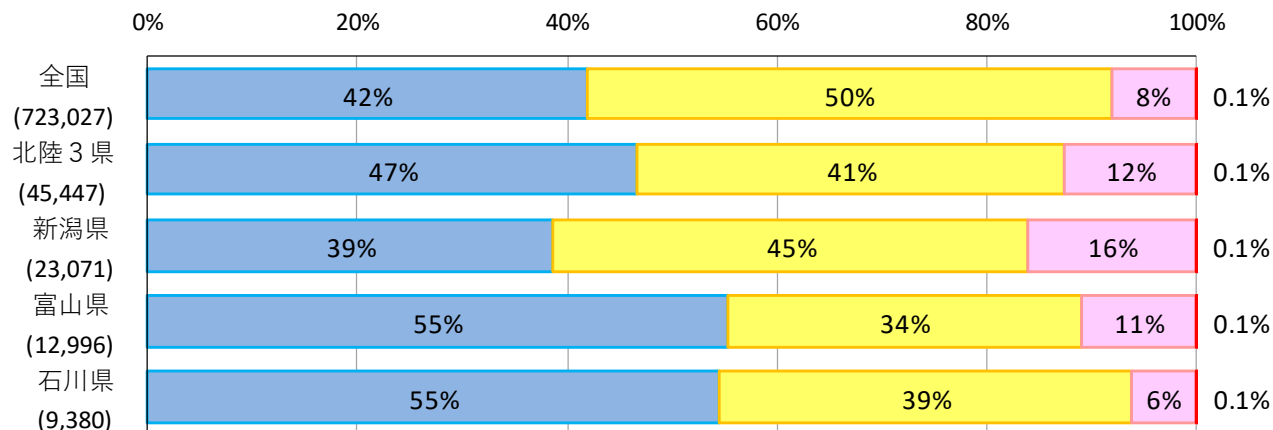
○ 過年度の点検（2014～22年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 47%、Ⅱ 41%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 56%、Ⅲ 42%、Ⅳ 1%、道路附属物等：Ⅰ 22%、Ⅱ 49%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0.04%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

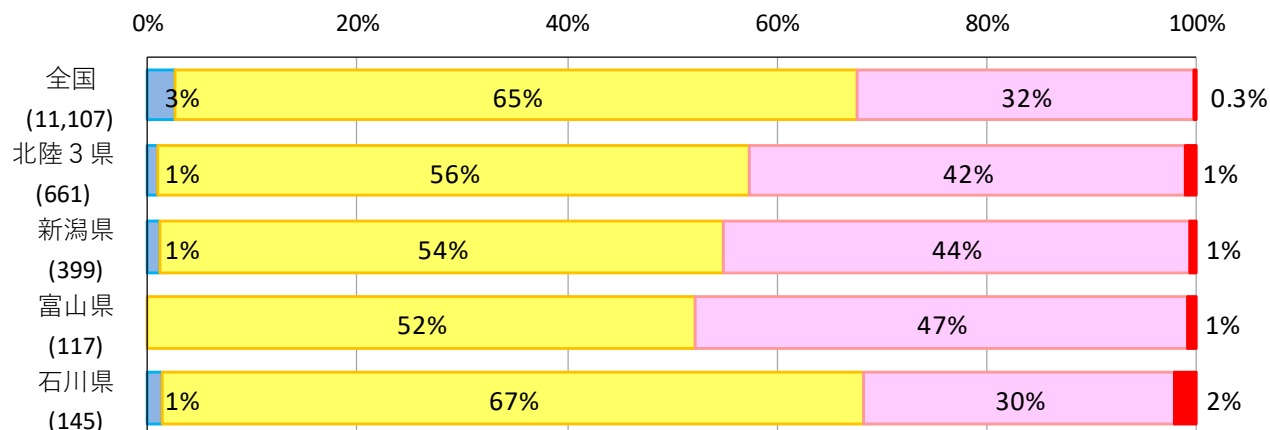
① 橋梁の判定区分の割合（全道路管理者合計）

2022年度末時点



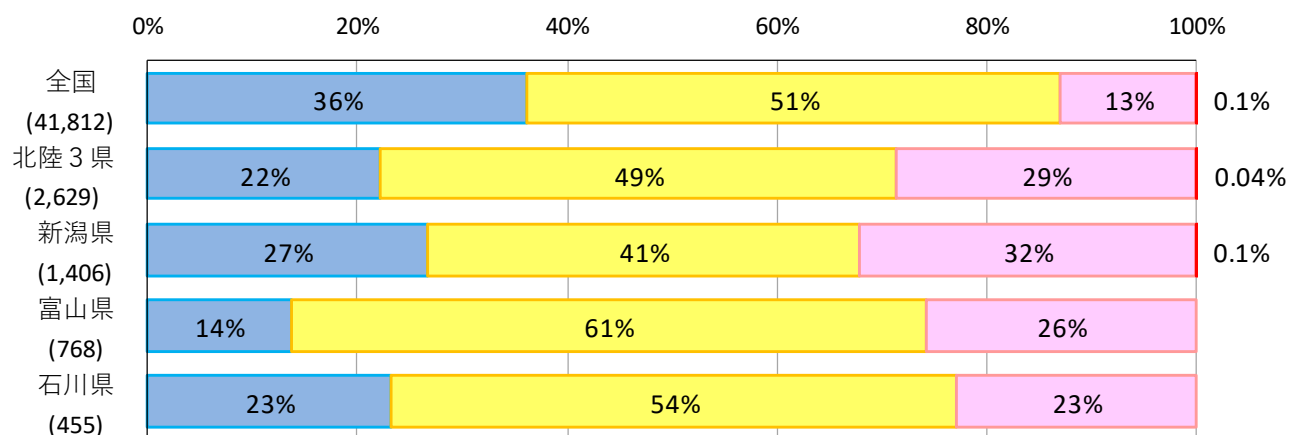
② トンネルの判定区分の割合（全道路管理者合計）

2022年度末時点



③ 道路附属物等の判定区分の割合（全道路管理者合計）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

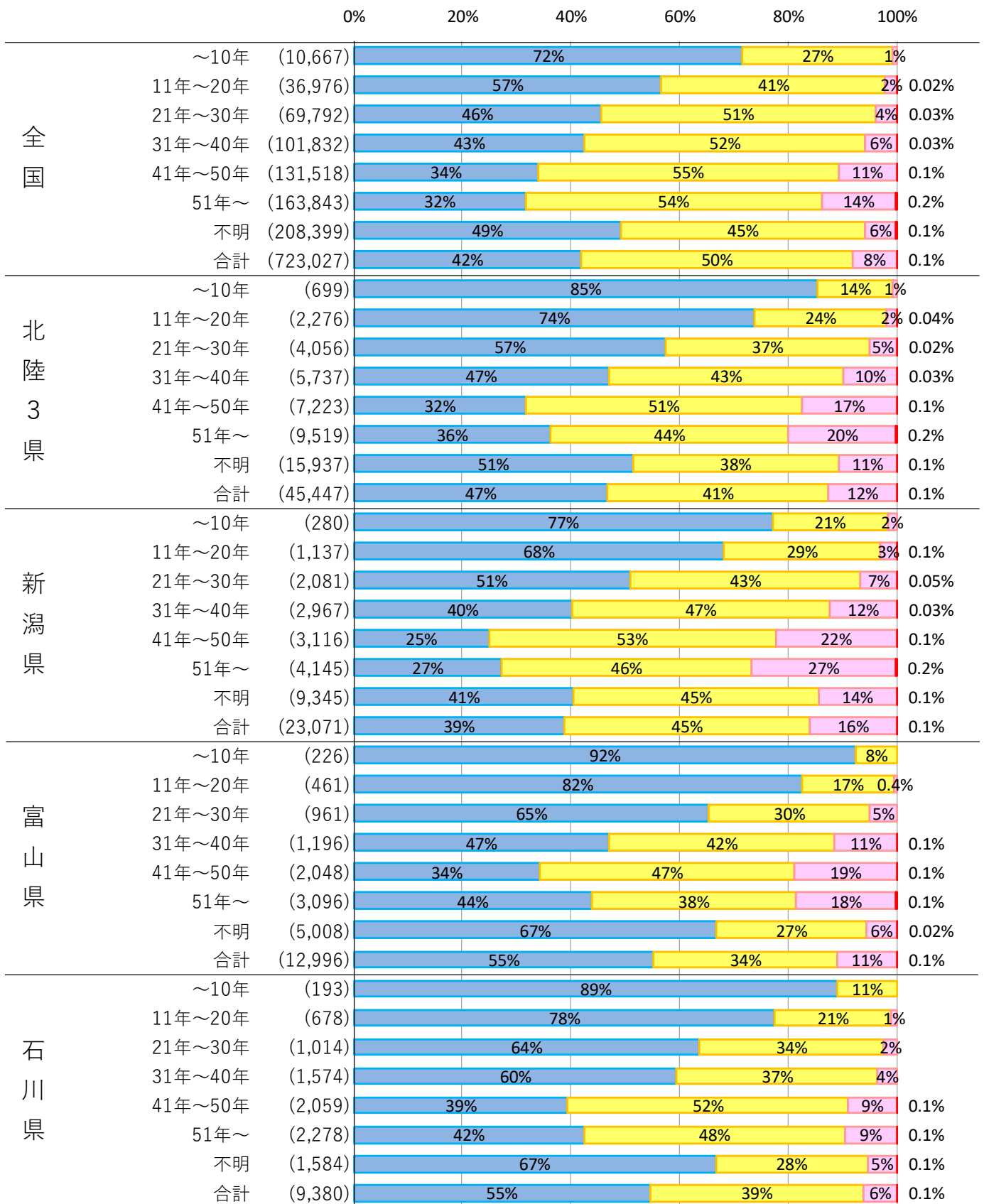
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

④ 橋梁の判定区分と建設後経過年数（全道路管理者）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

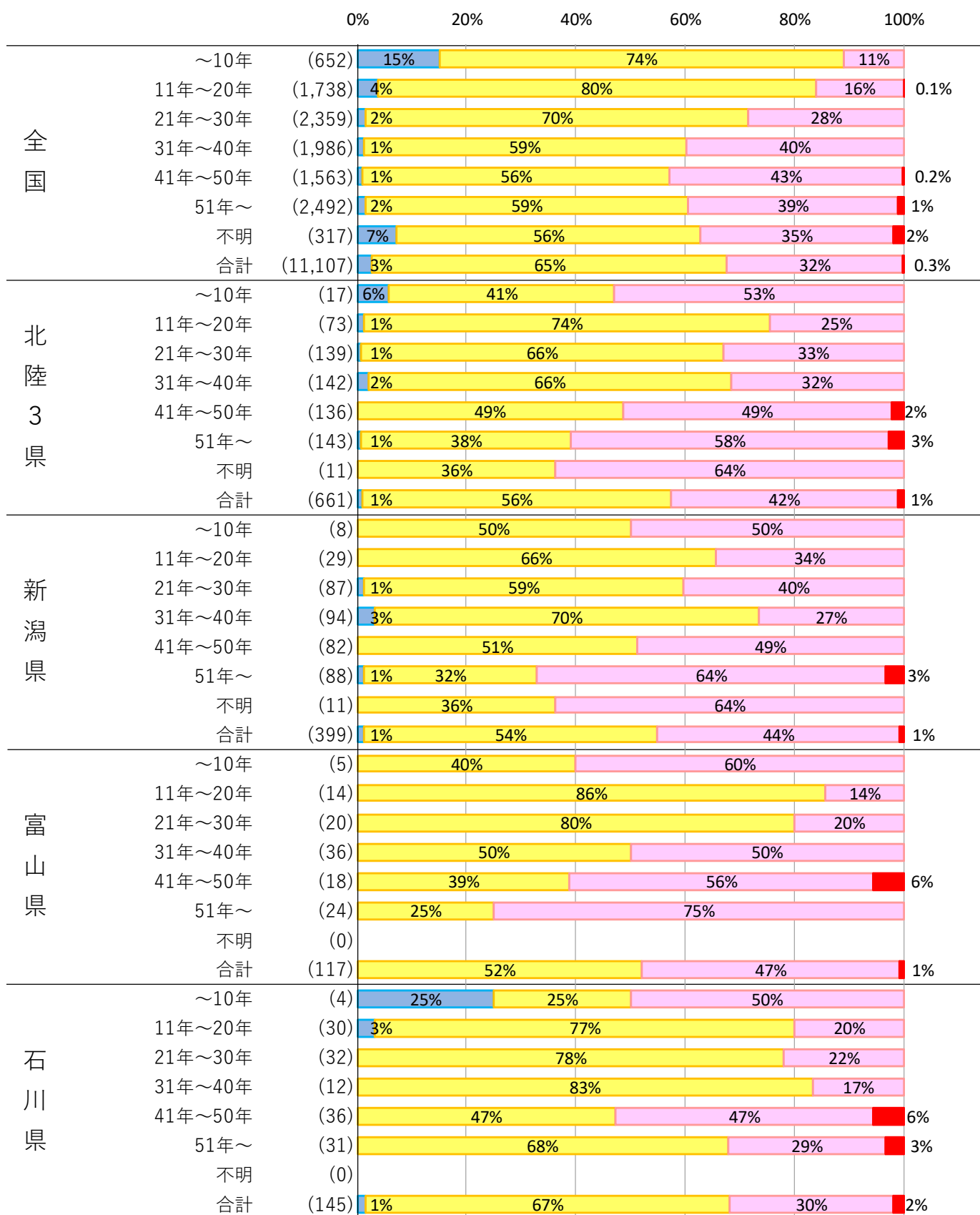
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑤ トンネルの判定区分と建設後経過年数（全道路管理者）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

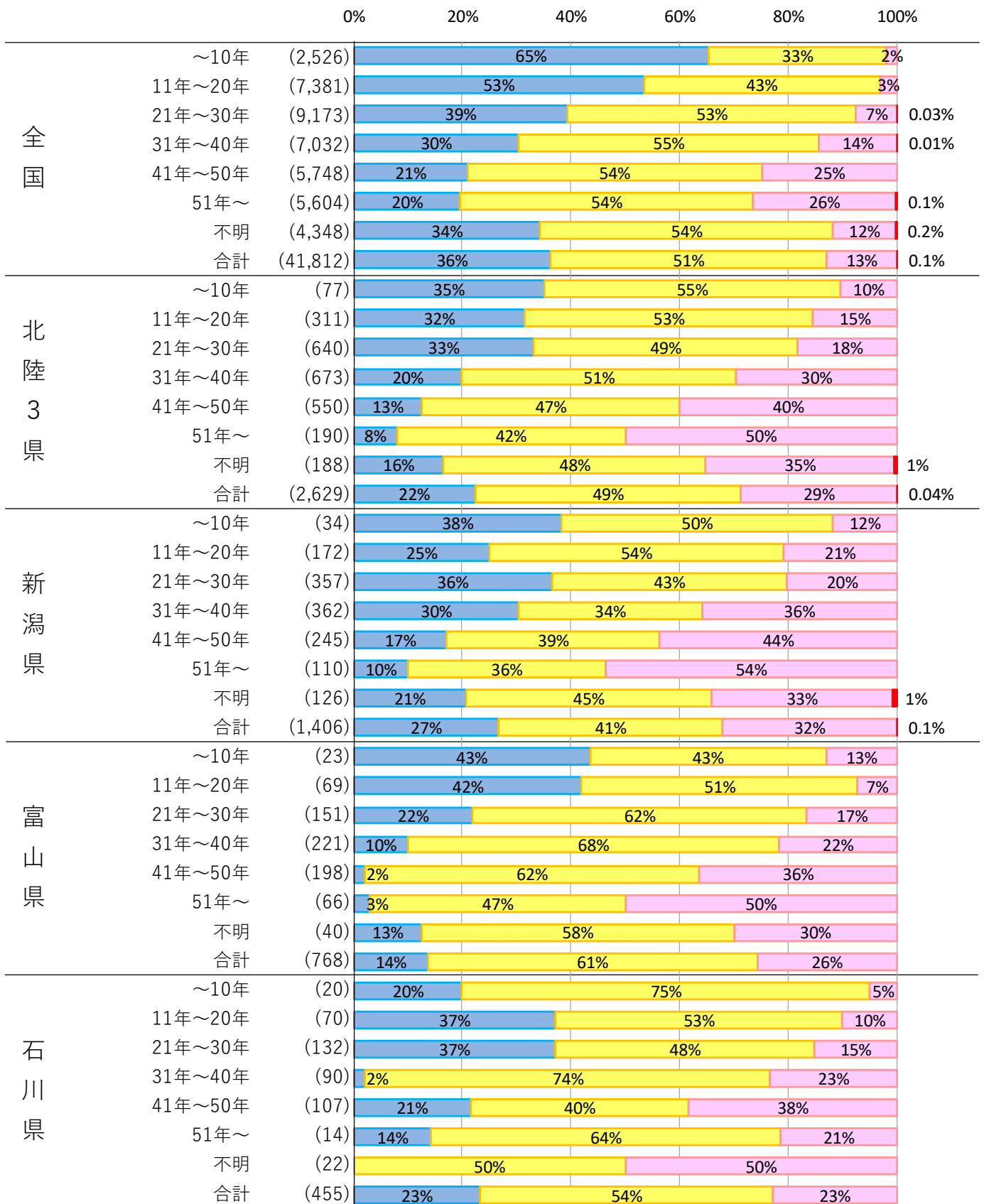
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑥ 道路附属物等の判定区分と建設後経過年数（全道路管理者）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2) 国土交通省

2022年度末時点

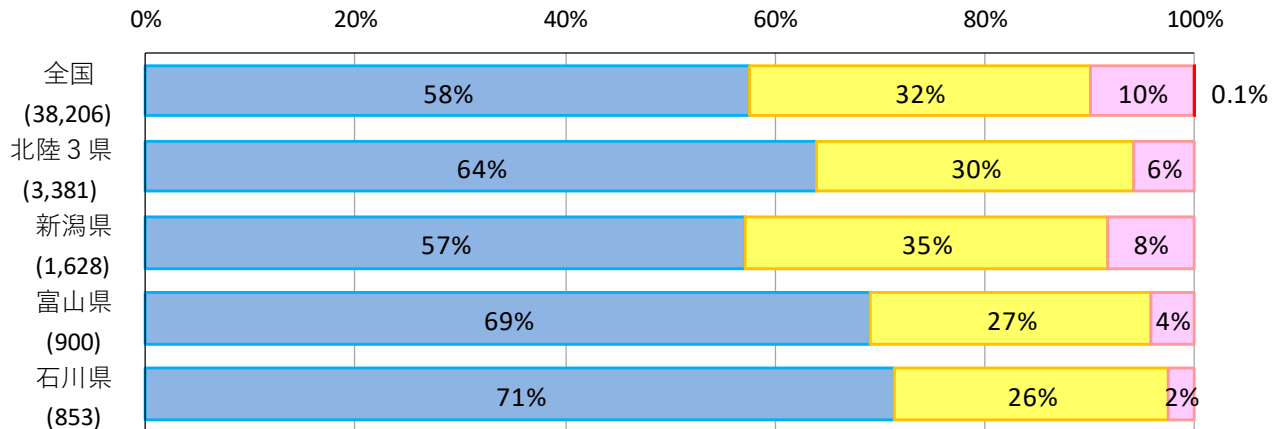
○ 過年度の点検（2014～22年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 64%、Ⅱ 30%、Ⅲ 6%、トンネル：Ⅰ 2%、Ⅱ 54%、Ⅲ 43%、道路附属物等：Ⅰ 12%、Ⅱ 47%、Ⅲ 41%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

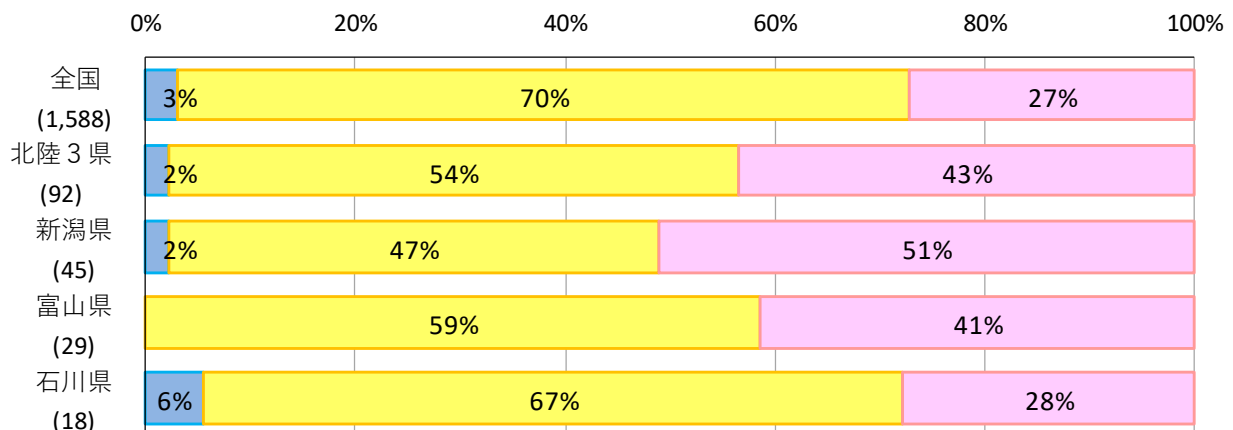
① 橋梁の判定区分の割合（国土交通省）

2022年度末時点



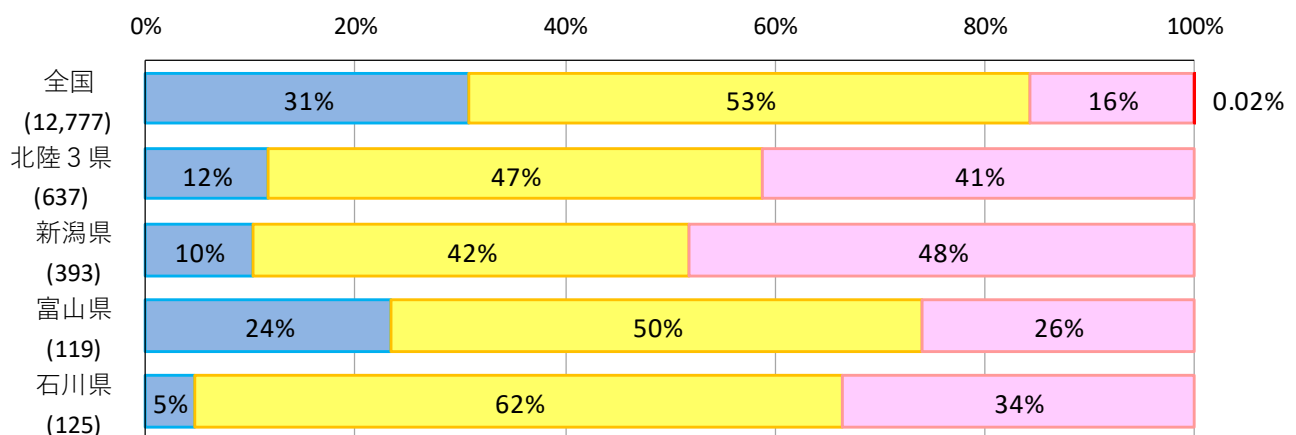
② トンネルの判定区分の割合（国土交通省）

2022年度末時点



③ 道路附属物等の判定区分の割合（国土交通省）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

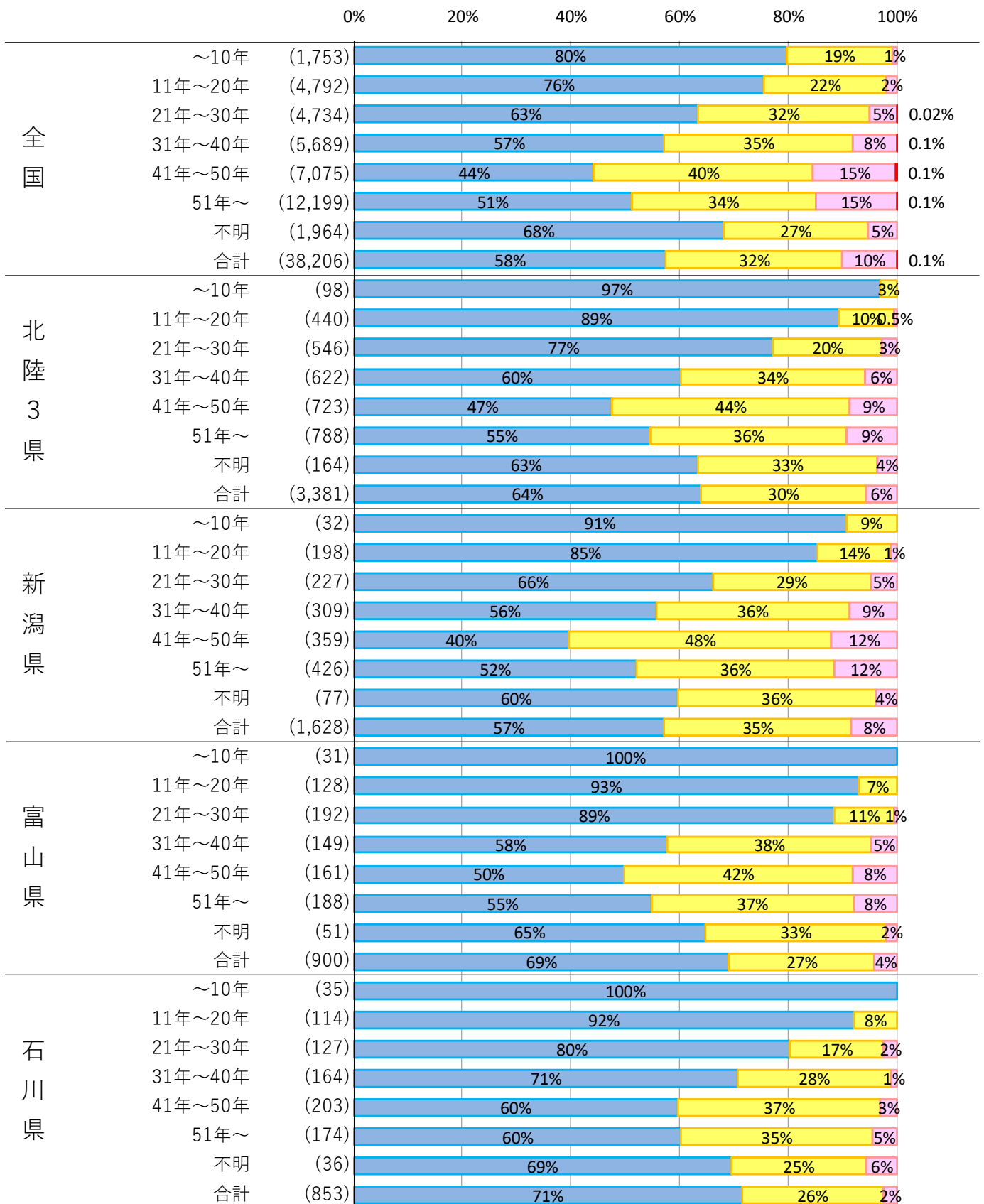
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

④ 橋梁の判定区分と建設後経過年数（国土交通省）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

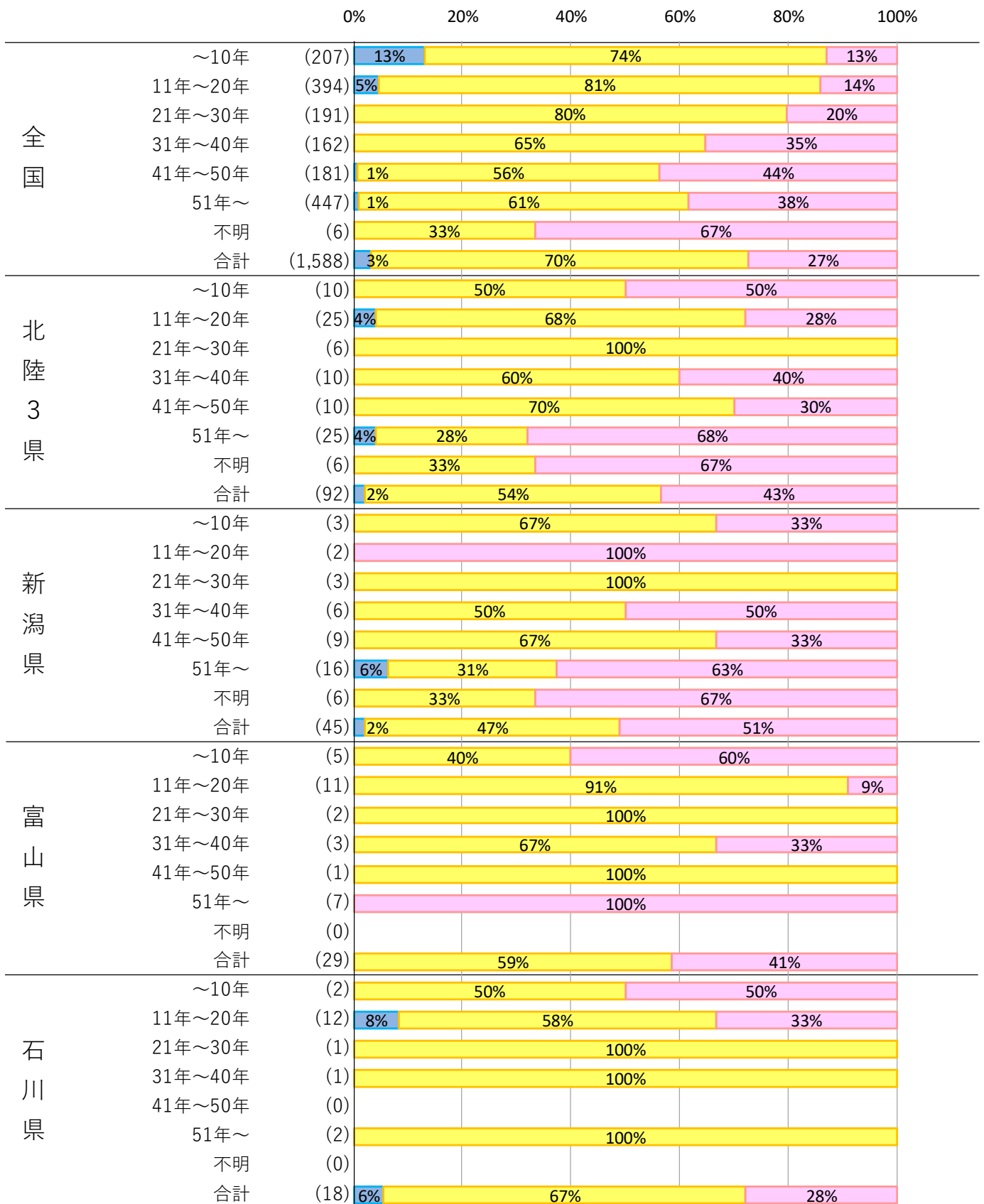
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑤ トンネルの判定区分と建設後経過年数（国土交通省）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全
 ■ II：予防保全段階
 ■ III：早期措置段階
 ■ IV：緊急措置段階

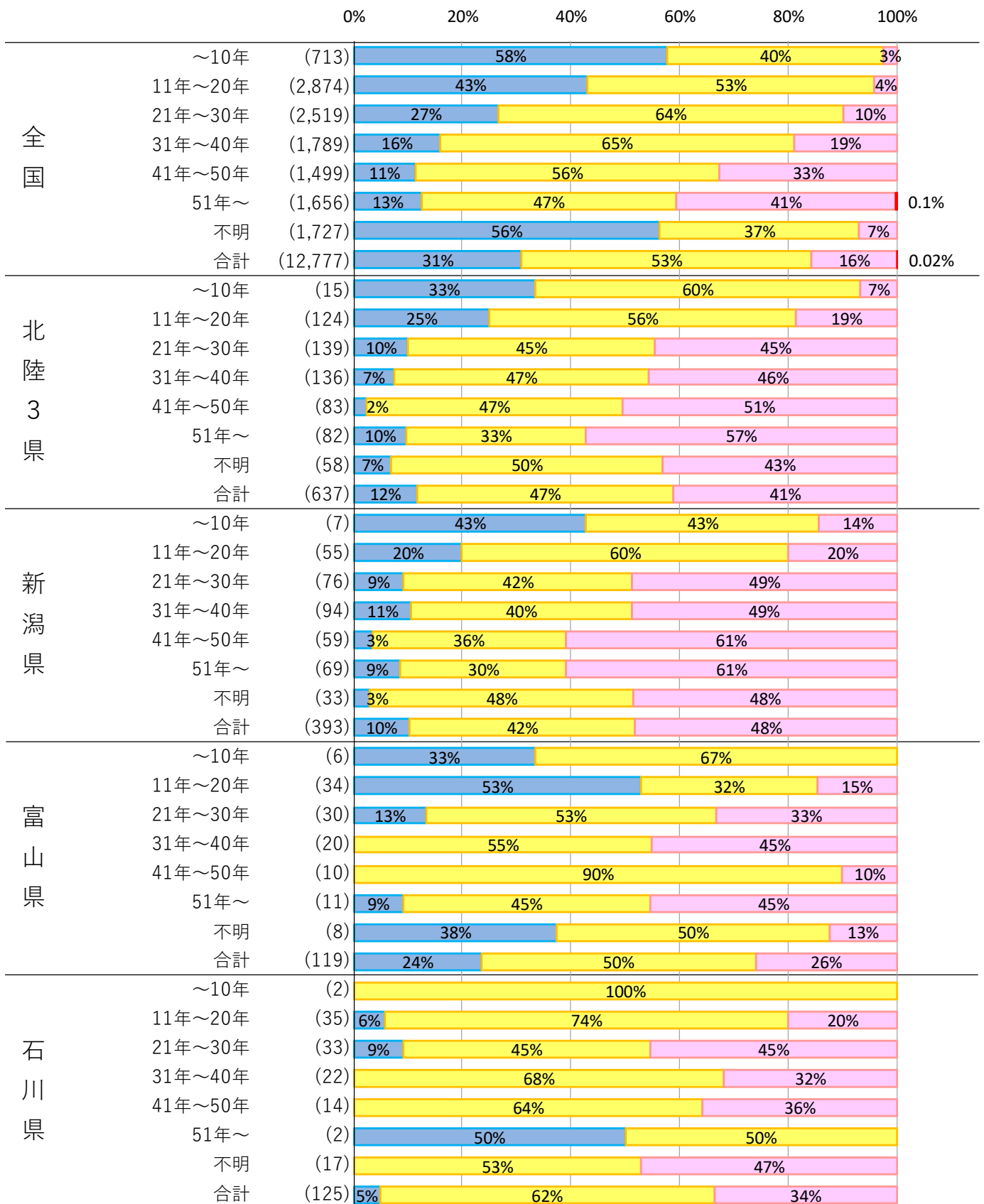
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑥ 道路附属物等の判定区分と建設後経過年数（国土交通省）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3) 高速道路会社

2022年度末時点

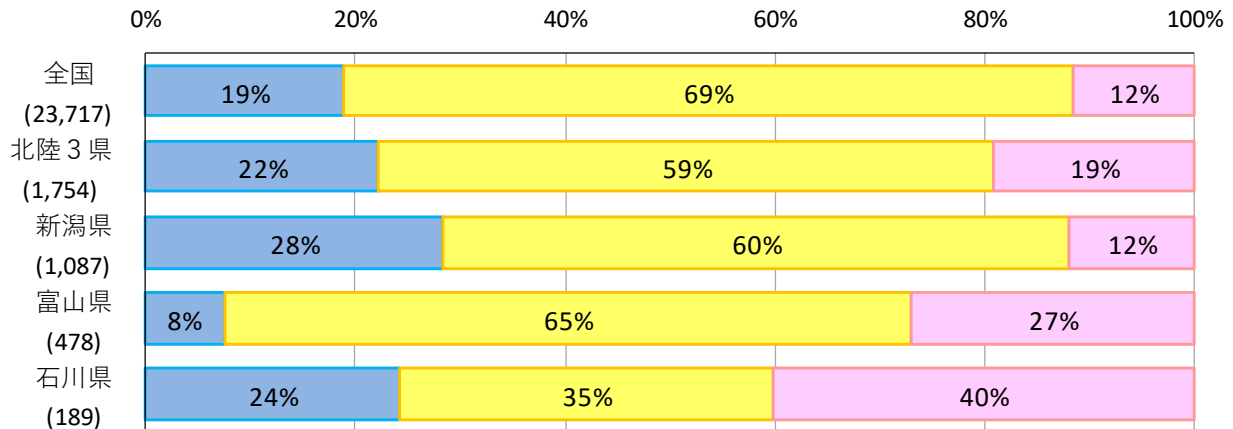
○ 過年度の点検（2014～22年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 22%、Ⅱ 59%、Ⅲ 19%、トンネル：Ⅰ 4%、Ⅱ 88%、Ⅲ 8%、道路附属物等：Ⅰ 56%、Ⅱ 39%、Ⅲ 5%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

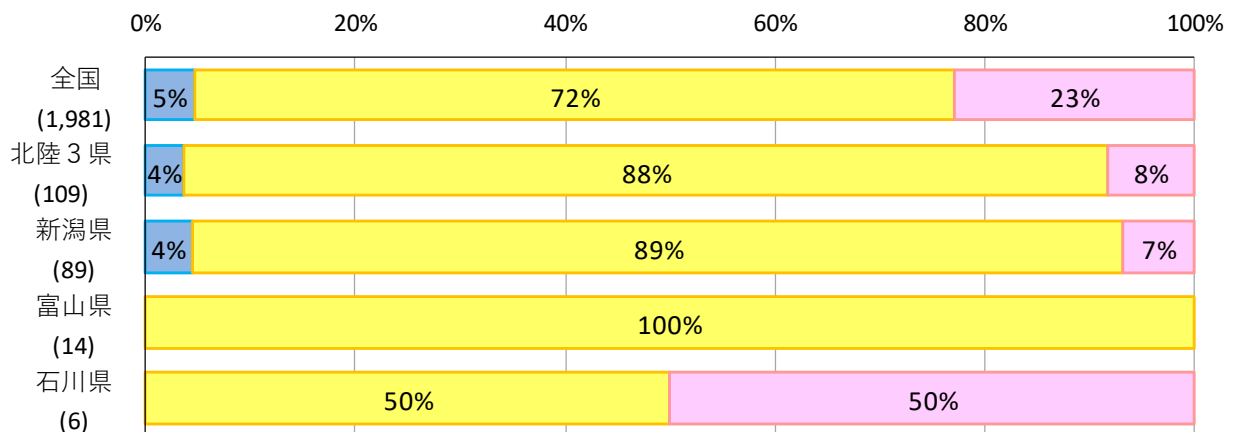
① 橋梁の判定区分の割合（高速道路会社）

2022年度末時点



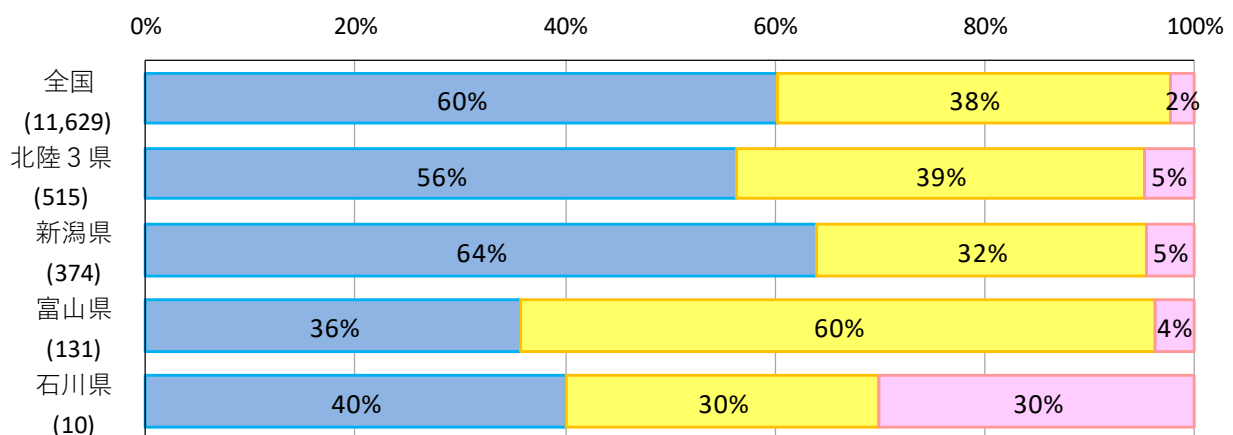
② トンネルの判定区分の割合（高速道路会社）

2022年度末時点



③ 道路附属物等の判定区分の割合（高速道路会社）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

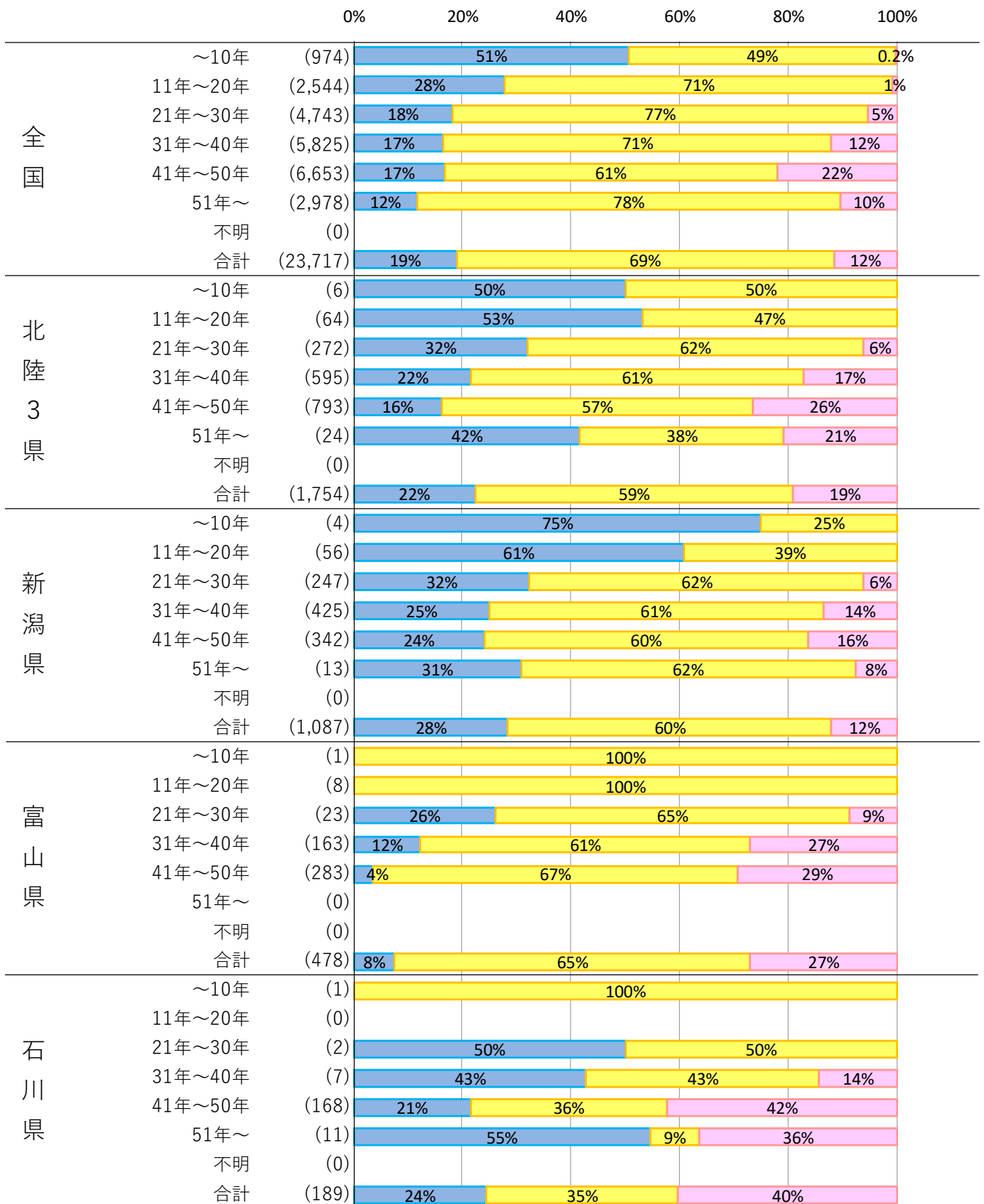
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

④ 橋梁の判定区分と建設後経過年数（高速道路会社）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

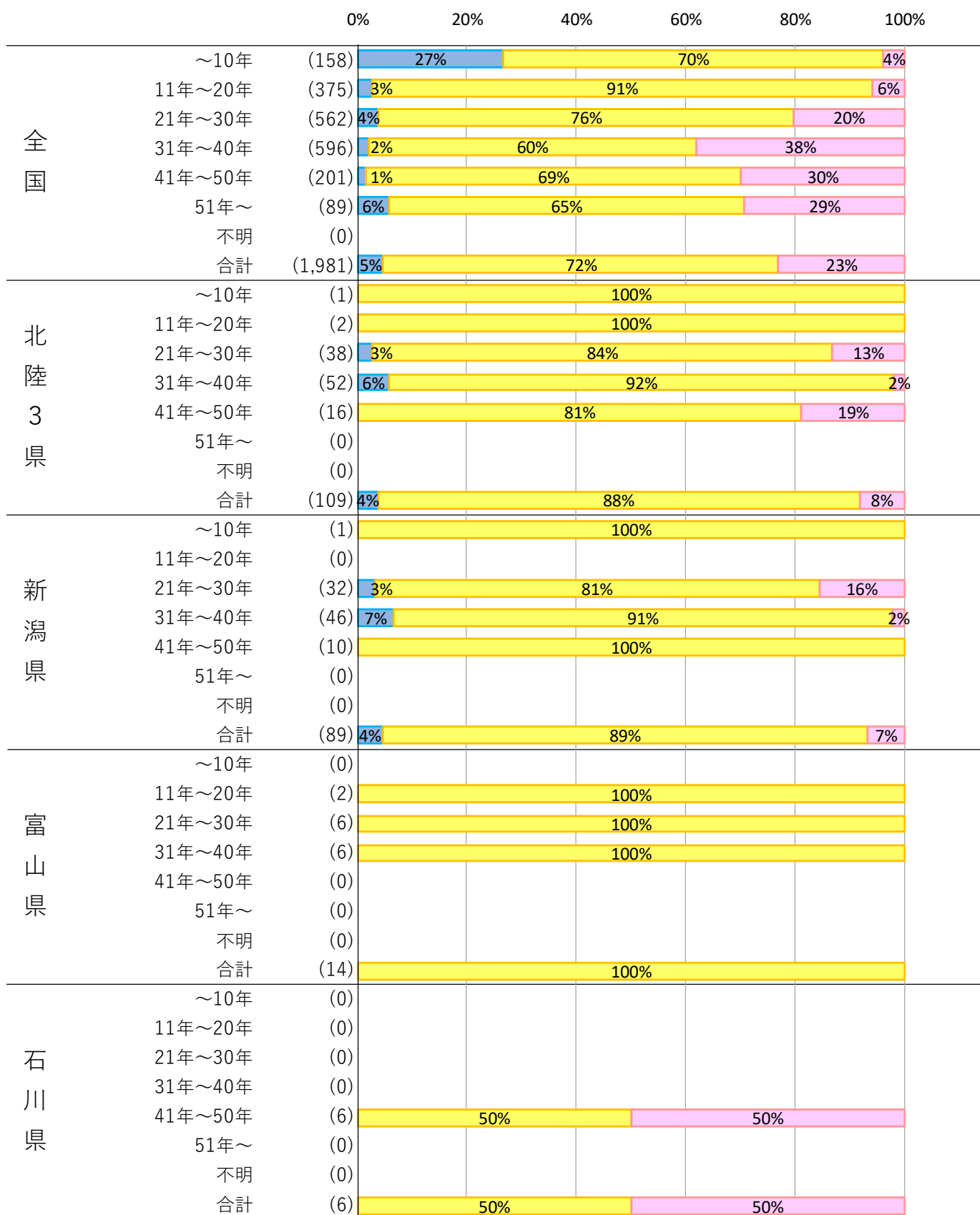
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑤ トンネルの判定区分と建設後経過年数（高速道路会社）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

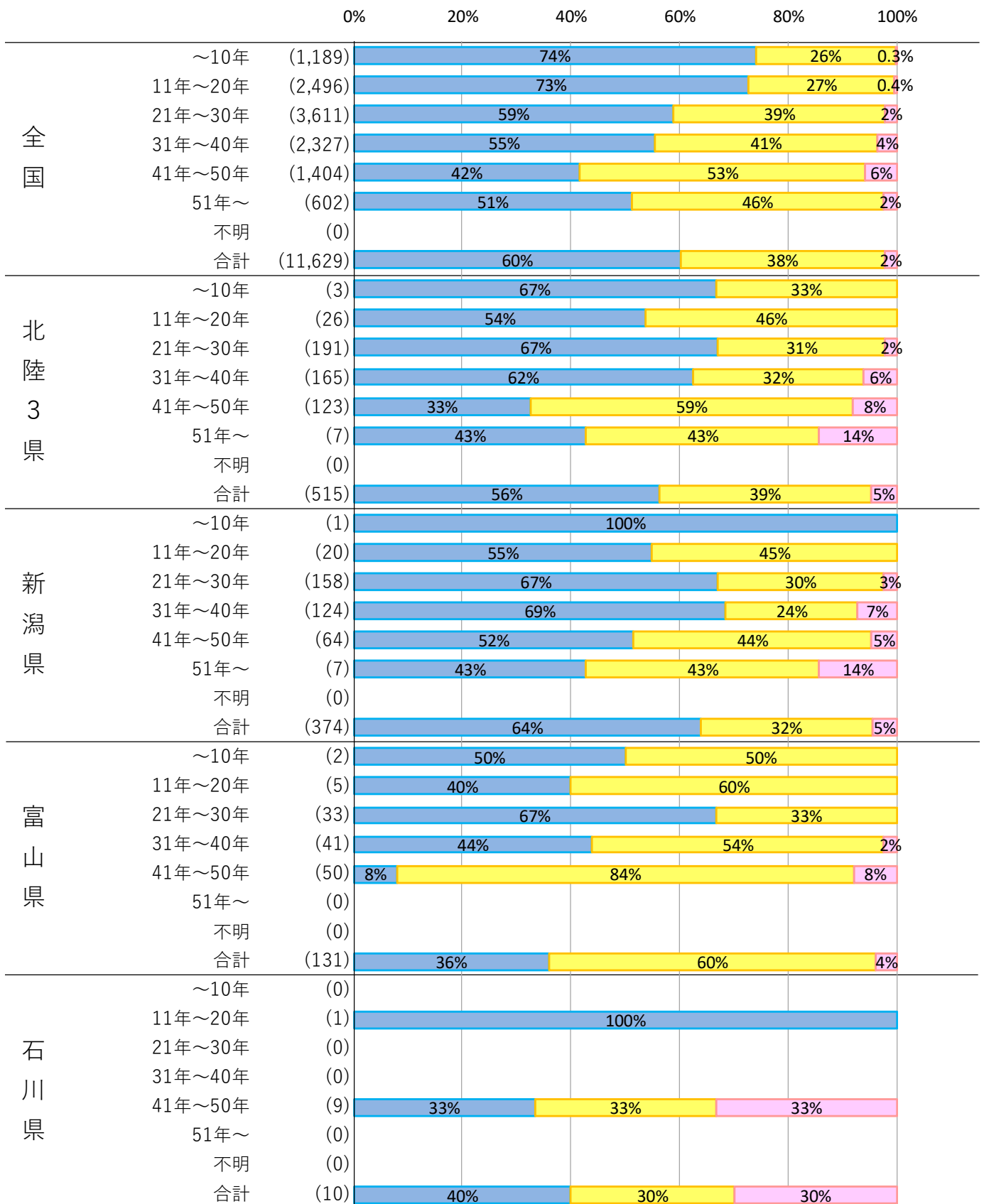
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑥ 道路附属物等の判定区分と建設後経過年数（高速道路会社）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4) 地方公共団体

2022年度末時点

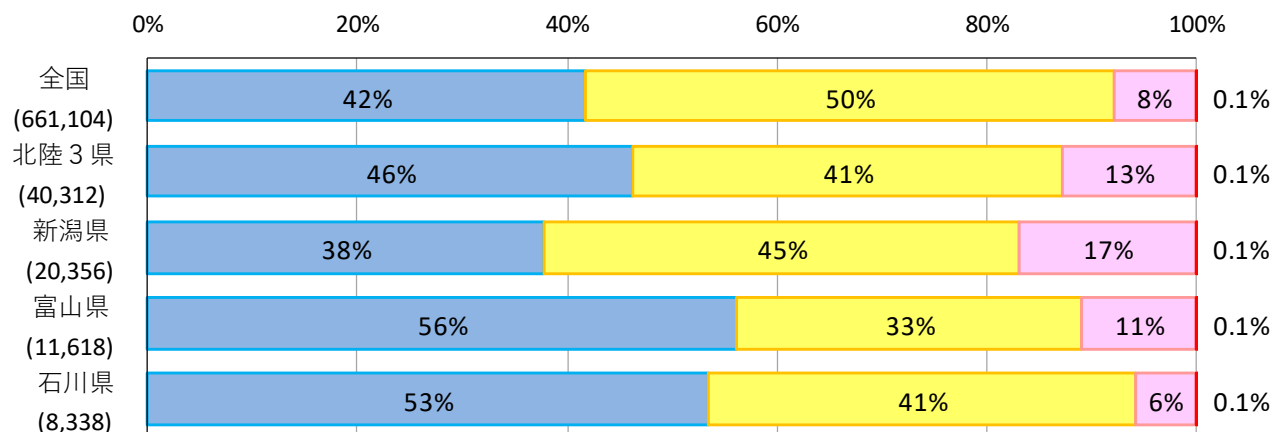
○ 過年度の点検（2014～22年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 46%、Ⅱ 41%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0.2%、Ⅱ 49%、Ⅲ 49%、Ⅳ 2%、道路附属物等：Ⅰ 15%、Ⅱ 53%、Ⅲ 31%、Ⅳ 0.1%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

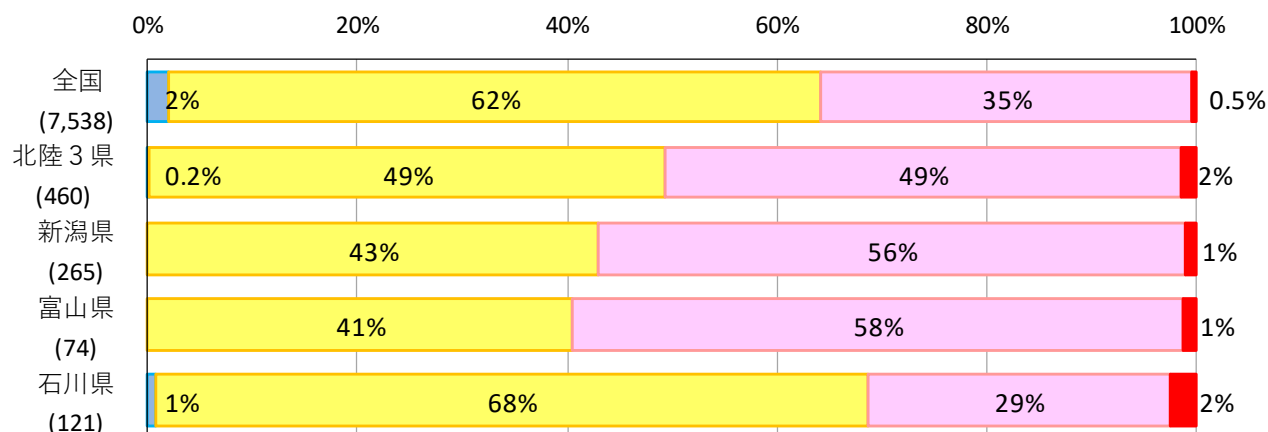
① 橋梁の判定区分の割合（地方公共団体）

2022年度末時点



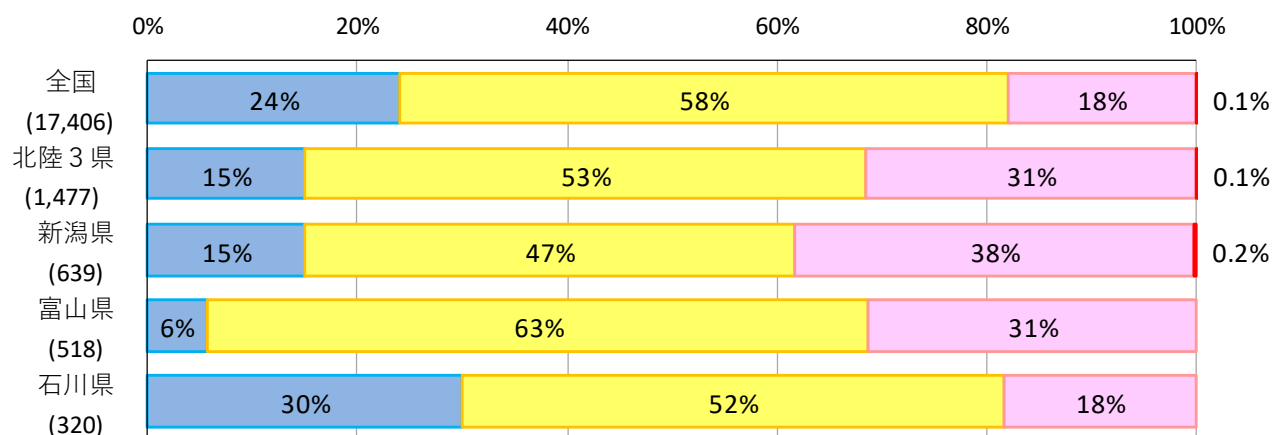
② トンネルの判定区分の割合（地方公共団体）

2022年度末時点



③ 道路附属物等の判定区分の割合（地方公共団体）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

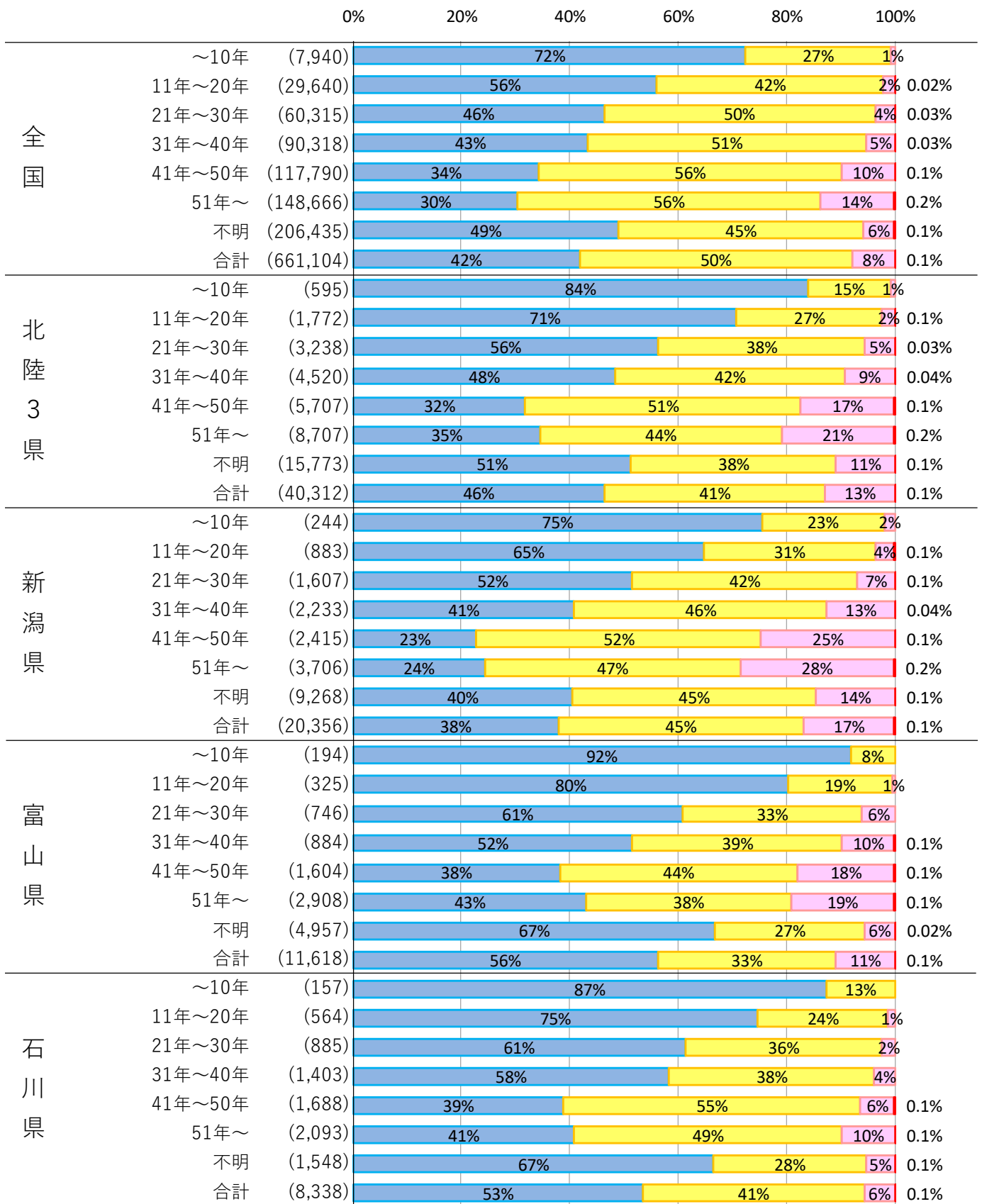
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

④ 橋梁の判定区分と建設後経過年数（地方公共団体）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

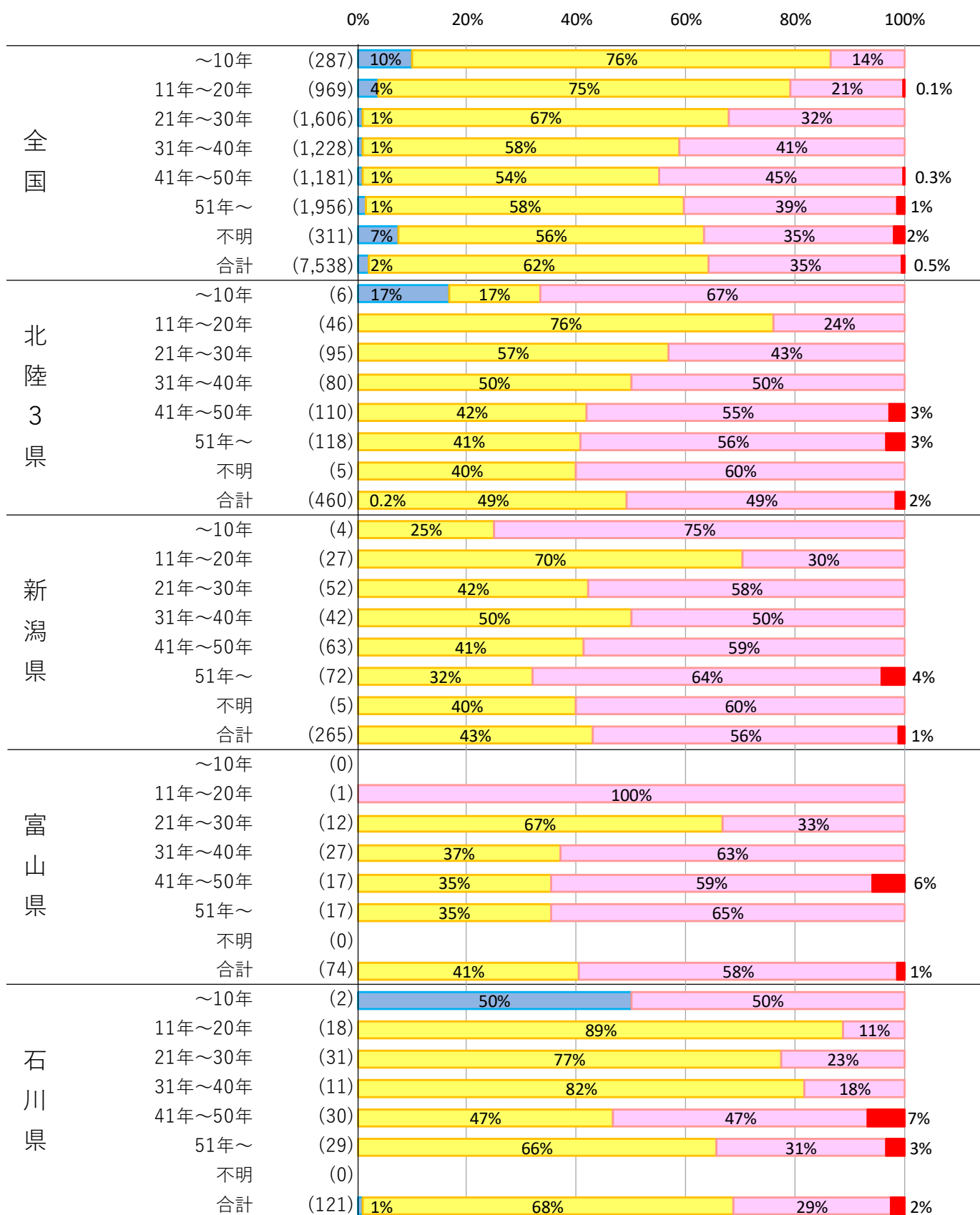
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑤ トンネルの判定区分と建設後経過年数（地方公共団体）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

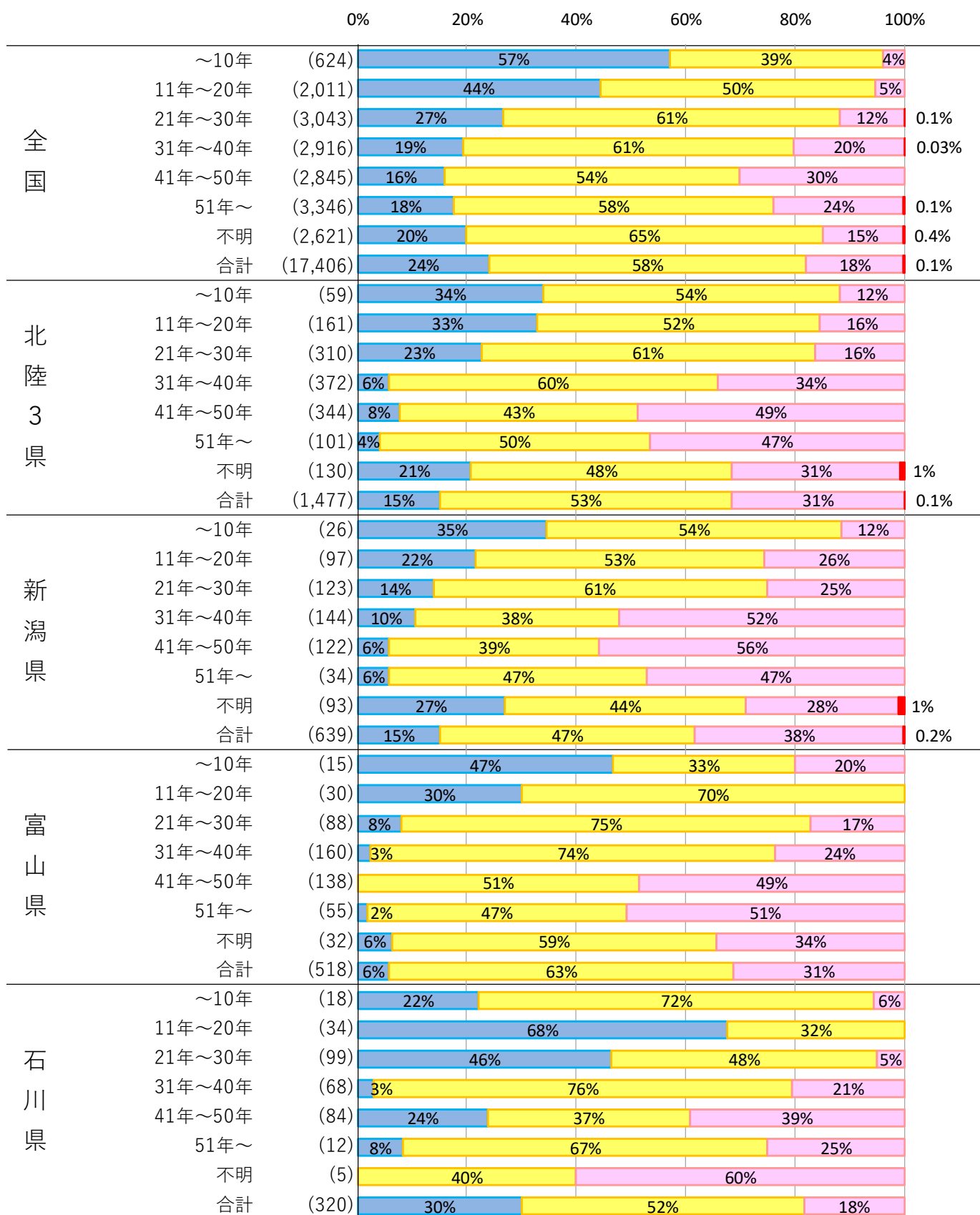
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑥ 道路附属物等の判定区分と建設後経過年数（地方公共団体）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

5) 都道府県・政令市等

2022年度末時点

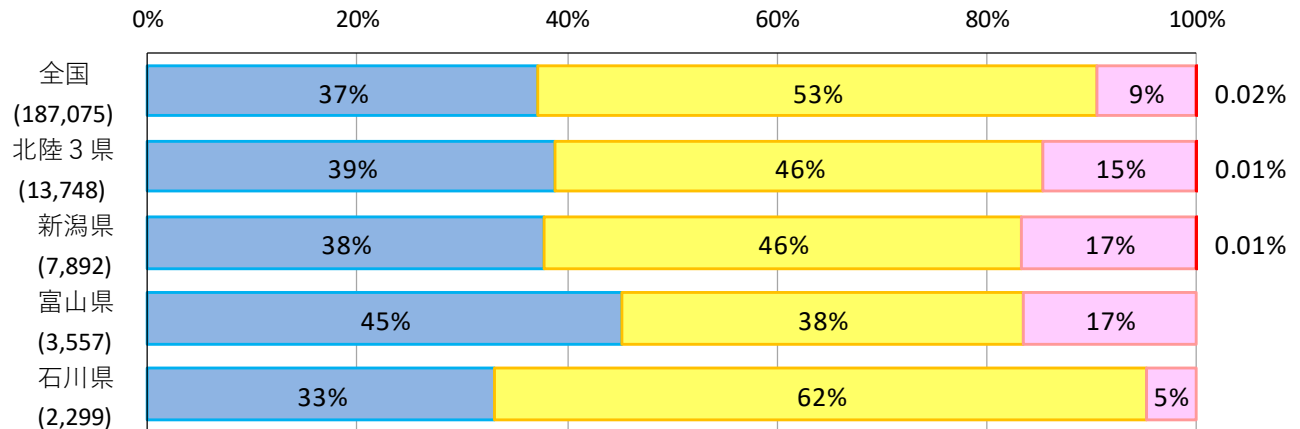
○ 過年度の点検（2014～22年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 39%、Ⅱ 46%、Ⅲ 15%、Ⅳ 0.01%、トンネル：Ⅰ 0.3%、Ⅱ 51%、Ⅲ 48%、道路附属物等：Ⅰ 16%、Ⅱ 52%、Ⅲ 32%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

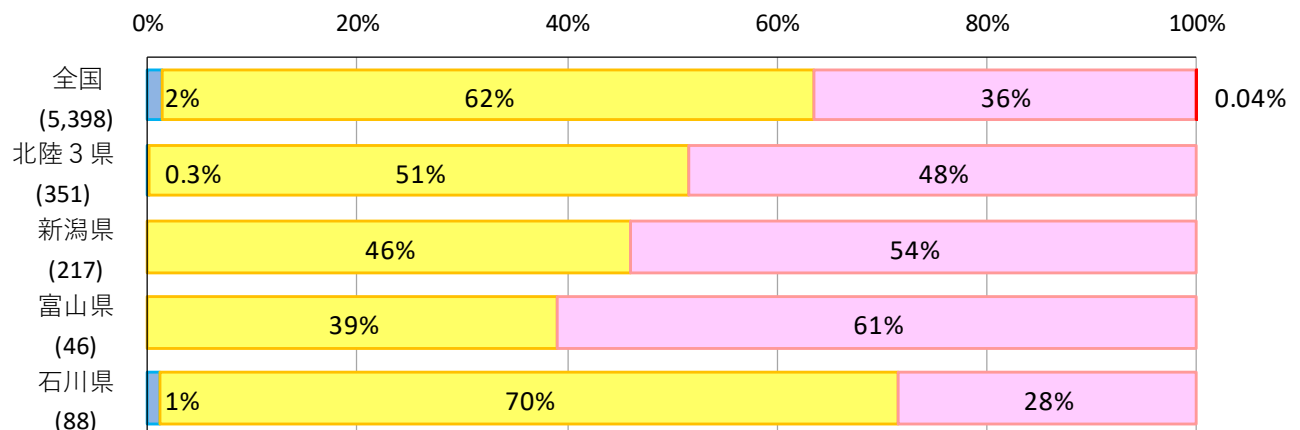
① 橋梁の判定区分の割合（都道府県・政令市等）

2022年度末時点



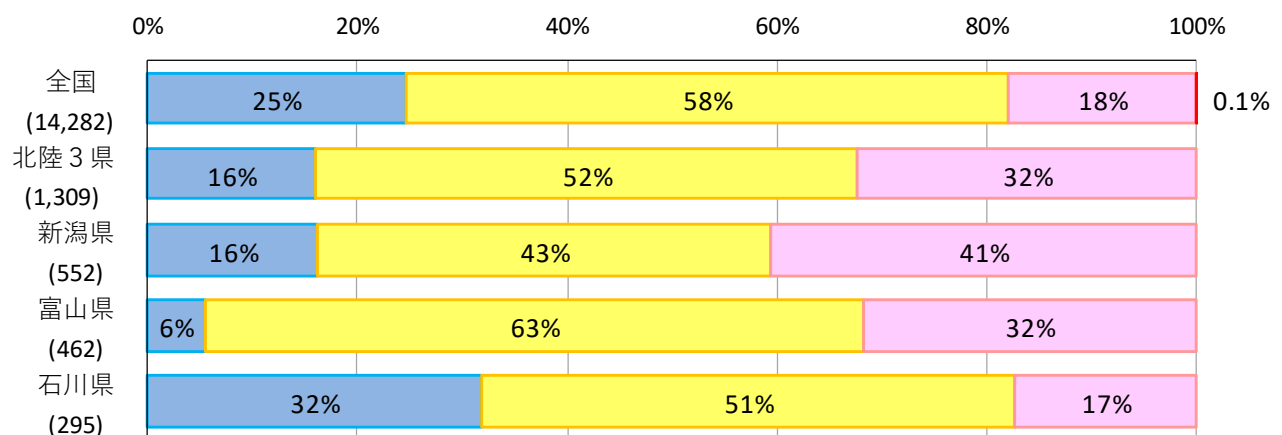
② トンネルの判定区分の割合（都道府県・政令市等）

2022年度末時点



③ 道路附属物等の判定区分の割合（都道府県・政令市等）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

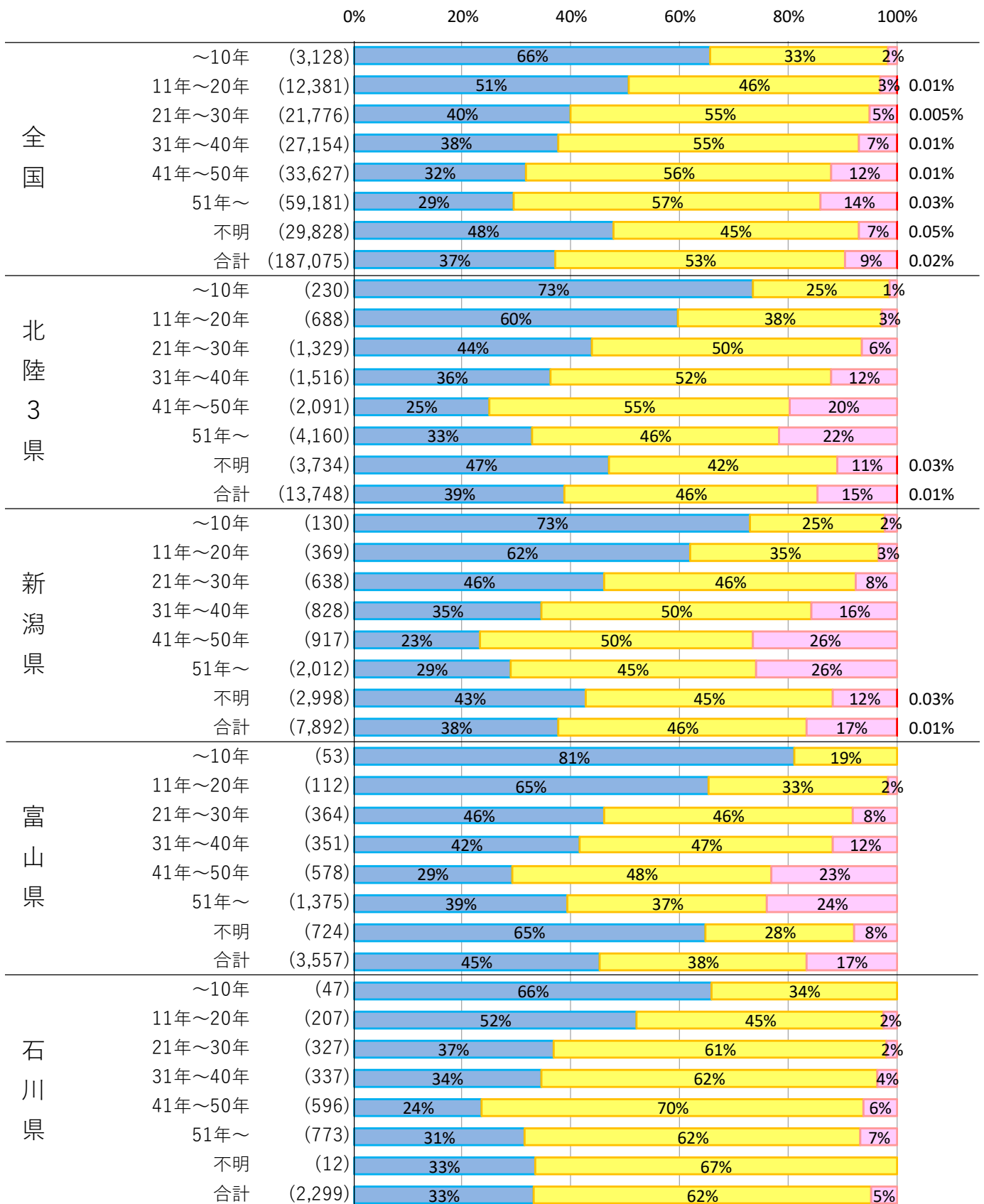
※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

④ 橋梁の判定区分と建設後経過年数（都道府県・政令市等）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

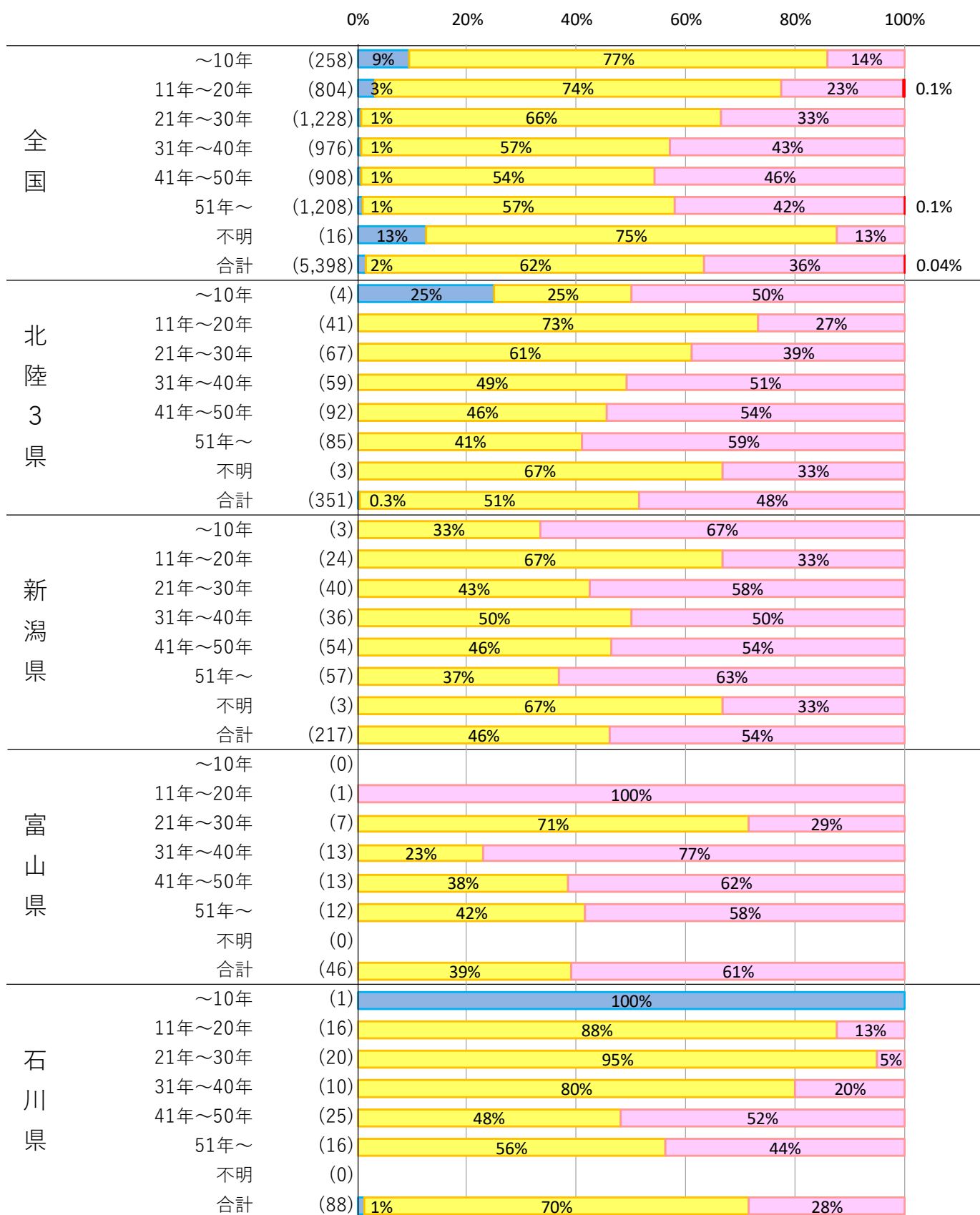
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑤ トンネルの判定区分と建設後経過年数（都道府県・政令市等）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

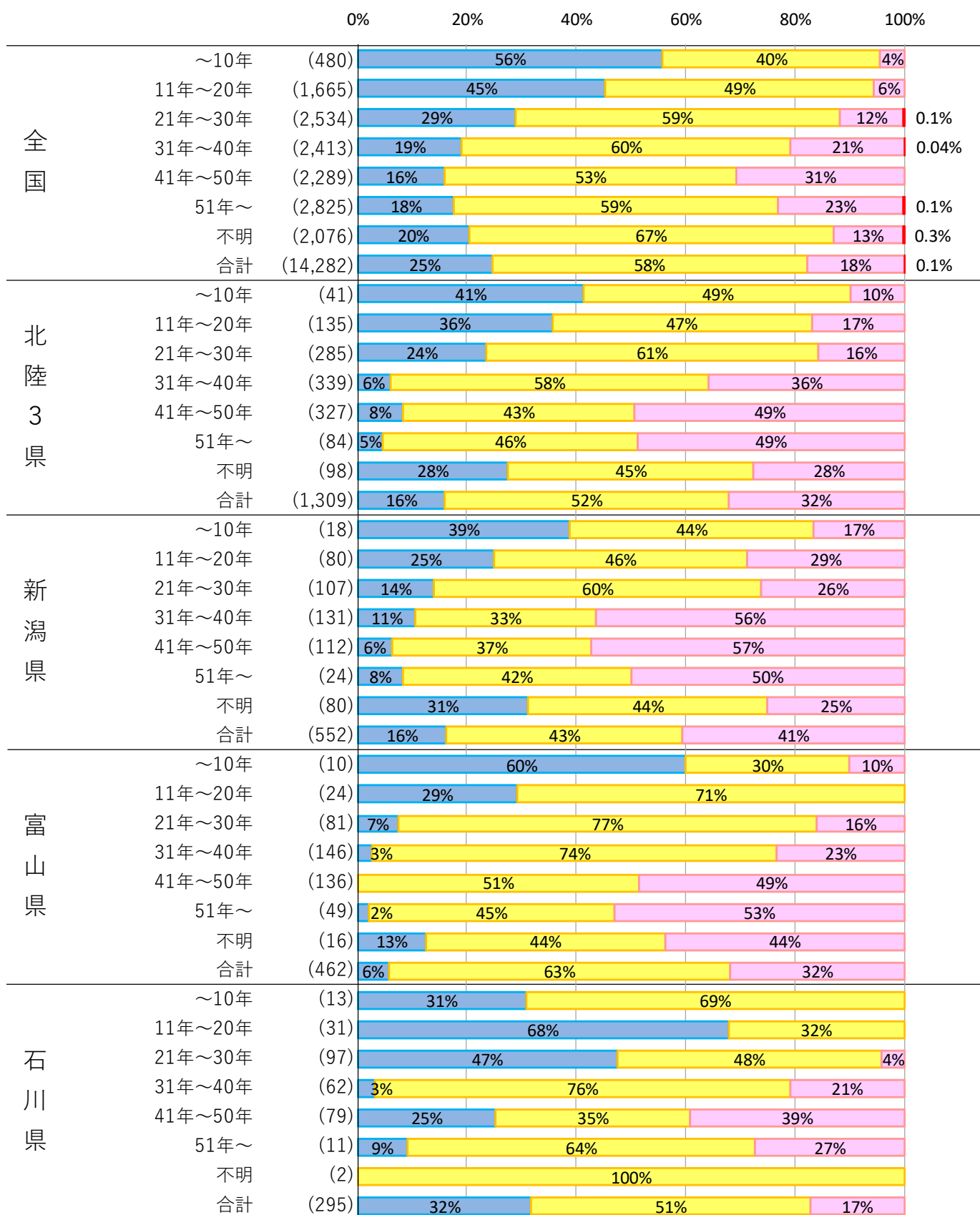
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑥ 道路附属物等の判定区分と建設後経過年数（都道府県・政令市等）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

6) 市町村

2022年度末時点

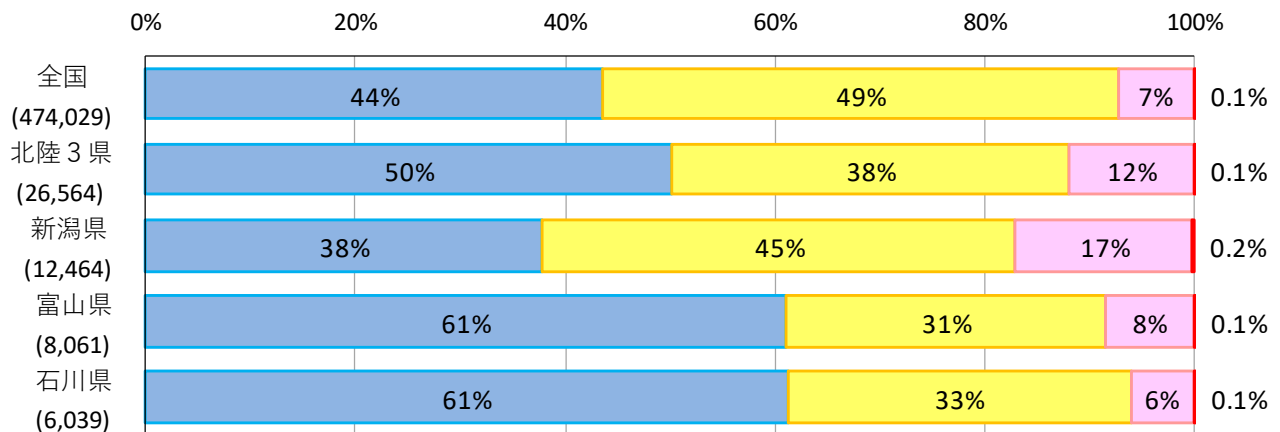
○ 過年度の点検（2014～22年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 50%、Ⅱ 38%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅱ 42%、Ⅲ 51%、Ⅳ 6%、道路附属物等：Ⅰ 7%、Ⅱ 67%、Ⅲ 26%、Ⅳ 1%です。

※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

※緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果は巻末資料（2）を参照。

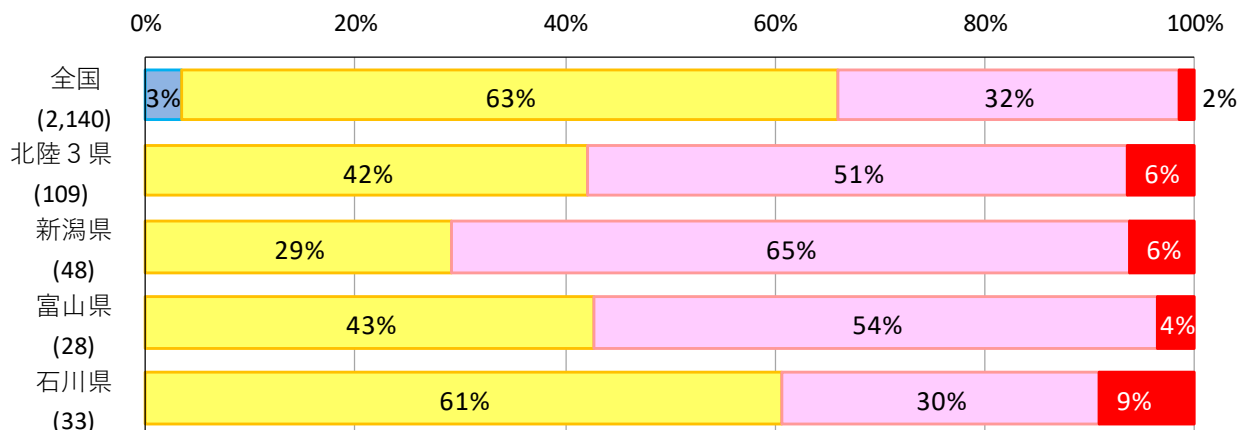
① 橋梁の判定区分の割合（市町村）

2022年度末時点



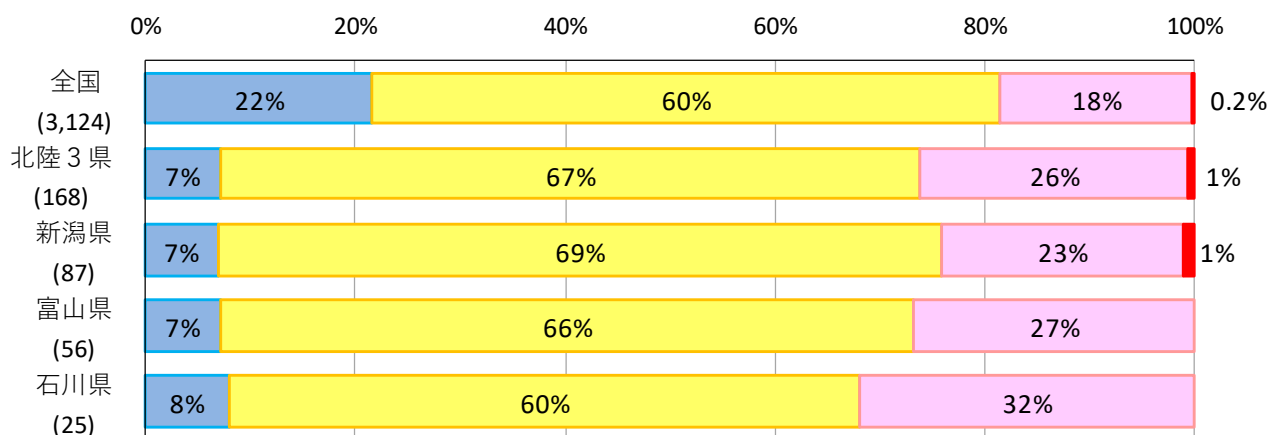
② トンネルの判定区分の割合（市町村）

2022年度末時点



③ 道路附属物等の判定区分の割合（市町村）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ Ⅰ：健全 ■ Ⅱ：予防保全段階 ■ Ⅲ：早期措置段階 ■ Ⅳ：緊急措置段階

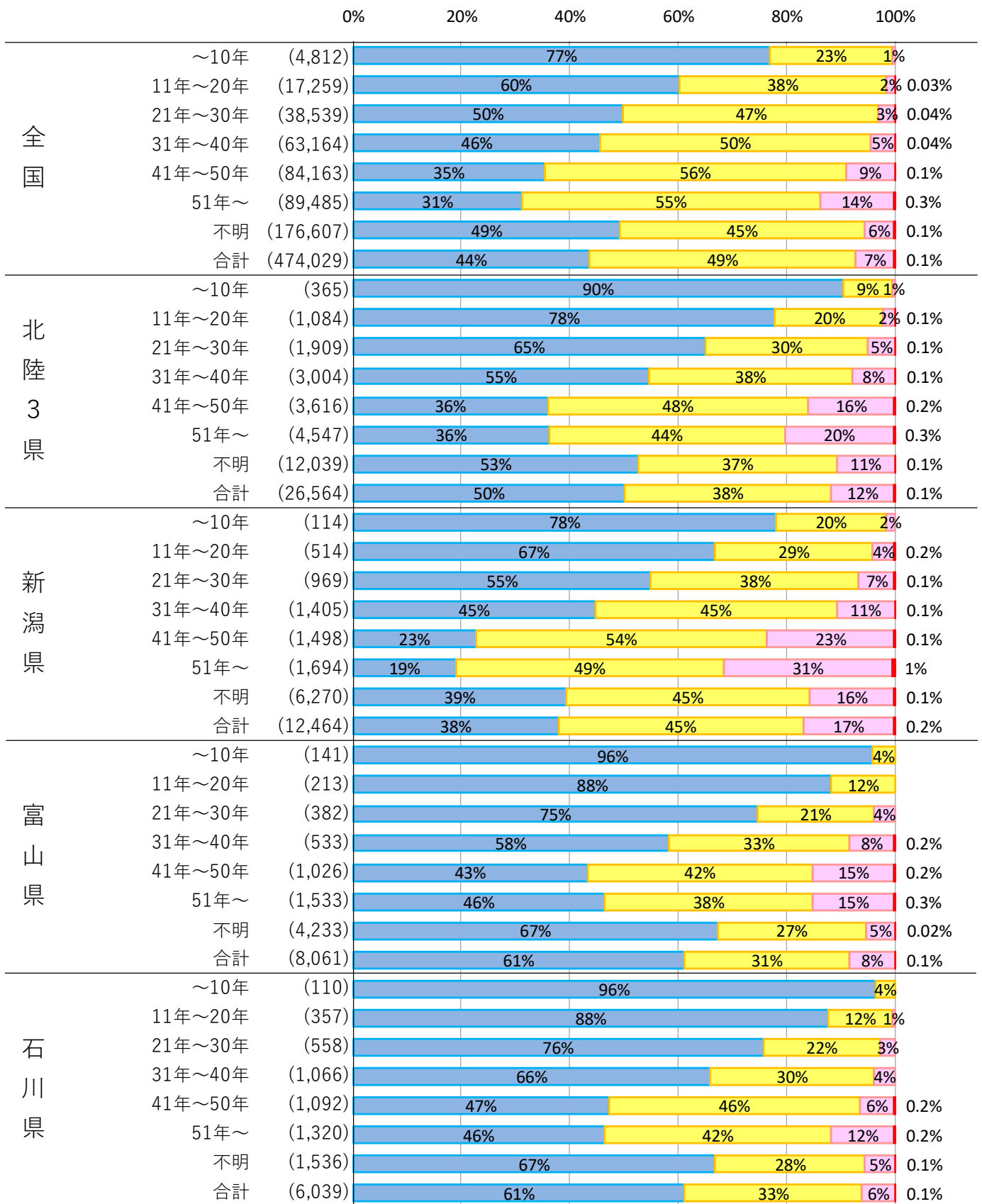
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

④ 橋梁の判定区分と建設後経過年数（市町村）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I : 健全 ■ II : 予防保全段階 ■ III : 早期措置段階 ■ IV : 緊急措置段階

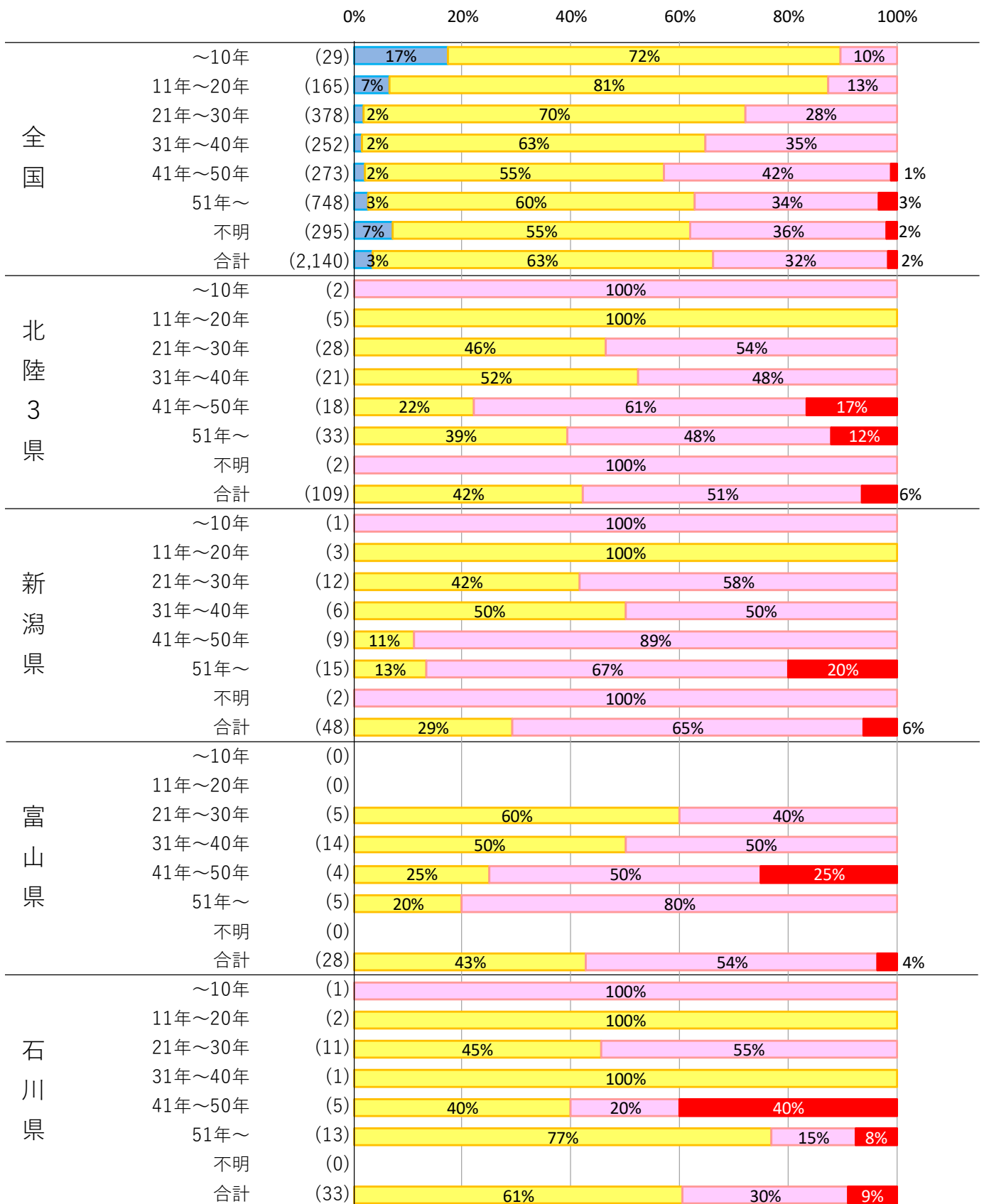
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑤ トンネルの判定区分と建設後経過年数（市町村）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

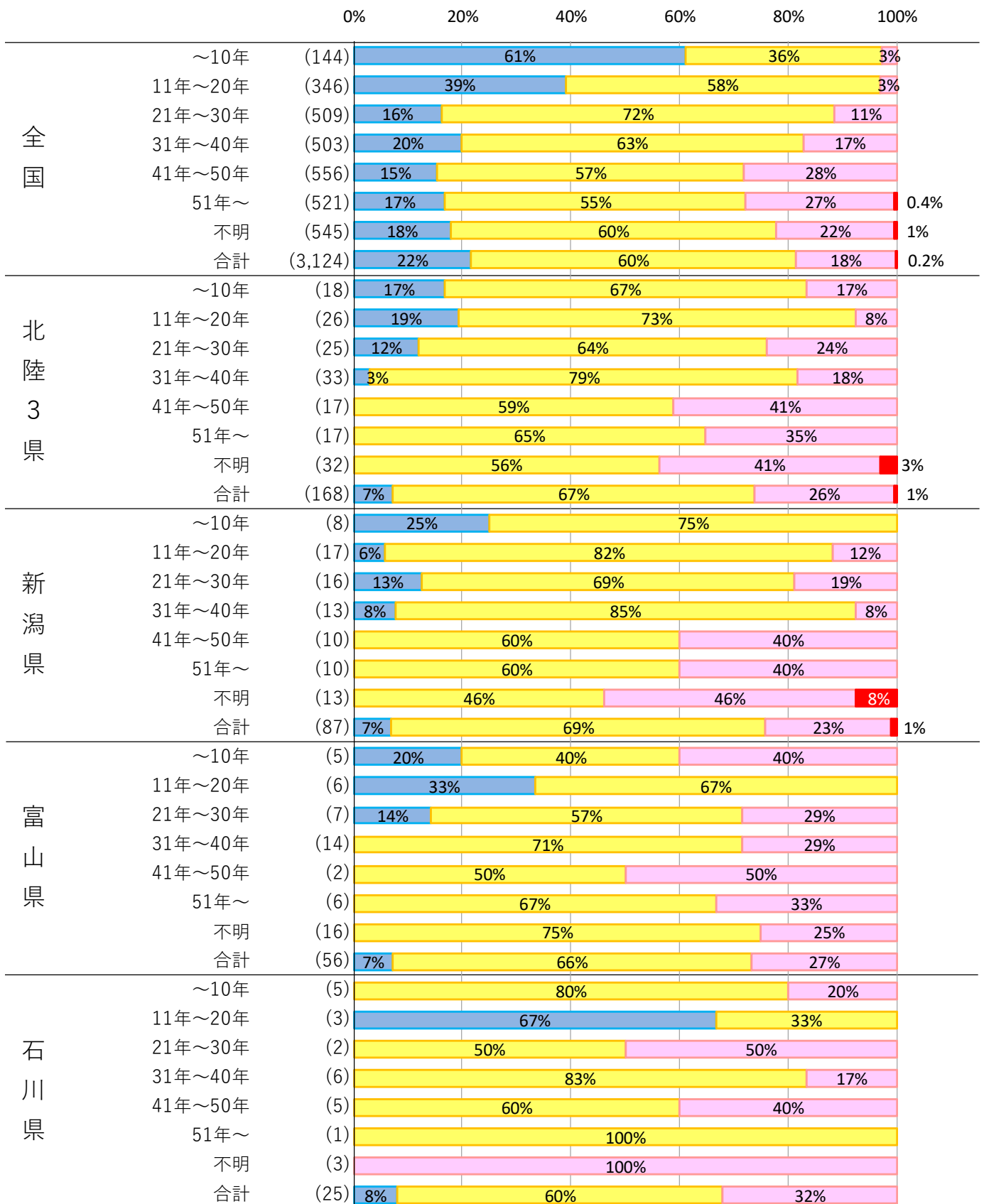
※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

⑥ 道路附属物等の判定区分と建設後経過年数（市町村）

2022年度末時点



2023.3 末時点

■ I：健全 ■ II：予防保全段階 ■ III：早期措置段階 ■ IV：緊急措置段階

※（ ）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3. 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

(1) 1巡目点検（2014～18年度）の実実施施設における修繕等措置の実施状況

1) 橋梁

1 巡目点検

- 1 巡目点検（2014～2018年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 99%、高速道路会社 100%、地方公共団体 50%です。
- 完了した割合は、国土交通省 75%、高速道路会社 83%、地方公共団体 33%です。
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずべきとしていますが、地方公共団体において 5 年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約 5 割あります。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

		措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B	うち 完了済の 施設数 C※2	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
全 国	国土交通省	3,359	3,337	2,344	70% 99%					
	高速道路会社	2,533	2,402	1,905	75% 95%					
	地方公共団体	61,466	46,043	34,357	56% 75%					
	都道府県・政令市等	20,071	17,770	12,974	65% 89%					
	市区町村	41,395	28,273	21,383	52% 68%					
	合計	67,358	51,782	38,606	57% 77%					
北 陸 3 県	国土交通省	134	133	100	75% 99%					
	高速道路会社	210	209	174	83% 100%					
	地方公共団体	6,251	3,099	2,091	33% 50%					
	都道府県・政令市等	2,706	1,905	1,249	46% 70%					
	市町村	3,545	1,194	842	24% 34%					
	合計	6,595	3,441	2,365	36% 52%					
新 潟 県	国土交通省	91	90	62	68% 99%					
	高速道路会社	78	78	43	55% 100%					
	地方公共団体	4,323	1,683	1,202	28% 39%					
	都道府県・政令市等	1,861	1,106	744	40% 59%					
	市町村	2,462	577	458	19% 23%					
	合計	4,492	1,851	1,307	29% 41%					
富 山 県	国土交通省	21	21	20	95% 100%					
	高速道路会社	101	101	101	100% 100%					
	地方公共団体	1,269	902	488	38% 71%					
	都道府県・政令市等	596	550	277	46% 92%					
	市町村	673	352	211	31% 52%					
	合計	1,391	1,024	609	44% 74%					
石 川 県	国土交通省	22	22	18	82% 100%					
	高速道路会社	31	30	30	97% 97%					
	地方公共団体	659	514	401	61% 78%					
	都道府県・政令市等	249	249	228	92% 100%					
	市町村	410	265	173	42% 65%					
	合計	712	566	449	63% 79%					

2023.3 末時点

措置完了率 修繕工事を完了した割合 **措置着手率** 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。
※2：2巡目点検で再度区分Ⅲ、Ⅳと判定された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

2) トンネル

1 巡目点検

- 1 巡目点検（2014～2018年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 89%です。
- 完了した割合は、国土交通省 98%、高速道路会社 100%、地方公共団体 73%です。
- 判定区分Ⅲ・Ⅳであるトンネルは次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずべきとしていますが、地方公共団体において 5 年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約 1 割あります。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

		措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B	うち 完了済の 施設数 C※2	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
全 国	国土交通省	507	503	467	92%					
	高速道路会社	692	687	644	93%					
	地方公共団体	3,151	2,880	2,402	76%					
	都道府県・政令市等	2,326	2,284	2,005	86%					
	市区町村	825	596	397	48%					
	合計	4,350	4,070	3,513	81%					
北 陸 3 県	国土交通省	58	58	57	98%					
	高速道路会社	57	57	57	100%					
	地方公共団体	311	277	227	73%					
	都道府県・政令市等	253	243	207	82%					
	市町村	58	34	20	34%					
	合計	426	392	341	80%					
新 潟 県	国土交通省	30	30	30	100%					
	高速道路会社	53	53	53	100%					
	地方公共団体	219	199	165	75%					
	都道府県・政令市等	190	183	156	82%					
	市町村	29	16	9	31%					
	合計	302	282	248	82%					
富 山 県	国土交通省	20	20	19	95%					
	高速道路会社	4	4	4	100%					
	地方公共団体	50	41	30	60%					
	都道府県・政令市等	34	31	25	74%					
	市町村	16	10	5	31%					
	合計	74	65	53	72%					
石 川 県	国土交通省	8	8	8	100%					
	高速道路会社	0	0	0	0%					
	地方公共団体	42	37	32	76%					
	都道府県・政令市等	29	29	26	90%					
	市町村	13	8	6	46%					
	合計	50	45	40	80%					

2023.3 末時点

措置完了率

修繕工事を完了した割合

措置着手率

修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

※2：2巡目点検で再度区分Ⅲ、Ⅳと判定された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

3) 道路附属物等

1 巡目点検

- 1 巡目点検（2014～2018年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 83%です。
- 完了した割合は、国土交通省 71%、高速道路会社 83%、地方公共団体 69%です。
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである道路附属物等は次回点検まで（5年以内）に措置を講ずべきとしていますが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない道路附属物等は約2割あります。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

		措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B	うち 完了済の 施設数 C※2	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A)					
					0%	20%	40%	60%	80%	100%
全国	国土交通省	1,609	1,577	947	59% 98%					
	高速道路会社	391	387	367	94% 99%					
	地方公共団体	3,814	3,252	2,543	67% 85%					
	都道府県・政令市等	3,154	2,751	2,155	68% 87%					
	市区町村	660	501	388	59% 76%					
	合計	5,814	5,216	3,857	66% 90%					
北陸3県	国土交通省	207	207	146	71% 100%					
	高速道路会社	42	42	35	83% 100%					
	地方公共団体	684	568	469	69% 83%					
	都道府県・政令市等	634	551	458	72% 87%					
	市町村	50	17	11	22% 34%					
	合計	933	817	650	70% 88%					
新潟県	国土交通省	161	161	108	67% 100%					
	高速道路会社	27	27	20	74% 100%					
	地方公共団体	435	354	299	69% 81%					
	都道府県・政令市等	406	343	292	72% 84%					
	市町村	29	11	7	24% 38%					
	合計	623	542	427	69% 87%					
富山県	国土交通省	23	23	19	83% 100%					
	高速道路会社	15	15	15	100% 100%					
	地方公共団体	147	117	82	56% 80%					
	都道府県・政令市等	133	113	78	59% 85%					
	市町村	14	4	4	29% 29%					
	合計	185	155	116	63% 84%					
石川県	国土交通省	23	23	19	83% 100%					
	高速道路会社	0	0	0	0%					
	地方公共団体	102	97	88	86% 95%					
	都道府県・政令市等	95	95	88	93% 100%					
	市町村	7	2	0	0% 29%					
	合計	125	120	107	86% 96%					

2023.3 末時点

措置完了率

修繕工事を完了した割合

措置着手率

修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

※2：2巡目点検で再度区分Ⅲ、Ⅳと判定された施設でも、1巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

(2) 2 巡目点検（2019～22年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

1) 橋梁

2 巡目点検

- 2 巡目点検（2019～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 41%、高速道路会社 27%、地方公共団体 30%です。
- 完了した割合は、国土交通省 4%、高速道路会社 8%、地方公共団体 9%です。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

		措置が 必要な 施設数	措置に 着手済の 施設数	うち 完了済の 施設数	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A)					
		A※ 1	B	C※ 2	0%	20%	40%	60%	80%	100%
全 国	国土交通省	3,112	1,703	342	11%			55%		
	高速道路会社	2,207	915	284	13%		41%			
	地方公共団体	42,683	17,780	6,571	15%		42%			
	都道府県・政令市等	14,306	7,475	2,456	17%		52%			
	市区町村	28,377	10,305	4,115	15%		36%			
	合計	48,002	20,398	7,197	15%		42%			
北 陸 3 県	国土交通省	167	68	7	4%		41%			
	高速道路会社	271	73	23	8%		27%			
	地方公共団体	4,049	1,214	360	9%		30%			
	都道府県・政令市等	1,612	756	173	11%		47%			
	市町村	2,437	458	187	8%		19%			
	合計	4,487	1,355	390	9%		30%			
新 潟 県	国土交通省	118	37	4	3%		31%			
	高速道路会社	100	60	18	18%		60%			
	地方公共団体	2,692	611	229	9%		23%			
	都道府県・政令市等	1,093	413	110	10%		38%			
	市町村	1,599	198	119	7%		12%			
	合計	2,910	708	251	9%		24%			
富 山 県	国土交通省	31	19	1	3%		61%			
	高速道路会社	98	8	2	2%	8%				
	地方公共団体	976	443	82	8%		45%			
	都道府県・政令市等	433	286	40	9%		66%			
	市町村	543	157	42	8%		29%			
	合計	1,105	470	85	8%		43%			
石 川 県	国土交通省	18	12	2	11%		67%			
	高速道路会社	73	5	3	4%	7%				
	地方公共団体	381	160	49	13%		42%			
	都道府県・政令市等	86	57	23	27%		66%			
	市町村	295	103	26	9%		35%			
	合計	472	177	54	11%		38%			

2023.3 末時点

措置完了率 修繕工事を完了した割合

措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：2 巡目（2019年度～2022年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

2) トンネル

2 巡目点検

- 2 巡目点検（2019～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 66%、高速道路会社 20%、地方公共団体 74%です。
- 完了した割合は、国土交通省 3%、高速道路会社 20%、地方公共団体 41%です。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

		措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B	うち 完了済の 施設数 C※2	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%					
全国	国土交通省	363	233	56	15%		64%			
	高速道路会社	342	174	76	22%		51%			
	地方公共団体	1,759	1,067	458	26%		61%			
	都道府県・政令市等	1,461	960	424	29%		66%			
	市区町村	298	107	34	11%		36%			
	合計	2,464	1,474	590	24%		60%			
北陸3県	国土交通省	32	21	1	3%		66%			
	高速道路会社	5	1	1	20%	20%				
	地方公共団体	136	100	56	41%		74%			
	都道府県・政令市等	118	94	52	44%		80%			
	市町村	18	6	4	22%		33%			
	合計	173	122	58	34%		71%			
新潟県	国土交通省	18	14	0	0%		78%			
	高速道路会社	2	1	1	50%	50%				
	地方公共団体	95	78	47	49%		82%			
	都道府県・政令市等	85	76	47	55%		89%			
	市町村	10	2	0	0%	20%				
	合計	115	93	48	42%		81%			
富山県	国土交通省	9	4	1	11%		44%			
	高速道路会社	0	0	0	0%					
	地方公共団体	19	16	5	26%		84%			
	都道府県・政令市等	15	14	3	20%		93%			
	市町村	4	2	2	50%	50%				
	合計	28	20	6	21%		71%			
石川県	国土交通省	5	3	0	0%		60%			
	高速道路会社	3	0	0	0%					
	地方公共団体	22	6	4	18%		27%			
	都道府県・政令市等	18	4	2	11%		22%			
	市町村	4	2	2	50%	50%				
	合計	30	9	4	13%		30%			

2023.3 末時点

措置完了率 修繕工事を完了した割合

措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：2 巡目（2019年度～2022年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

3) 道路附属物等

2 巡目点検

- 2 巡目点検（2019～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 39%、高速道路会社 52%、地方公共団体 49%です。
- 完了した割合は、国土交通省 4%、高速道路会社 20%、地方公共団体 25%です。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

		措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B	うち 完了済の 施設数 C※2	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%					
全国	国土交通省	1,637	861	188	11%		53%			
	高速道路会社	211	110	84	40%		52%			
	地方公共団体	2,053	1,097	412	20%		53%			
	都道府県・政令市等	1,689	923	345	20%		55%			
	市区町村	364	174	67	18%		48%			
	合計	3,901	2,068	684	18%		53%			
北陸3県	国土交通省	185	72	7	4%		39%			
	高速道路会社	25	13	5	20%		52%			
	地方公共団体	303	147	76	25%		49%			
	都道府県・政令市等	283	141	74	26%		50%			
	市町村	20	6	2	10%		30%			
	合計	513	232	88	17%		45%			
新潟県	国土交通省	130	63	4	3%		48%			
	高速道路会社	17	13	5	29%		76%			
	地方公共団体	148	94	49	33%		64%			
	都道府県・政令市等	135	90	47	35%		67%			
	市町村	13	4	2	15%		31%			
	合計	295	170	58	20%		58%			
富山県	国土交通省	25	9	3	12%		36%			
	高速道路会社	5	0	0	0%					
	地方公共団体	108	19	4	4%		18%			
	都道府県・政令市等	107	19	4	4%		18%			
	市町村	1	0	0	0%					
	合計	138	28	7	5%		20%			
石川県	国土交通省	30	0	0	0%					
	高速道路会社	3	0	0	0%					
	地方公共団体	47	34	23	49%		72%			
	都道府県・政令市等	41	32	23	56%		78%			
	市町村	6	2	0	0%		33%			
	合計	80	34	23	29%		43%			

2023.3 末時点

措置完了率 修繕工事を完了した割合

措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：2 巡目（2019年度～2022年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3) 過年度の点検（2014～22年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

1) 橋梁

2022年度末時点

- 過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 48%、高速道路会社 41%、地方公共団体 30%です。
- 完了した割合は、国土交通省 10%、高速道路会社 19%、地方公共団体 9%です。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

		措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B	うち 完了済の 施設数 C※2	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%					
全国	国土交通省	3,825	2,383	562	15%		62%			
	高速道路会社	2,759	1,377	537	19%		50%			
	地方公共団体	52,304	23,948	10,054	19%		46%			
	都道府県・政令市等	17,803	10,420	4,104	23%		59%			
	市区町村	34,501	13,528	5,950	17%		39%			
	合計	58,888	27,708	11,153	19%		47%			
北陸3県	国土交通省	193	93	20	10%		48%			
	高速道路会社	335	136	64	19%		41%			
	地方公共団体	5,182	1,566	490	9%		30%			
	都道府県・政令市等	2,016	963	241	12%		48%			
	市町村	3,166	603	249	8%		19%			
	合計	5,710	1,795	574	10%		31%			
新潟県	国土交通省	135	53	11	8%		39%			
	高速道路会社	130	90	26	20%		69%			
	地方公共団体	3,437	720	274	8%		21%			
	都道府県・政令市等	1,315	464	126	10%		35%			
	市町村	2,122	256	148	7%		12%			
	合計	3,702	863	311	8%		23%			
富山県	国土交通省	37	25	5	14%		68%			
	高速道路会社	129	39	33	26%		30%			
	地方公共団体	1,266	620	137	11%		49%			
	都道府県・政令市等	590	417	77	13%		71%			
	市町村	676	203	60	9%		30%			
	合計	1,432	684	175	12%		48%			
石川県	国土交通省	21	15	4	19%		71%			
	高速道路会社	76	7	5	7%		9%			
	地方公共団体	479	226	79	16%		47%			
	都道府県・政令市等	111	82	38	34%		74%			
	市町村	368	144	41	11%		39%			
	合計	576	248	88	15%		43%			

2023.3 末時点

措置完了率 修繕工事を完了した割合

措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

2) トンネル

2022年度末時点

- 過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 74%、高速道路会社 56%、地方公共団体 72%です。
- 完了した割合は、国土交通省 18%、高速道路会社 56%、地方公共団体 39%です。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

		措置が 必要な 施設数 A※1	措置に 着手済の 施設数 B	うち 完了済の 施設数 C※2	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%					
全国	国土交通省	432	296	92	21%		69%			
	高速道路会社	455	283	152	33%		62%			
	地方公共団体	2,699	1,834	1,007	37%		68%			
	都道府県・政令市等	1,972	1,451	817	41%		74%			
	市区町村	727	383	190	26%		53%			
	合計	3,586	2,413	1,251	35%		67%			
北陸3県	国土交通省	39	29	7	18%		74%			
	高速道路会社	9	5	5	56%		56%			
	地方公共団体	233	167	92	39%		72%			
	都道府県・政令市等	170	138	80	47%		81%			
	市町村	63	29	12	19%		46%			
	合計	281	201	104	37%		72%			
新潟県	国土交通省	22	19	4	18%		86%			
	高速道路会社	6	5	5	83%		83%			
	地方公共団体	151	118	66	44%		78%			
	都道府県・政令市等	117	105	62	53%		90%			
	市町村	34	13	4	12%		38%			
	合計	179	142	75	42%		79%			
富山県	国土交通省	12	7	3	25%		58%			
	高速道路会社	0	0	0	0%					
	地方公共団体	44	32	15	34%		73%			
	都道府県・政令市等	28	22	11	39%		79%			
	市町村	16	10	4	25%		63%			
	合計	56	39	18	32%		70%			
石川県	国土交通省	5	3	0	0%		60%			
	高速道路会社	3	0	0	0%					
	地方公共団体	38	17	11	29%		45%			
	都道府県・政令市等	25	11	7	28%		44%			
	市町村	13	6	4	31%		46%			
	合計	46	20	11	24%		43%			

2023.3 末時点

措置完了率 修繕工事を完了した割合

措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

3) 道路附属物等

2022年度末時点

- 過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で、国土交通省 56%、高速道路会社 52%、地方公共団体 52%です。
- 完了した割合は、国土交通省 20%、高速道路会社 20%、地方公共団体 29%です。

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」及び「通行規制・通行止」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

		措置が 必要な 施設数	措置に 着手済の 施設数	うち 完了済の 施設数	：措置着手率(B/A) ：措置完了率(C/A)					
		A※1	B	C※2	0%	20%	40%	60%	80%	100%
全国	国土交通省	2,005	1,190	328	16%			59%		
	高速道路会社	269	164	131		49%		61%		
	地方公共団体	3,133	1,939	961	31%			62%		
	都道府県・政令市等	2,551	1,631	805	32%			64%		
	市区町村	582	308	156	27%			53%		
	合計	5,407	3,293	1,420	26%			61%		
北陸3県	国土交通省	261	145	53	20%			56%		
	高速道路会社	25	13	5	20%			52%		
	地方公共団体	466	243	134	29%			52%		
	都道府県・政令市等	422	228	124	29%			54%		
	市町村	44	15	10	23%		34%			
	合計	752	401	192	26%			53%		
新潟県	国土交通省	188	118	38	20%			63%		
	高速道路会社	17	13	5	29%			76%		
	地方公共団体	245	136	74	30%			56%		
	都道府県・政令市等	224	129	70	31%			58%		
	市町村	21	7	4	19%		33%			
	合計	450	267	117	26%			59%		
富山県	国土交通省	31	15	6	19%			48%		
	高速道路会社	5	0	0	0%					
	地方公共団体	162	62	28	17%			38%		
	都道府県・政令市等	147	57	23	16%			39%		
	市町村	15	5	5	33%		33%			
	合計	198	77	34	17%			39%		
石川県	国土交通省	42	12	9	21%		29%			
	高速道路会社	3	0	0	0%					
	地方公共団体	59	45	32		54%		76%		
	都道府県・政令市等	51	42	31		61%		82%		
	市町村	8	3	1	13%		38%			
	合計	104	57	41	39%			55%		

2023.3 末時点

措置完了率 修繕工事を完了した割合

措置着手率 修繕（設計を含む）に着手した割合

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(4) 各都道府県における道路管理者毎の老朽化対策状況

- 各都道府県における道路管理者毎（国土交通省、高速道路会社、都道府県、市区町村）の老朽化対策状況（橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分や措置状況等）を視覚化した情報を公開。

(5) 全国道路施設点検データベース（損傷マップ）

- 老朽化対策のさらなる見える化を図るため、「全国道路施設点検データベース～損傷マップ～」にて橋梁、トンネル、道路附属物等の諸元や点検結果、措置状況等を地図上で公開中。

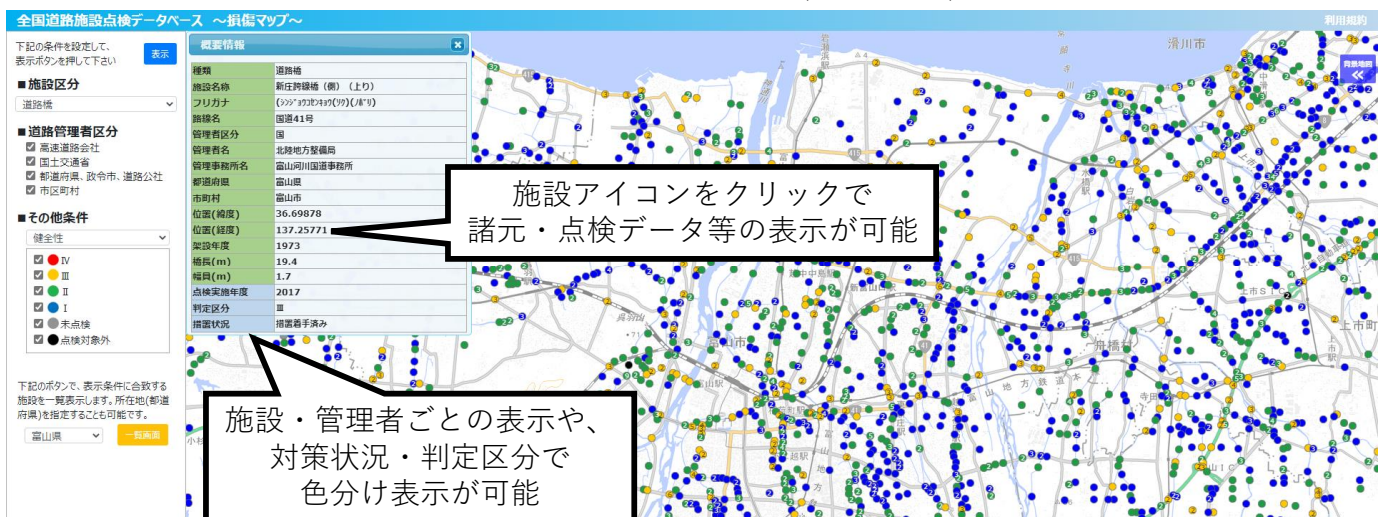
<https://road-structures-map.mlit.go.jp/>

- データについては順次更新を行い2022年度末時点のデータも今後公開予定。
- より詳細な点検データ等については、「全国道路施設点検データベース」により有料公開を行っており、研究機関や民間企業等による技術開発の促進による維持管理の効率化・高度化を目指しています。

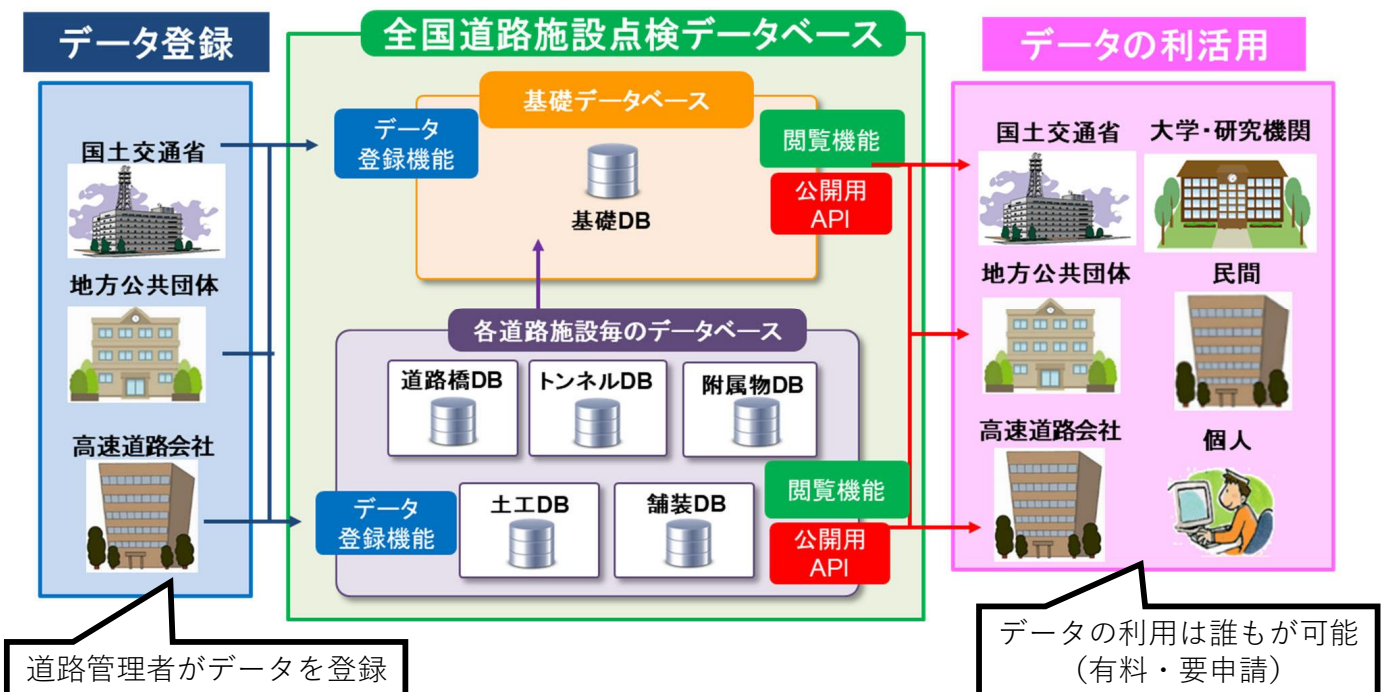
<https://road-structures-db.mlit.go.jp/>



○ 全国道路施設点検データベース～損傷マップ～（閲覧画面）



○ 全国道路施設点検データベース（イメージ）

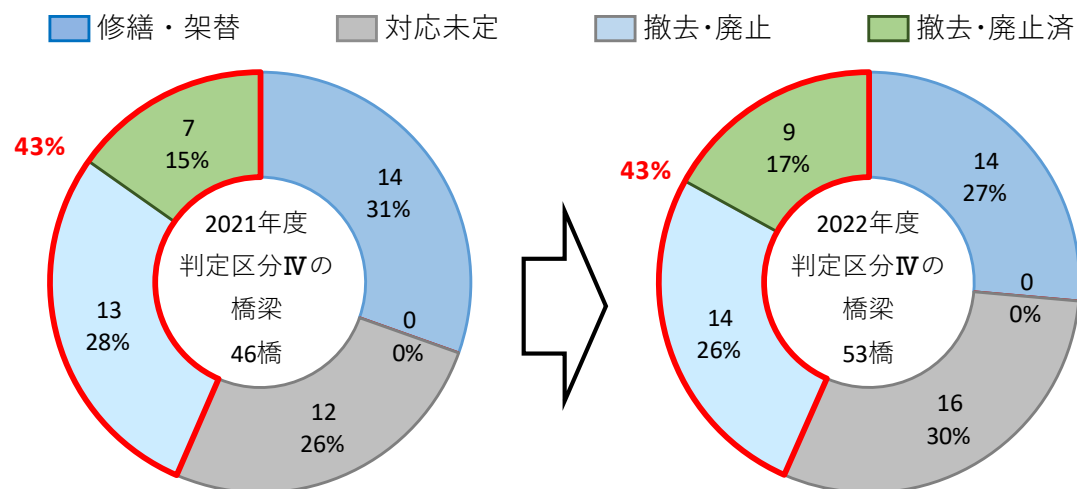


(6) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

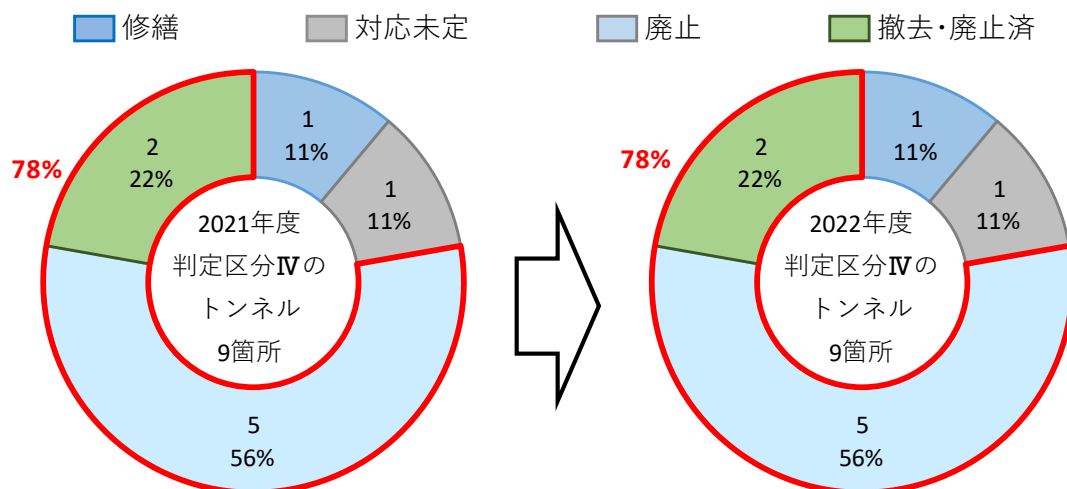
○ 2022年度末までに緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定された施設の措置状況のうち、撤去・廃止の割合は、2022年度末時点で、橋梁：43%、トンネル：78%、道路附属物等：50%です。

※道路管理者毎の内訳及びⅣ判定の施設リストは巻末資料（3）を参照。

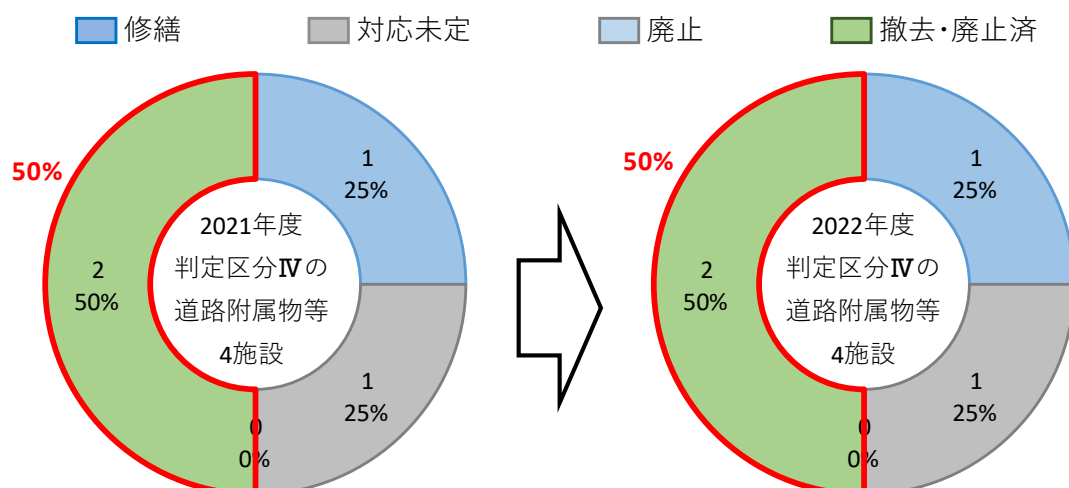
① 判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（完了済・予定のものを含む）



② 判定区分Ⅳのトンネルの措置状況（完了済・予定のものを含む）



③ 判定区分Ⅳの道路附属物等の措置状況（完了済・予定のものを含む）

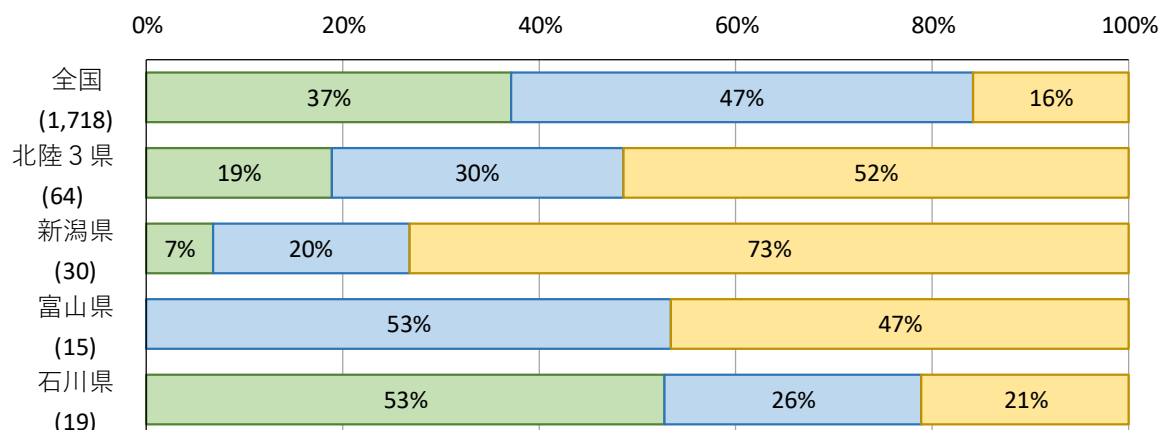


4. 地方公共団体の修繕等措置状況

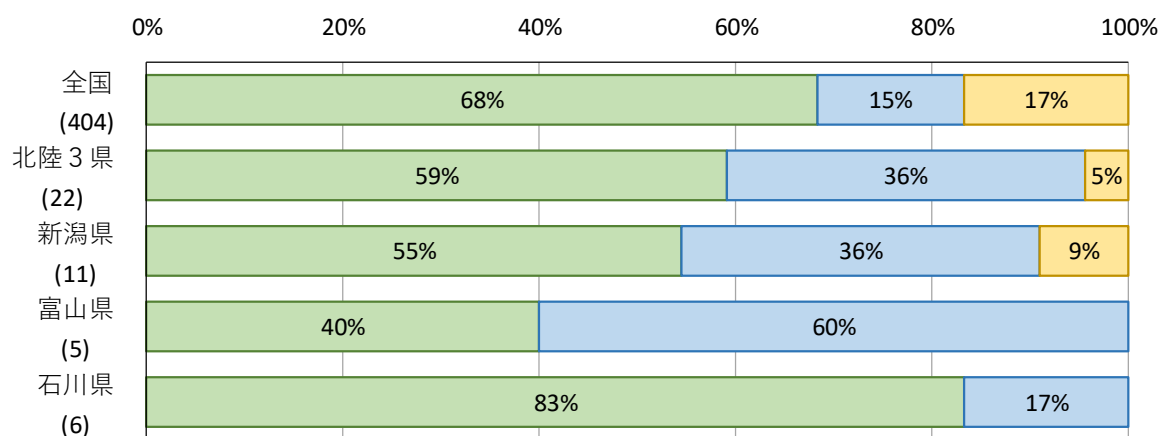
(1) 1巡目点検（2014～18年度）の実施施設における地方公共団体の修繕等措置の着手状況

- 1巡目点検（2014～2018年度）において早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁に着手した割合は、地方公共団体によって差があり、1巡目点検で区分Ⅲ又はⅣと判定された施設を管理している64団体のうち、
- ・ 着手率100%の地方公共団体が12団体（19%）ある一方で、
 - ・ 着手率50%以上100%未満が19団体（30%）
 - ・ 着手率50%未満が33団体（52%）
- であり、地方公共団体によって差がでてきている。

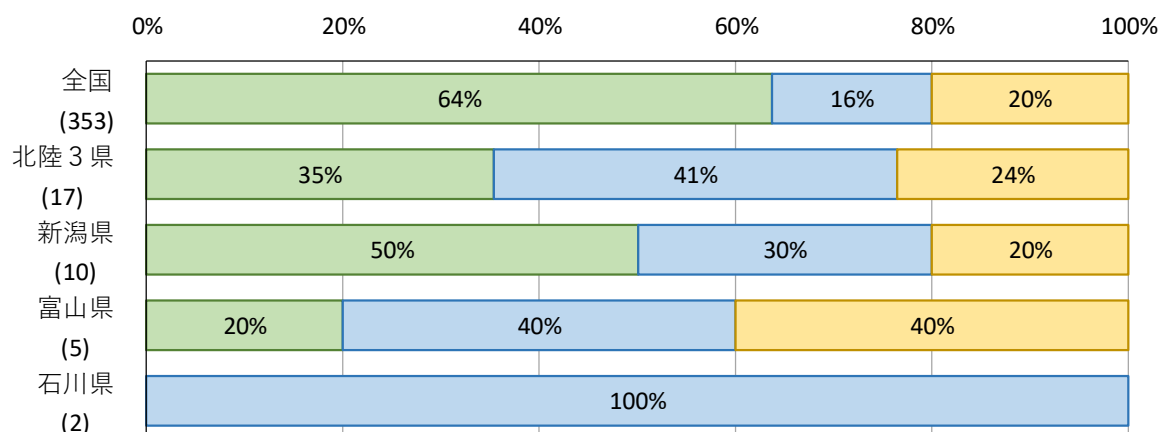
① 地方公共団体の修繕等措置の着手状況【橋梁】



② 地方公共団体の修繕等措置の着手状況【トンネル】



③ 地方公共団体の修繕等措置の着手状況【道路附属物等】



■ Ⅲ・Ⅳ施設の措置着手率100% ■ 措置着手率50%以上-100%未満 ■ 措置着手率50%未満

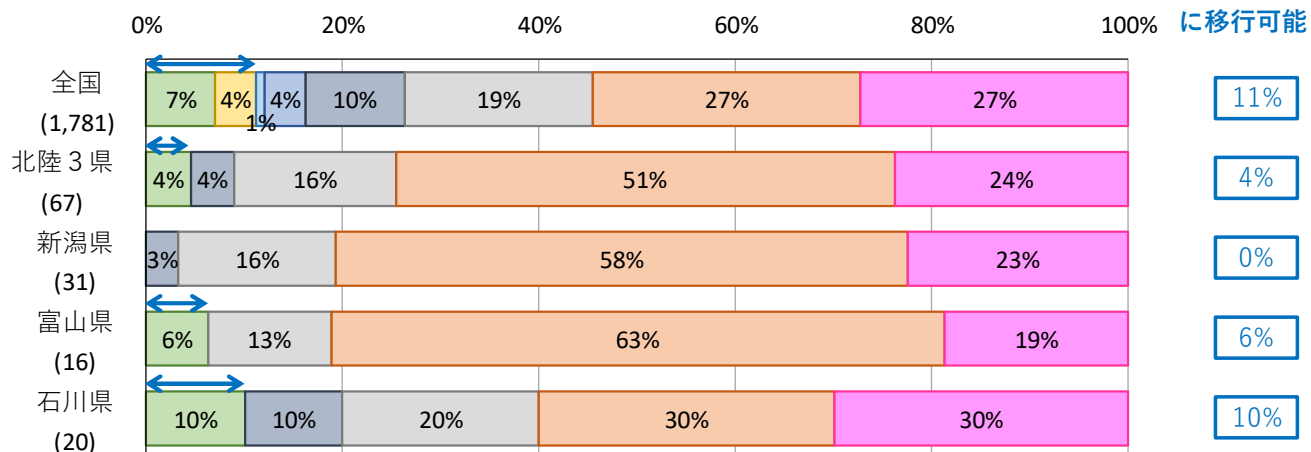
※点検対象外等となり、現在、1巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設を管理していない団体を除く。

(2) 2022年度末時点での修繕等措置が完了した地方公共団体数

○ 橋梁の修繕等の措置が進み、早期に措置を講ずべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（区分Ⅳ）の施設が存在しない、または修繕等の措置が完了している団体は、2022年度末時点で4%に留まっており、措置完了率が20%未満の団体が半数以上を占めています。

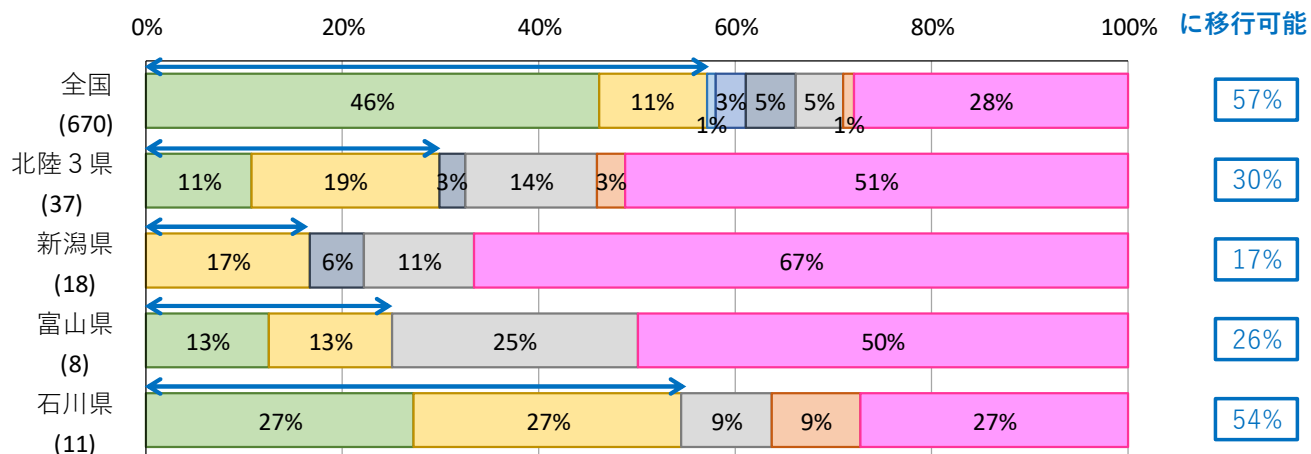
① 地方公共団体の予防保全への移行状況【橋梁】

予防保全段階



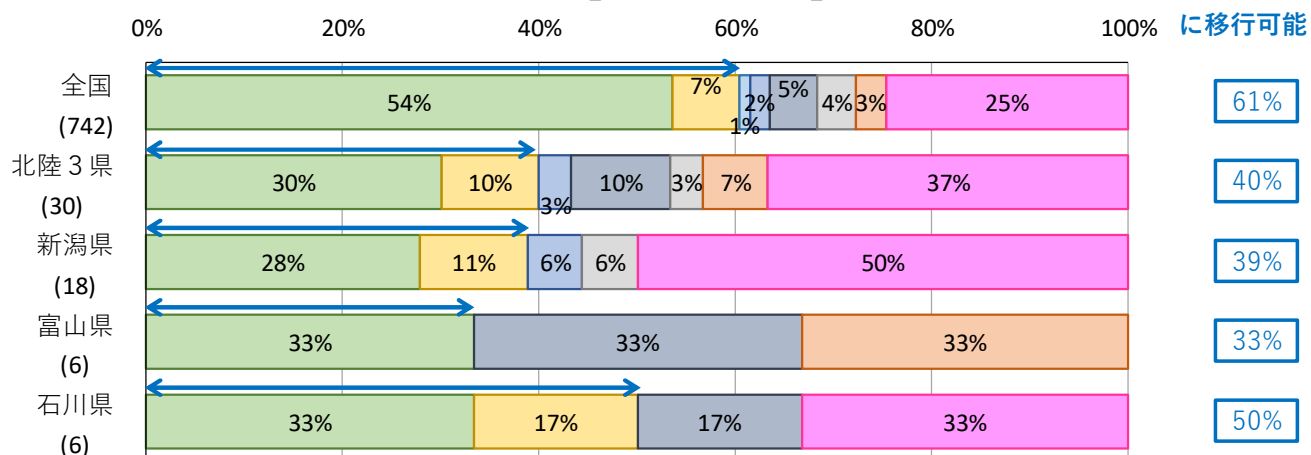
② 地方公共団体の予防保全への移行状況【トンネル】

予防保全段階



③ 地方公共団体の予防保全への移行状況【道路附属物等】

予防保全段階



Ⅲ・Ⅳの施設が存在しない Ⅲ・Ⅳ施設の措置完了率100% 措置完了率80%以上-100%未満
 措置完了率60%以上-80%未満 措置完了率40%以上-60%未満 措置完了率20%以上-40%未満
 措置完了率0%超-20%未満 措置完了率0%

※団体数は、2022年度末時点の点検対象施設（管理施設のうち、供用後5年以内などを除いた施設）を管理する都道府県、政令市、市区町村の合計。

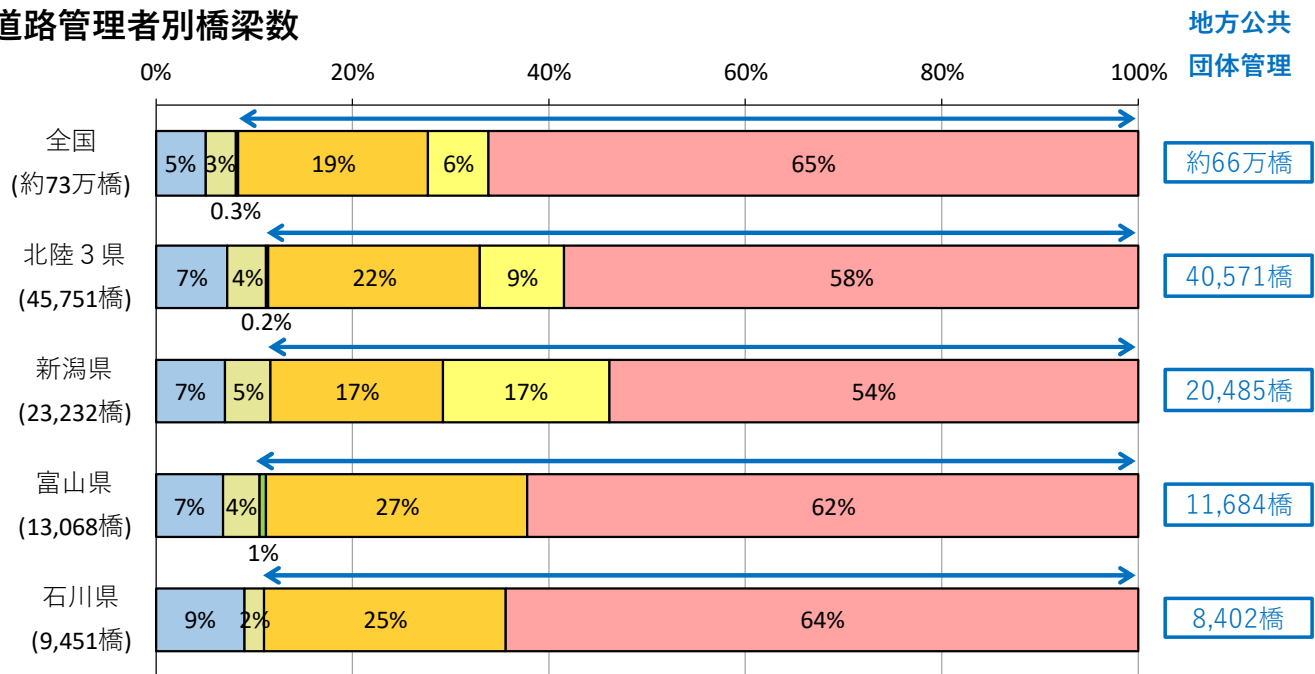
5. 橋梁・トンネル・シェッドの現状

(1) 橋梁

1) 管理者別の橋梁数、橋面積

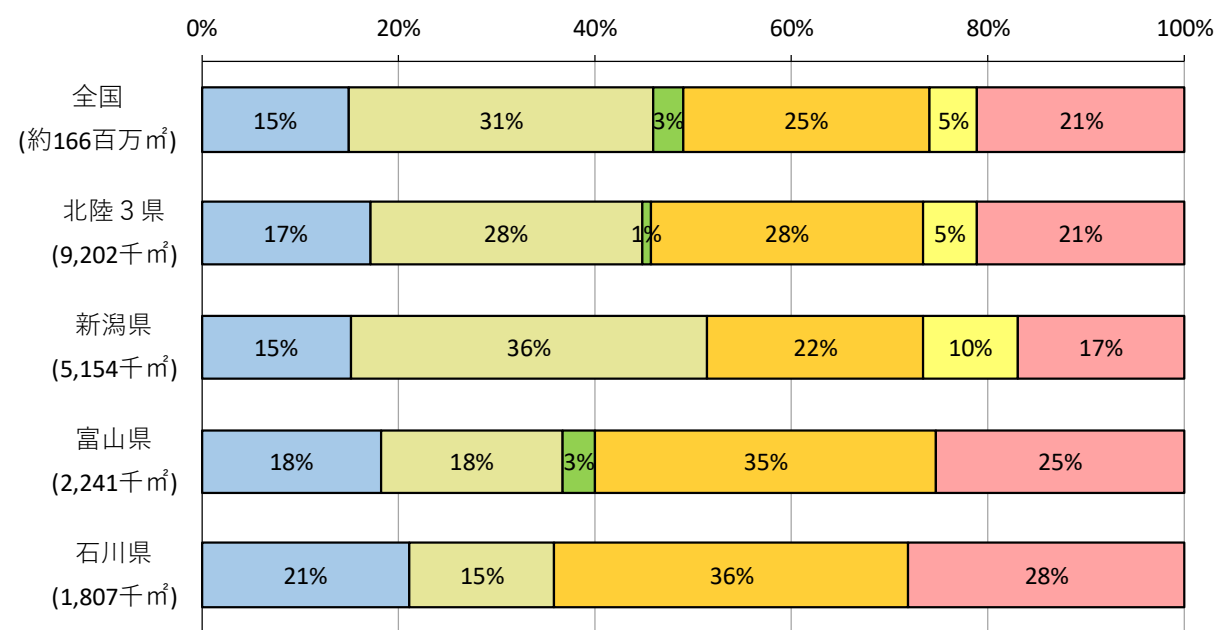
○ 北陸地方には橋梁が約4.6万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁は約4.1万橋と約9割を占めています。

① 道路管理者別橋梁数



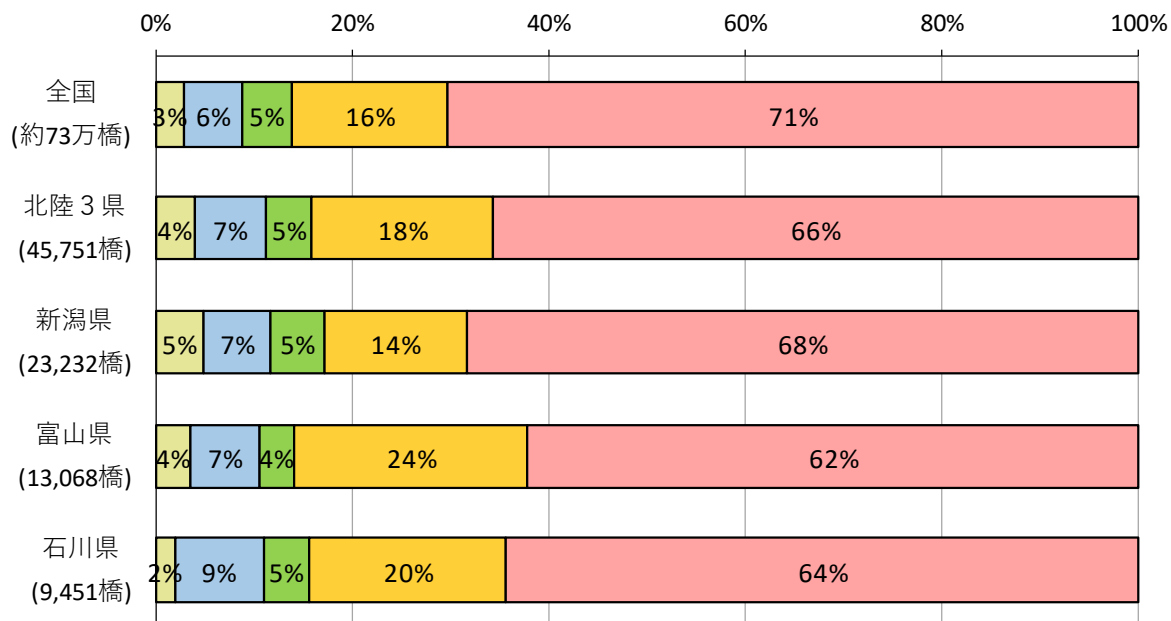
■ 国土交通省 ■ 高速道路会社 ■ 道路公社 ■ 都道府県 ■ 政令市 ■ 市町村

② 道路管理者別橋面積



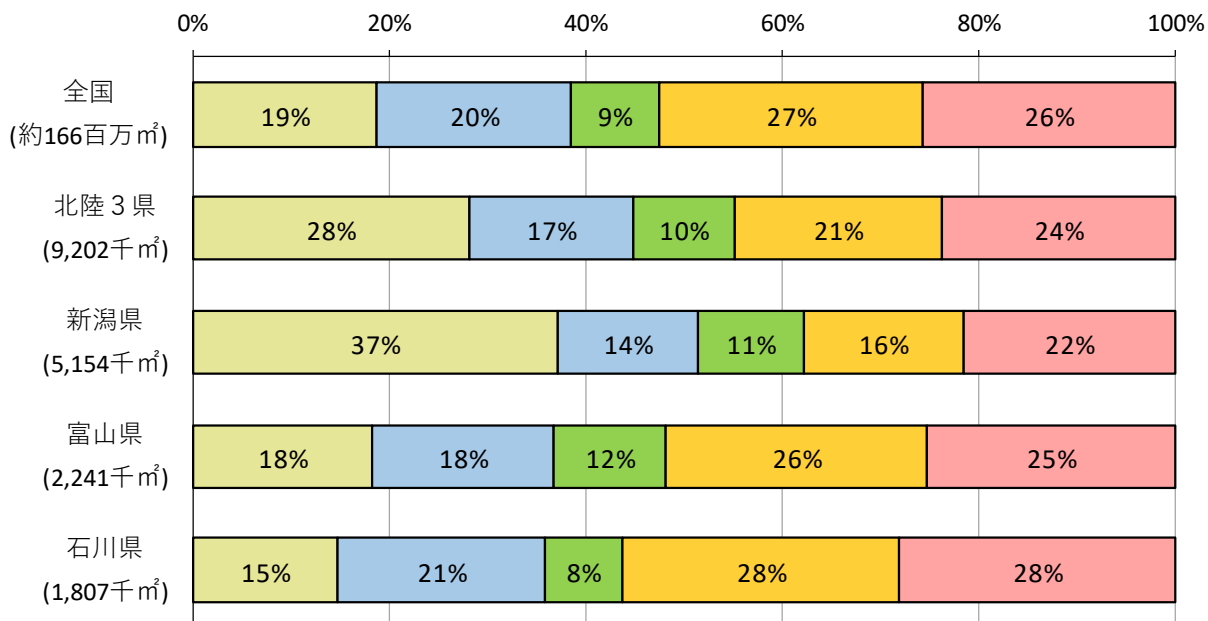
■ 国土交通省 ■ 高速道路会社 ■ 道路公社 ■ 都道府県 ■ 政令市 ■ 市町村

③ 道路種別橋梁数



高速自動車国道
 直轄国道
 補助国道
 都道府県道
 市町村道

④ 道路種別橋面積



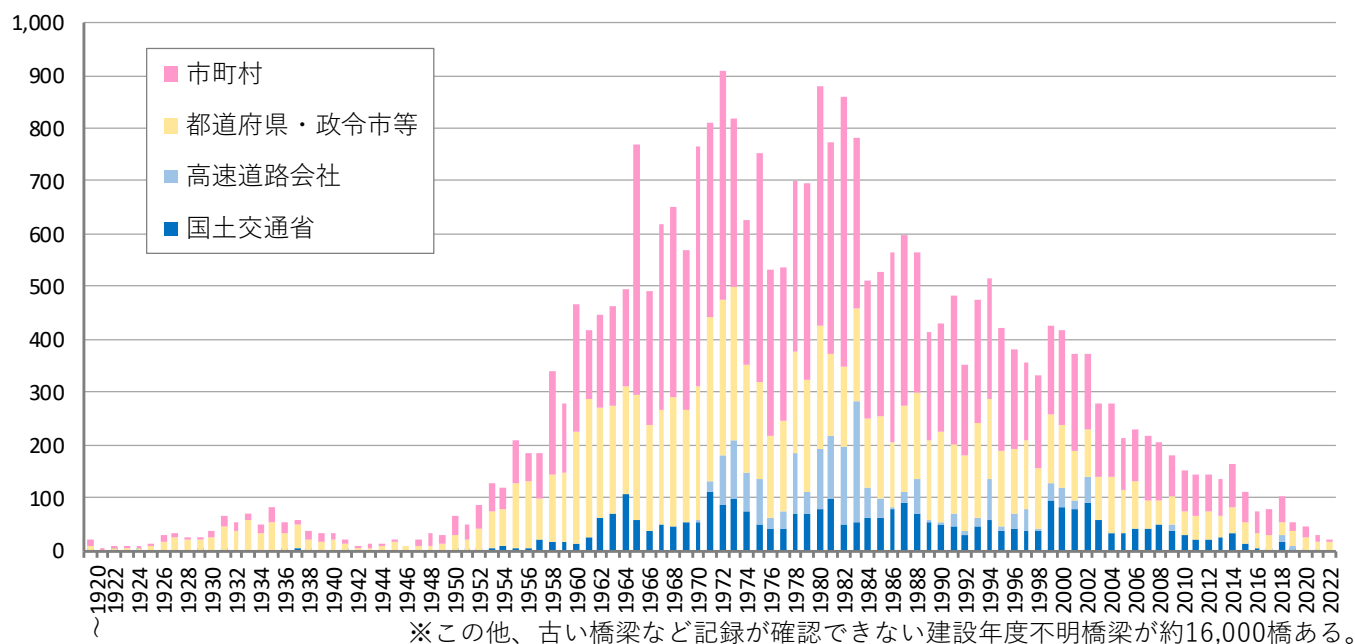
高速自動車国道
 直轄国道
 補助国道
 都道府県道
 市町村道

2) 建設年度別の橋梁数

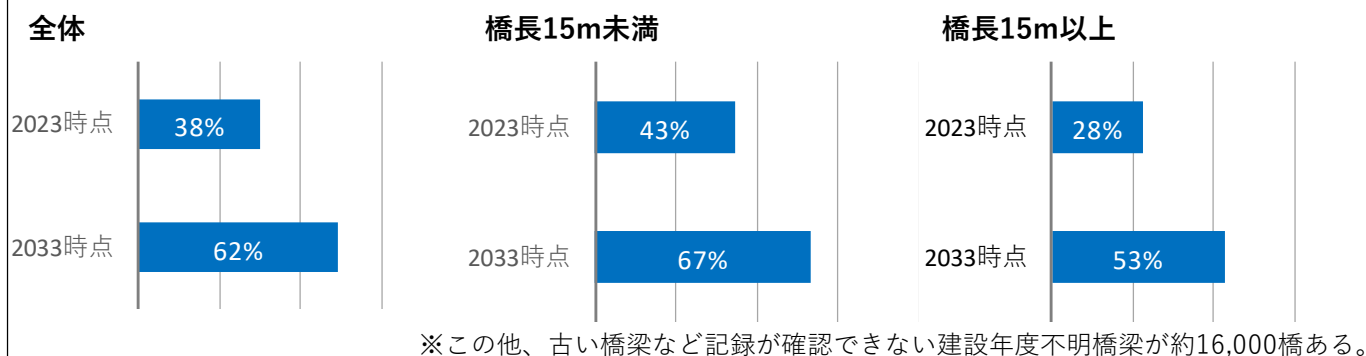
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約38%であるのに対し、10年後には約62%となります。建設後50年を経過し橋長15m未満の橋梁の割合は、10年後に約67%となります。橋長15m以上の橋梁の割合は、10年後に53%となります。
- この他に建設年度が不明の橋梁が北陸3県に約16,000橋あり、これらの大半が市町村管理の15m未満の橋梁です。

■ 北陸3県

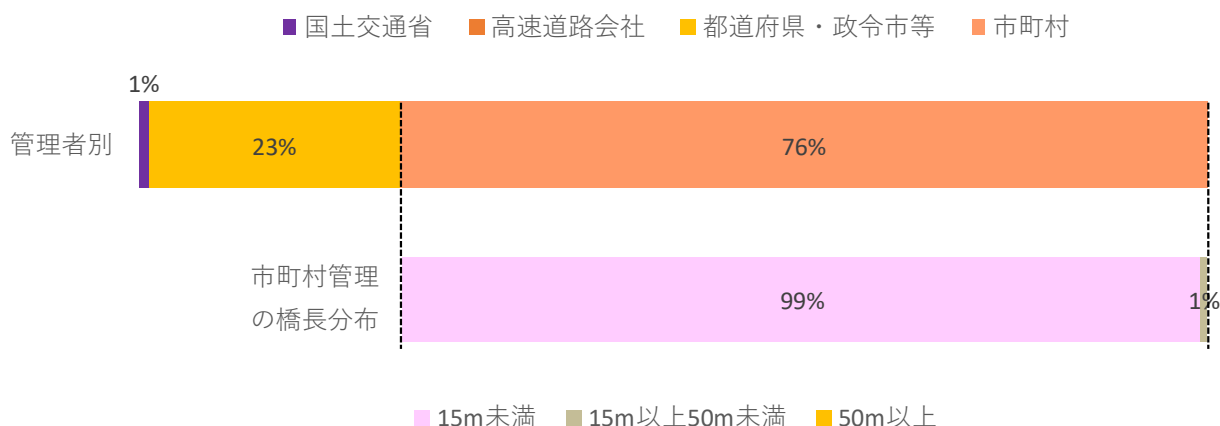
① 建設年度別橋梁数



② 建設後50年を経過した橋梁の割合

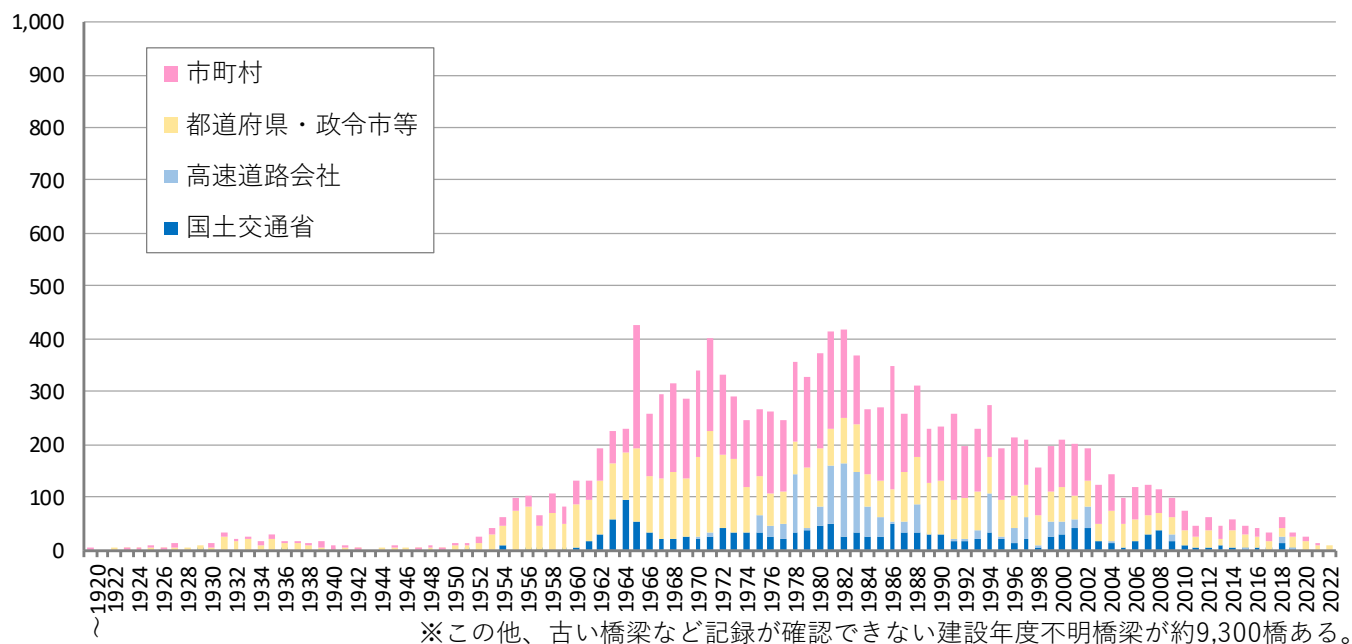


③ 建設年度不明橋梁の内訳

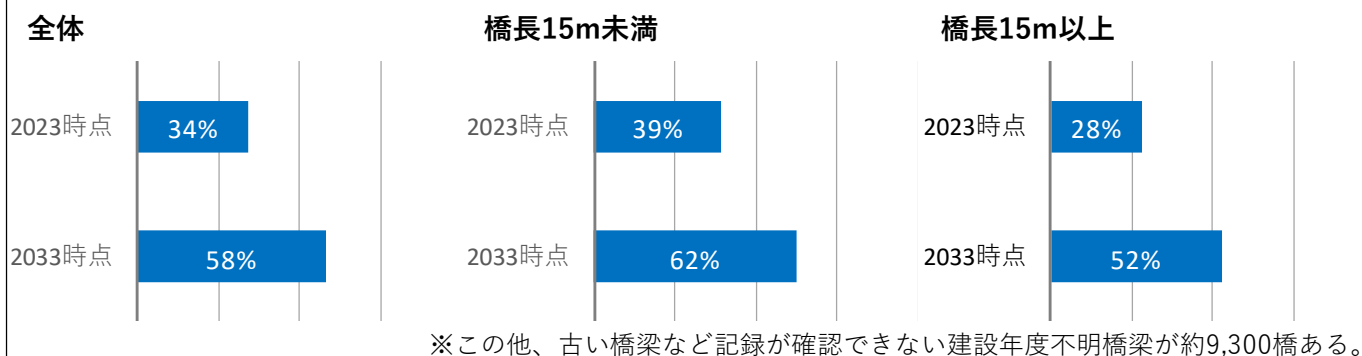


■ 新潟県

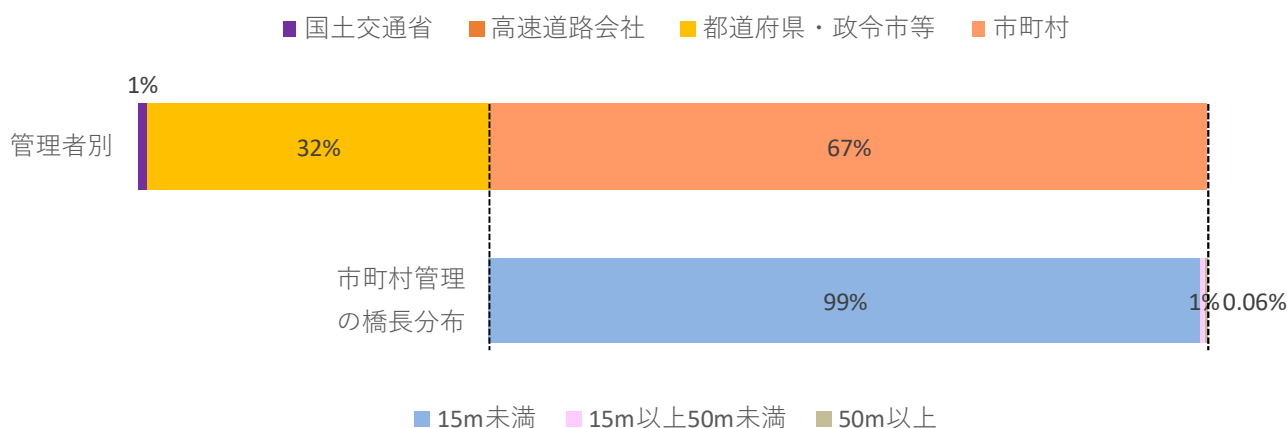
① 建設年度別橋梁数



② 建設後50年を経過した橋梁の割合

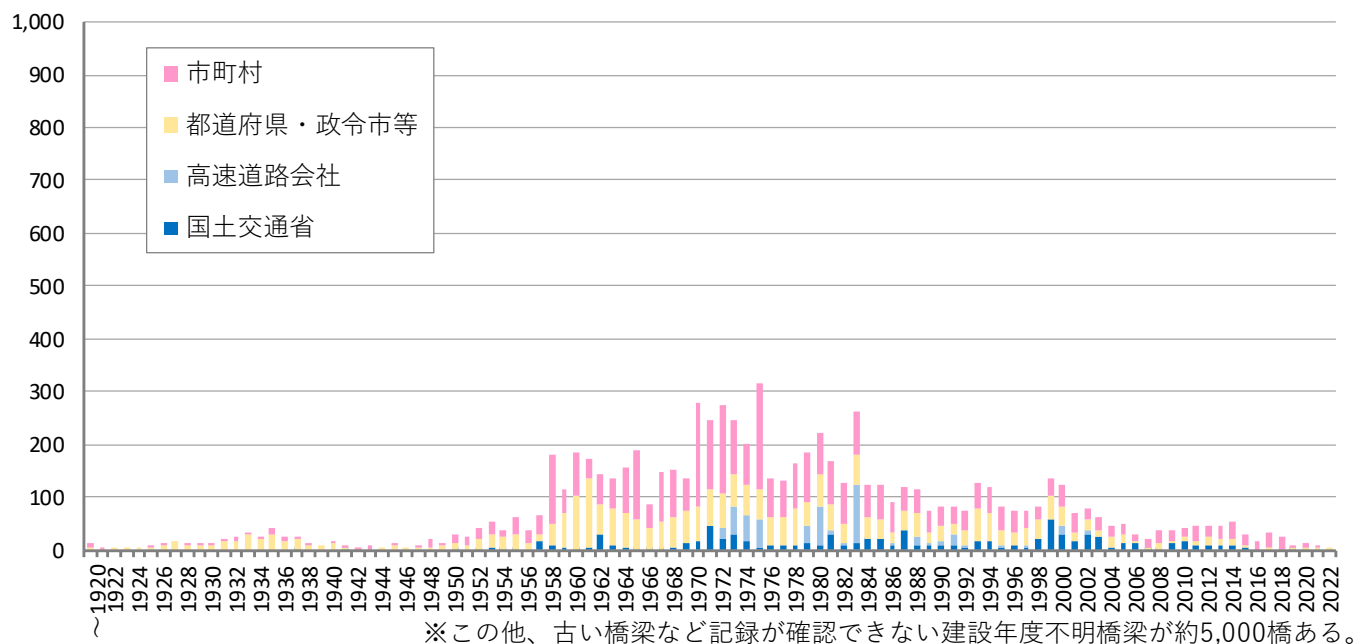


③ 建設年度不明橋梁の内訳

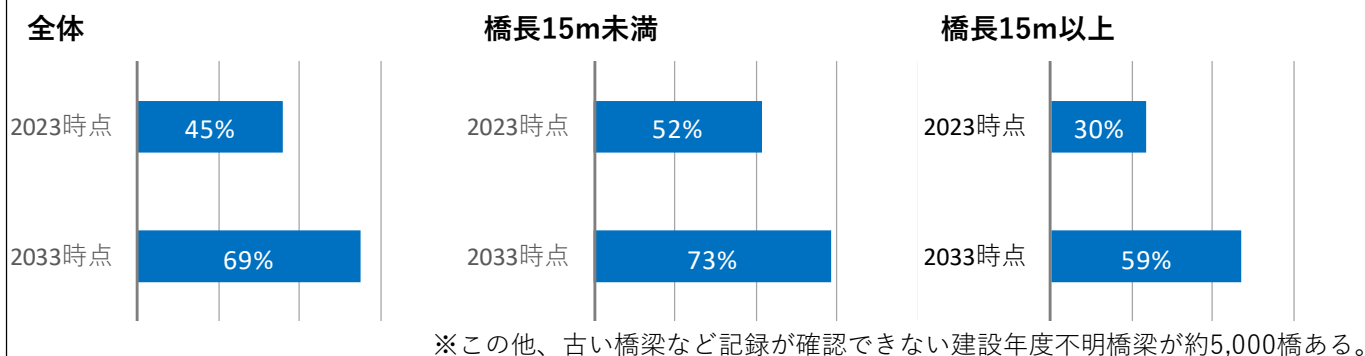


■ 富山県

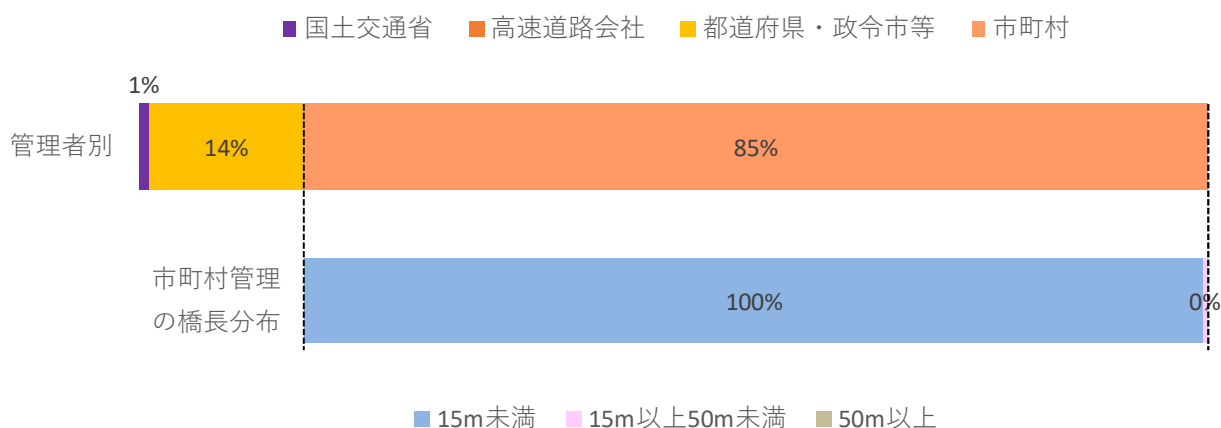
① 建設年度別橋梁数



② 建設後50年を経過した橋梁の割合

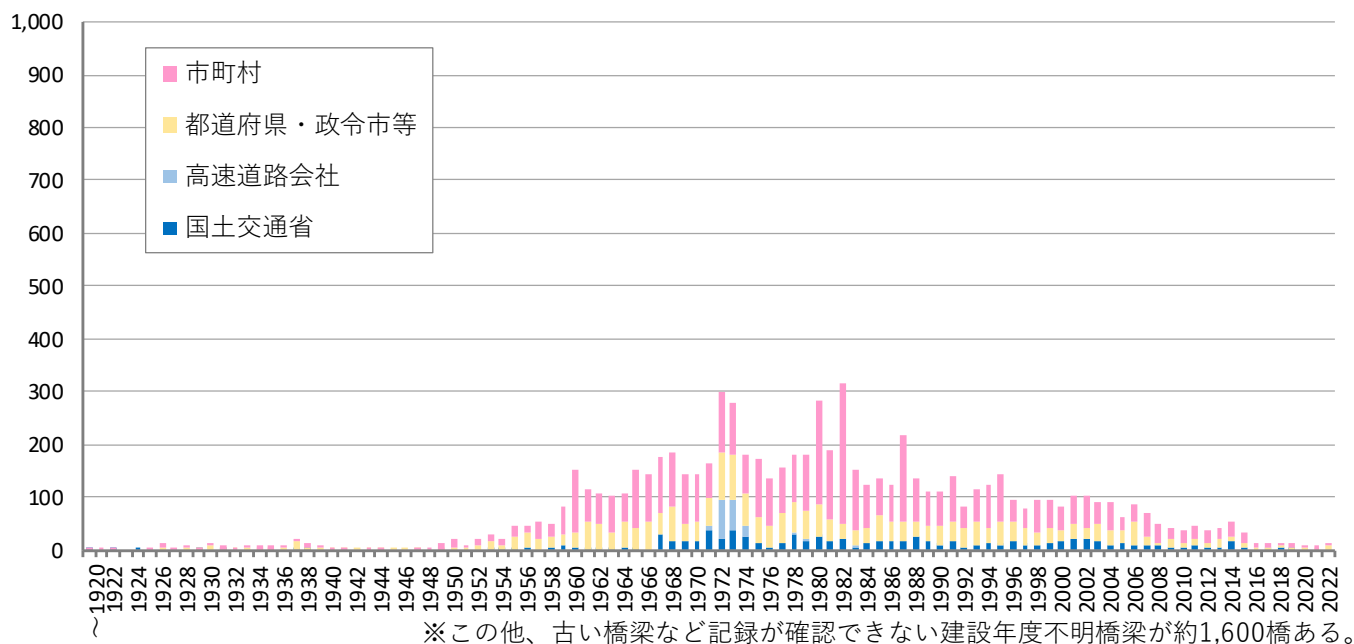


③ 建設年度不明橋梁の内訳

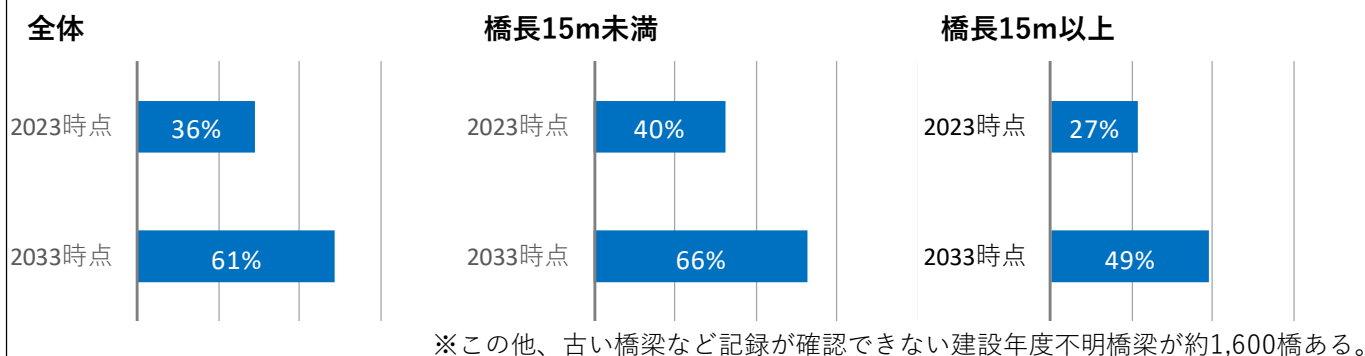


■ 石川県

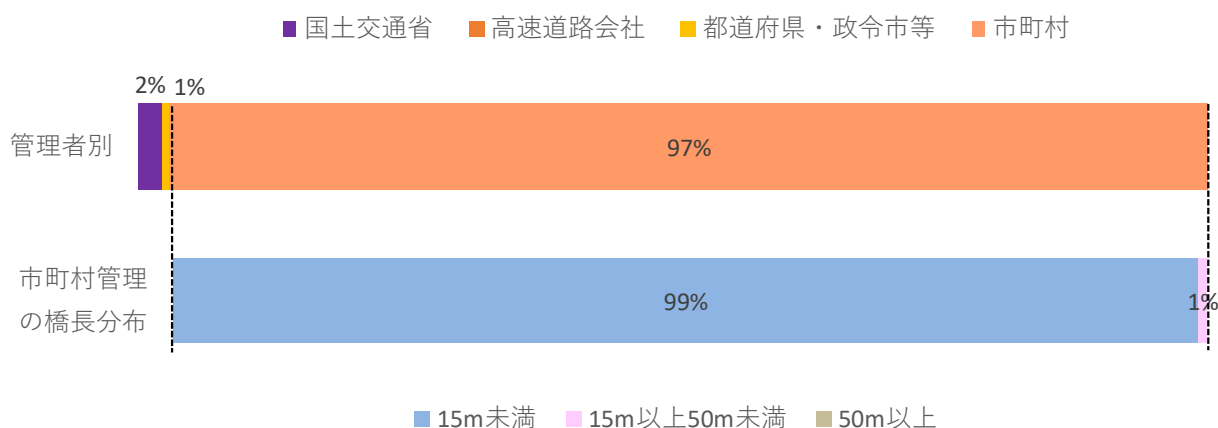
① 建設年度別橋梁数



② 建設後50年を経過した橋梁の割合



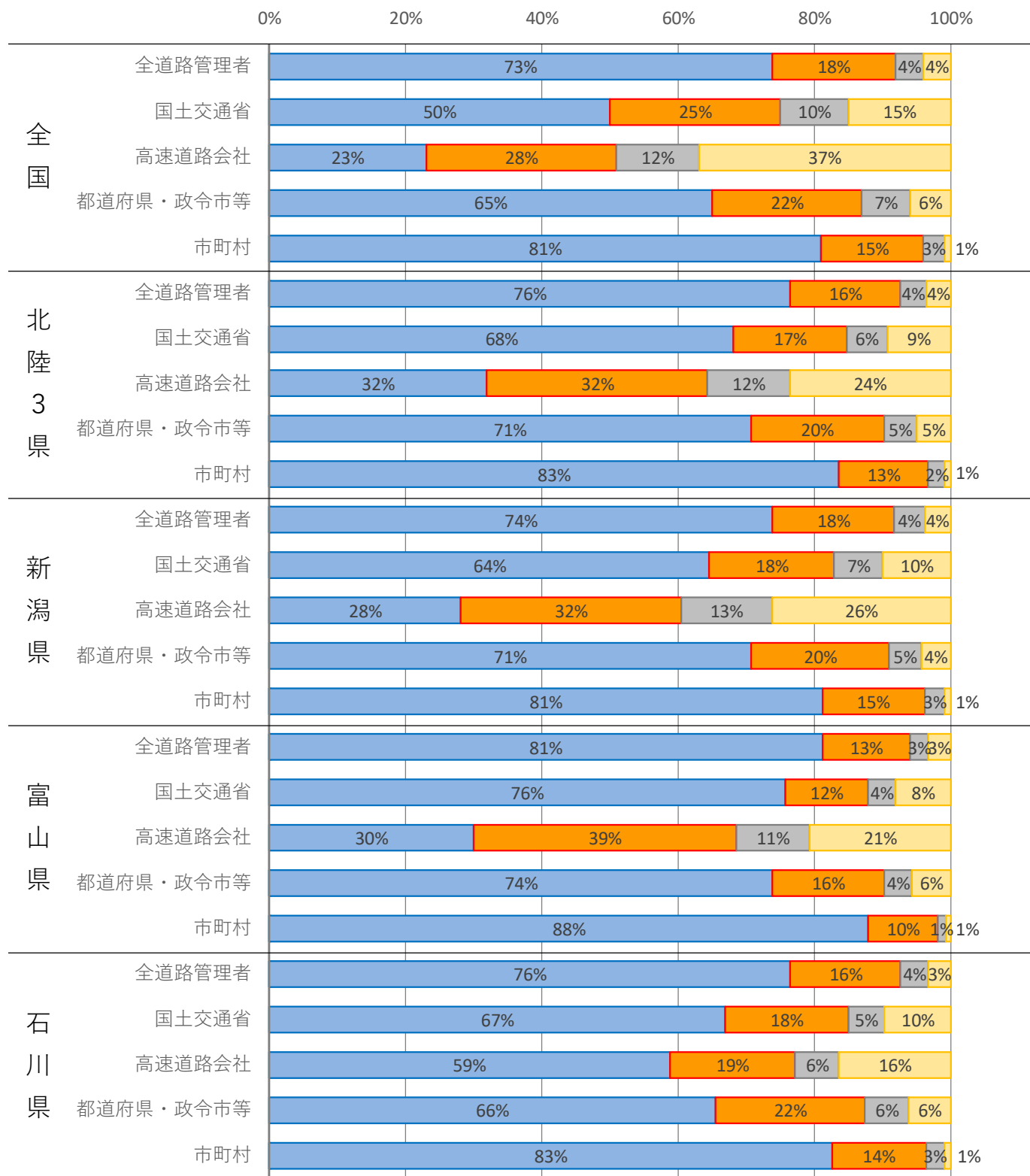
③ 建設年度不明橋梁の内訳



3) 管理者別の橋長分布

- 橋長50m以上の橋梁は国土交通省、高速道路会社に多くなっています。
○ 市町村は管理する橋梁の80%以上が橋長15m未満です。

① 管理者別の橋長分布



■ 2m以上15m未満 ■ 15m以上50m未満 ■ 50m以上100m未満 ■ 100m以上

※ 橋長に関して情報がなかった橋梁を除く

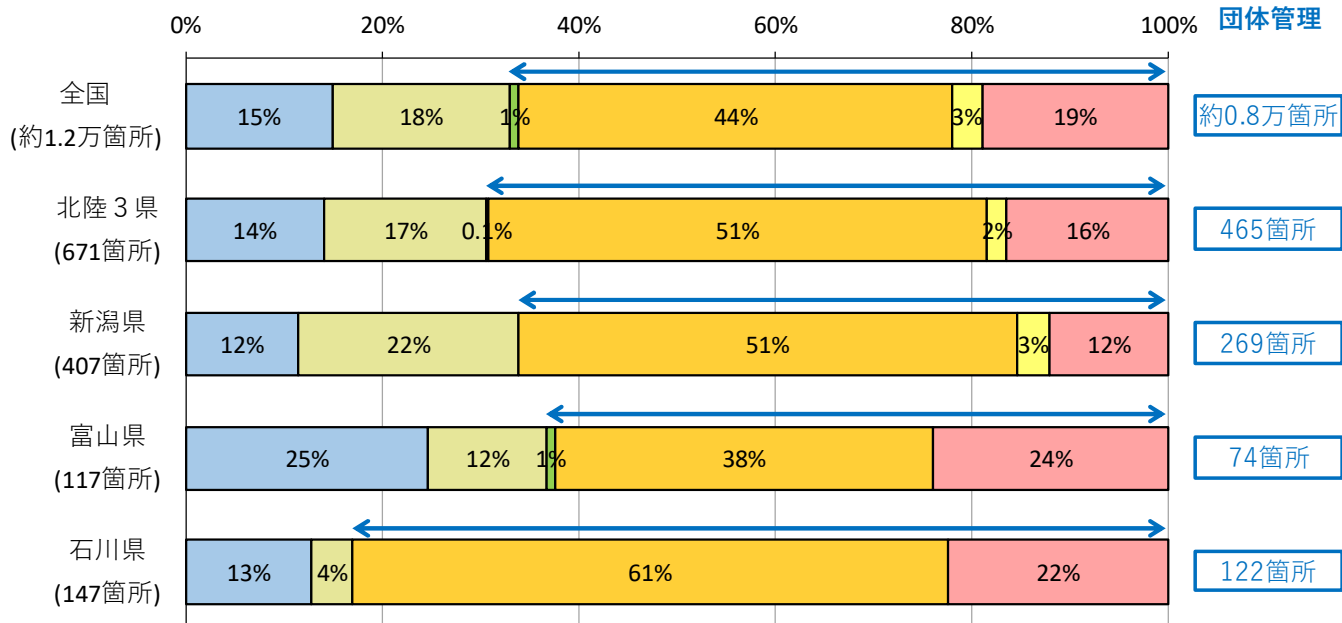
(2) トンネルの現状

1) 管理者別の箇所数

○ 北陸地方にはトンネルが約700箇所あり、このうち、地方公共団体が管理するトンネルは約500箇所と、約7割を占めています。

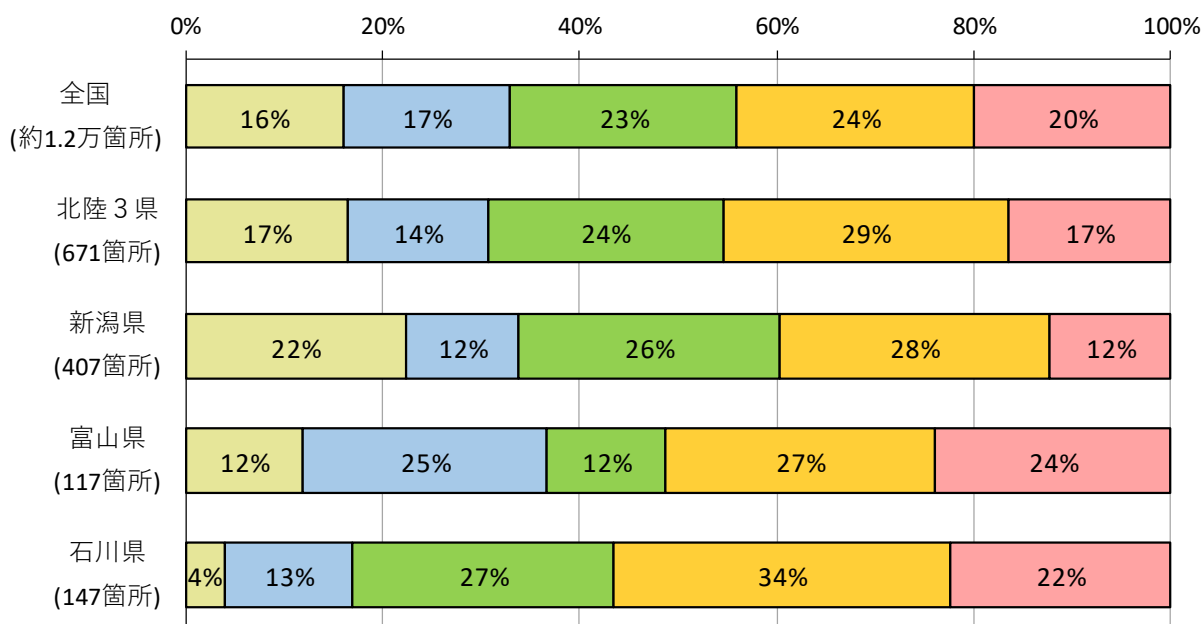
① 道路管理者別

地方公共
団体管理



■ 国土交通省 ■ 高速道路会社 ■ 道路公社 ■ 都道府県 ■ 政令市 ■ 市町村

② 道路種別



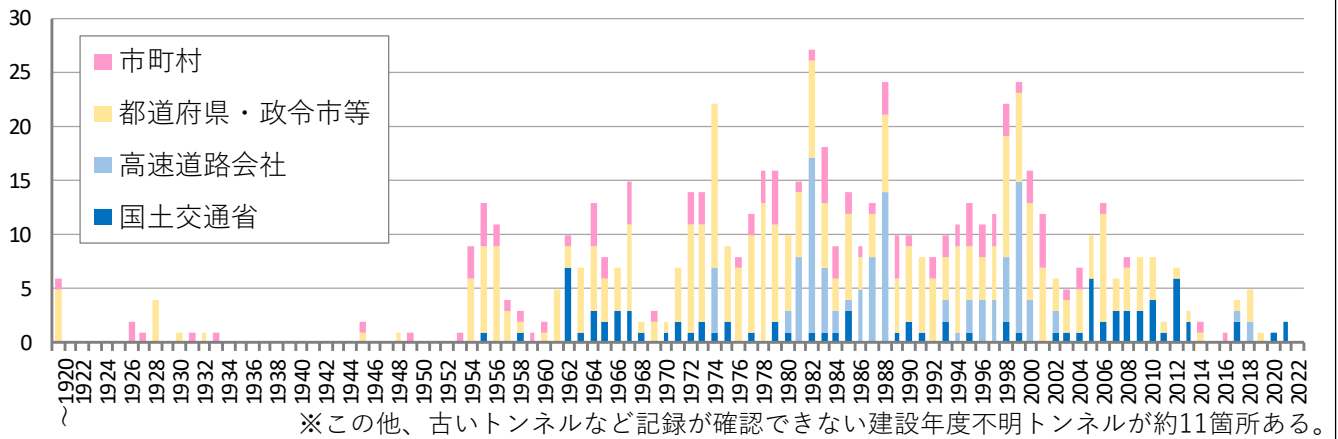
■ 高速自動車国道 ■ 直轄国道 ■ 補助国道 ■ 都道府県道 ■ 市町村道

2) 建設年度別のトンネル数

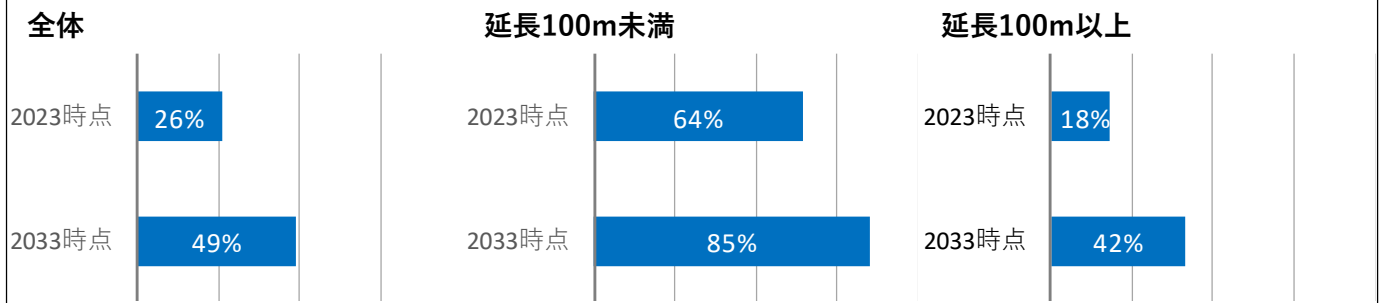
○ 建設後50年を経過したトンネルの割合は、現在は約26%であるのに対し、10年後には約49%に増加します。建設後50年を経過し延長100m未満のトンネルの割合は、10年後に約85%となります。延長100m以上のトンネルの割合は、10年後に約42%となります。

■ 北陸3県

① 建設年度別トンネル数

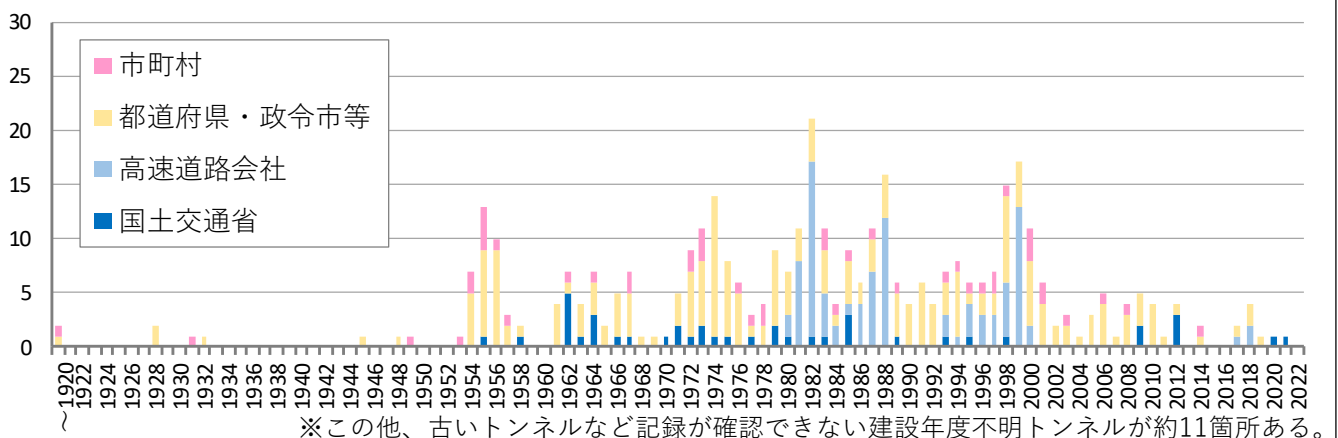


② 建設後50年を経過したトンネルの割合

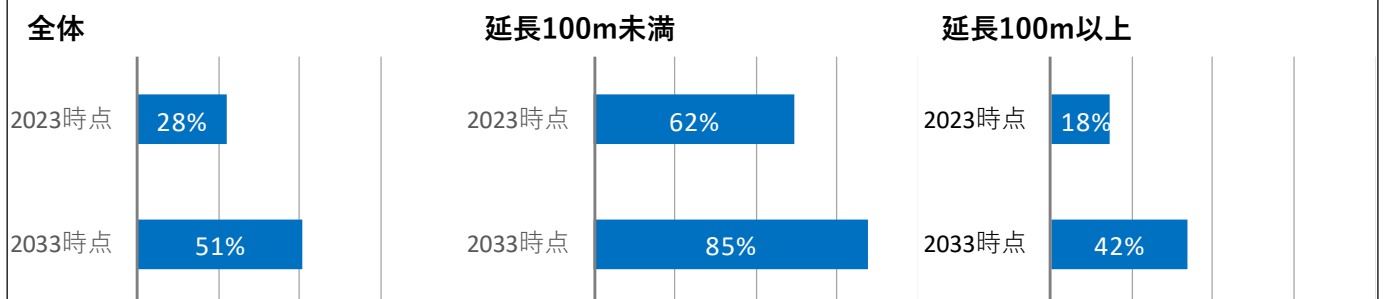


■ 新潟県

① 建設年度別トンネル数

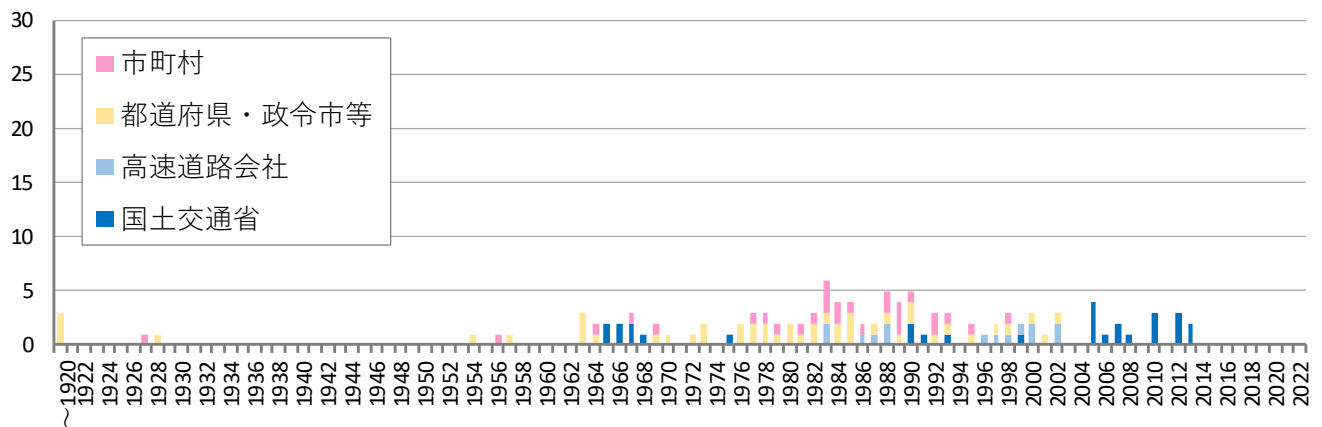


② 建設後50年を経過したトンネルの割合

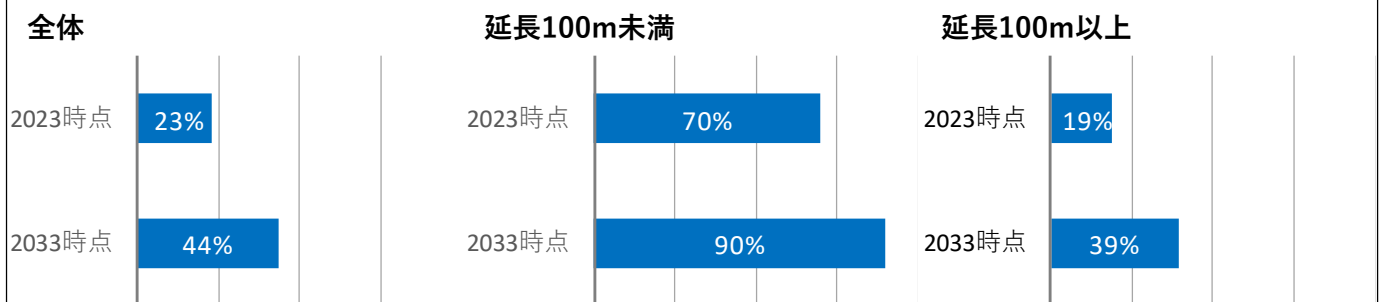


■ 富山県

① 建設年度別トンネル数

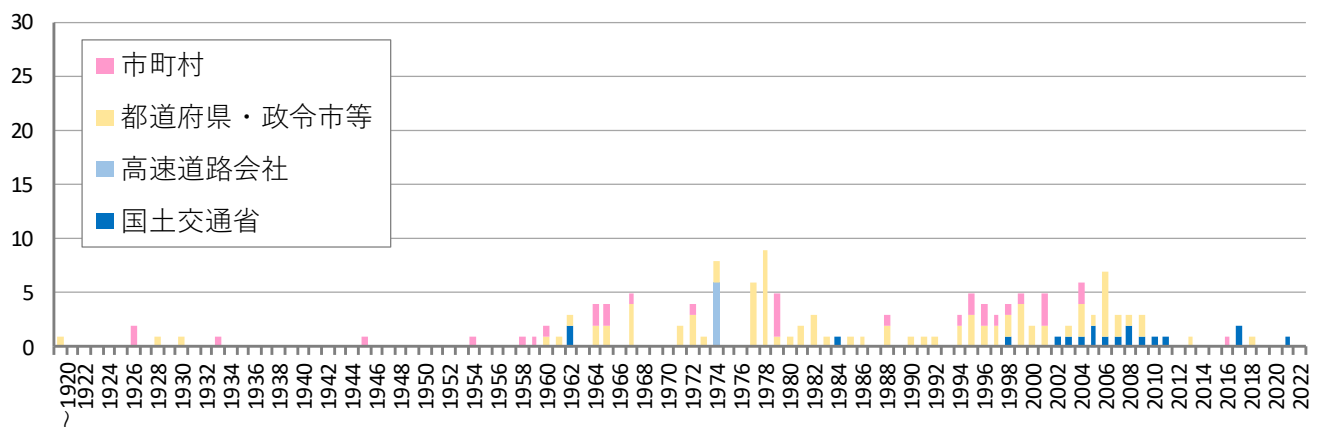


② 建設後50年を経過したトンネルの割合

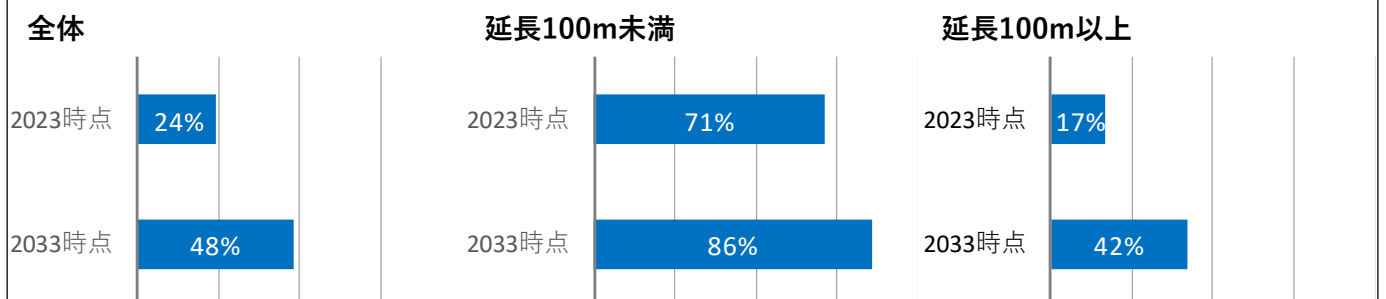


■ 石川県

① 建設年度別トンネル数



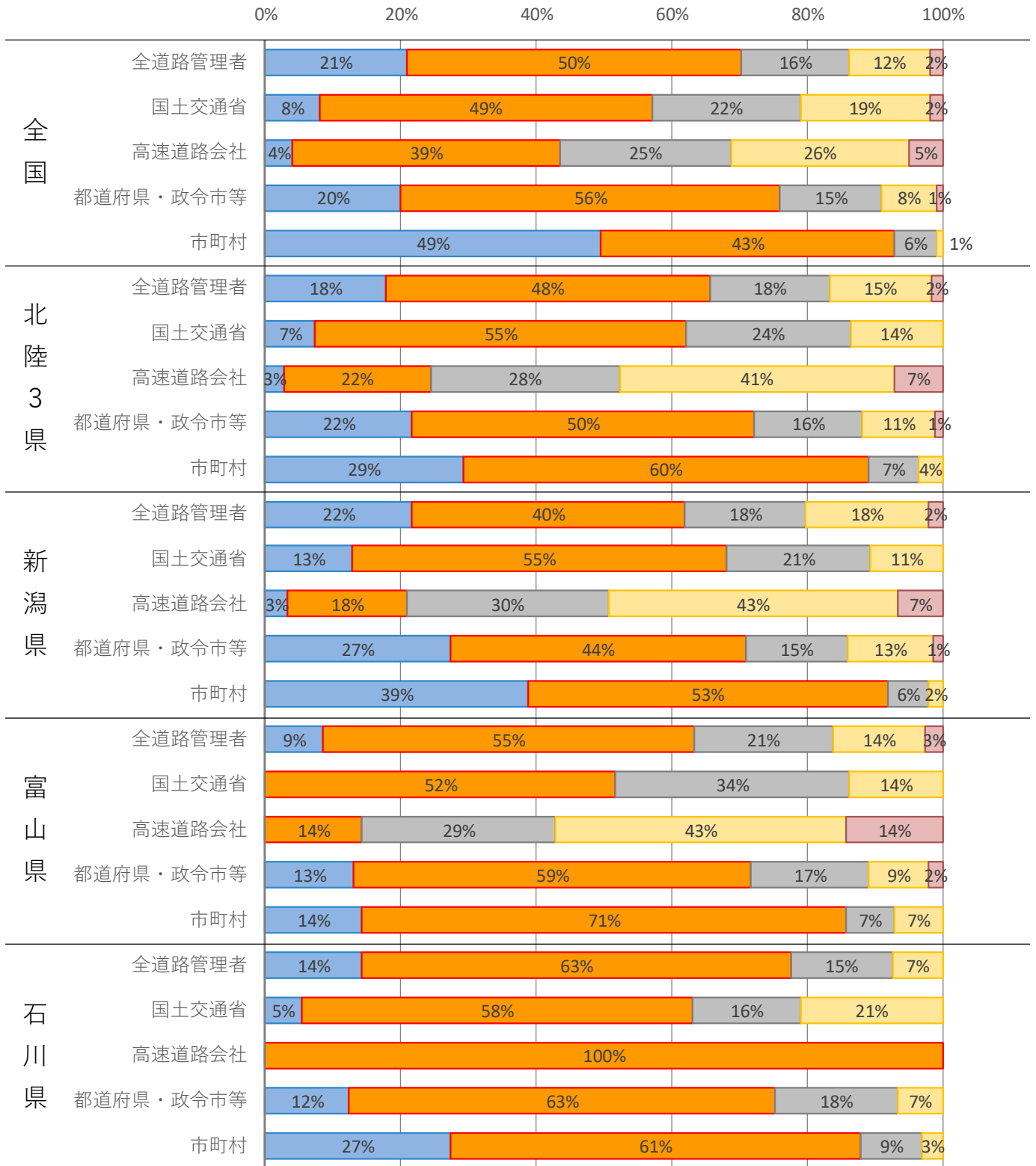
② 建設後50年を経過したトンネルの割合



3) 管理者別の延長分布

- 延長1000m以上のトンネルは国土交通省、高速道路会社、都道府県・政令市に多くなっています。
- 市町村は全国に比べ、延長100m未満の割合が少なく、延長100～500mの割合が高くなっています。

① 管理者別の延長分布



■ 100m未満
 ■ 100m以上 500m未満
 ■ 500m以上 1000m未満
 ■ 1000m以上 3000m未満
 ■ 3000m以上

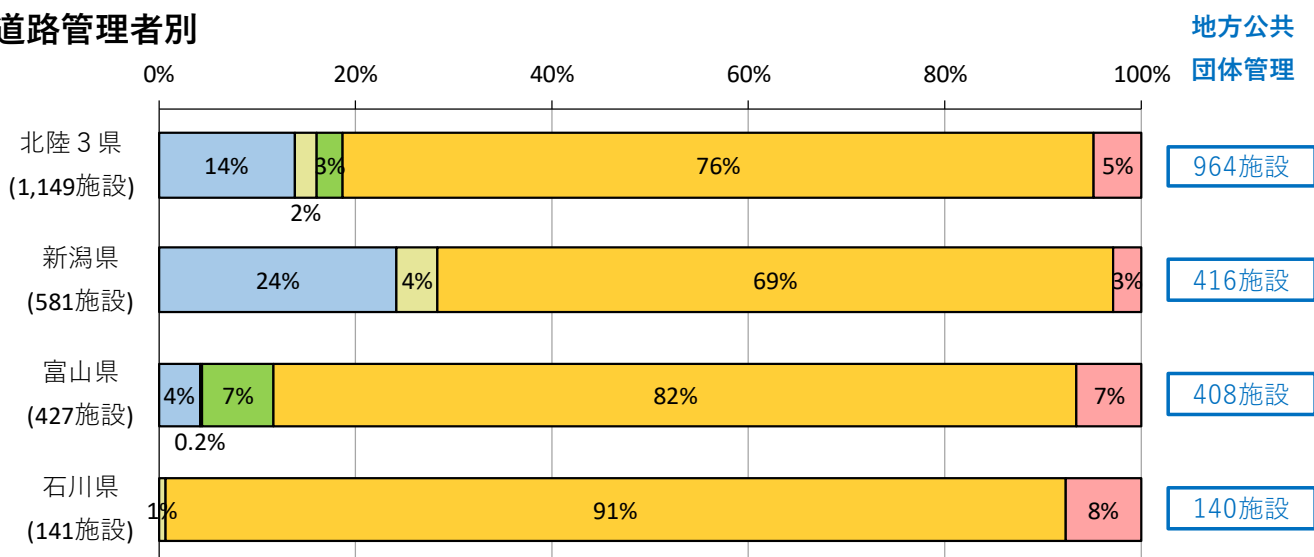
※ 延長に関して情報がなかった施設を除く

(3) シェッドの現状

1) 管理者別の箇所数

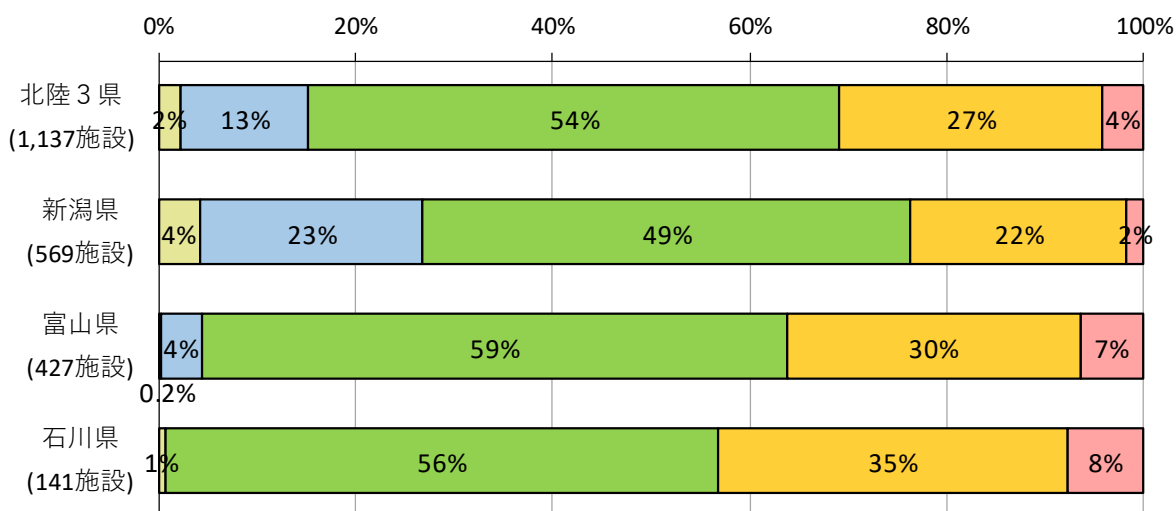
○ 北陸地方にはシェッドが約1,100施設あり、このうち、地方公共団体が管理するシェッドは約1,000施設と、約8割を占めています。

① 道路管理者別



■ 国土交通省
 ■ 高速道路会社
 ■ 道路公社
 ■ 都道府県
 ■ 政令市
 ■ 市町村

② 道路種別



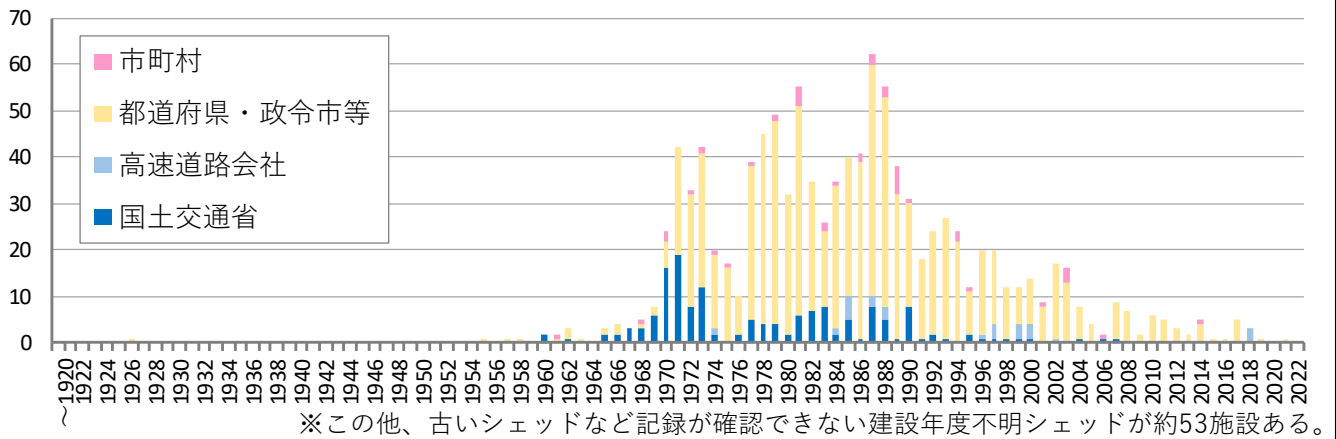
■ 高速自動車国道
 ■ 直轄国道
 ■ 補助国道
 ■ 都道府県道
 ■ 市町村道

2) 建設年度別のシェッド数

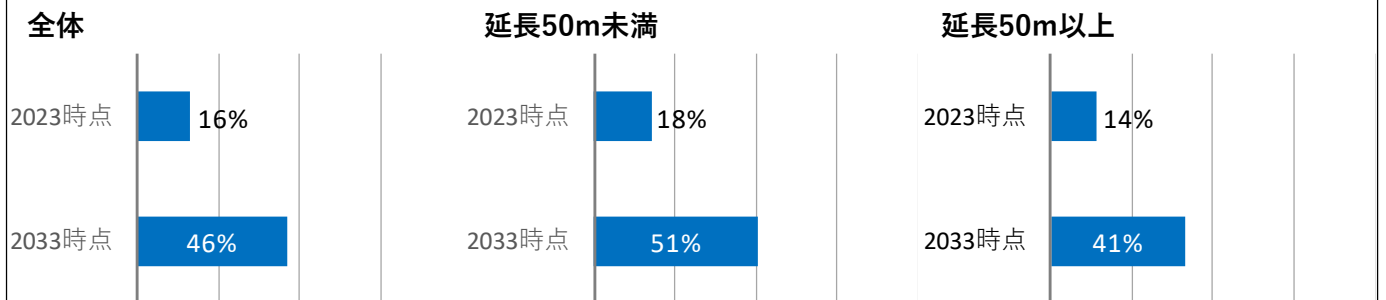
○ 建設後50年を経過したシェッドの割合は、現在は約16%であるのに対し、10年後には約46%に増加します。建設後50年を経過し延長50m未満のシェッドの割合は、10年後に約51%となります。延長50m以上のシェッドの割合は、10年後に約41%となります。

■ 北陸3県

① 建設年度別シェッド数

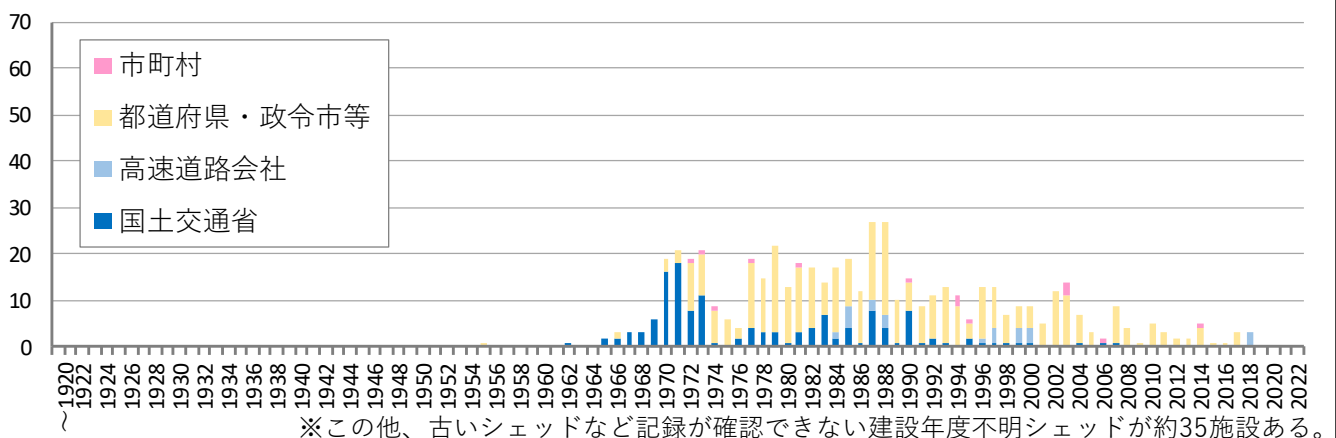


② 建設後50年を経過したシェッドの割合

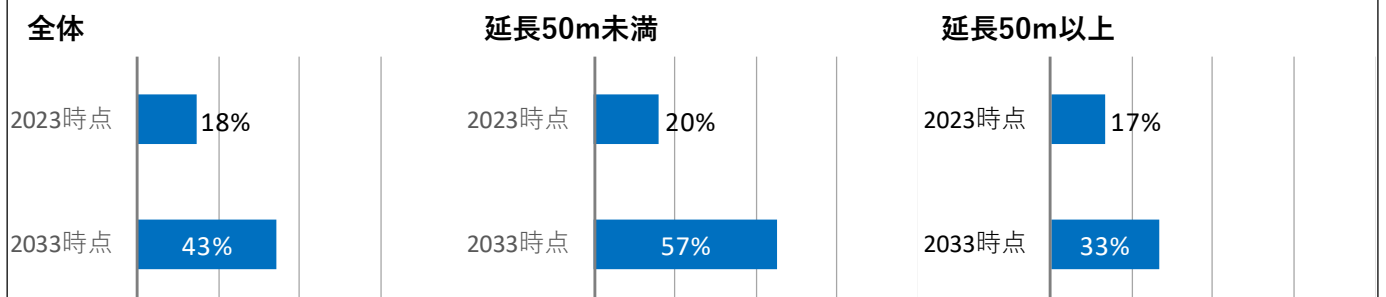


■ 新潟県

① 建設年度別シェッド数

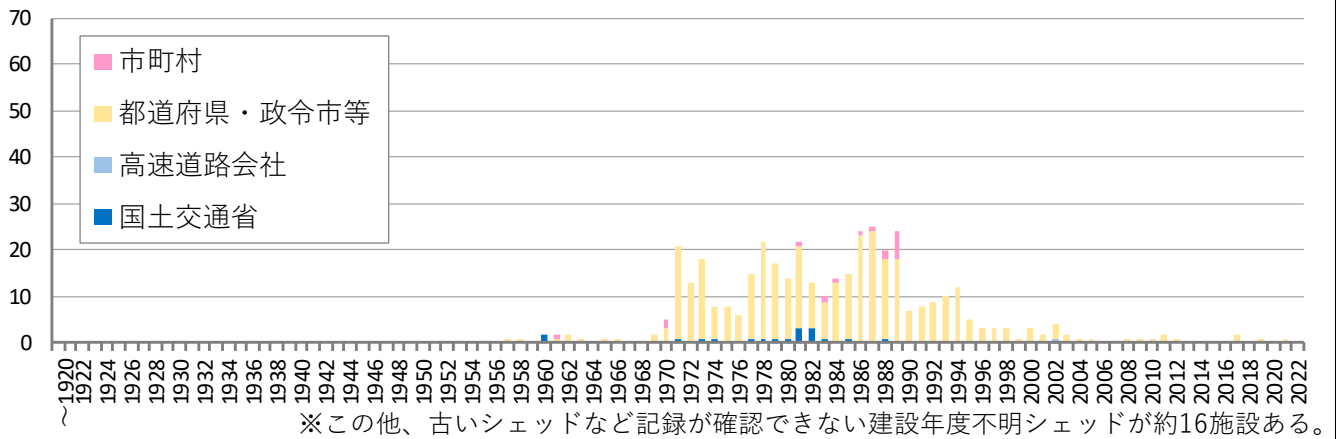


② 建設後50年を経過したシェッドの割合

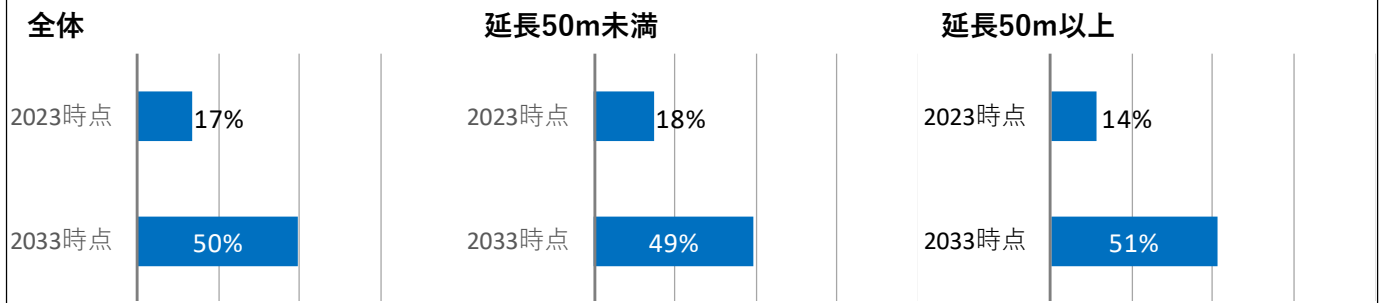


■ 富山県

① 建設年度別シェッド数

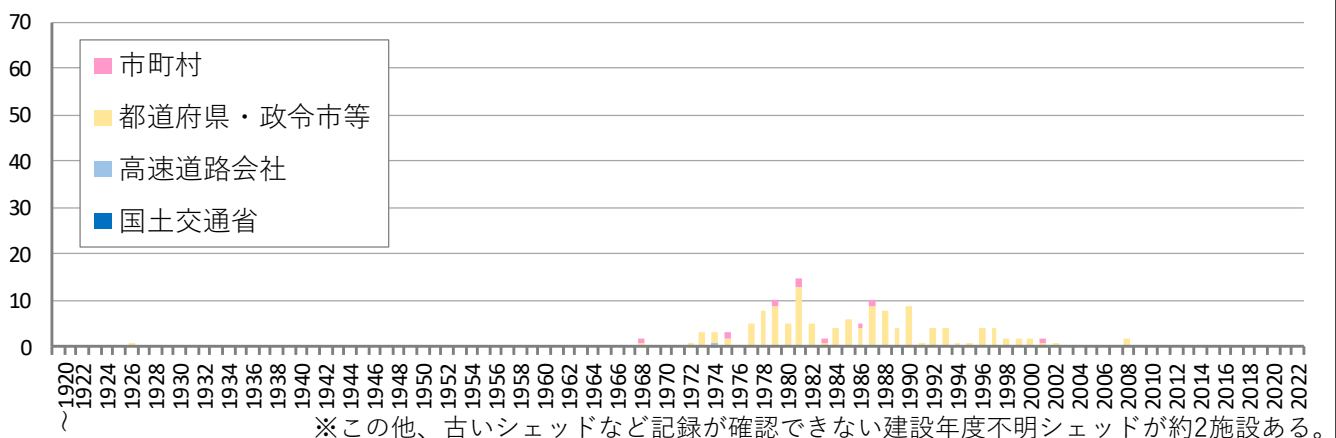


② 建設後50年を経過したシェッドの割合

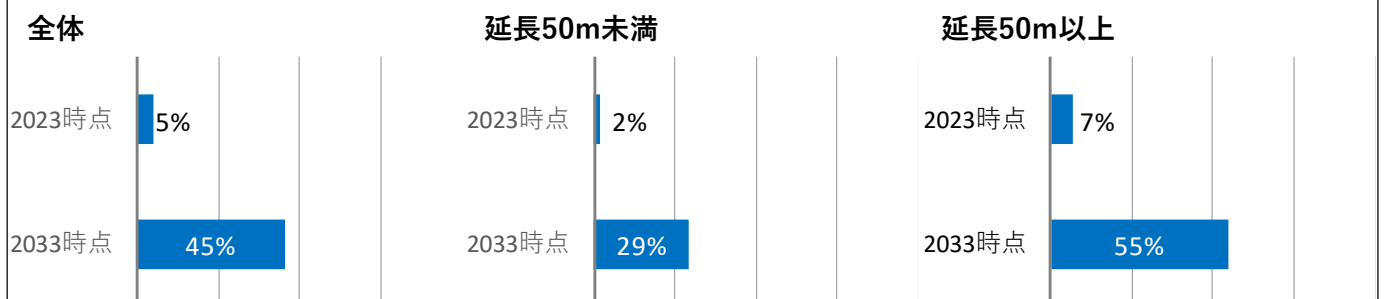


■ 石川県

① 建設年度別シェッド数



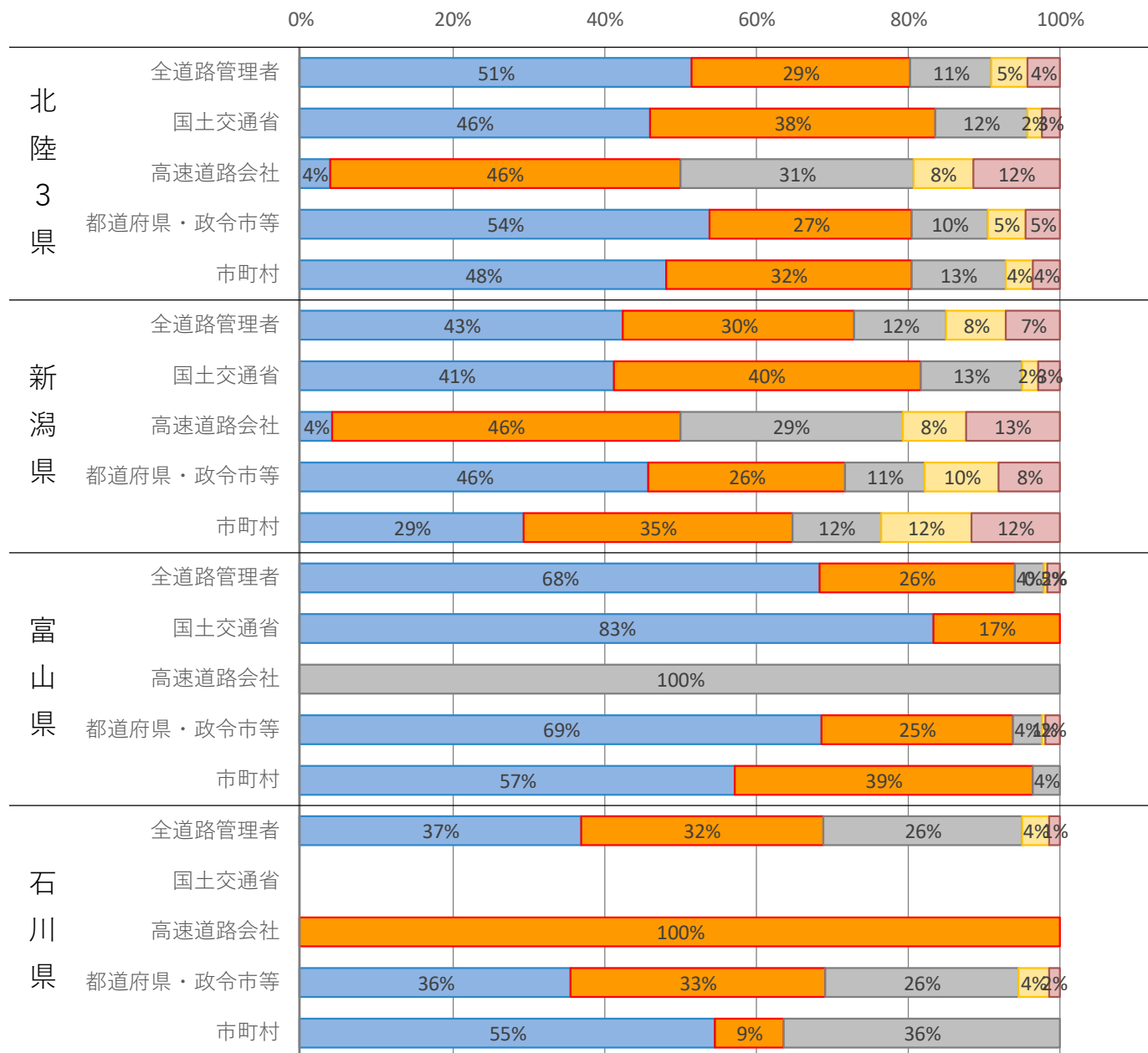
② 建設後50年を経過したシェッドの割合



3) 管理者別の延長分布

○ 延長 50m 以上のシェッドは高速道路会社に多くなっています。

① 管理者別の延長分布



■ 50m未満

■ 50m以上
100m未満

■ 100m以上
150m未満

■ 150m以上
200m未満

■ 200m以上

※ 延長に関して情報がなかった施設を除く

6. 地方公共団体におけるメンテナンスに向けた取り組み

(1) 道路メンテナンス会議の開催

○ 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を設置しました。（2014年7月7日に全都道府県で設置済）

体制

- ・ 地方整備局(直轄事務所)
- ・ 地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・ 高速道路会社(N E X C O・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路)
- ・ 道路公社

役割

1. 維持管理等に関する情報共有
2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
3. 点検業務の発注支援（地域一括発注等）
4. 技術的な相談対応 等

地方公共団体の取り組み事例の共有

○ 道路メンテナンス会議を通じて、地方公共団体における老朽化対策の取り組み事例を共有

<取り組み事例>

- ・ 点検・診断の高度化・効率化、補修計画の適正化等のため、産学官の連携により、点検・診断・措置情報を効率的に記録することが出来るデータベースシステムの開発・導入
- ・ 技術力の向上、点検費用の削減のため、道路メンテナンス会議と市による合同点検（直営点検）の実施
- ・ 県による市町村への橋梁補修工法等に関する技術的助言を行う相談窓口の設置

○ 新潟県、富山県、石川県の道路メンテナンス会議の開催状況は下記をご覧ください。

新潟県道路メンテナンス会議

<https://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/work/mainte-conf.html>

富山県道路メンテナンス会議

https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/common/old/road2014/road10/menntekaigi_toyama.htm

石川県道路メンテナンス会議

https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/douro/roukyuukataisaku/menntekaigi_ishikawa.htm



新潟県道路メンテナンス会議
(令和4年度第1回)



富山県道路メンテナンス会議
(令和元年度第1回)

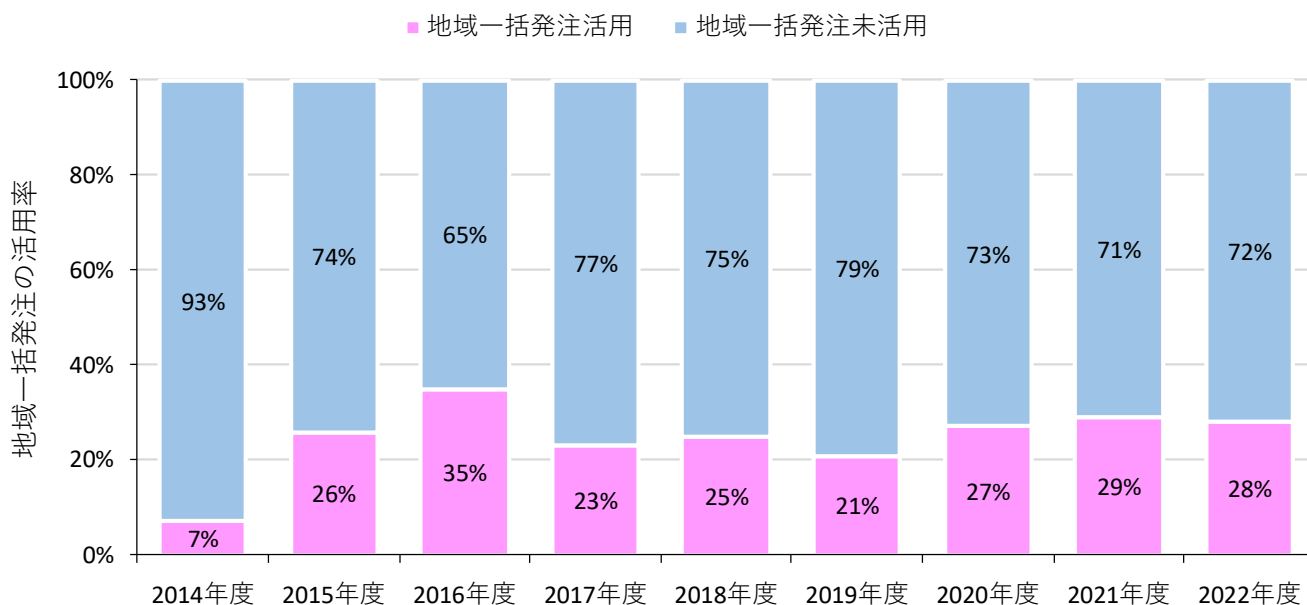


石川県道路メンテナンス会議
(令和元年度第1回)

(2) 地域一括発注の状況

- 市区町村の人手不足・技術力不足を補うため、市区町村の点検・診断の発注事務を都道府県が一括して実施しています。
- 2022年度は482市区町村（32道府県）が地域一括発注を活用しています。

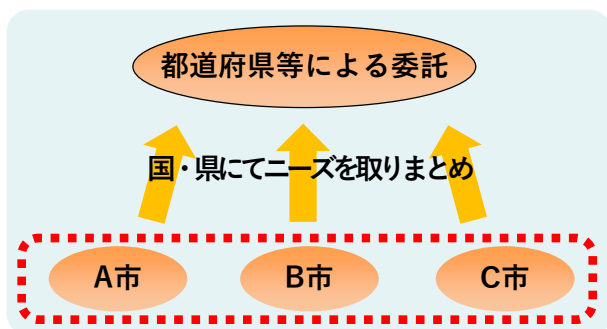
■ 市区町村における地域一括発注の活用状況



■ 地域一括発注の概要

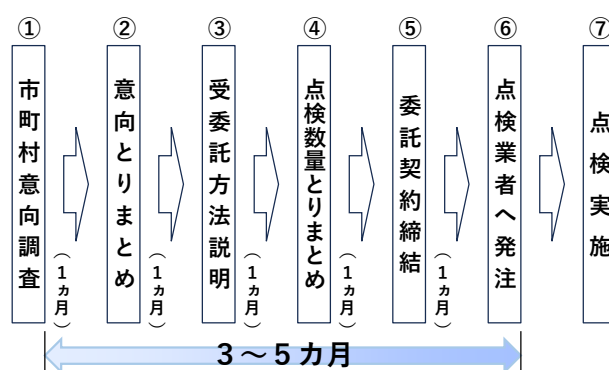
【イメージ図】

- ・ 市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・ 国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注

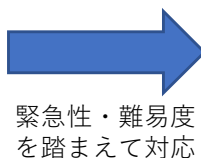


(3) 直轄診断・修繕代行

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断※」を実施しました。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、修繕代行事業や補助事業に着手しています。

①直轄診断実施箇所と診断結果概要

実施年度	施設名	道路管理者名	延長(m)
2017	おとざわはし 音沢橋	黒部市（富山県）	110



②直轄修繕代行等実施状況

2018年度 修繕代行事業に着手
2021年度 修繕代行事業の完了

■ 事例：黒部市道音沢1号線「音沢橋」修繕代行事業

- ・ 事業概要：北陸地方整備局は、地方公共団体への支援策の一つとして、平成29年度に黒部市が管理する音沢橋の直轄診断を実施しました。
診断の結果、上部構造の鋼部材に塗膜のはがれ・色あせ・腐食、下部構造のコンクリートにひびわれ・遊離石灰、さらに橋脚基礎部に洗掘が確認され、補修には高度な専門的知識等を要することから、黒部市の要請を受け、北陸地方整備局が修繕代行事業により保全対策を実施しました。
- ・ 事業区間：富山県黒部市宇奈月町内山～音澤
- ・ 延長：110m
- ・ 事業内容：①根固めブロック設置、②断面修復、ひび割れ補修、③塗装塗替等

③塗装塗替

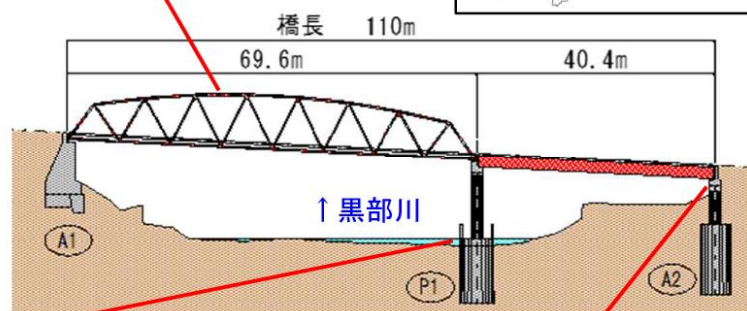


〈トラス部 腐食状況〉



〈塗装塗替〉

位置図



①根固めブロック設置



〈P1橋脚 洗掘状況〉



〈根固めブロック設置〉

②断面修復、ひび割れ補修



〈A2橋台 損傷状況〉



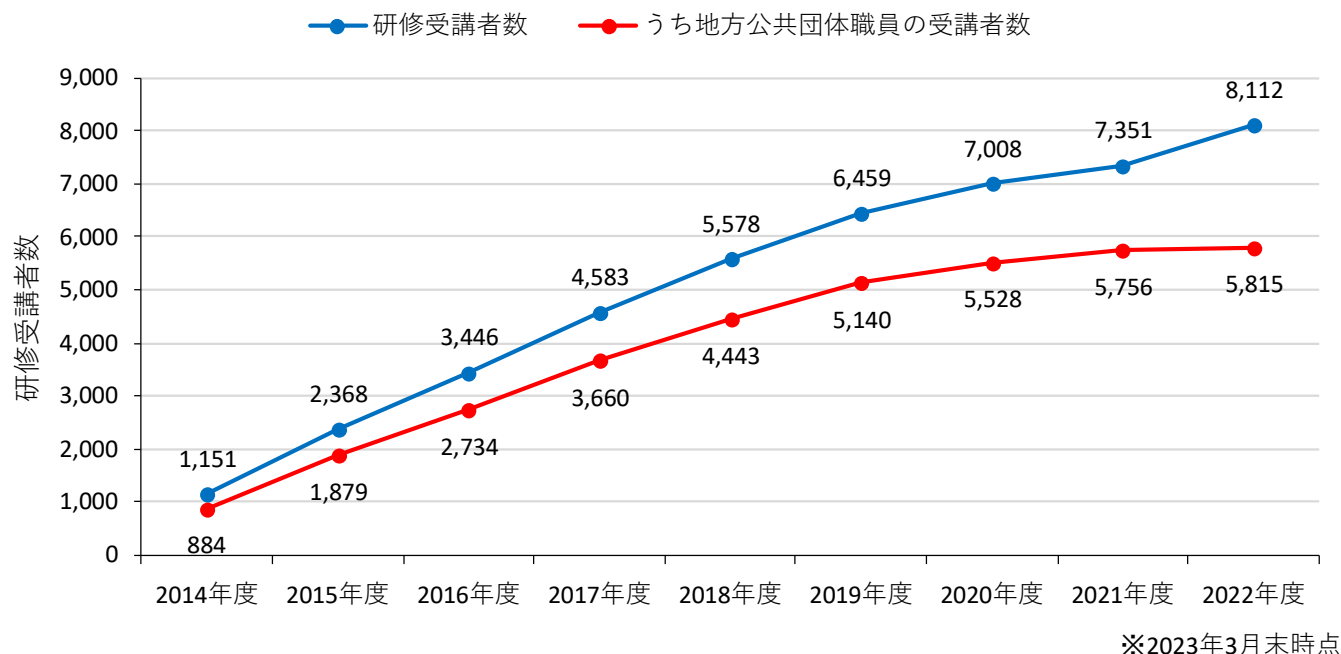
〈ひび割れ補修〉

※ 直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

(4) 研修の実施状況

- 2014年度より、国土交通省、地方公共団体の職員等を対象に、橋梁、トンネル等の点検に関する研修を実施しています。
- 2022年度までの受講者数は8,112人（地方公共団体：5,815人）です。

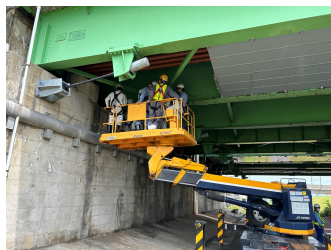
■ 全国の点検・診断に関する研修の受講者数（累計）



■ 北陸の道路施設の点検に関する研修の状況

①道路構造物管理実務者研修

- ・ 対象：地方公共団体職員及び直轄職員
- ・ 講師：国土技術政策総合研究所、土木研究所、北陸地整、外部講師
- ・ 内容：橋梁初級Ⅰ（点検）、橋梁初級Ⅱ（修繕）、トンネル初級
- ・ 人数：平成26年度より、延べ568人が受講（うち地方公共団体職員390名68.6%）
令和5年度参加者は38人（うち地方公共団体30人）
- ・ 目的：地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するため



現地実習（橋梁初級Ⅰ研修）



講義（橋梁初級Ⅰ研修）



現地実習（トンネル初級研修）

②メンテナンス技術講習会

- ・ 対象：地方公共団体職員及び直轄職員
- ・ 講師：各県道路メンテナンス会議（北陸地整、各県）
- ・ 内容：橋梁・トンネル保全技術の実技講習、新技術を活用した点検の視察など
- ・ 人数：平成26年度より、延べ873人が参加（※令和3年11月末現在）
（うち地方公共団体職員753名86.2%）
令和3年度参加者は延べ21自治体、83人（直轄含む）
- ・ 目的：地方公共団体職員の技術力向上の支援

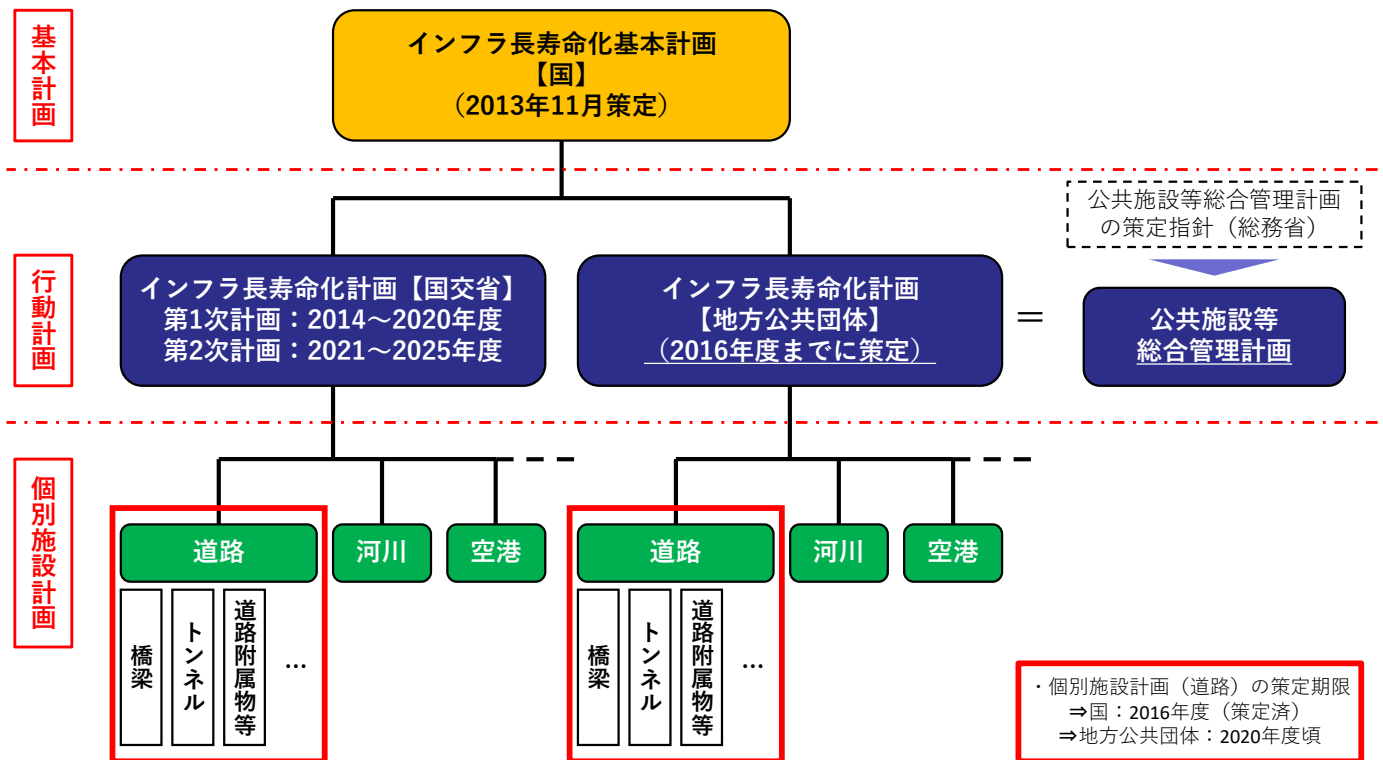


(5) 個別施設計画の策定状況 (2022年度末時点)

- 各道路管理者は、橋梁・トンネル・道路附属物等の定期点検の結果に基づき個別施設計画※を策定しています。
- 2022年度末時点における橋梁の個別施設計画策定率は、橋梁で 99%、管理者別では、都道府県・政令市等 96%、市区町村 99%となっています。
- トンネル及び道路附属物等の計画策定率は、それぞれ 97%、96%となっています。

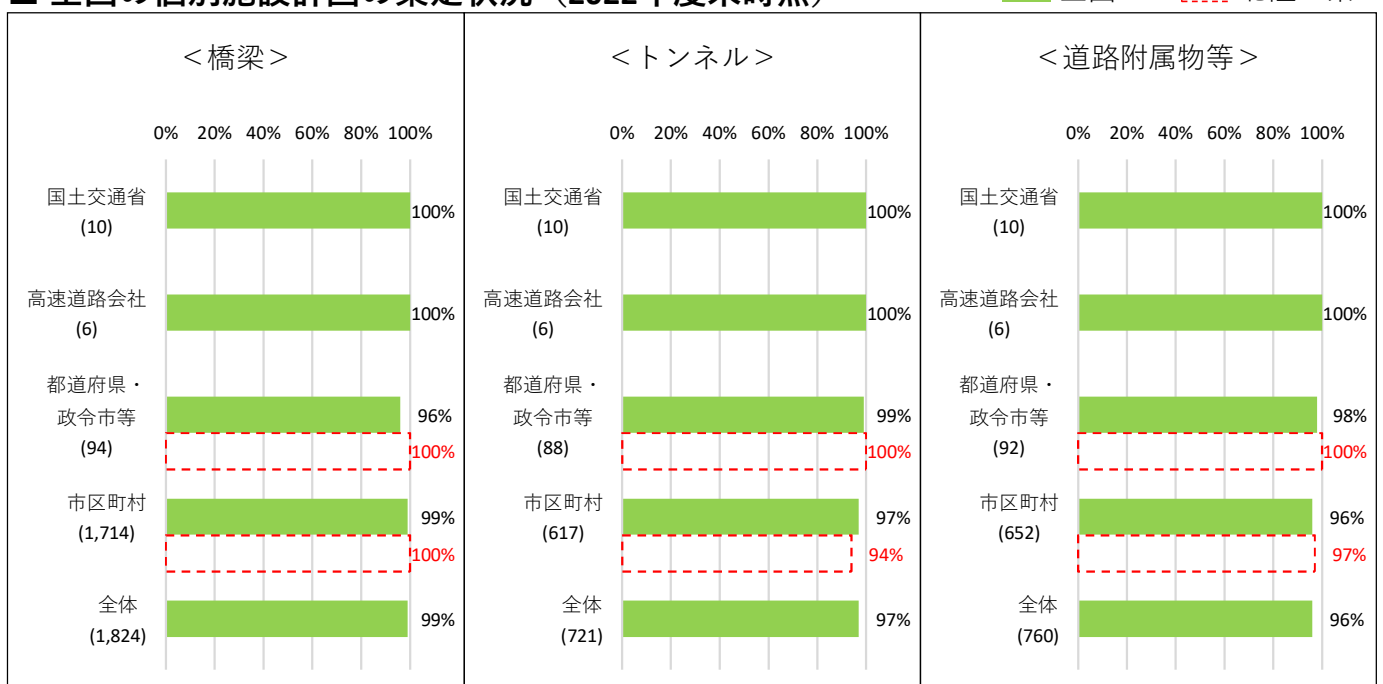
※ 維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減・平準化を図る上で点検・診断等の結果を踏まえた個別施設毎の具体的な対応方針を定めた計画

■ インフラ長寿命化計画の体系



■ 全国の個別施設計画の策定状況 (2022年度末時点)

■ 全国 □ 北陸3県



※ () は団体数

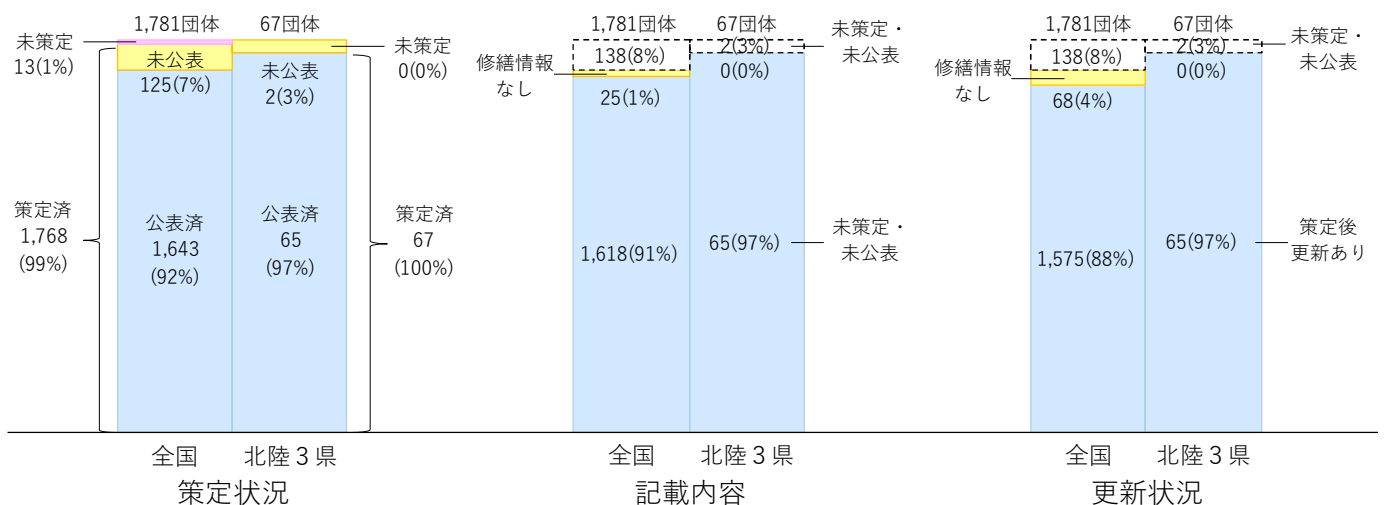
※ 割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出

※ 道路附属物等は横断歩道橋、門型標識等、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

■ 個別施設計画の策定状況（2022年度末時点）

- 国のインフラ長寿命化基本計画（2013年）では2020年頃までの長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定を目標としていますが、2022年度末時点で計画を策定していない地方公共団体が13団体あり、策定済みで公表していない地方公共団体は125団体あります。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は25団体。
- また、計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体は68団体。
- 橋梁等の老朽化対策を計画的・効率的に進めるためにも、長寿命化修繕計画を策定するとともに、点検結果を踏まえ、更新を行うことが重要です。

【全国の橋梁（2m以上）の長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定、記載内容、更新の状況（地方公共団体）】



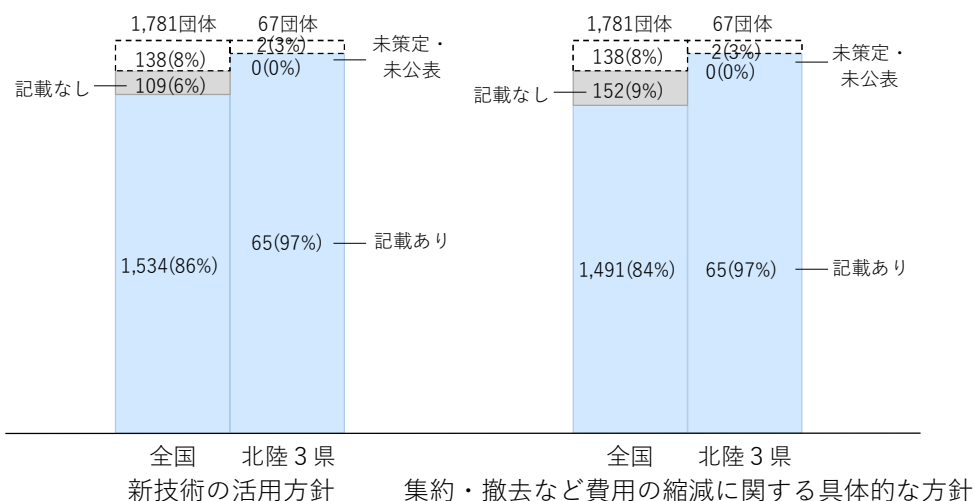
※2023年3月31日時点（国土交通省道路局調べ）

※地方公共団体（1,781団体）の内訳は、都道府県：47団体、政令市：20団体、市区町村：1,714団体（特別区含む）

■ 個別施設計画の記載内容

- 2022年度末時点で、橋梁の長寿命化修繕計画（個別施設計画）に「新技術等の活用方針」を記載している地方公共団体は1,534団体であり、「集約・撤去など費用の縮減に関する具体的な方針」を記載している地方公共団体は1,491団体です。

【全国の橋梁（2m以上）の長寿命化修繕計画（個別施設計画）における記載状況（地方公共団体）】



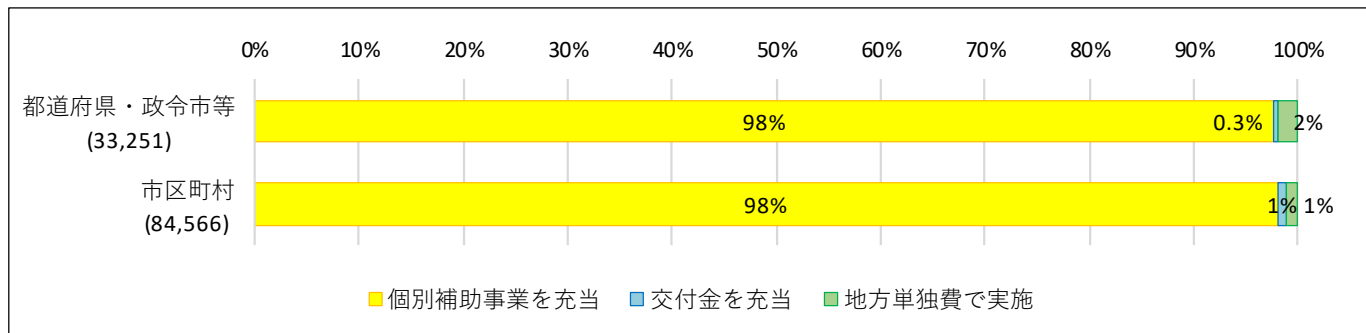
※2023年3月31日時点（国土交通省道路局調べ）

※地方公共団体（1,781団体）の内訳は、都道府県：47団体、政令市：20団体、市区町村：1,714団体（特別区含む）

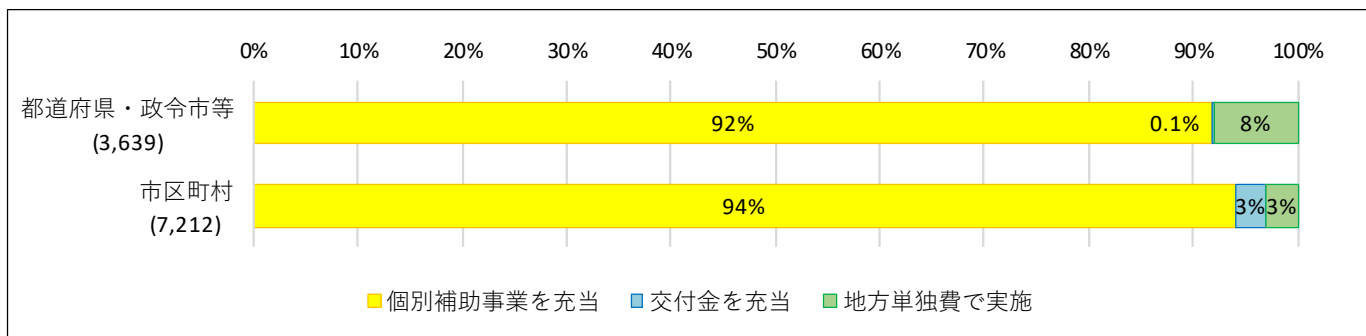
(6) 道路メンテナンス事業補助の活用状況

- 地方公共団体が実施した橋梁の定期点検費用について、2020年度に創設された道路メンテナンス事業補助制度を活用した割合は、都道府県・政令市等で98%、市区町村では98%です。
- 修繕費用に道路メンテナンス事業補助制度を活用した割合は、都道府県・政令市等で92%、市区町村では94%です。

■ 全国の地方公共団体が2022年度に実施した橋梁の定期点検における充当予算の状況



■ 全国の地方公共団体が2022年度に実施した橋梁の修繕における充当予算の状況



■ 道路メンテナンス事業補助制度の概要

制度概要	道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの
対象構造物	橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識） ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの
対象事業	修繕、更新、撤去※
優先支援事業	・新技術等を活用する事業※1 ・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業 ※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業 ※2 「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

※巻末資料

(1) 道路附属物等の点検実施状況と点検結果の内訳

1) 2 巡目 (2019～2022年度) の点検実施状況 (全道路管理者)

全国

	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
		上段：点検実施数、下段：点検実施率				
		2019	2020	2021	2022	2023
道路附属物等	41,932	7,121	9,259	8,259	8,215	－
		17%	22%	20%	20%	－
	3,599	482	813	678	667	－
		13%	23%	19%	19%	－
	9,187	1,674	2,049	1,847	1,695	－
		18%	22%	20%	18%	－
	11,801	2,406	2,192	2,128	2,462	－
		20%	19%	18%	21%	－
	17,345	2,559	4,205	3,606	3,391	－
		15%	24%	21%	20%	－

北陸 3 県

	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
		上段：点検実施数、下段：点検実施率				
		2019	2020	2021	2022	2023
道路附属物等	2,629	297	636	475	532	－
		11%	24%	18%	20%	－
	1,144	154	266	203	296	－
		13%	23%	18%	26%	－
	693	103	179	143	98	－
		15%	26%	21%	14%	－
	147	6	28	23	27	－
		4%	19%	16%	18%	－
	645	34	163	106	111	－
		5%	25%	16%	17%	－

2023.3 末時点

※2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計

新潟県

	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
		上段：点検実施数、下段：点検実施率				
		2019	2020	2021	2022	2023
道路附属物等	1,406	191	230	317	276	－
		14%	16%	23%	20%	－
	シェッド	118	107	125	112	－
		20%	19%	22%	19%	－
	大型カルバート	63	82	101	72	－
		15%	20%	24%	17%	－
	横断歩道橋	5	9	21	26	－
		5%	9%	21%	26%	－
	門型標識等	5	32	70	66	－
		2%	10%	22%	21%	－

富山県

	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
		上段：点検実施数、下段：点検実施率				
		2019	2020	2021	2022	2023
道路附属物等	768	65	185	99	205	－
		8%	24%	13%	27%	－
	シェッド	6	124	48	169	－
		1%	29%	11%	40%	－
	大型カルバート	31	47	35	11	－
		18%	27%	20%	6%	－
	横断歩道橋	0	5	0	1	－
		0%	18%	0%	4%	－
	門型標識等	28	9	16	24	－
		20%	6%	11%	17%	－

石川県

	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
		上段：点検実施数、下段：点検実施率				
		2019	2020	2021	2022	2023
道路附属物等	455	41	221	59	51	－
		9%	49%	13%	11%	－
	シェッド	30	35	30	15	－
		21%	25%	21%	11%	－
	大型カルバート	9	50	7	15	－
		8%	46%	6%	14%	－
	横断歩道橋	1	14	2	0	－
		5%	74%	11%	0%	－
	門型標識等	1	122	20	21	－
		1%	65%	11%	11%	－

2023.3 末時点

※2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計

1) 2 巡目 (2019~2022年度) の点検結果

北陸 3 県

		点検実施数 ※	判定区分（）：割合					
			I	II	III	IV		
全 道 路 管 理 者	道路附属物等		1,940	481（25%）	946（49%）	512（26%）	1（0.1%）	
		シェッド	919	60（7%）	509（55%）	349（38%）	1（0.1%）	
		大型カルバート	523	299（57%）	202（39%）	22（4%）	0	
		横断歩道橋	84	13（15%）	44（52%）	27（32%）	0	
		門型標識等	414	109（26%）	191（46%）	114（28%）	0	
国	道路附属物等		449	46（10%）	218（49%）	185（41%）	0	
		シェッド	120	2（2%）	50（42%）	68（57%）	0	
		大型カルバート	88	25（28%）	61（69%）	2（2%）	0	
		横断歩道橋	22	7（32%）	7（32%）	8（36%）	0	
		門型標識等	219	12（5%）	100（46%）	107（49%）	0	
高 速 道 路 会 社	道路附属物等		433	274（63%）	134（31%）	25（6%）	0	
		シェッド	21	4（19%）	8（38%）	9（43%）	0	
		大型カルバート	351	246（70%）	92（26%）	13（4%）	0	
		横断歩道橋	0	0	0	0	0	
		門型標識等	61	24（39%）	34（56%）	3（5%）	0	
地 方 公 共 団 体	道路附属物等		1,058	161（15%）	594（56%）	302（29%）	1（0.1%）	
		シェッド	778	54（7%）	451（58%）	272（35%）	1（0.1%）	
		大型カルバート	84	28（33%）	49（58%）	7（8%）	0	
		横断歩道橋	62	6（10%）	37（60%）	19（31%）	0	
		門型標識等	134	73（54%）	57（43%）	4（3%）	0	
	都 道 府 県 ・ 政 令 市 等	道路附属物等		973	156（16%）	534（55%）	283（29%）	0
			シェッド	745	53（7%）	430（58%）	262（35%）	0
			大型カルバート	63	27（43%）	30（48%）	6（10%）	0
			横断歩道橋	39	5（13%）	22（56%）	12（31%）	0
			門型標識等	126	71（56%）	52（41%）	3（2%）	0
	市 町 村	道路附属物等		85	5（6%）	60（71%）	19（22%）	1（1%）
			シェッド	33	1（3%）	21（64%）	10（30%）	1（3%）
			大型カルバート	21	1（5%）	19（90%）	1（5%）	0
			横断歩道橋	23	1（4%）	15（65%）	7（30%）	0
			門型標識等	8	2（25%）	5（63%）	1（13%）	0

2023.3 末時点

新潟県

		点検実施数 ※	判定区分（）：割合					
			I	II	III	IV		
全 道 路 管 理 者	道路附属物等		1,014	304（30%）	415（41%）	294（29%）	1（0.1%）	
		シェッド	462	53（11%）	206（45%）	202（44%）	1（0.2%）	
		大型カルバート	318	214（67%）	94（30%）	10（3%）	0	
		横断歩道橋	61	9（15%）	34（56%）	18（30%）	0	
		門型標識等	173	28（16%）	81（47%）	64（37%）	0	
国	道路附属物等		278	24（9%）	124（45%）	130（47%）	0	
		シェッド	108	2（2%）	39（36%）	67（62%）	0	
		大型カルバート	43	8（19%）	33（77%）	2（5%）	0	
		横断歩道橋	17	6（35%）	7（41%）	4（24%）	0	
		門型標識等	110	8（7%）	45（41%）	57（52%）	0	
高 速 道 路 会 社	道路附属物等		309	223（72%）	69（22%）	17（6%）	0	
		シェッド	19	3（16%）	8（42%）	8（42%）	0	
		大型カルバート	245	202（82%）	37（15%）	6（2%）	0	
		横断歩道橋	0	0	0	0	0	
		門型標識等	45	18（40%）	24（53%）	3（7%）	0	
地 方 公 共 団 体	道路附属物等		427	57（13%）	222（52%）	147（34%）	1（0.2%）	
		シェッド	335	48（14%）	159（47%）	127（38%）	1（0.3%）	
		大型カルバート	30	4（13%）	24（80%）	2（7%）	0	
		横断歩道橋	44	3（7%）	27（61%）	14（32%）	0	
		門型標識等	18	2（11%）	12（67%）	4（22%）	0	
	都 道 府 県 ・ 政 令 市 等	道路附属物等		375	54（14%）	186（50%）	135（36%）	0
			シェッド	322	47（15%）	152（47%）	123（38%）	0
			大型カルバート	17	3（18%）	13（76%）	1（6%）	0
			横断歩道橋	23	2（9%）	13（57%）	8（35%）	0
			門型標識等	13	2（15%）	8（62%）	3（23%）	0
	市 町 村	道路附属物等		52	3（6%）	36（69%）	12（23%）	1（2%）
			シェッド	13	1（8%）	7（54%）	4（31%）	1（8%）
			大型カルバート	13	1（8%）	11（85%）	1（8%）	0
			横断歩道橋	21	1（5%）	14（67%）	6（29%）	0
			門型標識等	5	0	4（80%）	1（20%）	0

2023.3 末時点

富山県

			点検実施数 ※	判定区分（）：割合				
				I	II	III	IV	
全 道 路 管 理 者	道路附属物等		554	78（14%）	338（61%）	138（25%）	0	
		シェッド	347	6（2%）	232（67%）	109（31%）	0	
		大型カルバート	124	58（47%）	61（49%）	5（4%）	0	
		横断歩道橋	6	1（17%）	1（17%）	4（67%）	0	
		門型標識等	77	13（17%）	44（57%）	20（26%）	0	
国	道路附属物等		92	22（24%）	45（49%）	25（27%）	0	
		シェッド	12	0	11（92%）	1（8%）	0	
		大型カルバート	24	17（71%）	7（29%）	0	0	
		横断歩道橋	5	1（20%）	0	4（80%）	0	
		門型標識等	51	4（8%）	27（53%）	20（39%）	0	
高 速 道 路 会 社	道路附属物等		114	47（41%）	62（54%）	5（4%）	0	
		シェッド	1	1（100%）	0	0	0	
		大型カルバート	98	41（42%）	52（53%）	5（5%）	0	
		横断歩道橋	0	0	0	0	0	
		門型標識等	15	5（33%）	10（67%）	0	0	
地 方 公 共 団 体	道路附属物等		348	9（3%）	231（66%）	108（31%）	0	
		シェッド	334	5（1%）	221（66%）	108（32%）	0	
		大型カルバート	2	0	2（100%）	0	0	
		横断歩道橋	1	0	1（100%）	0	0	
		門型標識等	11	4（36%）	7（64%）	0	0	
	都 道 府 県 ・ 政 令 市 等	道路附属物等		334	8（2%）	219（66%）	107（32%）	0
			シェッド	324	5（2%）	212（65%）	107（33%）	0
			大型カルバート	0	0	0	0	0
			横断歩道橋	1	0	1（100%）	0	0
			門型標識等	9	3（33%）	6（67%）	0	0
	市 町 村	道路附属物等		14	1（7%）	12（86%）	1（7%）	0
			シェッド	10	0	9（90%）	1（10%）	0
			大型カルバート	2	0	2（100%）	0	0
			横断歩道橋	0	0	0	0	0
			門型標識等	2	1（50%）	1（50%）	0	0

2023.3 末時点

石川県

		点検実施数 ※	判定区分（）：割合					
			I	II	III	IV		
全 道 路 管 理 者	道路附属物等		372	99（27%）	193（52%）	80（22%）	0	
		シェッド	110	1（1%）	71（65%）	38（35%）	0	
		大型カルバート	81	27（33%）	47（58%）	7（9%）	0	
		横断歩道橋	17	3（18%）	9（53%）	5（29%）	0	
		門型標識等	164	68（41%）	66（40%）	30（18%）	0	
国	道路附属物等		79	0	49（62%）	30（38%）	0	
		シェッド	0	0	0	0	0	
		大型カルバート	21	0	21（100%）	0	0	
		横断歩道橋	0	0	0	0	0	
		門型標識等	58	0	28（48%）	30（52%）	0	
高 速 道 路 会 社	道路附属物等		10	4（40%）	3（30%）	3（30%）	0	
		シェッド	1	0	0	1（100%）	0	
		大型カルバート	8	3（38%）	3（38%）	2（25%）	0	
		横断歩道橋	0	0	0	0	0	
		門型標識等	1	1（100%）	0	0	0	
地 方 公 共 団 体	道路附属物等		283	95（34%）	141（50%）	47（17%）	0	
		シェッド	109	1（1%）	71（65%）	37（34%）	0	
		大型カルバート	52	24（46%）	23（44%）	5（10%）	0	
		横断歩道橋	17	3（18%）	9（53%）	5（29%）	0	
		門型標識等	105	67（64%）	38（36%）	0	0	
	都 道 府 県 ・ 政 令 市 等	道路附属物等		264	94（36%）	129（49%）	41（16%）	0
			シェッド	99	1（1%）	66（67%）	32（32%）	0
			大型カルバート	46	24（52%）	17（37%）	5（11%）	0
			横断歩道橋	15	3（20%）	8（53%）	4（27%）	0
			門型標識等	104	66（63%）	38（37%）	0	0
	市 町 村	道路附属物等		19	1（5%）	12（63%）	6（32%）	0
			シェッド	10	0	5（50%）	5（50%）	0
			大型カルバート	6	0	6（100%）	0	0
			横断歩道橋	2	0	1（50%）	1（50%）	0
			門型標識等	1	1（100%）	0	0	0

2023.3 末時点

3) 過年度の点検（2014～2022年度）の判定区分

北陸3県

		点検実施数 ※	判定区分（）：割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	道路附属物等	2,629	586 (22%)	1,290 (49%)	752 (29%)	1 (0.04%)	
	シェッド	1,144	64 (6%)	581 (51%)	498 (44%)	1 (0.1%)	
	大型カルバート	693	323 (47%)	332 (48%)	38 (5%)	0	
	横断歩道橋	147	25 (17%)	77 (52%)	45 (31%)	0	
	門型標識等	645	174 (27%)	300 (47%)	171 (27%)	0	
国	道路附属物等	637	74 (12%)	301 (47%)	262 (41%)	0	
	シェッド	159	2 (1%)	57 (36%)	100 (63%)	0	
	大型カルバート	142	40 (28%)	92 (65%)	10 (7%)	0	
	横断歩道橋	34	11 (32%)	12 (35%)	11 (32%)	0	
	門型標識等	302	21 (7%)	140 (46%)	141 (47%)	0	
高速道路会社	道路附属物等	515	290 (56%)	200 (39%)	25 (5%)	0	
	シェッド	23	5 (22%)	9 (39%)	9 (39%)	0	
	大型カルバート	416	249 (60%)	154 (37%)	13 (3%)	0	
	横断歩道橋	0	0	0	0	0	
	門型標識等	76	36 (47%)	37 (49%)	3 (4%)	0	
地方公共団体	道路附属物等	1,477	222 (15%)	789 (53%)	465 (31%)	1 (0.1%)	
	シェッド	962	57 (6%)	515 (54%)	389 (40%)	1 (0.1%)	
	大型カルバート	135	34 (25%)	86 (64%)	15 (11%)	0	
	横断歩道橋	113	14 (12%)	65 (58%)	34 (30%)	0	
	門型標識等	267	117 (44%)	123 (46%)	27 (10%)	0	
	都道府県・政令市等	道路附属物等	1,309	210 (16%)	677 (52%)	422 (32%)	0
		シェッド	906	56 (6%)	479 (53%)	371 (41%)	0
		大型カルバート	86	31 (36%)	46 (53%)	9 (10%)	0
		横断歩道橋	74	9 (12%)	42 (57%)	23 (31%)	0
		門型標識等	243	114 (47%)	110 (45%)	19 (8%)	0
	市町村	道路附属物等	168	12 (7%)	112 (67%)	43 (26%)	1 (1%)
		シェッド	56	1 (2%)	36 (64%)	18 (32%)	1 (2%)
		大型カルバート	49	3 (6%)	40 (82%)	6 (12%)	0
		横断歩道橋	39	5 (13%)	23 (59%)	11 (28%)	0
		門型標識等	24	3 (13%)	13 (54%)	8 (33%)	0

2023.3 末時点

新潟県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全 道 路 管 理 者	道路附属物等	1,406	375 (27%)	580 (41%)	450 (32%)	1 (0.1%)	
	シェッド	578	54 (9%)	213 (37%)	310 (54%)	1 (0.2%)	
	大型カルバート	413	221 (54%)	173 (42%)	19 (5%)	0	
	横断歩道橋	100	18 (18%)	53 (53%)	29 (29%)	0	
	門型標識等	315	82 (26%)	141 (45%)	92 (29%)	0	
国	道路附属物等	393	40 (10%)	164 (42%)	189 (48%)	0	
	シェッド	141	2 (1%)	42 (30%)	97 (69%)	0	
	大型カルバート	63	12 (19%)	47 (75%)	4 (6%)	0	
	横断歩道橋	27	9 (33%)	12 (44%)	6 (22%)	0	
	門型標識等	162	17 (10%)	63 (39%)	82 (51%)	0	
高 速 道 路 会 社	道路附属物等	374	239 (64%)	118 (32%)	17 (5%)	0	
	シェッド	21	4 (19%)	9 (43%)	8 (38%)	0	
	大型カルバート	293	205 (70%)	82 (28%)	6 (2%)	0	
	横断歩道橋	0	0	0	0	0	
	門型標識等	60	30 (50%)	27 (45%)	3 (5%)	0	
地 方 公 共 団 体	道路附属物等	639	96 (15%)	298 (47%)	244 (38%)	1 (0.2%)	
	シェッド	416	48 (12%)	162 (39%)	205 (49%)	1 (0.2%)	
	大型カルバート	57	4 (7%)	44 (77%)	9 (16%)	0	
	横断歩道橋	73	9 (12%)	41 (56%)	23 (32%)	0	
	門型標識等	93	35 (38%)	51 (55%)	7 (8%)	0	
	都 道 府 県 ・ 政 令 市 等	道路附属物等	552	90 (16%)	238 (43%)	224 (41%)	0
		シェッド	399	47 (12%)	153 (38%)	199 (50%)	0
		大型カルバート	24	3 (13%)	18 (75%)	3 (13%)	0
		横断歩道橋	41	5 (12%)	20 (49%)	16 (39%)	0
		門型標識等	88	35 (40%)	47 (53%)	6 (7%)	0
	市 町 村	道路附属物等	87	6 (7%)	60 (69%)	20 (23%)	1 (1%)
		シェッド	17	1 (6%)	9 (53%)	6 (35%)	1 (6%)
		大型カルバート	33	1 (3%)	26 (79%)	6 (18%)	0
		横断歩道橋	32	4 (13%)	21 (66%)	7 (22%)	0
		門型標識等	5	0	4 (80%)	1 (20%)	0

2023.3 末時点

富山県

		点検実施数 ※	判定区分（）：割合				
			I	II	III	IV	
全 道 路 管 理 者	道路附属物等	768	105 (14%)	465 (61%)	198 (26%)	0	
	シェッド	425	9 (2%)	276 (65%)	140 (33%)	0	
	大型カルバート	172	70 (41%)	97 (56%)	5 (3%)	0	
	横断歩道橋	28	3 (11%)	15 (54%)	10 (36%)	0	
	門型標識等	143	23 (16%)	77 (54%)	43 (30%)	0	
国	道路附属物等	119	28 (24%)	60 (50%)	31 (26%)	0	
	シェッド	18	0	15 (83%)	3 (17%)	0	
	大型カルバート	33	23 (70%)	10 (30%)	0	0	
	横断歩道橋	5	1 (20%)	0	4 (80%)	0	
	門型標識等	63	4 (6%)	35 (56%)	24 (38%)	0	
高 速 道 路 会 社	道路附属物等	131	47 (36%)	79 (60%)	5 (4%)	0	
	シェッド	1	1 (100%)	0	0	0	
	大型カルバート	115	41 (36%)	69 (60%)	5 (4%)	0	
	横断歩道橋	0	0	0	0	0	
	門型標識等	15	5 (33%)	10 (67%)	0	0	
地 方 公 共 団 体	道路附属物等	518	30 (6%)	326 (63%)	162 (31%)	0	
	シェッド	406	8 (2%)	261 (64%)	137 (34%)	0	
	大型カルバート	24	6 (25%)	18 (75%)	0	0	
	横断歩道橋	23	2 (9%)	15 (65%)	6 (26%)	0	
	門型標識等	65	14 (22%)	32 (49%)	19 (29%)	0	
	都 道 府 県 ・ 政 令 市 等	道路附属物等	462	26 (6%)	289 (63%)	147 (32%)	0
		シェッド	378	8 (2%)	239 (63%)	131 (35%)	0
		大型カルバート	15	4 (27%)	11 (73%)	0	0
		横断歩道橋	18	1 (6%)	14 (78%)	3 (17%)	0
		門型標識等	51	13 (25%)	25 (49%)	13 (25%)	0
	市 町 村	道路附属物等	56	4 (7%)	37 (66%)	15 (27%)	0
		シェッド	28	0	22 (79%)	6 (21%)	0
		大型カルバート	9	2 (22%)	7 (78%)	0	0
		横断歩道橋	5	1 (20%)	1 (20%)	3 (60%)	0
		門型標識等	14	1 (7%)	7 (50%)	6 (43%)	0

2023.3 末時点

石川県

		点検実施数 ※	判定区分（）：割合				
			I	II	III	IV	
全 道 路 管 理 者	道路附属物等	455	106 (23%)	245 (54%)	104 (23%)	0	
	シェッド	141	1 (1%)	92 (65%)	48 (34%)	0	
	大型カルバート	108	32 (30%)	62 (57%)	14 (13%)	0	
	横断歩道橋	19	4 (21%)	9 (47%)	6 (32%)	0	
	門型標識等	187	69 (37%)	82 (44%)	36 (19%)	0	
国	道路附属物等	125	6 (5%)	77 (62%)	42 (34%)	0	
	シェッド	0	0	0	0	0	
	大型カルバート	46	5 (11%)	35 (76%)	6 (13%)	0	
	横断歩道橋	2	1 (50%)	0	1 (50%)	0	
	門型標識等	77	0	42 (55%)	35 (45%)	0	
高 速 道 路 会 社	道路附属物等	10	4 (40%)	3 (30%)	3 (30%)	0	
	シェッド	1	0	0	1 (100%)	0	
	大型カルバート	8	3 (38%)	3 (38%)	2 (25%)	0	
	横断歩道橋	0	0	0	0	0	
	門型標識等	1	1 (100%)	0	0	0	
地 方 公 共 団 体	道路附属物等	320	96 (30%)	165 (52%)	59 (18%)	0	
	シェッド	140	1 (1%)	92 (66%)	47 (34%)	0	
	大型カルバート	54	24 (44%)	24 (44%)	6 (11%)	0	
	横断歩道橋	17	3 (18%)	9 (53%)	5 (29%)	0	
	門型標識等	109	68 (62%)	40 (37%)	1 (1%)	0	
	都道府県・政令市等	道路附属物等	295	94 (32%)	150 (51%)	51 (17%)	0
	シェッド	129	1 (1%)	87 (67%)	41 (32%)	0	
	大型カルバート	47	24 (51%)	17 (36%)	6 (13%)	0	
	横断歩道橋	15	3 (20%)	8 (53%)	4 (27%)	0	
	門型標識等	104	66 (63%)	38 (37%)	0	0	
	市町村等	道路附属物等	25	2 (8%)	15 (60%)	8 (32%)	0
	シェッド	11	0	5 (45%)	6 (55%)	0	
	大型カルバート	7	0	7 (100%)	0	0	
	横断歩道橋	2	0	1 (50%)	1 (50%)	0	
	門型標識等	5	2 (40%)	2 (40%)	1 (20%)	0	

2023.3 末時点

(2) 緊急輸送道路及び跨線橋等の点検結果の内訳

1) 2 巡目 (2019～2022年度) の点検実施状況 (全道路管理者)

全国

	管理施設数	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
			上段：点検実施数、下段：点検実施率				
			2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	16,303	15,840	3,347	3,413	3,218	2,983	－
			21%	22%	20%	19%	－
跨線橋	9,739	9,587	1,613	1,903	2,109	1,967	－
			17%	20%	22%	21%	－
緊急輸送道路を 構成する橋梁	127,905	125,944	26,779	29,302	27,534	23,102	－
			21%	23%	22%	18%	－
(参考) 全橋梁	729,159	724,272	120,716	156,060	168,651	157,255	－
			17%	22%	23%	22%	－

北陸 3 県

	管理施設数	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
			上段：点検実施数、下段：点検実施率				
			2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	757	748	157	140	153	128	－
			21%	19%	20%	17%	－
跨線橋	479	471	73	72	108	107	－
			15%	15%	23%	23%	－
緊急輸送道路を 構成する橋梁	9,994	9,883	2,313	2,508	2,002	1,744	－
			23%	25%	20%	18%	－
(参考) 全橋梁	45,751	45,488	7,486	9,577	9,921	9,922	－
			16%	21%	22%	22%	－

2023.3 末時点

※2023 年3 月末時点での施設数のうち、供用後5 年以内などを除いた施設数の合計

新潟県

	管理施設数	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
			上段：点検実施数、下段：点検実施率				
			2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	367	362	61	72	69	82	－
			17%	20%	19%	23%	－
跨線橋	285	283	36	47	68	66	－
			13%	17%	24%	23%	－
緊急輸送道路を 構成する橋梁	4,593	4,516	952	1,224	905	847	－
			21%	27%	20%	19%	－
(参考) 全橋梁	23,232	23,083	3,363	5,050	4,825	5,592	－
			15%	22%	21%	24%	－

富山県

	管理施設数	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
			上段：点検実施数、下段：点検実施率				
			2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	207	205	60	43	44	15	－
			29%	21%	21%	7%	－
跨線橋	116	114	27	14	22	24	－
			24%	12%	19%	21%	－
緊急輸送道路を 構成する橋梁	3,038	3,026	643	815	595	488	－
			21%	27%	20%	16%	－
(参考) 全橋梁	13,068	13,007	2,445	2,480	2,967	2,413	－
			19%	19%	23%	19%	－

石川県

	管理施設数	点検対象 施設数 ※	点検実施状況				
			上段：点検実施数、下段：点検実施率				
			2019	2020	2021	2022	2023
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	183	181	36	25	40	31	－
			20%	14%	22%	17%	－
跨線橋	78	74	10	11	18	17	－
			14%	15%	24%	23%	－
緊急輸送道路を 構成する橋梁	2,363	2,341	718	469	502	409	－
			31%	20%	21%	17%	－
(参考) 全橋梁	9,451	9,398	1,678	2,047	2,129	1,917	－
			18%	22%	23%	20%	－

2023.3 末時点

※2023年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計

2) 2 巡目 (2019～2022年度) の点検結果

北陸 3 県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	578	157 (27%)	304 (53%)	117 (20%)	0	
	跨線橋	360	51 (14%)	175 (49%)	134 (37%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	8,567	3,663 (43%)	3,817 (45%)	1,087 (13%)	0	
	(参考) 全橋梁	36,906	17,188 (47%)	15,231 (41%)	4,460 (12%)	27 (0.1%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	151	68 (45%)	67 (44%)	16 (11%)	0	
	跨線橋	76	15 (20%)	36 (47%)	25 (33%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	2,596	1,633 (63%)	819 (32%)	144 (6%)	0	
	(参考) 全橋梁	2,773	1,736 (63%)	870 (31%)	167 (6%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	221	36 (16%)	134 (61%)	51 (23%)	0	
	跨線橋	42	1 (2%)	21 (50%)	20 (48%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,420	386 (27%)	763 (54%)	271 (19%)	0	
	(参考) 全橋梁	1,422	388 (27%)	763 (54%)	271 (19%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	206	53 (26%)	103 (50%)	50 (24%)	0	
	跨線橋	242	35 (14%)	118 (49%)	89 (37%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	4,551	1,644 (36%)	2,235 (49%)	672 (15%)	0	
	(参考) 全橋梁	32,711	15,064 (46%)	13,598 (42%)	4,022 (12%)	27 (0.1%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	90	24 (27%)	56 (62%)	10 (11%)	0
		跨線橋	157	22 (14%)	75 (48%)	60 (38%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	4,219	1,472 (35%)	2,103 (50%)	644 (15%)	0
		(参考) 全橋梁	11,604	4,518 (39%)	5,474 (47%)	1,611 (14%)	1 (0.01%)
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	116	29 (25%)	47 (41%)	40 (34%)	0
		跨線橋	85	13 (15%)	43 (51%)	29 (34%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	332	172 (52%)	132 (40%)	28 (8%)	0
		(参考) 全橋梁	21,107	10,546 (50%)	8,124 (38%)	2,411 (11%)	26 (0.1%)

2023.3 末時点

新潟県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	284	55 (19%)	166 (58%)	63 (22%)	0	
	跨線橋	217	28 (13%)	106 (49%)	83 (38%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	3,928	1,569 (40%)	1,775 (45%)	584 (15%)	0	
	(参考) 全橋梁	18,830	7,531 (40%)	8,389 (45%)	2,889 (15%)	21 (0.1%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	63	12 (19%)	39 (62%)	12 (19%)	0	
	跨線橋	47	5 (11%)	24 (51%)	18 (38%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,187	662 (56%)	428 (36%)	97 (8%)	0	
	(参考) 全橋梁	1,328	743 (56%)	467 (35%)	118 (9%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	136	32 (24%)	89 (65%)	15 (11%)	0	
	跨線橋	25	1 (4%)	15 (60%)	9 (36%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	886	304 (34%)	482 (54%)	100 (11%)	0	
	(参考) 全橋梁	888	306 (34%)	482 (54%)	100 (11%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	85	11 (13%)	38 (45%)	36 (42%)	0	
	跨線橋	145	22 (15%)	67 (46%)	56 (39%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,855	603 (33%)	865 (47%)	387 (21%)	0	
	(参考) 全橋梁	16,614	6,482 (39%)	7,440 (45%)	2,671 (16%)	21 (0.1%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	19	5 (26%)	9 (47%)	5 (26%)	0
		跨線橋	87	16 (18%)	40 (46%)	31 (36%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	1,797	570 (32%)	842 (47%)	385 (21%)	0
		(参考) 全橋梁	6,797	2,623 (39%)	3,081 (45%)	1,092 (16%)	1 (0.01%)
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	66	6 (9%)	29 (44%)	31 (47%)	0
		跨線橋	58	6 (10%)	27 (47%)	25 (43%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	58	33 (57%)	23 (40%)	2 (3%)	0
		(参考) 全橋梁	9,817	3,859 (39%)	4,359 (44%)	1,579 (16%)	20 (0.2%)

2023.3 末時点

富山県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	162	55 (34%)	71 (44%)	36 (22%)	0	
	跨線橋	87	11 (13%)	38 (44%)	38 (44%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	2,541	1,163 (46%)	1,022 (40%)	356 (14%)	0	
	(参考) 全橋梁	10,305	5,554 (54%)	3,646 (35%)	1,100 (11%)	5 (0.05%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	33	25 (76%)	6 (18%)	2 (6%)	0	
	跨線橋	17	6 (35%)	8 (47%)	3 (18%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	705	484 (69%)	191 (27%)	30 (4%)	0	
	(参考) 全橋梁	723	492 (68%)	200 (28%)	31 (4%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	65	3 (5%)	35 (54%)	27 (42%)	0	
	跨線橋	15	0	6 (40%)	9 (60%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	350	36 (10%)	216 (62%)	98 (28%)	0	
	(参考) 全橋梁	350	36 (10%)	216 (62%)	98 (28%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	64	27 (42%)	30 (47%)	7 (11%)	0	
	跨線橋	55	5 (9%)	24 (44%)	26 (47%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,486	643 (43%)	615 (41%)	228 (15%)	0	
	(参考) 全橋梁	9,232	5,026 (54%)	3,230 (35%)	971 (11%)	5 (0.1%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	41	16 (39%)	22 (54%)	3 (7%)	0
		跨線橋	42	2 (5%)	17 (40%)	23 (55%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	1,346	585 (43%)	556 (41%)	205 (15%)	0
		(参考) 全橋梁	2,823	1,234 (44%)	1,156 (41%)	433 (15%)	0
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	23	11 (48%)	8 (35%)	4 (17%)	0
		跨線橋	13	3 (23%)	7 (54%)	3 (23%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	140	58 (41%)	59 (42%)	23 (16%)	0
		(参考) 全橋梁	6,409	3,792 (59%)	2,074 (32%)	538 (8%)	5 (0.1%)

2023.3 末時点

石川県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	132	47 (36%)	67 (51%)	18 (14%)	0	
	跨線橋	56	12 (21%)	31 (55%)	13 (23%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	2,098	931 (44%)	1,020 (49%)	147 (7%)	0	
	(参考) 全橋梁	7,771	4,103 (53%)	3,196 (41%)	471 (6%)	1 (0.01%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	55	31 (56%)	22 (40%)	2 (4%)	0	
	跨線橋	12	4 (33%)	4 (33%)	4 (33%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	704	487 (69%)	200 (28%)	17 (2%)	0	
	(参考) 全橋梁	722	501 (69%)	203 (28%)	18 (2%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	20	1 (5%)	10 (50%)	9 (45%)	0	
	跨線橋	2	0	0	2 (100%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	184	46 (25%)	65 (35%)	73 (40%)	0	
	(参考) 全橋梁	184	46 (25%)	65 (35%)	73 (40%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	57	15 (26%)	35 (61%)	7 (12%)	0	
	跨線橋	42	8 (19%)	27 (64%)	7 (17%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,210	398 (33%)	755 (62%)	57 (5%)	0	
	(参考) 全橋梁	6,865	3,556 (52%)	2,928 (43%)	380 (6%)	1 (0.01%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	30	3 (10%)	25 (83%)	2 (7%)	0
		跨線橋	28	4 (14%)	18 (64%)	6 (21%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	1,076	317 (29%)	705 (66%)	54 (5%)	0
		(参考) 全橋梁	1,984	661 (33%)	1,237 (62%)	86 (4%)	0
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	27	12 (44%)	10 (37%)	5 (19%)	0
		跨線橋	14	4 (29%)	9 (64%)	1 (7%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	134	81 (60%)	50 (37%)	3 (2%)	0
		(参考) 全橋梁	4,881	2,895 (59%)	1,691 (35%)	294 (6%)	1 (0.02%)

2023.3 末時点

3) 過年度の点検（2014～2022年度）の判定区分

北陸3県

		点検実施数 ※	判定区分（）：割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	747	198 (27%)	407 (54%)	142 (19%)	0	
	跨線橋	471	71 (15%)	224 (48%)	176 (37%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	9,878	4,184 (42%)	4,416 (45%)	1,278 (13%)	0	
	(参考) 全橋梁	45,447	21,232 (47%)	18,505 (41%)	5,674 (12%)	36 (0.1%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	193	95 (49%)	80 (41%)	18 (9%)	0	
	跨線橋	88	17 (19%)	40 (45%)	31 (35%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	3,154	2,021 (64%)	965 (31%)	168 (5%)	0	
	(参考) 全橋梁	3,381	2,161 (64%)	1,027 (30%)	193 (6%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	289	36 (12%)	187 (65%)	66 (23%)	0	
	跨線橋	56	1 (2%)	29 (52%)	26 (46%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,751	389 (22%)	1,028 (59%)	334 (19%)	0	
	(参考) 全橋梁	1,754	391 (22%)	1,028 (59%)	335 (19%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	265	67 (25%)	140 (53%)	58 (22%)	0	
	跨線橋	327	53 (16%)	155 (47%)	119 (36%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	4,973	1,774 (36%)	2,423 (49%)	776 (16%)	0	
	(参考) 全橋梁	40,312	18,680 (46%)	16,450 (41%)	5,146 (13%)	36 (0.1%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	111	27 (24%)	71 (64%)	13 (12%)	0
		跨線橋	204	27 (13%)	91 (45%)	86 (42%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	4,572	1,566 (34%)	2,262 (49%)	744 (16%)	0
		(参考) 全橋梁	13,748	5,350 (39%)	6,382 (46%)	2,015 (15%)	1 (0.01%)
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	154	40 (26%)	69 (45%)	45 (29%)	0
		跨線橋	123	26 (21%)	64 (52%)	33 (27%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	401	208 (52%)	161 (40%)	32 (8%)	0
		(参考) 全橋梁	26,564	13,330 (50%)	10,068 (38%)	3,131 (12%)	35 (0.1%)

2023.3 末時点

新潟県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	362	59 (16%)	232 (64%)	71 (20%)	0	
	跨線橋	283	36 (13%)	134 (47%)	113 (40%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	4,511	1,751 (39%)	2,076 (46%)	684 (15%)	0	
	(参考) 全橋梁	23,071	8,935 (39%)	10,434 (45%)	3,679 (16%)	23 (0.1%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	76	15 (20%)	48 (63%)	13 (17%)	0	
	跨線橋	54	6 (11%)	26 (48%)	22 (41%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,455	823 (57%)	519 (36%)	113 (8%)	0	
	(参考) 全橋梁	1,628	930 (57%)	563 (35%)	135 (8%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	186	32 (17%)	134 (72%)	20 (11%)	0	
	跨線橋	35	1 (3%)	21 (60%)	13 (37%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,085	307 (28%)	648 (60%)	130 (12%)	0	
	(参考) 全橋梁	1,087	309 (28%)	648 (60%)	130 (12%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	100	12 (12%)	50 (50%)	38 (38%)	0	
	跨線橋	194	29 (15%)	87 (45%)	78 (40%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,971	621 (32%)	909 (46%)	441 (22%)	0	
	(参考) 全橋梁	20,356	7,696 (38%)	9,223 (45%)	3,414 (17%)	23 (0.1%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	23	5 (22%)	12 (52%)	6 (26%)	0
		跨線橋	117	19 (16%)	47 (40%)	51 (44%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	1,913	588 (31%)	886 (46%)	439 (23%)	0
		(参考) 全橋梁	7,892	2,979 (38%)	3,598 (46%)	1,314 (17%)	1 (0.01%)
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	77	7 (9%)	38 (49%)	32 (42%)	0
		跨線橋	77	10 (13%)	40 (52%)	27 (35%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	58	33 (57%)	23 (40%)	2 (3%)	0
		(参考) 全橋梁	12,464	4,717 (38%)	5,625 (45%)	2,100 (17%)	22 (0.2%)

2023.3 末時点

富山県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	205	65 (32%)	92 (45%)	48 (23%)	0	
	跨線橋	114	16 (14%)	54 (47%)	44 (39%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	3,026	1,359 (45%)	1,230 (41%)	437 (14%)	0	
	(参考) 全橋梁	12,996	7,184 (55%)	4,380 (34%)	1,424 (11%)	8 (0.1%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	42	32 (76%)	8 (19%)	2 (5%)	0	
	跨線橋	21	7 (33%)	10 (48%)	4 (19%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	870	607 (70%)	228 (26%)	35 (4%)	0	
	(参考) 全橋梁	900	622 (69%)	241 (27%)	37 (4%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	80	3 (4%)	43 (54%)	34 (43%)	0	
	跨線橋	17	0	8 (47%)	9 (53%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	478	36 (8%)	313 (65%)	129 (27%)	0	
	(参考) 全橋梁	478	36 (8%)	313 (65%)	129 (27%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	83	30 (36%)	41 (49%)	12 (14%)	0	
	跨線橋	76	9 (12%)	36 (47%)	31 (41%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,678	716 (43%)	689 (41%)	273 (16%)	0	
	(参考) 全橋梁	11,618	6,526 (56%)	3,826 (33%)	1,258 (11%)	8 (0.1%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	50	17 (34%)	28 (56%)	5 (10%)	0
		跨線橋	55	2 (4%)	25 (45%)	28 (51%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	1,484	630 (42%)	608 (41%)	246 (17%)	0
		(参考) 全橋梁	3,557	1,608 (45%)	1,359 (38%)	590 (17%)	0
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	33	13 (39%)	13 (39%)	7 (21%)	0
		跨線橋	21	7 (33%)	11 (52%)	3 (14%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	194	86 (44%)	81 (42%)	27 (14%)	0
		(参考) 全橋梁	8,061	4,918 (61%)	2,467 (31%)	668 (8%)	8 (0.1%)

2023.3 末時点

石川県

		点検実施数 ※	判定区分 () : 割合				
			I	II	III	IV	
全道路管理者	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	180	74 (41%)	83 (46%)	23 (13%)	0	
	跨線橋	74	19 (26%)	36 (49%)	19 (26%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	2,341	1,074 (46%)	1,110 (47%)	157 (7%)	0	
	(参考) 全橋梁	9,380	5,113 (55%)	3,691 (39%)	571 (6%)	5 (0.1%)	
国	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	75	48 (64%)	24 (32%)	3 (4%)	0	
	跨線橋	13	4 (31%)	4 (31%)	5 (38%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	829	591 (71%)	218 (26%)	20 (2%)	0	
	(参考) 全橋梁	853	609 (71%)	223 (26%)	21 (2%)	0	
高速道路会社	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	23	1 (4%)	10 (43%)	12 (52%)	0	
	跨線橋	4	0	0	4 (100%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	188	46 (24%)	67 (36%)	75 (40%)	0	
	(参考) 全橋梁	189	46 (24%)	67 (35%)	76 (40%)	0	
地方公共団体	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	82	25 (30%)	49 (60%)	8 (10%)	0	
	跨線橋	57	15 (26%)	32 (56%)	10 (18%)	0	
	緊急輸送道路を構成する橋梁	1,324	437 (33%)	825 (62%)	62 (5%)	0	
	(参考) 全橋梁	8,338	4,458 (53%)	3,401 (41%)	474 (6%)	5 (0.1%)	
	都道府県・政令市	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	38	5 (13%)	31 (82%)	2 (5%)	0
		跨線橋	32	6 (19%)	19 (59%)	7 (22%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	1,175	348 (30%)	768 (65%)	59 (5%)	0
		(参考) 全橋梁	2,299	763 (33%)	1,425 (62%)	111 (5%)	0
	市町村	緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	44	20 (45%)	18 (41%)	6 (14%)	0
		跨線橋	25	9 (36%)	13 (52%)	3 (12%)	0
		緊急輸送道路を構成する橋梁	149	89 (60%)	57 (38%)	3 (2%)	0
		(参考) 全橋梁	6,039	3,695 (61%)	1,976 (33%)	363 (6%)	5 (0.1%)

2023.3 末時点

(3) 橋梁・トンネル・道路附属物等の判定区分Ⅳの施設リスト (2014～2022年度)

1) 橋梁

① 判定区分Ⅳの橋梁の措置内容（完了済・予定のものを含む）

管理者	管理中						撤去・ 廃止済 ※2	計	うち措置未完了 (下記リスト参照)			
	計	修繕・架替		機能転 換 ※1	対応未 定	撤去・廃 止						
		うち、 未完了										
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
都道府県・ 政令市等	1	0	0	0	0	1	1	2	1			
市町村	47	14	4	0	16	13	8	55	33			
合計	48 (84%)	14 (25%)	4 (7%)	0 (0%)	16 (28%)	14 (25%)	9 (16%)	57 (100%)	34 (60%)			

※1：機能転換とは、既存の施設を、他の施設として利用すること。

※2：判定後、撤去・廃止により管理施設から除外されたもの。

※高速道路会社管理の橋梁は健全度Ⅳの施設なし。

② 国土交通省（0橋）

③ 都道府県・政令市等（1橋）

管理者	施設名	路線名	建設 年度	点検 実施 年度	損傷の具体的内容	緊急措置内容	緊急措置後の 恒久的な措置 (2023.3月末時点)
新潟市	むめいきょう 無名橋(566)	市区町村道（ その他）新津 1-460 号線	不明	2021	橋の機能に支障	全面通行止	撤去予定

④ 市町村（33橋）

管理者	施設名	路線名	建設 年度	点検 実施 年度	損傷の具体的内容	緊急措置内容	緊急措置後の 恒久的な措置 (2023.3月末時点)
長岡市 (新潟県)	むめいはし 無名橋A1439	市道二和125 号線	2010	2021	機能支障	仮設材を設置し、 通行止め	撤去予定
長岡市 (新潟県)	むめいきょう ごうきょう 無名橋1号橋 (A70202)(A1914)	市道宮内202 号線	1952	2022	下部構造の変形、 欠損	全面通行止	撤去予定
柏崎市 (新潟県)	しまだばし 島田橋2	市区町村道 (その他) 柏 崎門出島田線	1965	2019	橋台の剥離	全面通行止	未定
新発田市 (新潟県)	つのつくりばし 角造橋	市区町村道 (その他) 蔵 光中森線	1969	2019	主桁および支承の 腐食	仮受け材の設置 (全面通行止)	撤去中
新発田市 (新潟県)	にのうじ さんどうせん ごうきょう 二王子参道線 1 号橋	市区町村道（ 3級）二王子 参道線	不明	2022	主桁の丸太に腐食 による空洞	全面通行止	未定

管理者	施設名	路線名	建設 年度	点検 実施 年度	損傷の具体的内容	緊急措置内容	緊急措置後の 恒久的な措置 (2023.3月末時点)
小千谷市 (新潟県)	わかみやばし 若宮橋	市区町村道 (その他) 岩 間木 1 号線	1998	2022	主桁及び床版の腐 朽	バリケードを設 置し、全面通行 規制	廃止予定
十日町市 (新潟県)	たぬきさわばし 狸沢橋	市区町村道 (2 級) 樽沢滝 沢線	1977	2022	橋梁前後のブロッ ク積の基礎部分の 地山が崩落し、ブ ロック積が宙に浮 いた状況	全面通行止	未定
村上市 (新潟県)	かわしたこばし 川下小橋	市区町村道 (2 級) 中小屋 線	不明	2019	主桁の腐食	車両通行止	架替中
村上市 (新潟県)	かわいり ごうばし 川入 1 号橋	市区町村道 (その他) 河 内 1 4 号線	不明	2019	主桁および床版の 腐食	全面通行止	撤去予定
糸魚川市 (新潟県)	おおたにがわだいちばし 大谷川第一橋	市道上角間線	不明	2019	床版の腐食	全面通行止	未定
糸魚川市 (新潟県)	あらさわばし 荒沢橋	市道荒沢線	1966	2019	床版の腐食	全面通行止	未定
妙高市 (新潟県)	すぶどうばし 寸分道橋	市区町村道 (その他) 大 濁寸分道線	不明	2021	機能支障	全面通行止	未定
妙高市 (新潟県)	むめいきょう ごう 無名橋109号	市区町村道 (その他) 上 の山中江沢線	不明	2022	主桁の亀裂・破断	通行止め規制	未定
魚沼市 (新潟県)	むめいきょう 無名橋1	市区町村道 (その他) 高 側 3 号線	不明	2019	床版の腐食	全面通行止	撤去予定
弥彦村 (新潟県)	きたゆかわ ごうきょう 北湯川 3 号橋	市区町村道 (その他) 観 音寺北湯川線	1981	2022	主桁のひび割れ及 び桁同士段差等	看板、バリケー ド等設置による 通行規制	未定
阿賀町 (新潟県)	おおおばし 大尾橋	町道 (2 級) 滝首線	1970	2020	支承の機能障害	バリケードを設 置し全面通行止 め	未定
阿賀町 (新潟県)	こあらいばし 小荒井橋	町道 (その 他) 向小荒線	1968	2020	床版の抜け落ち、 支承部アンカーボ ルトの折損	バリケードを設 置し全面通行止 め	未定
湯沢町 (新潟県)	さかいばし 境橋	市区町村道 (その他) 貝 掛二居線	1952	2018	機能支障	全面通行止	未定
関川村 (新潟県)	おおざわばし 大里沢橋	市区町村道 (その他) 九ヶ谷郷 2 号 線	1968	2019	主桁および床版の 腐食	全面通行止	未定
関川村 (新潟県)	あらたにざわばし 荒谷沢橋	市区町村道 (その他) 九ヶ谷郷 5 7 号線	1938	2020	主桁の腐食、防食 機能の劣化、変 形・欠損	バリケードを設 置し全面通行止 め	撤去予定
関川村 (新潟県)	ふき さわそくどうきょう 吹ノ沢側道橋	市区町村道 (1 級) 高田湯 沢線	1984	2022	R4.8月豪雨災害によ り被災。橋台の取 付擁壁及び護岸の 崩落や背面盛土の 浸食	全面通行止	未定

管理者	施設名	路線名	建設 年度	点検 実施 年度	損傷の具体的内容	緊急措置内容	緊急措置後の 恒久的な措置 (2023.3月末時点)
富山市 (富山県)	すなくらだにばし 砂蔵谷橋	蟹寺加賀沢線	1972	2017	主桁・対傾構の変形	全面通行止	撤去予定
				2021			
富山市 (富山県)	やまぶきばし 山吹橋	高熊八尾線	1955	2017	主ケーブルの破断・断面減少	全面通行止	撤去中
				2020			
富山市 (富山県)	かめいわばし 瓶岩橋	松ノ木横江線	1972	2018	支承の破損、橋台のひび割れ	バリケードを設置し全面通行止(H27より)	撤去予定
富山市 (富山県)	くりすばし 栗須橋	栗須中山線	1958	2021	橋脚の洗堀、支承部の剥落・鉄筋露出	全面通行止	未定
魚津市 (富山県)	つきがたばし 月形橋	有山2号線	1966	2017	支承部の腐食、沈下、移動、傾斜	全面通行止	未定
				2022			
滑川市 (富山県)	つきがたばし 月形橋	旧県道栗山月形橋線	1966	2017	支承部の腐食、沈下、移動、傾斜	全面通行止	未定
砺波市 (富山県)	むめいきょう 無名橋546	前山線	1983	2017	床板の変形	通行規制(損傷部)	修繕予定
立山町 (富山県)	むめいきょう 無名橋40	町道下金剛寺金剛新線	不明	2021	機能支障	仮受け材の設置(全面通行止)	架替予定
小松市 (石川県)	むめいきょう 無名橋7009	市道尾小屋新丸線	不明	2015	上部工、下部工の剥離、鉄筋露出	全面通行止	撤去中
小松市 (石川県)	さかい ^{ばし} 橋	市道江指町勘定線	1926	2018	主桁の腐食・欠損	バリケードを設置し全面通行止	架替中
白山市 (石川県)	おぞうおおはし 尾添大橋	中宮尾添線	1973	2018	橋台基礎における地盤崩落	バリケードを設置し全面通行止	撤去予定
白山市 (石川県)	ごみじまばし 五味島橋	ダム1号線	1979	2018	主桁の座屈	バリケードを設置し全面通行止	撤去中
				2021			

2) トンネル

① 判定区分Ⅳのトンネルの措置内容（完了済・予定のものを含む）

管理者	管理中					撤去・ 廃止済 ※1	計	うち措置未完了 (下記リスト参照)			
	計	修繕		廃止	対応未定						
		うち、 未完了									
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0			
都道府県・ 政令市等	0	0	0	0	0	0	0	0			
市町村	8	1	1	5	1	2	10	7			
合計	8 (80%)	1 (10%)	1 (10%)	5 (50%)	1 (10%)	2 (20%)	10 (100%)	7 (70%)			

※1：判定後、撤去・廃止により管理施設から除外されたもの。

※高速道路会社管理のトンネルは健全度Ⅳの施設なし。

② 国土交通省（0箇所）

③ 都道府県・政令市等（0箇所）

④ 市町村（7箇所）

管理者	施設名	路線名	建設 年度	点検 実施 年度	損傷の具体的内容	緊急措置内容	緊急措置後の 恒久的な措置 (2023.3月末時点)
見附市 (新潟県)	とちくぼずいどう 栃窪隧道	椿沢・栃窪線	1956	2019	坑口の崩壊	全面通行止	未定
村上市 (新潟県)	おおさきやま 大崎山トンネル	市道府屋碁石 線	1955	2019	本体工の材質劣化	全面通行止	廃止予定
村上市 (新潟県)	まのうち 間ノ内トンネル	市道府屋碁石 線	1955	2019	本体工の材質劣化	全面通行止	廃止予定
富山市 (富山県)	すなぐら 砂蔵トンネル	市道蟹寺加賀 沢線	1977	2018	側壁に段差を伴う ひび割れ、坑門ひ び割れ	全面通行止	修繕中
白山市 (石川県)	かずせざいどう 数瀬隧道	市道数瀬2号 線	1959	2018	アーチ部のうき、 側面壁の欠損	全面通行止 (2004より)	廃止予定
白山市 (石川県)	すすくりざいどう 鈴栗隧道	市道ダム1号 線	1979	2018	アーチ部のうき	全面通行止 (1985より)	廃止予定
白山市 (石川県)	しらおさかいざいどう 白尾境隧道	市道ダム1号 線	1979	2018	アーチ部の漏水、 空洞	全面通行止 (2014より)	廃止予定

3) 道路附属物等

① 判定区分Ⅳの道路附属物等の措置内容（完了済・予定のものを含む）

※1：判定後、撤去・廃止により管理施設から除外されたもの。

※高速道路会社管理の道路附属物等は健全度Ⅳの施設なし。

② 国土交通省（0施設）

③ 都道府県・政令市等（0施設）

④ 市町村（1施設）

管理者	施設名	路線名	建設 年度	点検 実施 年度	損傷の具体的内容	緊急措置内容	緊急措置後の 恒久的な措置 (2023.3月末時点)
阿賀町 (新潟県)	いがしま 五十島スノーシェッ ド	町道向山戸線	不明	2019	頂版からの漏水お よび遊離石灰	ゲートを設置し 全面通行止	未定